

令和 2 年 第 2 回 知名町 議会 定例会

第 1 日

令和 2 年 6 月 16 日

令和 2 年第 2 回知名町議会定例会議事日程
令和 2 年 6 月 1 6 日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
(議 長)
- 日程第 4 行政報告
(町 長・教育長)
- 日程第 5 報告第 1 号、報告第 2 号
- 日程第 6 一般質問
 - ①今井 吉男君
 - ②福井 源乃介君
 - ③外山 利章君
 - ④西 文男君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	名 間 武 忠 君	1 3 番	平 秀 徳 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	今 井 力 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 山 裕一郎 君
副 町 長	赤 地 邦 男 君	税 務 課 長	柴 照 和 君
教 育 長	林 富義志 君	町 民 課 長	平 和 仁 君
総 務 課 長	瀬 島 徳 幸 君	保 健 福 祉 課 長	成 美 保 昭 君
総 務 課 参 事	藤 田 孝 一 君	水 道 課 長	池 上 末 亮 君
企画振興課長	元 栄 吉 治 君	子 育 て 支 援 課 長	池 沢 由美子 君
農 林 課 長	安 田 末 広 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 学 校 教 育 課 長	甲 斐 敬 造 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 村 隆一郎 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	高 風 勝一郎 君
建 設 課 長	平 山 盛 文 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 修 吉 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君		

△開 会 午前１０時００分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

ただいまから令和２年第２回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（平 秀徳君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって宗村 勝君及び大藏哲治君を指名します。

△日程第２ 会期の決定

○議長（平 秀徳君）

日程第２、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月１９日までの４日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月１９日までの４日に決定しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（平 秀徳君）

日程第３、諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してありますが、若干申し上げます。

３月の第１回定例会後も全国で新型コロナウイルス感染者が増加し、４月７日に７都府県に緊急事態宣言が発令、４月１６日には対象地域を全国に拡大したが、終息の兆しは見えない状況にあり、各種イベントの中止や規模縮小、自粛が行われ、

私ども議会においても各種会議や研修会も中止となりました。

５月１４日、８都道府県を除く３９県、５月２５日に全面緊急事態が解除となりましたが、町民の皆様には引き続き県外への不要不急の移動、旅行の自粛、３密を避け、アルコール消毒やマスクを着用し、万全の対策で感染予防に努め、早期の終息を願うところでございます。

３月２５日、令和２年度知名町奨学生推薦会が議会委員会室で行われました。推薦会は町長の委嘱する１０名以内の委員で構成され、審査の結果、貸付け対象及び要件をクリアし、６名の方が一般奨学資金の貸付けに該当されました。将来、知名町振興、発展に寄与するものと期待をしております。

４月１０日、令和２年度知名町転入教職員宣誓式が中央公民館で開催されました。令和２年度は、教員、事務職、非常勤２３名の方が町内の各小中学校に転入されました。本町の教育行政の基本目標である自分を高め、心豊かで郷土を愛する「知名人（ちなんちゅう）」の育成に努め、本町のすばらしい自然や歴史、文化等を生かした特色ある学校づくり実現に向けて取り組んでいくものと期待をしております。

４月１５日、国営沖永良部土地改良事業促進協議会、令和２年度会計監査を議長室で和泊町議会議長と私で行いました。本協議会は、両町並びに関係機関の理事・幹事会で構成され、国営事業並びに関連県営事業の促進及び連絡調整を行い、当該事業を達成するための事業推進に必要な関係機関との連携、畑地かんがいや農業農村整備事業の促進に必要な事業を行うことを目的とし、予算は両町で約４０万円の負担金で運営されております。主な支出は、協議会の各種会議への参加や視察研修費、需用費、九州及び県協議会への負担金、水どう宝プロジェクト、ジオラマ制作への協賛金となっています。

令和元年度までの国営地下ダム進捗率は８３．９％で、中央管理場建設も完工し、令和３年度に完了予定となっています。

附帯県営事業、畑地帯総合整備事業は、昭和５６年に着手し、令和８年完了となっています。

４月２７日、沖永良部地区農業普及事業協議会、令和元年度の会計監査が、議長室で和泊町議会議長と私で行いました。協議会は、沖永良部、与論３町の行政、農業関係機関、県大島支庁、沖永良部事務所で構成され、負担金は３町、関係機関で８３万９，０００円の予算となっております。主な活動は、地域農業の振興、発展を目的とし、担い手育成を推進し、地域の特性を生かした産地の確立を目指し、農業改良に関する調査研究や啓発活動を行うほか、担い手の育成及び農業青年の育成、地産地消活動、農村女性活動の促進及び生活研究グループの活動支援を行っていま

す。総会は５月８日付で書面決議となり、役員改正では令和２年度から４年度まで今井知名町長が会長に就任いたしました。

報告事項には載っていませんが、群島議会議員大会が５月２８日に開催となっていました。コロナウイルスの関係で中止となり、来年改めて奄美市で開催予定となりました。大会で決議予定だった要望事項５項目、知名町、和泊町、与論町の提出議題、アイランドホッピングルートの運賃軽減並びに利便性向上については書面決議し、５月１９日に地元選出の国会議員、県議員に送付いたしました。

５月３１日、１０月開催予定の第７５回国民体育大会、第２０回全国障害者スポーツ大会、燃ゆる感動かごしま国体デモンストレーションスポーツミニバレーが、知名町実行委員会主催で町民体育館で開催されました。デモンストレーションスポーツは、子供から高齢者まで誰もが参加、活躍できるスポーツで、県内の市町村で３６競技が行われます。

本町でのミニバレーは、バドミントンコートとネットを使用し、４人制でプレー、ボールはビニール製で軟らかく、島内の男女混成とふれあい２部門に１２チームが参加し、競技が行われ、男女混成の部で知名町バレー連盟、ふれあいの部で名間ちゃん、副議長のチームが優勝しました。

次に、地方自治法第２３５条の２第１項の規定による例月出納検査の結果について、同条第３項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第４ 行政報告

○議長（平 秀徳君）

日程第４、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

○町長（今井力夫君）

議場内の傍聴者の皆様、そしてネット中継をご覧の皆様、改めましておはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、本日傍聴においでいただきまして誠にありがとうございます。今後とも町政に対するご理解、ご協力のほど賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

行政報告を行う前に、新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、感染により入院加療中の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。そして、医療の最前線におきまして、懸命に治療等に従事されております医療関係者の皆様に衷心より感謝と敬意を表します。

今や世界で756万人余りの感染者になっております。その中で、お亡くなりになられた方が43万人近くに上っております。21世紀に入りまして起きた大事件の中で、この新型コロナ肺炎ほど世界中の市井の人々に直接影響を与え、生死や生活を左右したパンデミックはほかにはないのではないのでしょうか。

また、アメリカ国内における白人と有色人種のコロナ感染によります死亡数の差、また、黒人男性が警察官による圧死による死亡事故に端を発した人種差別問題は、今や全世界に抗議デモが広がっております。新型コロナウイルス感染症は、幾つかの新たな問題を私たちに提起しているのではないのでしょうか。

さて、本町では、感染の広がりを抑えるために各種イベントの中止や延期、町有施設の休館、国や県からの要請を受けて、学校やこども園、放課後児童クラブ等の臨時休業を実施してまいりました。皆様のご理解とご協力をいただき、大事に至っていないのが現在でございます。そのことに対しまして心よりお礼申し上げます。引き続きウイルス感染に関する正しい情報を町民の皆様に速やかにお伝えしていくとともに、沖永良部医師会や町内の基幹病院などの関係機関と連携を図り、感染症に対する治療や相談体制の充実を図り、感染の拡大防止に全力で取り組んでまいりたいと思います。

加えて、長期にわたる外出自粛やイベントの中止等により、地域経済の冷え込みが深刻化しております。本町におきましても、各種貸付け制度などを通じた生活支援や事業者向けの特別金融相談窓口の設置などの手だてを講じております。今後も国・県の動向、施策を注視しながら、知名町商工会議所などの関係機関、団体と力を合わせ、この困難を乗り越えていきたいと思っております。

早々に新型コロナウイルス感染症の終息を願ってやみません。

それでは、私の閉会中の行政報告を行います。

3月6日金曜日、沖永良部地区新型コロナウイルス感染症対策会議が、18時より消防本部で開催されております。参加者は両町長、議会代表、区長代表、沖永良部医師会の皆様、そして徳之島保健所長、ほか島内にあります介護施設の関係者の皆様が参加しております。

主な話合いの内容は3点ございまして、まず、新型コロナウイルス感染症対策本部の資料より、国内外の感染の状況、PCR検査についての徳之島保健所長のご説明がありました。2番目に、島内におけます標準予防対策を徹底していくこと、それから正しい情報と対応、体調不良者においては、すぐに医療機関を受診するのではなく、必ず保健所に連絡をしていくということを確認しております。3つ目におきましては、その受診の目安となるのが37.5度以上、そして、熱が4日以上継

続した場合にこういうふうな手続を踏んでいくということを確認しております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関します会議、打合せ等は三十数回に上りますので、この後は時間の都合もございますので、主立ったもののみを報告させていただきます。

3月16日9時より、フローラルパークの家庭菜園として使用しておりました箇所をグラウンドゴルフ協会や地域住民約四十数名が集まり、甲斐組の技師の指導の下、芝張りを行っております。このようなボランティア活動が町民主体のまちづくりの基本になると思っております。これまでの芝を張ったところに関しましては、町内の子供たちの遊び場がないというようなこともございましたので、今後はこのような芝を使って、全ての町民が健康維持のために使えるような施設になればなと思っております。

3月24日、沖永良部衛生管理組合の議会がございました。主なものは、令和2年度の予算審議でございました。その中で、火葬場の改築工事に1億859万7,000円を計上しております。火葬炉新設工事費用は、両町の過疎債を投入して充てることになっております。火葬場の2号棟は築30年余り経過しており、電気機械設備の機能低下が見られることから、火葬炉の更新と併せて2号棟の改築を計画し、厳粛な儀式の場として整備していくことになりました。

また、ごみ処理施設の長寿命化についてどう対応していくかということが話し合われまして、ごみ処理施設の将来的な在り方を考えるに当たりましては、施設設備、装置などの整備、それから町民のごみ減量化とごみの資源化を含めた検討を、今後両町で積極的に検討していこうということを確認しております。

続きまして、沖永良部バス企業団の議会がございました。これまで和泊港、伊延港、知名港へのデマンド運行は、昨年までは年間を通して90名ほどでしたけれども、本年度は防災無線やホームページ、または船内でのポスター掲示等により、デマンド利用者が333名に増加していると、また、徳洲会病院前にも停留所を設置した結果、乗降客が1,532名に達していると、また、空港線の時刻の変更につきましては、これまでは飛行機の発着に合わせてバス時刻が4回ほど年間に変更しておりましたので、これにつきましては、利用者から時間がたびたび変更になるので利用しにくいという声もございましたので、令和2年度からは空港へのバスの発着時間につきましては、年間を通して一定に定めるということになりました。

続きまして、沖永良部広域事務組合の議会についてでございます。令和元年度の予算の審議、そして令和2年度におきます予算審議等が行われました。歳入、歳出を3億8,434万3,000円としております。これは、前年度に比べますと

77万4,000円減額になっておりますが、主な理由といたしましては、人件費等の減額によるということです。令和2年度の歳入につきましては、4億9,214万5,000円となり、そのうち消防費につきましては、総額が4億3,127万5,000円となります。内訳といたしまして、知名町の負担が1億4,434万8,000円、和泊町が1億4,897万9,000円、与論町が1億2,947万9,000円となります。また、介護保険費用といたしましても、内訳が知名町は2,063万2,000円、和泊町が2,213万9,000円、与論町は1,800万2,000円となります。

歳出におきましては、本年度、与論分遣所におきます救助タンク車を8,900万円を計上して整備することになっております。

3月26日、国営沖永良部農業水利事業中央管理所の建設工事の落成式がございました。この施設は、令和元年6月11日より令和2年3月16日の約280日間をかけて建設が行われております。建設費用が3億4,000万円の予算で行われ、鉄筋コンクリートの二階建て、建設面積が218平米、延べ床面積が416平米の管理棟でございます。これが完成しまして、今後沖永良部全体の水利事業に大きく貢献するのではないかと思います。

続きまして、4月1日、庁舎内におきます役場職員の辞令交付等を行いました。なお、本年度の新規採用職員が8名、それから地域おこし協力隊2名に対して辞令交付を行っております。

4月1日には、沖永良部島内におきます陽性者の発表を受けまして、各種協議を行っております。18時30分より役場庁舎内におきまして、関係部署の緊急会議を行っております。そして、夕方の放送によりまして、私自身でマイクを持ちまして、島内におきます陽性者が発生したこと、それから、4月4日まではこども園、保育所、児童クラブの臨時休園を行うと、それから、町民の皆様には不要不急の外出の自粛について直接防災無線によって放送しております。

4月2日、本町におきます新型コロナウイルスに対する対策本部を設置しております。この日、午後3時より、和泊町におきまして両町長、保健関係の職員合同で、今後の対策等について検討を行い、そして、4月3日金曜日に18時30分より、新型コロナウイルスに対して第1回の感染症危機管理沖永良部地区現地対策協議会を開催しております。主な内容につきましては、学校や医療機関、介護施設等の再開について討議しております。その結果、4月6日より学校を再開するということを決め、4月6日に入学式を挙行し、実施に当たっては規模を縮小するということを決めております。

また、町の施設等においては、当分の間閉館にすると、それから、各種団体の総会、イベント等の自粛を呼びかけております。

また、消防署のほうから、救急車が2台しかございませんので、コロナウイルス感染者におきましては、搬送においては、両町からの車の提供をしていただきたいということがございましたので、両町から車を提供することを決定しております。

4月8日、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡には緊急事態宣言が発せられましたので、このような宣言を受けて次のようなことを協議しております。不要不急の外出を自粛する、それから、7都府県からの来島は厳に慎んでもらう、手洗い、うがい、消毒などの標準予防策をしっかりとっていただく、それから、町民向けのマスクを購入していく、消毒用アルコールの購入を行うというようなことを検討しました。そして、4月10日、区長会においてこのような決定事項の伝達を行っております。

また、4月10日には民生委員・児童委員の厚生労働大臣賞の特別表彰を、町長室で三原頼子氏に行っております。

続きまして、4月16日午後1時より、新型コロナ対策の検討会を両町と徳之島保健所長を交えて行なっております。ここで検討したことを基に、その日の18時30分から知名町商工会館において、第2回目の感染症沖永良部現地対策協議会を開催しております。ここにおいては、徳之島保健所長との協議結果といたしまして、島内におきましては、濃厚接触者は14日間の期間に症状が出ていないので、陰性とみなしていると。したがって、和泊町在住者の陽性者を起点とする新たな感染者はいないものと判断しているということを報告しました。

あと、県やJACへの要望等について報告しております。特に、JAC取締役と、4月15日、私のほうで面会したときに、鹿児島空港や那覇空港における体調不良者に対しては、奄美群島への来島自粛要請をしていただきたい、それから、特に7都府県からの来島を厳に慎むように、空港のほうで啓発活動を行っていただきたい、37.5度以上の人に対しては、飛行機への搭乗拒否をしていただきたいというようなことを要望したことを報告させていただいております。

また、このときに、外から来島された方におきましては、2週間の自宅待機は今後も続けるということ、それから、ゴールデンウィーク中の島外への旅行等を厳に慎んでいただくというようなことを決定しております。

この第2回目の協議会のときに、医療関係者の皆様から、医療従事者に対する誹謗中傷があるということが非常に残念であるという話をお聞きしまして、我々行政といたしましても、医療従事者やその家族に感謝の意を表明し、町民の皆様には医

療従事者ありがとう宣言を行っていきたいというようなことをお話をさせていただきました。

４月１７日１５時３０分より、庁舎建設プロポーザル審査会を行っております。この審査員といたしましては、友清貴和鹿児島大学名誉教授、鷹野敦鹿児島大学学術研究院理工学（工学系）建築学専攻准教授、外山利章まちづくり町民会議の会長、北方智裕県土木建築課の営繕室長、赤地邦男副町長、瀬島徳幸総務課長、平山盛文建設課長等がこの審査員になっております。

ここにおきまして、知名町の新庁舎建設の基本設計の公募型のプロポーザルをどのように行っていくか、審査基準をどうするのか、審査日をいつにするのかというような具体的なことを検討しております。

それから、４月２１日、知名町の医療従事者に対しまして、ありがとう宣言を１７時２０分より役場前において行っております。また、このとき、医療従事者への感謝を込めた横断幕の掲示も行い、徳洲会病院のほうから藤崎医師や松田事務長、担当に当たっております看護師に参加していただいて、役場職員全員が役場前でお三方に感謝の意を表して拍手を行っております。

４月２３日、株式会社ジュコルドンの取締役であります五百蔵裕一氏と、知名町の絵はがき用のイラストを依頼しております。後日、作品を譲渡していただいております。この五百蔵氏は、稲水公園の設計施工に関わっていただいた方で、沖永良部では年間を通して花が咲いている、来島するたびにその咲いている花をスケッチしておりましたので、その絵を私ども拝見させていただいておりますので、いつか五百蔵氏の絵を使った絵はがきを作成し、知名町をＰＲしたいと考えておりました。

五百蔵氏から譲渡していただきましたイラストを基に、今後はふるさと納税者へのお礼状、または島外の知名町への応援者の皆様に近況報告などを行ってまいりたいと思っております。また、フローラルホテルにおいて、この絵はがきの販売も行っていくつもりでございます。知名町ならではのおもてなしに使えるのではないかと確信しております。

それから、１０時には地域おこし企業人、これは特定非営利活動法人の離島経済新聞社の大久保昌宏氏でございますけれども、本町における地方創生に関する取組の内容についてテレビ会議を行っております。地域おこし企業人交流プログラムというものは、地方公共団体が３大都市圏に所在する民間の方たちを一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かして地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事してもらうプログラムでございます。この大久保氏は、内閣府の特定有人離島

地域におきますプロジェクト推進アドバイザーや、それから総務省の地域力創造アドバイザーとして活躍をされております。現在、東京都から委託事業といたしまして、利島産のツバキ油のブランド事業や、北海道利尻町におきます利尻島漁業の魅力化事業で大きな成果を収めている方でございます。これまでの氏の実績を参考にしながら、今後知名町の地域おこし企業人として活躍していただきたいと思っております。

続きまして、5月5日、第3回の感染症危機管理現地対策協議会を和泊町役場に行っております。ここでは、連休明けの学校再開、それから介護施設の対策、各種イベント、飲食業等についてどう対応していくかということを検討しております。ここで決まったことが、空港や港においては37.5度以上の発熱者がいないか、毎日乗降客に対して検温をしていくと、今後も検温していくということを決定しております。

それから、5月7日からは保育園やこども園、それから放課後児童クラブは通常どおり開始する、ただし、部活動やスポーツ少年団活動についてはまだ自粛を行っていくと。介護施設においても、コロナウイルス対策を十分にしながら開所していく、原則的には通常の運営を行っていくということです。

それから、各種イベントにおいては、少人数の開催は認めていくと、5月中のイベントは、おおむね各団体が自主的に自粛をしておりましたので、5月以降自粛を解除していこうということになりました。飲食店におきましても、5月20日までは県が休業要請を指定している施設においては、5月14日の中間評価を基に考えていくということにしてありました。

5月12日には、三反園知事と電話会談で、今後の沖永良部におけますコロナウイルス感染症に対しての対応策を協議いたしました。

5月13日には、沖永良部農業用廃プラスチック類の適正処理推進協議会がございました。令和元年度の実績報告や収支決算報告がございました。この中で、令和2年度10月からは、農業用廃プラスチック類におきましては、農家による適正処理がほぼ定着してきたということから、これまで協議会が負担しておりました処理料金の負担割合の見直しを行っております。農家の持込み料金を1キログラム当たり50円だったものを60円に値上げをすると、また、使用済みの農薬容器についても、令和2年12月からは持込みをした方々が50円を負担していくというようなことを決定しております。

5月14日18時30分より、第4回の感染症危機管理沖永良部現地対策協議会を開催し、県知事が県内におきます移動の自粛を解除したということを受けまして、

県内における島内の皆さんの移動の自粛を解除することにしております。

また、各種イベントにおきましても、島内在住者のみにおいて行われるものについては、自粛を解除していくということにしてあります。飲食業関係におきましても、県外からの来島者で２週間以内の人は店内への入店を固くお断りしていただく、そうした上で、飲食業におきます自粛の解除も行っていくということを決定しております。

５月１５日、これは県内移動や飲食店の自粛解除について、私自身で防災無線で放送しております。

５月１４日、国は鹿児島県を含む３９県の緊急事態宣言の解除を発表しております。そこで、県内の移動や飲食店における自粛要請を解除すること、ただし、他府県への不要不急の移動は５月いっぱい自粛してくださいと、それから、これまでの医療関係者の皆さんの献身的な医療活動、飲食業や観光産業の皆様が営業自粛していただいていることに対し感謝申し上げますということを、防災無線で放送させていただきました。

５月１８日は、特定定額給付金の字における申請受付を開始させております。

また、５月２０日には、第２８回知名町夏まつり＆大山祭第１回実行委員会を開催し、本年度の関連行事を全て中止するということに決定してあります。

５月２１日、議員の全員協議会がございまして、コロナウイルスに対して町としてどう対応していくかというようなことについて、協議をしております。

また、この５月２１日夕方には、議会を代表いたしまして議長、副議長より議員報酬２０％を３か月間カットし、町の経済活動の支援に充てたいという申入れを受けております。

５月２７日、町内在住の方から高額の寄附金を、コロナ対策及び町の振興事業等に使っていただきたいということで、高額寄附を受けております。

また、５月２７日には、新型コロナウイルス感染症対策本部を解散しております。

５月２８日には、原田酒造様より消毒用アルコールを３００本寄贈を受けております。この消毒用アルコールは、現在、消毒用アルコールが非常に品薄状態でしたので、大変助かっております。１８０本は、本町内で学校や福祉施設に配付して、残りの分につきましては、和泊町には７０本、与論町にも５０本配付してあります。

それから、知名町特産の桑茶を町内の子供たちによく知っていただきたいという狙いから、知名町特産の桑茶を町内の全小中学校に無料で今後提供していくと。児童・生徒の健康増進、それからシマ桑茶の認知度を高めていくという狙いから、こういう無料提供を行っていくことにしまして、校長会の代表であります知名小学校

の長野校長先生に、全体を代表いたしまして贈呈しております。

５月２９日には、フローラルホテルの決算役員会を行っております。今期は中小企業の診断士であります長友氏を招聘いたしまして、氏の経営改善に対するアドバイス等をいただきながら、経営改善に取り組んできた一連のことを報告しております。しかしながら、コロナウイルス感染症の拡大により、宿泊客が７，５８３人となり、前年よりも１，１２３名減少したり、宴会や会議等のキャンセル等によりまして、純利益がマイナス９４８万９，０００円余りとなったことを報告しております。

５月３１日、先ほども議長のほうからございましたけれども、第７５回国民体育大会デモンストラーションスポーツ・ミニバレーボール大会を、１２チームが参加した上で開催しております。この中で、３つ開会式で述べさせていただきました。かごしま国体の成功を祈念すること、２つ目は、コロナウイルス感染症に負けない元気な知名町であっていただきたい、３つ目に、町民の生命と健康に日々活動していただいております医療従事者への感謝の念をみんなで表現したいという３つの願いを込めて、本大会を開催しました。

６月９日には、畑かん推進協議会が和泊町役場会議室において行われました。これにつきましては、今後令和２年度の事業計画や予算について審議しました。その後に、令和３年度でこの国営事業が終了しますので、それに向けて、これまでの取組をビデオ作成をしていきたい、完成したビデオを、和泊町においてはサンサンテレビで放映し、知名町においてはＤＶＤを知名町には準備して、各関係機関で活用していただきたいというようなことを決定しております。

６月１０日には、消防の表彰伝達式を行っております。知名町消防団が厳正な規律を保持し、熟達した技能を有し、かつ平素から消防の使命を達成することに努めており、他の模範となる消防団として非常に優れていると評価され、鹿児島県から本町の消防団１団体だけ、日本消防協会から優良消防団として表彰を受けましたので、その伝達を永田団長や副団長、それから菊地副団長等に町長室で伝達しております。

また、この日には新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、窓口を設置しました。

６月１５日には、新聞にも載っておりますけれども、知名町のプラスチック製品の削減制限を行っております。プラスチック製品の制限をしていくことによって、海洋環境を少しでもよくしていきたいと、また、そういうごみの減量化に向けての町民の意識の高揚に努めてまいりたいということで、まずは本町役場職員の中から

そういう機運を高めていきたいということで、庁舎内におけるペットボトル等の持込みを自粛していくことを決定しております。

以上で、私の休会中の行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（平 秀徳君）

これで、町長の行政報告は終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（林 富義志君）

改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから閉会中の教育行政について報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。主なものについてご説明いたします。

3月12日、3月2日から15日までの全国一斉学校休業中でしたが、知名中学校、田皆中学校で卒業式を行いました。コロナウイルス対策として、県が要請する卒業式の簡素化で、初めて式辞、告辞、祝辞を削減し、来賓招待自粛の異例の卒業式でした。

午後からは、役場で新型コロナウイルス感染対策会議があり、担当の保健福祉課より現状の説明と、今後の感染者が出た場合の対策等について話し合いがありましたが、教育委員会としては、小中学校の卒業式の件、春休みまでの学校の方針等について説明し、春休み後については国・県の動向を見ながら、教育委員会で協議していくことを報告いたしました。

3月16日、学校が再開になったので、全7校を回って校長と面談し、引っ越してきた子供の状況等について確認をいたしました。2週間の休校で特に問題になる児童・生徒の報告はどの学校もありませんでした。

3月24日、町内の5校の小中学校で、中学校と同様に規模を縮小してのコロナ感染対策を十分行って、卒業式が行われました。

4月3日午後2時から、議会委員会室で令和2年度の特別支援教育支援員の辞令交付式を行いました。今年は12名の採用予定ですが、2名の支援員がまだ決まっていませんでしたが、その後17日に2名の支援員と面談を行い、それぞれ委嘱いたしました。

18時30分からは、和泊町の会議室で、第1回感染危機沖永良部地区現地対策協議会が開催され、各機関からの報告と今後の対策、6日からの学校再開等について意見交換が行われました。医師会の意見等を参考に、6日の入学式から学校再開は、感染予防対策を十分に配慮した上で、両町とも再開するということで決定いたしました。

4月16日は、先ほど町長から詳しく説明がありましたけれども、両町の保健連絡会、それから、夕方6時30分からの第2回感染症危機管理沖永良部現地対策協議会が開催されましたが、内容については詳しく先ほど町長から説明がありましたので、省きたいと思います。

4月18日、17日に全県が緊急事態宣言の対象区域に指定されたことを受け、同日、県知事から、県内の学校設置者に対して、4月22日から連休明けの5月6日までの臨時休業要請がありましたので、両町の対策本部がこの件について、知名町役場会議室で緊急対策会議を行い、県の要請どおり22日から5月6日までの臨時休業することを決定いたしました。こども園、保育園についてはこれまでどおりの運営です。

今回は水際対策として、臨時休業中にやむを得ず島外に渡航する場合は、帰島した翌日から2週間は自宅待機とする、この場合は出席停止扱いであり、欠席とはならない旨を両町で確認いたしました。

学校は準備等があるので、同日の午後に臨時校長研修会を開催して、22日からの臨時休業、4月30日を登校日とすることを決定しました。ちなみに、奄美の5市町村は、コロナ感染者患者が2名出たということもあり、2日早めて20日からの臨時休業でした。

4月23日、各小中学校7校、指導主事と地域おこし協力隊の釜さんと3名で訪問して、校長、教頭と面談、連休中に島外に出る児童・生徒、保護者がいないかどうかの確認と、連休中にオンラインで学習できるシステムができたので、この活用について、学校の意見を聞きました。オンライン学習については、4月30日の登校日に保護者用のチラシを配付して、スタートすることにいたしました。

5月5日、第3回の感染危機管理沖永良部地区現地対策会議が和泊町の役場で開催されましたが、先ほどこの件についても町長から説明がありましたので、省略したいと思います。

5月14日、鹿児島県の緊急事態宣言の地域解除に伴い、第4回感染症危機管理沖永良部地区現地対策協議会が知名町商工会館の会議室で行われました。内容については、今後の町の対応、対策はどうなるかの意見交換でしたが、教育委員会関連では、島外に出た場合は、帰島後2週間は自宅待機と決めてありましたが、今後は県内移動であれば、2週間の自宅待機は解除するということになりました。体育館でのスポーツ大会も、島内の参加者だけの大会であれば、感染対策を講じて実施してもいいのではないかという意見も出されました。15日には、この会議の内容を関係機関に報告し、周知をお願いしたところです。

５月３１日、先ほど議長と町長からも説明がありましたが、デモンストレーションのミニバレー大会ができました。久しぶりの大会ということで、大変元気が出たところです。

６月２日と３日、教育委員会の恒例の第１回学校訪問がありましたが、昨年より学校における業務改善の一環として、また、今年はコロナ問題で学校訪問時間を短縮して行いましたが、授業参観については、学校によって学級数の違いがあるので、一律同じ時間設定でなくてもいいのではないかなというふうに感じました。

午後からは、田皆中学校で、令和２年度の沖永良部秋季教育研究大会の運営委員会がありましたので、開会の挨拶と指導を行いました。今年は小学校部会は内城小学校、中学校部会は田皆中学校で、１２月に行われます。

６月１５日、第１回知名町教育支援委員会を開催いたしました。３名の継続委員と新規で９名の委員の皆さんに辞令を交付いたしましたが、途中入級の子供たちの承認や、課題となっている問題等について協議が行われました。１２月に第２回の、来年度、令和３年度の児童の判定がなされるわけですが、お互い情報交換をして、適正な判断がなされるよう要望いたしました。

私のほうからは以上です。

○議長（平 秀徳君）

これで教育長の行政報告は終わりました。

以上で、行政報告を終わります。

△日程第５ 報告第１号、報告第２号

○議長（平 秀徳君）

日程第５、報告第１号から報告第２号までについて、町長から提出のありました報告第１号、繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、報告第２号、繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）は、お手元に配付のとおりです。

△日程第６ 一般質問

○議長（平 秀徳君）

日程第６、一般質問を行います。通告に従って、順次発言を許可します。今井吉男君。

○ 9 番（今井吉男君）

おはようございます。多数の皆様が議会傍聴していただき誠にありがとうございます。

議席 9 番、今井吉男が一般質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響について。

令和 2 年 4 月 13 日付で、知名町議会議長宛てに知名町商工会長とおきのえらぶ島観光協会会長連名で、新型コロナウイルス感染症の影響に関する要望書が提出されました。その内容は、新型コロナウイルスの影響により、飲食業、宿泊業等の観光関連産業を中心に、地元の利用者が大幅に減少し、予約キャンセルが続き、売上げ減少に歯止めがかからない状況を訴え、政府は 45 兆円規模の資金繰り支援や税の納付猶予制度をはじめ、大胆かつ迅速な事業者への支援を発表したが、国の施策が届くまで時間がかかることから、町に対して国からの支援金が届くまでのつなぎの支援を要望していますので、議会と町当局が協力して、要望を真摯に受け止め、町内事業所の廃業や倒産を出さないためにも早急に支援策を打ち出す必要があります。

以上の要望を踏まえて、次の質問をします。

①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減等で町民の生活が厳しい状況にあるので、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、または、生活が安定するまでの間、町議会議員と町三役（町長、副町長、教育長）の報酬、給料を一律に 10%か 20%カットして、カット分を収入が大幅に減少した町民や事業所への支援金に充当すべきではないかということですが、私は 5 月 7 日に一般質問通告書を議会事務局に提出しました。その後、5 月 21 日に議会全員協議会が開催され、議員報酬のカットについて協議をした結果、議員報酬を一律 20%カットすることが決定しました。しかし、期間については、現議員の任期が 9 月 13 日で満了するため、議員報酬のカット期間は 6 月から 8 月までの 3 か月間となりました。

また、町三役の給料カットについては、先ほどの町長、教育長の行政報告の中でもございましたが、5 月 23 日付の新聞報道にもありますが、議会全員協議会の翌日、5 月 22 日に町長が 25%、副町長と教育長が 20%カットすることが決定しましたので、カット分を、この表とちょっと違いますけれども、試算しますと、議員報酬と町三役の給料カットを合わせますと、月額 9 万 5,850 円、3 か月合計で 29 万 7,550 円となります。

次に、②本町で唯一のホテル、おきえらぶフローラルホテルは、国内の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、宿泊や島内各種会合やイベントのキャンセルが相次ぎ、さらに、新規予約も全くない状況下であり、経営が非常に厳しい現状であり

ます。宿泊や各種会合、イベント予約が入り、経営が安定するまでの間、建物使用料、現在月額２００万円の免除はできないか。また、４０名、パート含めての従業員の雇用を維持するためにも、フローラルホテルを支援すべきではないか。

③新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した事業所や町民に対する給付金等、町独自の支援はできないか。郡内の他町村では、売上げが急激に減少した商工業者に一律１０万円の支援金を支給したり、全住民に現金や商品券を配ったり、また、児童手当の上乗せなどの子育て世帯への支援策を打ち出している中、知名町独自の支援策を打ち出すべきではないか。

④新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減となった生活困窮者に対する徴税等の納付猶予や、督促手数料と延滞金の免除はできないか。

⑤新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、水際防止対策の一環で、定期旅客線を利用する乗船客の検温や、国からの特別定額給付金の手続等、職員の業務量が増加している。職員の負担軽減と雇用対策面からも臨時職員を採用すべきではないか。

⑥新型コロナウイルス感染症の感染予防の一環で、学校の臨時休校が相次ぎ、児童・生徒の学力低下が懸念される中、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して在宅でのパソコンやタブレット端末による学習指導の構築はできないか。ちなみに、５月７日現在までの臨時休校の累計の日数は１７日間でした。

以上で１回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、今井吉男議員のご質問に回答してまいります。

なお、⑥の教育関係につきましては、教育長所管事項ともなりますので、教育長のほうで答弁させていただきます。

それでは、まず、①の給与等のカットにつきましてですが、先ほどの議員の説明、そして私の先ほどの話の中でも出しておりましたが、５月２１日に議員の皆様がコロナウイルスによって町内の経済が非常に停滞しかかっていると、この危機をどうにか打開していかなければいけないであろうということから、議員の皆様が積極的に給与カット等についてご審議していただき、その結果を議長、副議長のほうから町長室で、議員といたしましては２０％３か月間カットしていきたいという申出を受けておりましたので、それを受けて、私どもも検討させていただきました。

それを受けまして、本議会に提案いたしました町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について及び議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例についての議案において、６月から８月の３か月間、町長の給与月

額 25%、副町長、教育長の給与月額を 20%、それから議員報酬の 20%をそれぞれ減額し、その財源を新型コロナウイルス感染症対策に活用することと決定しております。

それから、2 番目につきまして、フローラルホテルの経営等につきましての支援策についてでございます。フローラルホテルの経営改善といたしましては、令和元年 6 月から、フローラルホテルと中小企業診断士が契約を行い、毎月、月次経営会議等を開催し、その会議において、ホテルの経営改善について取り組んできておりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、売上げが大きく減少しており、宿泊客及び宿泊に伴う宴会等のキャンセルが、5 月 31 日現在で、今年 2 月から 7 月までの確定しているもので、宿泊キャンセル数が 3, 285 人となっております。金額に直しますと 2, 248 万 1, 000 円余りの減収となります。宴会や会議等のキャンセルの人数が、およそ 2, 900 人に上ります。これらを金額にいたしましても 1, 055 万 2, 150 円の減収となります。合計にいたしますと 3, 303 万 3, 155 円の減収という厳しい状況に現在となっております。

このような状況を受けまして、町の財政支援といたしまして、上半期分の建物の使用料 1, 200 万円の減免を実施済みでございます。

フローラルホテルは、運転資金確保のために、日本政策金融公庫から 3, 000 万円の融資を受ける方向で動いております。また、経済産業省への持続化給付金 200 万円の申請も行い、全職員の雇用維持のための厚生労働省への雇用調整助成金の申請、また、鹿児島県への休業協力金の申請を実施しております。また、新型コロナウイルス対応の地方創生の臨時交付金を活用した町独自の支援策も実施しております。

なお、国の持続化交付金は既に支給されております。

ホテル独自の取組といたしましては、少しでも売上げを増やすための弁当の販売、夜のメニューをテイクアウト方式にしたり、大浴場サウナ室の改修を行ったり、SNS サービスの LINE を活用して情報発信を始めております。

フローラルホテルには約 40 名の雇用を生み出し、平成 29 年には今の上皇、上皇后様もご宿泊されております。知名町が誇る施設であります。町といたしましても、従業員の雇用の維持や施設の長寿命化に対して今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

③につきまして、町民等に対する給付金等は、町独自でどう考えているかという

ご質問でございますが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる支援策といたしまして、国・県から多くの支援策が示されております。インターネットを活用した申請のみであったり、対象事業者が限定されております。

そこで、町独自の支援策といたしまして、国・県の支援策の基準を満たさない事業所等で、新型コロナウイルスの影響を大きく受けていると思われる飲食業及び観光業の事業所を中心とした支援策を考えております。

現在、支援策といたしましては、商業者の事業継続支援金事業、それから、飲食店等におけますプレミアム付商品券事業、観光業の継続支援事業の3つを考えております。

商業者等の事業継続支援金事業は、新型コロナウイルスの影響により今月の4月、5月、6月のいずれかの月の売上げが、前年の同月に比べて20%以上減少した飲食店や観光産業に対しては20万円の支援金を支給する予定です。さらに、県外からのお客様の割合が高い観光アクティビティー関連事業者におきましては10万円をさらに上乗せした支給を考えております。

飲食店等のプレミアム付商品券事業は、新型コロナウイルスにより消費の低迷により大きな打撃を受けている飲食店等を中心に、宿泊業や観光業、タクシー、代行業とした業種に使うことができる町内における消費の喚起、下支えをすることを目的としております。そのため、町民を対象に商品券を発行します。商品券は、1万円を5千円で販売する、プレミアム率は100%となります。販売単位といたしましては、商品券1枚当たり1,000円の商品券を10枚ワンセットで販売する予定でございます。

最後に、観光業の継続支援事業につきまして、利用者の多くが県外を含む島外の方々であり、来島自粛要請解除後も需要が回復せず、経営困難な状況が続くと考えられる町内の観光アクティビティー関連事業者及び町内宿泊事業者等に対し、予約のキャンセル数に応じて1業者当たり40万円を限度に協力金を給付します。具体的には、非常事態宣言の発令された4月7日から6月18日までの間において、町内観光アクティビティー事業者においては、島外からの予約キャンセル数に各事業者が設定しているツアープログラム等の最安価格の2分の1を乗じた額を支給する予定です。町内宿泊業の事業者においては、宿泊予約に係る料金と5,000円を比較し、安い価格にキャンセル数を乗じた額を支給する予定としております。ただし、どちらの事業者においても、支給額の上限は40万円といたします。

以上、3つの支援策を町内においては考えております。

④生活困窮者に対する町税等の免除や猶予等につきましてでございますが、新型

コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和２年２月以降の任意の期間において、事業等に関わる収入が、前年の同期に比べておおむね２０％減少し、一時的に納付が困難な方は、令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに納期限の到来するたばこ税を除く全ての町税において、各納期限から１年間猶予を設けることができます。申請により猶予が認められた場合は、督促手数料も延滞金もかからないわけでございます。

また、国民健康保険税につきましても、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までに納期限が設定されている保険税で、減免基準により新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡したり、または重篤な傷病を負った世帯、主たる生計維持者の収入減が前年に比べて３０％以上認められる世帯におきましては、減免の対象になります。

⑤番、職員の負担軽減、雇用対策面につきましてもございますが、来島者の空港や港における検温につきましては、感染のリスク等を考慮し、職員の輪番制で対応しております。また、特別定額給付金等の事務につきましては、総務課において４名の臨時職員を採用し、申請書の受付から給付までの業務を行っております。

国の緊急経済対策に伴う特別定額給付金並びに地方創生臨時交付金等の各種施策に対応するため、職員の業務量は関係課において大変増加しております。適宜臨時職員の雇用を行うなどして、雇用の確保を図りつつ、職員の負担軽減にも努めてまいりたいと考えております。

以上で回答を終わります。

○教育長（林 富義志君）

それでは、今井吉男議員の⑥、ＩＣＴを活用した学習指導の構築についてお答えいたします。

今回のコロナウイルスによる学校休業中の在宅によるＩＣＴを活用した学習指導については、今年度学校教育課に配属された地域おこし協力隊の釜氏、地下氏の両名が、地域おこし協力隊の事業として、「オンラインｄｅまなび場」を開設し、町内の小中学校生を対象に、４月３０日から学習動画配信を始めたところです。

このオンラインｄｅまなび場は、家庭内で共有できるスマートフォンやタブレット、パソコン端末を利用して、インターネットを介して複数の人数で情報を共有できるＬＩＮＥのチャット機能を利用して、学習相談や体調管理等を実施してきたところです。

また、ＡＬＴの先生にも協力してもらい、英会話や英語の歌の動画を学校現場で撮影し、閲覧できるようにもいたしました。

今回は、オンライン学習の構築に向けての試みとして、春休み期間中に実験的に実施したところですが、今後は学校の学習指導としての構築に向けても、今後整備される校内ネットワーク整備による学校の安定したネットワークを利用して、学校から家庭への学習発信ができるよう、課題は山積みですが、少しずつ取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○ 9 番（今井吉男君）

それでは、順を追って再質問をいたします。

議員報酬と町三役の給料カットにつきましては、先ほど町長、教育長からもございましたので、これにつきましては、もうここで質問いたしません、この新型コロナウイルスの感染症で収入が大幅に減額、また減少した、そういう町民や事業所に対する、ぜひこのお金を使っていただくよう要請したい、これ一般財源苦しいからとそのまま入れるんじゃないくて、町長、これどういう使い方をする計画ですか、このお金の使い道。

○町長（今井力夫君）

今、ご指摘がありましたこれらの財源におきましては、当然町民に還元される方向で、我々としては随時施策を打っていきたいと考えております。

また、先ほどは申し上げておりませんが、この財源にさらに本町役場職員の皆さんからも応援したいということで、役場職員の皆さんからは自主的に寄附等いただいておりますので、こういう寄附等も合わせて町民の皆さんへの支援というものを深めていければと考えております。

○ 9 番（今井吉男君）

ぜひこの使い道についても、町民に分かるように、どういったところにこれを活用したということも、報告まで、集めるだけじゃなくて、使い道まではっきりと示して有効活用していただくよう、これ1番については以上で終わります。

次に、②についてでございますが、先ほど町長の答弁で、フローラルホテルの建物使用料、月200万円を半年分ということは、4月から9月までのということで理解してよろしいですか。

では、10月から来年の3月までの分はどのように考えていますか。

○町長（今井力夫君）

建物使用料につきましては、今現在、我々の計画といたしましては、4月から9月までを考えておりますけれども、その先については、ホテルの経営がどう動いていくかというのも検証しながら進めてまいりたいと思います。

また、国のほうの施策で、家賃等の補助等も出ておりますので、こういう施策等もありますので、これらも十分に見据えながら、国の援助がもらえるようでしたら、600万円が上限として国のほうも考えておりますので、こういういろいろな施策をどういうふうに活用できるかというあたりで、今現在は9月までですけれども、もらえるようになった場合には、上半期の部分におきまして、家賃を支払う形を取って、そして国の補助をまずもらって、後半のほうにこういうような減免措置というものも考えていかなきゃいけないのか、そういう意味では国・県の動向を我々はしっかり注視しつつ、その対応には本町にとって、フローラルホテルにとって最も適した活用の仕方というのを考えていかなければいけないのかなと考えております。

○9番（今井吉男君）

来年3月までにこの新型コロナウイルス感染症が終息すればいいですけども、しない場合、ぜひまた今後の半年間、残りもぜひ支援していただくよう要請をしておきます。

それから、先ほどの町長の行政報告の中でもございましたが、5月29日のフローラルホテル決算役員会の中で、町長、フローラルホテルの職員給料は、役場職員と比較して高いというふうに誤解をされているみたいですが、調べましたところ、平成25年度知名町決算書の給料表では、一般行政職、行一と技能労務職、行二の二通りの給料表が存在しましたが、平成25年10月11日当時の養護老人ホーム長寿園に勤務していた職員が退職、5月ですね、その労務職員の対象職員が1人もいなくなった関係で、技能労務職という給与表は存在しなくなりましたけれども、ホテルのほうは今でも行二の技能労務職の給料表を活用しておりますので、この平成25年度予算書の一般行政職、行一と技能労務職、行二の高校卒の初任給を比較しますと、行一の一般行政職が14万100円に対し、行二の技能労務職の初任給が13万7,200円ということで、2,900円少ないんです。

そういう関係で、決してホテルの職員の給料が高いわけではありませんので、その分はここではっきり申し上げておきます。

それから、このホテルについて、当時国民宿舎えらぶ荘がありまして、老朽化に伴い、当時の日吉町長が知名町にもホテルが1軒はどうしても必要だということで、強い熱意をもって現在のフローラルホテルが平成8年オープンしております。そして、現在に至っておりますが、当初私が聞いておりましたのは、職員の給与等についても、役場職員に準ずるというふうに聞いておりますので、当時の詳しい経緯をご存じの林教育長、その詳しい説明、分かる範囲内で、当時の日吉町長が言われた、ホテルにも国民宿舎にも関係しておりましたよね、教育長は。分かる範囲内で。

○教育長（林 富義志君）

平成8年度のオープンのときに、職員の給料ですか、今おっしゃったとおり、職員の給料について、役場職員に準ずるという形でスタートしたと記憶しております。

○9番（今井吉男君）

やっぱりそういうのは、ちゃんと町長も歴代の町長から引き継いでおられると思いますので、突然経営が厳しくなったからということで、外部委託とかそういう話も聞かれますので、そういうことが決してないように、職員も一生懸命経営安定化のためにいろんな努力をしているんです。いろんなメニュー作ったり、先ほど、持ち帰りの弁当を考えたりしておりますので、その辺は十分認識して、この知名町の観光業の顔ですから、ホテルは、ぜひこれから、今後とも存続するように、ぜひ町のほうでも支援をしていただくよう要請をしておきます。

それと、あと各種イベントや宿泊客の減少で、パート職員を中心に休業措置を取られていましたよね。その皆さんが生活が苦しいと、収入がなくて。その辺の、先ほどの制度を活用して、町長が言われた国の持続化給付金制度と雇用調整助成金の対象事業所になるということでもありますので、これとにかく国のいろんな、補正予算でも見ますけれども、支援策があるんですけれども、なかなかそれがお金が下りてくるまで期間かかりますけれども、この件について一つ下りたというのは、持続化給付金の下りてきたんですか。もう一つ、雇用調整助成金のほうはどうですか。どっちが。

○町長（今井力夫君）

持続化給付金の200万円は先日ホテルの口座のほうに入金があったというふうに聞いております。

雇用調整につきましては、これは申請中というふうに今の段階では聞いております。

○9番（今井吉男君）

ぜひ、ホテルがあるために観光業をはじめ商工業、飲食業、多岐にわたる恩恵を受けておりますので、ぜひこのホテルは知名町の顔として、今後ともずっと存続するように、町を挙げて支援をしていただくよう要請をして終わります。

次に、3番目いきます。③のほうです。

③のほう、町独自の支援策につきましては、先ほど町長が3つの支援策を検討しているということですが、とにかくこれは今飲食業をはじめ各種町内の商工業者は大変厳しくて、資金繰りが間に合わないんです。苦しんでおります。早めに手を打たないと廃業や倒産が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その

前にぜひお金を手だてしていただくように、これいつ頃から始めるんですか、この支援策の。

○町長（今井力夫君）

この大きく3点支援策を提案しておりますけれども、これらにつきましては、この6月議会の中で皆さんの議決を得られましたら、即、町といたしましては支援策を講じていくつもりでございます。

○9番（今井吉男君）

ぜひ早急に手だてをしていただくよう要請をしておきます。

それから、次に④のほうです。④のほうにつきましては、先ほど税の猶予とか答弁で分かりました。ぜひそういう生活が苦しい皆さん、収入が減収で税金を納められない皆さんがたくさんおられますので、これについては丁寧に説明をしていただくよう要請をしておきます。

次に、⑤のほうにいきます。⑤のほうで、特別定額給付金の臨時職員4名ということですが、現在の給付率は何%ぐらいになっていますか。

○町長（今井力夫君）

現在、対象人数5,832名に対して、給付済みが5,685名でございます。給付率といたしましては97.5%というふうになっております。あと残り147名の方に対しましては、随時連絡を取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（今井吉男君）

残りの147名はどういう理由で今止まっているんですか。

○町長（今井力夫君）

先ほど申し上げましたこの147名については、我々といたしましては電話連絡、そしてまた区長、民生委員等との連絡を取りながら、どういう状況でまだ申請がされていないのかというのについては調べます。

○9番（今井吉男君）

ぜひ全員で100%給付ができるようにしていただくよう、これも要請をしておきます。

それから、先ほど職員の負担軽減ということで、4月15日から職員数名1組体制で、毎日割り当てられて検温作業しておりますが、県のほうでは奄美など離島の空港や港湾で実施しているサーモグラフィーによる検温作業については、自治体と協力して6月から人員を増やして体制を強化して実施するということですが、今後

とも続くわけですか。人数を増やすんですか、現在1回1日当たり何名でして、この6月からはまた増員したのかどうか。

○町長（今井力夫君）

和泊港とそれから知名港がございます。和泊港においては、上り下りを両町で分担しておりますので、計2名ずつの4名で、本町からは職員を検温に派遣しております。

○9番（今井吉男君）

これはいつまで、6月この県知事の要請を受けて、いつまでという期間が決まっているんですか。

○町長（今井力夫君）

これは、現在コロナウイルス感染が第2波、第3波というのも考えられておりますので、我々といましては、今現在6月も今継続して行っておりますけれども、感染の様子等を踏まえて、今後さらに継続していくかということは両町で協議していく必要があるかなと思っております。

○9番（今井吉男君）

それと、本来の業務と併せて大変職員の負担も増えておりますので、今4名だけ臨時職員を増やしたということですが、これではまだ足りないと思いますので、中には休業したりしている職員もおりますので、負担を軽減して、また雇用を増やすと。結構パート中心に、飲食街をはじめ仕事なくて困っている人がたくさんおります。今後ともこれは増えてくると思いますので、事業所が少ない中で役場とか公の機関が積極的に臨時職員を雇用するということで、それに伴って職員の負担も軽減されると思いますので、今後とも継続して雇用していただくよう要請して終わります。

次に、⑥です。先ほど教育長の行政報告、答弁の中で、昨晚のテレビを見ましたら、県内の小中学校の夏休み期間の短縮とか、現在のままとかいくとかで、隣町は出ていました。ただ、知名町は字幕を見ても出ておりません。先ほど答弁、行政報告の中でもそれに触れるのかなと思ったんですけれども、知名町はどうするんですか。まだ決まっていないんですか。もう夏休み近いですよ。早めにしないと、保護者も仕事の関係もあるし、共稼ぎの方は特に休みが短くなればその分仕事もまた時間とか休みを取らなきゃいけないんで、早急に決めないといけない、決まらない今の現状は理由があるんですか。

○教育長（林 富義志君）

昨日、緊急に校長会をしまして、教育委員会としての意見というか、基本的に事

前に校長先生方からのアンケートは取ってありましたので、基本的に夏休みの短縮は必要ないということで、昨日の夕方、校長同士で申合せして決めたようです。

○ 9 番（今井吉男君）

そうであれば、早めに新聞報道とか、その辺がちょっと知名町は劣っています。そういうのをぱっと情報発信、議員報酬にしても何でもぱっと、それ一つの町の宣伝になりますんで、そういう効果も出すためには早急に、新聞に載れば皆さん見ます。昨日のテレビ見ても、保護者の皆さんはなぜ知名町は出していないの、和泊町は出ているのに、ほかの町村は出ているのに、知名町だけ漏れているねと言われるから、そういうのは早めに町民に周知徹底する必要がありますけれども、これはいろんな件、急ぐのは早くしないと、休みについていろんな家庭内の仕事の分担とか負担がかかってきますんで、それについては早急に発表していただくよう要請をしておきます。

それから、先ほど小中学校のオンライン学習については分かりましたが、町長の3月定例会での令和2年度の施政方針の中で、町内全ての小中学校に校内無線LANと児童・生徒1人1台の端末を整備し、情報活用能力を学習の基盤となる資質能力と位置づけ、今後の社会発展の鍵となるICT情報通信技術の人材育成に努めるということを表明されております。これ、1人1台というのはもうできているんですか、現在、端末の。

○町長（今井力夫君）

本年度、我々は各児童・生徒さんに端末を配付する計画、国の予算が本年度分を下りてまいりますので、そういうものを活用する予定です。

それに、今現在は、各学校の校内LANが完成しておりませんので、これ完成しないことには端末が使えませんので、そういう意味で校内LANの設置と、それから生徒たちへのタブレット等の配付につきましては、本年度早い時期に進めてまいりたいと思っております。

○ 9 番（今井吉男君）

早い時期ですけれども、もう半年たっていますので、あと残り半年しかありませんので、期間を決めて早くしていただくように、これからまたコロナウイルスに、また台風、災害の時期にもなります。そうしますと、今度は子供たちの臨時休校がまたあるかも分かりませんので、この機会にオンライン学習のできる体制づくりを構築する必要があると思います。何かきっかけがないとなかなか前に進みませんので、できることは早めにして、子供たちの一番懸念するのは小中学校の児童・生徒の学力の低下は懸念するんです。

また、先日テレビを見ておりましたら、オンライン学習の効果として、不登校の児童・生徒が家庭で意欲的に学習する様子が映し出されておりましたので、本町にもそういう不登校の児童・生徒がおるといふふうに聞いておりますので、これも一つプラスになる材料じゃないかと思えますんで、オンラインの学習体制ができれば、その子供たちにも十分学習の場が設けられると思えますんで、教育長、ぜひ夏休み中にはできるように、各家庭、そういう、できないですか。不登校の自宅とかそういう家庭に端末を。どうですか、教育長。

○教育長（林 富義志君）

先ほど1人1台の端末ということで町長から説明がありましたけれども、これ学校現場のLAN整備は既に7月頃から着工できるということで進めておりますけれども、この端末に関しては、まだ補助金の内示も何ももらっていない、国もどういうわけか、その辺非常に遅れていまして、この端末配備がいつになるか全く見当がつかないような状況です。学校のLAN整備ができて端末までいただいて、ようやくオンラインができるという状況ですので、片方整備できても一方が整備できていないということで、今、ICTの不透明なところが非常に多い状況です。

先ほどの不登校の生徒に関しては、確かに小学校、おかげさまで今年の小学校、不登校がなくなりました、小学校は。中学校、数名おりますけれども、その子供たちだけのオンライン授業ということでは、今のところ学校と相談とかそういうことはしておりませんが、ご指摘の意見で効果があるということですので、学校現場と相談をしてみたいなと思います。

以上です。

○9番（今井吉男君）

もう一回、新型コロナの関係で、先日、国の令和2年度の補正予算が成立しまして、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業として108億円、それからあと1点は、高収益作物次期作支援交付金が211億円というふうに計上されておりますが、これぜひ農林課長、JAあまみとも協力して、これをぜひ各該当する農家の皆さんに情報を周知徹底して、そういう該当する農家がおりましたら申請まで持っていけるように、ぜひこれは早めに、なかなかこれだけいろんな国の施策があっても、農家や各個人のところまで情報が届きませんので、防災無線やそれから区長会の配付の際に、それにそういう資料を添えて、詳しく説明をして、申請、1件でも農家の苦しい、やる気をなくしていますので、中には、そういう方が意欲を持って今後の農業に取り組めるように、ぜひ町としても情報発信をしていただくよう要請をしておきます。

この新型コロナウイルスが一日も早く終息して、昨年同様の各家庭の生活が一日も早く取り戻せるように願って、私の一般質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、今井吉男君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後 1 時から再開します。

休 憩 午前 1 1 時 4 6 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福井源乃介君の一般質問を許可します。

○ 1 0 番（福井源乃介君）

それでは、議席 1 0 番、福井源乃介が一般質問を行います。

まず、1 点目は、町独自の支援金制度の創設についてであります。

新型コロナウイルスの感染防止をするために、鹿児島県は 9 9 の施設に対し 5 月 6 日までの休業要請を行い、その要請に応じた事業者に対し協力金が支給をされております。いわゆる 3 密、密閉・密集・密接を避けるために、ほとんどがインドア関連の業種であり、沖永良部観光を牽引してきたダイビングやケイビングなどのアウトドア関連業者は対象外となっております。

両町共に、島外からの来島自粛要請が行われ、観光客もなく収入ゼロの危機的状況にあります。今回のコロナ危機・コロナ不況に直面している観光関連事業者、宿泊業や飲食業などに対し、経済活動再開に向けて国の交付金、地方創生臨時交付金や知名町ふるさとまちづくり基金等を財源として、幅広く支援をするための独自の支援金制度を創設すべきではありませんか。

2 点目は、休校期間中の時数確保についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、相次ぐ休校要請が行われ、新学期の授業が行われず学習の遅れが懸念されております。都市部のようにオンラインでの授業も行われず、教育の格差が拡大するのではと心配をしているところであります。

こうした中で、地域おこし協力隊員のお二人が、本町で実現可能なシステムづくりを模索していることは、大変ありがたいことであります。幸いにも、5 月 7 日から学校が再開をされましたが、これまでの遅れを取り戻すための時数の確保をどう考えていますか。

3点目は、町道知名新城線の改良事業推進についてであります。

町道知名新城線、上城小学校から終点新城までの区間については、平成16年度知名町こども議会において、当時の上城小学校6年森君から切実な訴えがあり、実現に向けて取り組んできたところであります。地元上城校区からも、側溝整備や道路改良の要望書が提出をされております。また、建設課においては上城校区出身の職員が3人もおり、この機会に事業着工に向けて本年度中に地権者集会の開催、同意書徴求、そして事業計画書の策定をすべきではありませんか。

なお、私の一般質問は、40日も前に出してあります。一部文言等についてはご理解ください。

以上のことについて、執行部の前向きな答弁を求めます。

○町長（今井力夫君）

議場内には、午前中に続きまして傍聴席で傍聴していらっしゃいます町民の皆様、誠にありがとうございます。この後も、皆様から本町の行政等についてはいろいろとご指導、ご鞭撻いただければと思っております。

それでは、午後の部開始に当たりまして、福井議員からご質問が大きく3点ございました。この3点につきまして、大きな2番目は教育委員会所管事項ともなりますので、教育長のほうに答弁をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、まず、第1点目の感染症コロナウイルスによります地域経済の停滞につきまして、町としてどういう手だてを講じていくのかということでございますけれども、午前中にも幾分お話をさせていただきましたけれども、重なりますけれども、ただいまの福井議員のご質問に回答してまいります。

今井吉男議員への答弁でもお示ししましたけれども、新型コロナウイルスが全国的に感染拡大しております。全国的な緊急事態宣言の発令や県の休業要請、また奄美群島においては奄美群島への来島の自粛要請等をした結果、本町においても需要や消費低迷があり、商工業者には経営上大きな打撃となっていると思います。

このたび、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、本町といたしましては大きく3点の取組事項がございます。

まず、1点目は、商業者等の事業継続支援金の事業を考えております。2つ目に、飲食店等のプレミアム付商品券事業、3点目が観光業の継続支援事業の3つの支援策を今回考えております。国及び県の支援策が行き届かないところに対しまして、町内商工業者の経営を下支えしてまいりたいと考えております。

また、国の補正予算等の動向を今後も注視しておかなければいけないと思っております。新たな臨時交付金等が創設されたならば、それを町内の経済発展のために

積極的に活用してまいりたいなと思っております。

なお、財源が不足するようなことがありましたら、議員のご提案からいただいております、まちづくり基金等の活用も視野に入れた取組が必要になってくるのかなと思っております。

町民へ、より広く効果的に波及する支援策もその都度、随時考えて対応してまいりたいと考えております。

なお、3つの支援策等につきましては午前中細かくお話をさせておりますので、ここでは省かせていただきます。

大きな2番は、教育長の答弁でお願いしたいと思います。

3点目の町道の知名新城線の改良・改修工事等につきましては、この件につきましては、これまでも議会の中で数名の議員の皆様からご指摘をいただいております、本町においても対応策は協議してまいりました。議員ご指摘の町道知名新城線、上城小学校から県道新城までの区間についてでございますけれども、雨期や台風の大雨時には排水路等がないために道路表面が排水路になり、また勾配が急なために上流から下流に向かって、道路脇から大量の雨水が鉄砲水となって通行に支障を来しております。

昨年9月18日に、上城校区、字の3区長の連名でも改修の要望書が提出されております。今後は、雨水の処理計画または流域面積、流末の計画、排水断面の決定等の基本計画を策定しながら、実施設計や施工を行っていきたいと考えております。

道路周辺の隣接地及び流末側の県道管理者の同意を得て進めていきたいと思っておりますので、今後、関係する土地所有者との間の話し合いというのも、本年度以降は進めていく考えでございます。

以上でございます。

○教育長（林 富義志君）

それでは、福井源乃介議員の大きな2番、時数の確保についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業の本町の小中学校の日数は、17日となっております。令和元年度が3月2日から3月13日までの10日間、令和2年度が4月22日から5月6日までの7日間です。そのうち、令和元年度の10日間の休業に伴い、小学校で3校、中学校で1校が年間授業実施時数を下回ったところです。

ただし、本町は他市町村に比べて10日ほど早く学校が再開したことにより、休業中に未指導であった学習内容の補充指導を行うことができました。3月は多くの教科が当該学年の復習、まとめとなり、他の月に比べて新たに学習する内容が少な

いので、年度内に全ての学校で補充指導を行うことができました。

また、各学校には年間予備時数があります。これは、各学校の年間授業可能時数から、学校教育法施行規則で示されている各教科等の時数と、学校行事等の時数を差し引いたものであり、多い学校、学年で90時間程度、少なくとも30時間程度の予備時数が確保されております。

予備時数は、台風時の風水害による臨時休業や各教科等の補充指導に充てられるものですが、この予備時数を活用して補充指導を行ったり学習内容の精選を図るなどして、令和元年度の遅れを取り戻すように努めてきました。教育委員会は、令和2年3月11日付の「一斉臨時休業の解除について」において、令和元年度の時数増については校長が必要と認めた場合というふうに通知しましたが、実際、時数増を行った学校はありませんでした。

次に、令和2年度の7日間の休業についてですが、臨時休業終了後、教育委員会が行った授業時数の調査によりますと、臨時休業により各学校で30から40時間の欠時数が出ましたが、年間予備時数から欠時数を差し引いてマイナスになっている学校はありませんでした。つまり、このまま年度が終了すれば、施行規則に定められた教科等の時数を確保できるということです。

また、各学校においては、授業時数を確保するために様々な取組が行われております。例えば、集団宿泊学習を2泊3日から1泊2日にすることで6時間の授業時数を確保したり、学習発表会を各学級での学習活動にすることで、文化的行事の時数を削減して授業時数を確保するなどの取組です。

ただし、このような工夫を行っても、今後、台風等による休業等が数回あれば、年間時数が足りなくなる学校、学年が出てくることも考えられます。そこで、時数確保をするために、今後5・6校時の活用や長期休業期間、つまり夏休みの短縮等も視野に入れながら各学校長で判断して進めるように、13日に通知したところで

以上です。

○10番（福井源乃介君）

それでは、3点とも解決をしたようなものでありますが、再質問をいたしたいと思います。

まず、町が今後やるべきことは2つであります。1つは、引き続き町内から感染者を出さないための対策、それからもう一点は疲弊した経済を活性化させるための対策、この2つを同時に進めていかなければならないという状況にあります。

そこで、まず保健福祉課長、引き続き町内から感染者を出さないという決意と、

対策について伺います。

○保健福祉課長（成美保昭君）

4月1日に、島内で初めての感染者が隣町から出まして、その前から協議会としては専門家を含めて動いていたんですけれども、実際出たということで緊張感が島内中に走りました。一挙手一投足を、メディア等の発信もありまして皆さんが興味を示したところだったんですけれども、私どもはほかの大島郡でもまだPCR検査が1件も行われていないというような状況の中で、沖永良部徳洲会病院のほうで既に何十件も行っていたという事実もありまして、病院の疲弊、努力、あと職員の誹謗中傷等いろいろあったということも聞いております。このような経験を踏まえまして、次の第2波、第3波が来るかも分かりませんが、島内には入れない、もし入ったとしても最小限に抑えられるよう情報収集をいたしまして、一致団結して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

具体的な対策を、引き続きやっぱりやるべきだと思います。これまで、第1波も何もないわけですので、出さないという対策を徹底すべきじゃないですか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

今、出張等ありませんし、各会議、総会時期もほとんど終了する頃であります。自粛をしていただいております。書面等の決議で、自粛をしていただいております。そして、イベント等もほとんどできていない状況です。

しかし、今、全国的に解除が行われまして、徐々に徐々に戻ってきてつつあります。今、東京と福岡、まだ東京でも四十何人という1日の感染者が増えておりますが、これがいつ鹿児島に起こるかも分かりませんので、こちらに発生したときにどうするかということなんですけれども、基準としたマニュアル等は県も国も示しております。そのとおりでは、なかなか進めないところがありますので、この島の特徴に合った形でもっと細かくできるところはできると思いますので、対策を整えて臨みたいと思っております。

○10番（福井源乃介君）

学校教育課長、町内各小中学校での感染予防対策はどうなっていますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

学校の現場におきましては、やはり標準的な感染予防対策、マスクの着用とそれから手洗い、それから給食時等はなるべく対面にならないようにといった基本的な対策を取りながら、学校のほうでは感染予防対策を行っているところです。

また、体育の授業等、対面で行うことはなるべく避けて距離を取った上で行うということを、学校のほうにもお願いしているところであります。

○10番（福井源乃介君）

子育て支援課長、認定こども園、しらゆり保育園等での感染予防対策はどうなっていますか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

認定こども園等におきましても、各小中学校に準じた感染対策を取りながら進めていくということで、共通理解を得ていると思います。しかし、何分小さな子供たちが多いですので、3密を避けるというようなところはなかなか難しいところがありますけれども、保護者の皆さんであったり先生方の協力を得ながら、できる限りの対策を取りながら開園していくということで進めてまいっております。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

2歳児までは、マスクはしないほうが良いというような見解が出ていますが、これについての対応はどうしますか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

この6月、7月に入りまして、熱中症の予防対策等を進めていかななくてはならないというようなことで、国・県のほうからも通知が来ております。各園に対しましては、2歳児以下の幼児につきましては、マスクをしているということで、日頃の活動を行っていくということは大変難しいということですので、そちらのほうは十分考慮した上で、日々の保育を続けていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

生涯学習課長、あしびの郷でのイベントの再開及び館内での予防対策。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

まず、体育施設でありますけれども、町民体育館に関しましては5月7日から解放しております。解放の条件としては、玄関前に消毒液を置いてまずは手の消毒、あと使った用具の消毒等をしていただくというのと、窓の換気等をしていただくという一応表示をしております。

それから、あしびの郷のホール内の活用なんですけど、一応内閣府のほうから段階的な開放というふうなガイドラインが出ておりますが、その中の指針にのっとって、本町のホールも6月19日から解放しようということで、ホームページにも開放の

方向で表示をしております。ただし、内閣府の指示では一応指定座席の50%以内という指摘の中で、今、530席ありますので今のところ240から250入ったとしても、その中でイベントが可能であれば使っていただくという方向の考えを持っております。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

町民課長、マイナンバーカードの普及率に大きな変化がありましたか。

○町民課長（平 和仁君）

マイナンバーの普及率についてなんですけれども、5月に入りましてから、4月定額給付金の申請が行われるという情報が町民の方々に伝わって、申請の数が増えている傾向にあります。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

具体的に、普及率がどれくらい上がったのか。

○町民課長（平 和仁君）

5月31日時点の締めの申請件数なんですけれども、知名町においては1,711件、対前月比にしまして120件増えております。その前の月が100件、5月に入って20件ほど増えているという状況です。

○10番（福井源乃介君）

水道課長、水道料金の減免もしくは支払い猶予等はどうなっていますか。

○水道課長（池上末亮君）

現在、水道課においてはコロナの影響による減免の措置は行っておりません。具体的に、個別の相談が来た時点で個別に対応させていただいております。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

速やかに相談があれば対応していただきたいと思います。

給食センター所長、鹿児島県が和牛肉、おさかな等消費緊急対策事業で、日本一の鹿児島黒牛が3回給食に提供をされることになっていますが、学期に1回なんです。ですから、町としての肥育畜産農家支援も加味しながら、学校給食に導入する考えはありませんか。

○学校給食センター所長（井上修吉君）

今、議員がおっしゃいましたけれども、鹿児島県のほうでは要望調査があり、3回ほど9月から12月で希望を出してあります。知名町で和牛肉を提供というこ

とになると、予算の絡みで保護者負担の温食分で提供しているものですので、ここはまた予算の絡み合いながらのことになりますので、あと財政ラインとも相談しながらやっていきたいと思います。

○ 10 番（福井源乃介君）

国の 2 次補正が成立をしまして、地方創生臨時交付金が 2 兆円、ですから第 1 弾が 7, 100 万円、本町は。それで、第 2 弾、単純計算すると 1 億四、五千万円入ってくる。ひもつきじゃありません、市町村の状況に応じて自由に使っていいということなんでそれも加味しながら、町が出すことはありませんので、地方創生臨時交付金を使ってやるべきじゃないでしょうか。

○ 学校給食センター所長（井上修吉君）

議員がおっしゃるとおりに、そういう第 2 次の予算がありましたら検討していきたいと思います。

○ 10 番（福井源乃介君）

それでは、町長、新型コロナウイルスは人の移動によって感染が広がるということはもう明白になっています。その中で、6 月 19 日以降は県境をまたいだ移動も全て解除をされると。やはり、一番怖いのはウイルスが島に持ち込まれることが一番怖いわけですので、緩みのない水際対策をすべきではありませんか。

○ 町長（今井力夫君）

コロナウイルスの感染につきましては、3 密を防ぐということはずばり飛沫感染であるということになってきます。空気感染ではございませんので、人の発する息の中からウイルスの感染が始まっていくというふうに言われております。

それで、今朝ほどのニュースの中にも出ておりますけれども、我々としましては既に多くの人が菌を保持しているのかなというふうな考えを持っておりましてけれども、いわゆる抗体検査というのが行われております。この抗体というのは、本人が体の中にコロナウイルスによって生じたたんぱく質を持っているのかいないのか、ということは抗体検査によってその人はコロナウイルスに感染しているかないかというのが判明されます。

その結果、驚く数値になっておりましたけれども、あの東京でさえも 0.1% なんです。あそこから厚労省が考察したところによりますと、日本人の中にこのコロナウイルスに感染して既に菌を持っている人たちというのは、我々は多くいると思っておりましてけれども、僅か東京においてでさえも 0.1% ということは、さほど菌を所有している日本国民というのは少ないのかなと。

しかしながら、今おっしゃるようにかつての感染拡大地域と言われておりました

1都1道7県、ここにおいては急激な感染があったわけですので、当然人から人への感染というのは、これはあることだというふうに理解しておかなければいけない。

そういう意味で、じゃ、私たちこの医療の脆弱な島においてはどう対応していくかとなると、先ほど私、話をしましたがけれども、いわゆる港や空港における検温、そして私が知事それからJACの皆さんに要望しているのは、鹿児島空港、鹿児島港における体調不良者、37.5度前後の人たちの搭乗を控えていただくような貼り紙、まだこれは阻止することはできませんので、自粛を促していくような対策は県としては必ずしていただきたい。JACとしても、そういうものを積極的に取り扱っていただきたいと。

そうした上で、じゃ、和泊町、知名町といたしましては水際対策として、いざ沖永良部の中では検温をしっかりしていく、そしてアンケートにはきちんと答えていただく、連絡先、それから2日後には体調不良を少し、体調はどうですかということの本町の保健師から電話をさせていただきますよという、そういう問診にきちんと答えていただくということで、まず1回目の水際対策は取っていききたいと考えております。

それから、私どもで今、飲食業の皆さんに特にお願いしているのは、いわゆるソーシャルディスタンスというのを、本町の飲食業の中で行うのは非常に難しいところがありますので、必ず入店するときの消毒を促していただきたいと、そしてビール等、焼酎等のお互いのつぎ合いをしないと、それから乾杯等については最初の乾杯のみはして、その後の乾杯については控えていただくような、そういうふうな接触による感染というのを防いでいかなければいけない。このような措置を講じていくことが、まず一つ本町においてしていかなければいけない。

町民全体においてしていただきたいことは、何度も申し上げますけれども、標準的な予防策としての手洗い、うがい、消毒、これについては全町民、全島民が積極的に行っていただきたいと。その一つの表れが、この議会においても皆さんにはご発言されない方におきましてマスクの着用、それから1時間おきには密閉を防ぐための窓の開閉をお願いするというような対策を取っておりますので、こういうような対策を今の中では取れるのは最大限じゃないかなと考えております。

○10番（福井源乃介君）

外から持ち込まない、我々が持って来ない、外から入れないということがやっぱり大事になってきますし、県自体も水際対策はきちんとやるというような方向性が出ていますので、県と協力して連携を取りながら対応していただきたいし、できれば年末年始まで緩みなくやるべきじゃないですか。

○町長（今井力夫君）

この件につきましては、知名町だけで対応して済むものではございませんので、和泊町と常に連絡を取り合いながらしてまいりたいと思っておりますので、関係各課の課長には両町の連絡をしっかりと密にして、先ほど言いました水際対策についても、今後どう対応していくかというものについては検討しておくように指示をしています。

○１０番（福井源乃介君）

ぜひ、連携した形で人の移動が増えるお盆それから年末年始、やはり緩みなくやっていただきたいと思います。

コロナウイルス、ワクチンであるとか治療薬ができない限りは終息しません、これは。世界人口が今７７億人、７７億人分のワクチンができない限りは終わらないんですよ、これ。ですから、そういった意味でも緩むことがないようにきちんと対応していただきたいと思います。

それでは、経済活性化にいきますが、海人支援プロジェクトあるいは花卉農家への支援、それから商業、観光業さらには病院関係の支援メニューが出ています。議案第５０号に網羅されていると思いますが、要は一日も早く届きたいんですけども、申請手続が簡素化されない限りは一緒なんですね。だから、その辺でこの支援金、議会が終わればすぐ動く中で、申請手続は簡素化されていますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今回の国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町といたしましては企画サイドでは３つの支援策を創設したところです。申請書にいたしましても、なるべく負担がないように簡素化した申請書を考えています。

添付資料は必ず必要になってきますので、例えば通帳の写しとか前年の売上げの台帳とか、それから身分証明書の写しとかそれぐらいにとどめて、簡素化した申請ですぐ給付ができるような方法にもっていく予定でございます。

それから、６月１０日にコロナ対策の窓口ということで役場の裏側、旧売店に相談窓口を設けております。これは、町の申請だけでなくて国の持続化給付金とかあと雇用調整助成金とか、県の休業協力金の申請に対してなかなか記入の仕方が分からないとか、どういう事業を使っているのか分からないという声が多くありますので、それに対してできるだけ丁寧な支援をしたいと思って、６月１０日から窓口の開設もしております。

○１０番（福井源乃介君）

できる限り早く、まず第１弾ですので。次の段階、もう第２段階、１億

5, 000万円をどう使うかということ、やっぱりもう考えておかないと駄目だと思いますので、その辺はしっかり対応していただきたいと思います。

それから、総務課長、定額給付金で振込口座であるとかが全部集約をされています。そこで、一番気になるのがセキュリティー、個人情報が出たのは困るし、サイバー攻撃のターゲットにもなり得るんですね。ですから、そういった今回の口座であるとか氏名、個人情報に対するセキュリティーはどうなっていますか。万全ですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

システム上においては、国の管轄の下にしっかりセキュリティーが行われております。ただ、紙の申請書というのがございますので、それについて今、整理をしまして鍵のかかる場所で一旦保管をしまして、国の廃棄指令が出た時点で処分をしたいと思っております。

○10番（福井源乃介君）

サーバー自体にはないということですね。

○総務課長（瀬島徳幸君）

サーバーについては、国のほうで多分一括で削除の措置が取られることだろうとは思っております。

○10番（福井源乃介君）

大事な個人情報、三千数百件あると思いますので、その辺はきちんとやっていただきたいと思います。

それから、農林課長、ユリの球根農家から要望が来ています。花が売れない、第2波が来たらもっと売れない、作っていいものかという、要は生産量が減少するのではないか、そうすると行き先のない球根がいっぱい出てくるわけですね。これについての対応はどう考えていますか。

○農林課長（安田末広君）

ご存じのとおり、ユリの球根については計画生産、計画出荷でありますので、今年度においては私どもが出した要望については、商社側は受け入れるというようなご回答をいただいています。

議員がご指摘のこの後につきましては、また国等の補正予算も出ていますので、その辺のところに対応できるところは対応いたしたいと思っています。

○10番（福井源乃介君）

ぜひ、余った、去年も少々対応してもらったと思います。今年も、やはりできればもう全集落に配って、花いっぱい運動につなげるのもいいのかなと思うところで

すが、いかがですか。

○農林課長（安田末広君）

今年の植樹祭において、コロナの関係で中止になったわけですが、その際に各字での花いっぱい運動ということで、少額ですが各字に1万円交付しております。そういった代わりで、こういう球根類がまた使用もできるのではないかと考えていますので、そういう活用をさせていただきたいと思っています。

また、ふるさと納税のほうでも活用しておりますので、そこも併せて推進してまいりたいと思います。

○10番（福井源乃介君）

取引については、何ら問題はないというように受け取っているわけですが、やはりテッポウユリを生産する皆さんが減産をした場合には、やっぱり行き場がなくなるわけですので、その辺も考えておいていただきたいと思います。

それから、総務課長、プレミアム付商品券が今回行われるんですが、それとは別に町民1人当たり1万円の現金もしくは商品券の支給とか、やはり公平性、全町民に対する手当という点では、先ほど言った振込口座ももう把握されている、何ら手続も問題ないようなこともあるんですが、そういう町民1人当たり1万円を現金もしくは商品券でというような考えはありませんか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

第1弾の臨時交付金の中で、町内で要望を取ったところ、1億5,000万円ほどの要望がありまして、第1弾のほうでは取り残した部分もございます。今度、第2弾が出るということでそれを待っているところなんですが、その内容、通知等がまだ来てございませんので、その点も加味しながら、また新たな議員おっしゃるような手だてもできるかどうか検討はさせていただきたい。

○10番（福井源乃介君）

先の話ではあるんですが、やはりもう第2弾に向けてやっていただきたいし、公平性という観点からもいいのかなという私の提案でありました。

それでは、時数についてですが、必要ないというようなことでありました。ただ、やはり子供たちは日々成長ですので、イベントをやめるとか短縮するというのは僕はよくないと思います。宿泊学習にしても何にしても、やっぱりイベントの短縮をして時数を確保というのは、ちょっとどうなのかなという感じがしておりますが、学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

時数の確保につきましては、各学校で様々な取組を行っているところですが、単

に時数を確保するためだけではなく、やはり児童・生徒が楽しみにしている行事等まで無理に取りやめて確保するということは、教育委員会のほうからは行っておりませんので、また時数確保、先ほど教育長が夏休みとおっしゃいましたが、年間を通して夏休み、冬休みも視野に入れながら時数の確保には努めておりますので、年間の行事等、無理矢理に削除するというようなことはございません。

○ 10番（福井源乃介君）

夏休みは10日までは短縮していいという指標があります。もう今、冷房も完備されている、非常に学校の学習環境、教育環境がよくなっている。やっぱり、特色ある教育を打ち出している中で、僕は逆にほかの市町村と足並みをそろえる必要はないのかなと思うんですが。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

確かに、今年度から冷房施設が完備されて環境は整っております。ただ、時数の確保につきましては、各学校それぞれ時間割それから残っている時数と、それぞれ各学校、学年によってありますので、各学校のほうが行うということになれば行う場合もあるかと思っておりますので、一律に教育委員会のほうで短縮してくださいというようなことはないようにしております。

○ 10番（福井源乃介君）

今後の検討課題だと思います。現に、8月1日から31日までが夏休みという市町村も出てきたりしています。特色ある教育を推進するのであれば、学力向上を最優先で今後検討していく必要があるのではないかなと思っていますので、委員会の中でまた検討していただきたいと思います。

それでは、町道の上城新城線、耕地課長、上からの水を下城側に流すという約束がありましたけれども、これはどうなっていますか。

○耕地課長（窪田政英君）

大山線からの排水を下城側溝へ、そこは基幹農道西部2期地区の一昨年ほどあそこ完了した事業地区でございますので、本来はその周辺の排水ということで、機能がある程度事業の中で決められておりますので、今すぐにということにはいかないのかなというふうに今、考えております。

○ 10番（福井源乃介君）

結局、自衛隊基地から小学校までの流末をどうするかということで、また校庭からの流末をどうするかという対応策が、今言ったことの約束だったんですが、手続的にまだ時間がかかりますか。

○耕地課長（窪田政英君）

今の大山線の排水、それから学校の校庭からの排水をその排水路へ受けるということが事業の趣旨から合うかどうか、またちょっと今、手元に資料がなくて、西部の農道については町に移管される予定でありましたので、その手続の件について確認してから後ほど回答します。

○ 10番（福井源乃介君）

建設課長、結局、上城小学校までは道路環境がよくなるわけですね。しかけたのであれば、終点まできちんとやるべきじゃないんですか。

○建設課長（平山盛文君）

今、ご指摘の上城小学校から新城の県道、先々週でしたか、土曜日にまた梅雨時期の大雨が降りまして、現地も動画とかを見せてもらったんですけども、そのときに関しても、県道側の側溝でも水が吹いて処理し切れない状況でしたので、またあと県道に接続している既存の側溝も土砂等で詰まっていて、圃場から直接、県道側の道路を伝って県道側に来ていたので、もう赤土混じりの水が上流側から結構な量で来ていたので、そうなってくると逆に県道の断面積というか、県道の断面積の計算をして流域箇所を特定して、それから県道の管理者とも協議をして、その断面積のあれを決定したいと今のところ考えております。

○ 10番（福井源乃介君）

地権者集会、それから同意書徴求については今年度中に行いますか。

○建設課長（平山盛文君）

昨年6月19日に要望書が提出されました。ただし、同意書はついておりませんでしたので、該当するこの町道の隣接土地の地権者等がかなりの量いるんで、地区の区長さん方に協力をいただいて、同意書のほうは今年度中にもらうように進めていきたいと思っています。

○ 10番（福井源乃介君）

答弁の中で、基本計画をまずつくと、具体的にはどういう作業になりますか。

○建設課長（平山盛文君）

先ほど、町長の答弁でもありましたけれども、まず道路の表面水だけならすぐできるんですけども、ただ先ほど言いました流末が、まず流末までの確保とそれとあと水が来る流域面積、それを算出して、例えば側溝の断面積を計算して、あと流下スピードとかそういうのを加味して、吹き上がらないような対策とかそういうのを考えて、実施設計に入る前にまず基本計画を立てて、それから実施をしていかないと、また実施設計に直接行ってしまうと、例えば不都合が生じた場合対応が後手後手に回るので、基本計画をまず立てて流末処理も計算に入れて、それで行ってい

きたいと思っています。

○ 10 番（福井源乃介君）

上城校区出身の職員が 3 人もいるんですよ、数少ない中で建設課に。これをチャンスと捉えて、指示をすればできるんじゃないんですか。

○建設課長（平山盛文君）

建設課の中に、確かに上城出身の職員が 3 名、現在上城校区に住んでいる方も 2 人ということで、確かに地元なんですけれども、ただ地元の出身の方を同意をもらうときとか、そういうときは実施は行いやすいかなと思っています。

ただ、現在彼らも仕事を持っているんで、なかなか今の自分の担当の仕事を精いっぱい行っているんで、過度な負担はかけられないなというのが実情です。

○ 10 番（福井源乃介君）

町長、異議がありますか。

○町長（今井力夫君）

これだけは、皆さんにご理解していただきたいことがあります。

本町、役場職員、公務員でございます。これは、一地域の出身者だから、その地域の便宜を図るというのではなくて、広く町民全体に対しての我々は奉仕者でなければいけないと思っております。

そういう意味で、上城校区の職員が 3 名確かにおりますけれども、それぞれの部署、配置されてそれぞれの仕事を今、分担していただいておりますので、例えばこういう地権者との話し合い等におきまして彼らが先頭で動くのは、私は一部の地域住民に対する便宜を図っているということになるのではないかなと危惧しておりますので、我々役場職員においては、町民全体の奉仕者として活動していただきたい。

ただ、議員がおっしゃるように、そこの地元で十数年住んでおりますので、その地域の実態というのをよく分かっておりますので、そういう面からの側面のアドバイスというのは当然していく必要があるのかなと思っておりますので、議員がおっしゃるように地元から出ている職員においては、本人ができる限りの部分においてのサポートというのは、当然していただきたいなと思っております。

と、同時に、この地権者からの同意書等につきましては、我々が県道に歩道を設置するにおいても、区長さんをはじめその字の有志の方たちが一生懸命に活動しております。より、まず地元の人たちから、我々はこの道路はこのままではいけないと、そうすると我々自身でもこれだけ活動して、その上で行政と相談をしていきたいと、これが町民と行政が共になってするまちづくりではないかなと私は思っております。

○ 10 番（福井源乃介君）

ごもっともであります、やはり便宜を図るとかではなくて校区の、これ4年もかかっているわけですよ。森君はもう今、高校生。やっとうこう計画が動き出した。それであれば、お互いに努力をして、事業は推進すべきではないかということです、便宜を図るとか云々よりも、やっぱり地元愛、郷土愛、うまく生かしてやる必要があるのではないかということです。

基本計画をつくって動き出しました、やっとう。今度は、ハチマキ線の東回りも上城小学校が起点になります、恐らく。そうすると、そこだけなんです、残っているのが。そういうことも考えながら、速やかに実現できるように終点まできちんとやって、東回りも行く、西からは完成しているわけですので、そういったことも加味しながら、ぜひ彼の夢を形にしていいただければいいのかなと思っておりますので、努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、福井源乃介君の一般質問を終わります。

インターネット配信画像保存のため、しばらくお待ちください。

次に、外山利章君の発言を許可します。

○ 2 番（外山利章君）

議場におられる皆様、こんにちは。そして、議場をインターネットで傍聴されている皆様、誠にありがとうございます。これからも、議会活動へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議席番号2番、外山利章が一般質問を行います。

昨年末、中国武漢で発生したと言われる新型コロナウイルスは、瞬く間に世界を席卷し、一部の国では都市封鎖や医療崩壊を招くなど、社会構造そのものが変化するこれまで経験したことのない状況を招いている。また、感染拡大防止に向けた経済活動の停止は、今後の世界経済に大きな影響を及ぼすことは必至で、その規模はリーマンショック以上といわれ、国内においても非常事態宣言の解除はなされたが、現在も感染者が発生していることを考えると、今後は感染対策を行いながら経済活動を行うウィズコロナの形で対策を進めていく必要があります。

今回は、本町における感染拡大防止と経済活動の再開に向けた観点から、発生から現在までの行政対応の検証並びに今後の対策について、以下の質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について。

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた庁内の体制整備並びに関係

機関との連携は十分に行われているか。

②小中学校の休業や営業自粛、来島自粛など町民生活に関わる重要な行政決定に関し、理解を得られるような速やかな情報発信、丁寧な情報提供は行われたか。

③町内において感染拡大が起きた場合、対応に当たる行政の業務継続が困難になることが予想される。令和元年9月議会の質問に対し、回答のあった業務継続計画（BCP）策定は完了しているのか。また、感染症に対する対応は検討されているか。

2、コロナ禍による本町経済への影響および対応について。

①緊急事態宣言による外出、来島の自粛、休業要請により、町内の飲食業や観光業は深刻な影響を受けている。事業者に対する聞き取り並びに相談窓口の設置など、被害状況は把握できているか。

②国は、地域経済や住民生活を支援するとともに、地方創生に資する目的で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設した。自治体の裁量で使うことのできる交付金を積極的に活用し、経済支援並びに生活支援につなげるべきと考えるが、どのような事業を展開する予定か。

③農業分野ではイベントの自粛や飲食店の休業に伴う需要の激減により、取引価格並びに販売量が大幅に落ち込み、花卉、畜産は大きなダメージを受けている。再生産に向け行政、関係機関が一体となった取組が求められているが、どのような対策を行うのか。

3、住民自治によるまちづくりの推進について。

地方分権、地方創生など地方の時代が提唱されてかなりときがたつが、本当の意味での地方自治の成立には行政、議会による団体自治とともに住民が地域の政治、政策決定に参加する住民自治の確立が不可欠であります。

それぞれの地域の歴史、風土に培われてきた魅力的な個性を、地域住民自らが見つけ直し、自らの手で生かしながら地域まちづくりを進めていく住民自治は、これからの新しいまちづくりにおいて最も基本となる考えであります。

今回は、住民自治の確立に必要な住民参加の推進に向けた方策及び地域の課題解決に向けた行政の関わり、そして先行する市町村から学ぶ住民自治について、以下の質問をいたします。

①住民自治の実現には、住民自らが地域づくりを主体的に進めようとする意識を持つことが最も重要であり、その機会（場）をつくる必要がある。機会（場）の創出に向け、今後どのような取組を進めていくのか。

②住民自治の推進には自治組織と行政が連携し、地域課題の洗い出しや課題解決

に向けた事業計画の策定など、協力して取り組む必要があります。総合振興計画にも字を中心としたまちづくりがビジョンとして掲げられております。行政は人的、財政的な支援を含め、支援体制を早急に整える必要があると思うが、今後どのように進めていくのか。

③全国的には、これまでの住民自治組織を小規模多機能自治の手法を用い、課題解決型の組織へと移行させ、地域の自立、再生に取り組む自治体があります。これからの住民自治の形として、参考にすべきと考えるがいかがか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまの外山議員のご質問に回答してまいります。

まず、大きな設問の①でございますけれども、庁舎内の体制、関係機関との連携が十分に取れているかというご質問ですけれども、皆さんご承知のとおり、この1月15日、国内で初の感染者が確認されております。それ以来、今日までは新型コロナウイルス感染の影響は日に日に大きくなり、いまだ終息の気配がなかなか見られないのが現状でございます。そういう中で、町民の皆様にはいろいろなご協力をいただいておりますが、今後も町民一人一人が感染拡大防止に向けた取組にご協力をいただければと思っていますところでございます。

それでは、庁舎内におきます整備体制、関係機関との連携について少し述べさせていただきます。

庁内の体制といたしましては、令和2年2月25日、私の行政報告の部分でも申し上げましたけれども、我々は三十数回にわたって、この新型コロナウイルス対策につきましての会議や打合せ等を行っております。2月25日に、臨時の課長会を開催いたしまして、この新型コロナウイルス感染症についての職員への各種周知を皮切りに、3月12日に臨時の課長会においては以前策定しておりました知名町新型コロナウイルス対策会議を設置しております。4月2日には、島内での感染者も発生したということを受けまして、これらのものを知名町の対策本部に格上げをしております。

関係機関との連携につきましては、3月6日に両町及び医師会等による沖永良部地区の感染症対策会議を開始しております。そして、4月3日にはこの感染症危機管理沖永良部地区現地対策協議会を立ち上げております。これには、両町長それから沖永良部医師会、それから徳洲会病院、それから両町内にあります各医院の先生方、それから沖永良部消防本部、警察署、そして県沖永良部事務所、また徳之島保健所からも所長を含め計2名、自衛隊第55警戒隊のほうからご参加をいただき、

多くの関係機関の皆様と共に会議を進めてまいりました。

これまででも、4回この危機管理の対策会議は両町、これらの関係機関を含めて行っております。専門家であるこの医師会の皆様のご意見を重視しながら、本対策協議会におきましても港や空港での検温、それから島内で取り得る感染症拡大防止策について取りまとめ、対策を講じるとともに、ときには私のほうでも緊急の防災無線等を通して情報発信に努めてまいりました。

今後も、これらの関係機関との連携を十分に図りながら、町民の安心・安全に努めてまいりたいと考えております。

②の設問等につきまして、丁寧な情報提供が行われてきているのかというご指摘につきましてですけれども、本町における新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する情報発信につきましては、既に皆さんもご承知だと思いますけれども、町のホームページにおいて特設ページを開設しております。そして、国や県等の情報も併せて、町民へのメッセージや本町における取組を随時掲載してきております。

また、これらに加えて防災無線による呼びかけや通信アプリのLINEによる広報、そして町広報誌での広報、それからこれは鹿児島市と本町だけが行ってきたのかなと思っておりますけれども、MBCテレビのデータ放送も本町は活用させていただいております。このデータ放送の活用の仕方が、分かりにくいということもございましたので、これについてもホームページ等において、またLINE上におきまして、これらのデータ放送をどういうふうにキャッチしていくのかということも、事細かに町民に広報してきたところでございます。

まだまだ、隅々まで我々といたしまして広報の仕方に工夫はあるかもしれません。今回の4月6日の始業式開始におきましては、数名の町民の皆様から時期尚早ではないかというような問合せもいただきましたけれども、私たちといたしましては専門家である島内の医師会の皆様のご意見を頂戴しながら、適切に判断して進めてきたわけでございます。その町内の医師会の判断がどういうものであったかというものを、事細かに町民の皆様には防災無線等で放送するということにつきましては、今回行っておりません。かなりの文面になりますので、そういうところは割愛させていただきます。

それから、3番目につきましてですけれども、Business Continuity Planができているかということでございますけれども、様々な災害が予期せぬものが現在起こったりしております。このような災害発生時においても、住民生活に必要な不可欠な行政サービスは維持、継続していく必要がございます。これらの業務継続計画というものは、大規模災害発生時においても、災害発生時から迅速、的確に優先すべき

通常業務を遂行することができるように策定が進められております。本町におきましても、令和2年4月に策定を完了しております。

また、感染症、今回の新型コロナ対策につきましての感染症拡大防止に向けた取組、こういうものも参考にしながら感染症が発生したときの業務継続計画においてもさらなる工夫を凝らしていく必要があると思ひまして、ただいま準備をしているところでございます。

大きな2番目の経済問題につきまして、本町においても島民の皆様、町民の皆様には外出自粛または町内の飲食業や観光産業においては、島外からの入島自粛等を呼びかけたせいで売上げが激減するなど、非常に厳しい経営環境に置かれております。町長や関係課においては、飲食業組合等の関係者、出荷団体等との会合を持つなど、経営環境の把握に努めてきました。各課においても、問合せ等で国・県の施策の利用を促す等の対応をしてきております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民生活及び経済への影響が深刻化することに伴い、様々な支援策が講じられてきておりますが、支援策の種類や対象が非常に多岐にわたり複雑になっております。どのような支援が受けられるか、分かりにくい部分がおありじゃないかなと思っております。

そのために、町では国や県の支援制度や町の事業継続支援等の相談先といたしまして、6月10日に庁舎裏側にあります旧売店を使いまして、相談窓口等を設置しております。電話相談や申請支援に対応するとともに、各課にも支援員を配置しております。

また、区長会を通しまして、各種支援制度を取りまとめた冊子を各世帯に今後配付していく予定でございます。

個別の被害状況を全て把握できているわけではございませんが、地方創生臨時交付金を活用した町独自の支援策を行っていきたく思いますので、このような支援策に対する申請を受け、被害の把握それから事業の継続化の支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。

2番目に、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、全国的に行われた県をまたいでの移動自粛による宿泊キャンセル、それから飲食店の利用自粛による予約のキャンセル、また各種会議などの相次ぐ中止を受けて、本町の宿泊観光業、飲食店、花卉農家などが大きな影響を受けていることから、町独自の支援策といたしまして花卉経営持続化支援事業に1,200万円、商業者等事業継続支援事業に2,100万円、飲食店等の応援プレミアム付商品券事業に3,242万5,000円、観光事業持続化支援事業に800万円、総額8,627万

7, 000円、このうち交付金といたしまして7, 127万7, 000円を充当する計画でございます。今議会の提出の一般会計補正予算第3号に、地域創生臨時交付金事業として計上しているところでございます。

なお、詳細につきまして再質問や補正予算審議等の中でご説明をさせていただきたいと思います。

それから、大きな設問の3番、農業分野におきまして、議員のご指摘どおり花卉産業におきまして大きな影響を受けております。また、畜産業におきましても、先般5月6、7日に開催されました子牛競り市においては、価格低下が見られております。

本町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けた町内の花卉生産者に対し、花卉生産の経営持続化を図るための地方創生臨時交付金の活用を考えております。知名町花卉経営持続化支援事業を新設し、給付金を支給し、受給者が再生産向けの使途にさせていただいたり、あるいは喫緊の生活の支援にするなど、受給者が再生産に向けての使途に使っていただければと思っております。

また、畜産におきましては、さきの5月の競り平均価格が3月競りに比べまして13万4, 000円安い、平均で50万5, 000円となっております。子牛価格の大幅な下落につきましては、新型コロナウイルスの影響で訪日外国人旅行者が減り、外食産業での消費が減っていることや、牛肉の需要期の大型連休中に消費が伸びなかったこと、また購買者が来島を自粛し購買者が少なかったことなどが要因として考えられております。

畜産につきましても、町独自の支援策を検討しておりましたが、これまで高値であったことや財源確保等を総合的に検討した結果、今回は支援は見送り、今後の動静を注視し必要に応じた施策を講じてまいりたいと考えております。

大きな問題のまちづくりにつきましてですけれども、今後どういう場を、機会をつくっていくかという①の設問でございますが、第6次の知名町総合振興計画における町民アンケートにおいて、「町の取組について町民の意見が生かされているのか」という問いに「どちらとも言えない」という方が32%で最も多うございました。意見反映のためには、「計画づくりや設計の際に町民の意見を聞く機会というもの充実する必要がある」という意見も、219名おりました。

現在、町においては、まちづくり町民会議のように一般公募を含め町民の意見をじかに聞き、その中に町民目線で何が必要なのかを話し合い、施策提案まで行う取組を行っております。町といたしましても、このような機会や場をほかの会議や地域コミュニティにおきましても、自主的な活動を進める動機づけの仕組みづくり

を構築してまいりたいと考えております。

②人的、財政的な支援というのはできるのかということでございますけれども、第6次の知名町総合振興計画において、「21の暮らしを大切に、21の未来を創る子や孫に誇れるまちづくり」をビジョンとして掲げております。町をこれまで形づくってきました字の強みや魅力を、今以上に高める取組が今後必要な中、行政はそれをサポートするための職員研修や話合いの場などを創設し、町民においてはまちづくりに対する主体的な取組を促すなど、行政と字相互の意識改革が必要ではないかと思っております。その実現に向けて、総合振興計画における実施計画で位置づけていきたいと思っております。

なお、前議会において総合振興計画の基本構想は、過疎地域自立促進計画の中で実証を検討すると答弁しておりましたが、その後の検討の結果、実施計画を新たに策定することに決めました。

また、本年度は支援体制の一環として地域おこし企業人の予算を計上しております。新たに策定する実施計画においては、ビジョンの実現可能とするための財政措置について検討を進めてまいりたいと考えております。

3番目、小規模多機能自治を進めている市町村を参考にしていけるべきではないかというご意見ですが、小規模多機能自治は、日常生活圏域、大字単位や小学校区などの各地域に適した地域でまとまって、地域振興をはじめ高齢者の支援、福祉活動、子育ての支援、防災活動など地域にある様々なことに対し、地域住民自らが考え方や方向性を決めて、同じ目標に向かって取り組むことでございます。

全国的には、小規模多機能自治に取り組んでいる自治体、取り組もうとしている自治体、関心のある自治体の賛同を得て、小規模多機能推進ネットワークが形成されております。

本町におきましても、少子高齢化が進展する中、区長を中心に福祉の向上や子育ての支援、安心・安全なまちづくりへの取組などを行っております。新しい住民自治の取組として、小規模多機能自治を参考に字や校区、町の地域力の発展につなげる取組も必要だと考えております。

以上で終わります。

○2番（外山利章君）

それでは、再質問をしていきたいと思っております。

まず、1点目、確認をいたします。

今回のコロナ対策については、先ほど町長から答弁がありましたけれども、平成27年に策定された新型インフルエンザ等対策行動計画を基に対応するものと承知

しておりますが、間違いありませんか。

○町長（今井力夫君）

それを基にして、知名町の新型コロナウイルス対策会議等を設置しております。

○2番（外山利章君）

新型インフルエンザ等対策行動計画、かなりの量で私も読ませていただきました。早い段階から、未発生期から発生、また小康期に至るまで詳細に計画が立てられております。その中を見ると、私、知名町のちょっと行動というものが少し遅かったんじゃないのかなと、計画どおりでもしあるのであれば、思っております。

これは、3月議会、3月4日においても私のほうから質問をいたしました、中国の武漢で発生を昨年末にして、国内では1月、2月から3月にかけて感染者というものが出ておりました。その感染が出ているにもかかわらず、体制づくりというものが遅いんじゃないかということで質問をさせていただいたところ、3月6日の会を経て対策をするということで、保健福祉課長から回答がありました。

やはり、感染症の予防の観点からいえば早めの対策をしておいて、もし陽性の方が出た場合には早め、早めの対応を取ることが必要だったと思うのですが、その中で3月27日、島内において濃厚接触者がいるということで、徳之島保健所から報告がありました。行動計画に従えば、その時点で対策本部の設置というものが、私は行われるべきではなかったのかなと思いますが、実際に対策本部が設置されたのは4月2日、4月1日に島内の陽性患者が発生してからということでありました。6日ほどタイムラグがあるわけですが、濃厚接触があった場合に、出た場合にはやはり島内の影響というのは非常に大きいわけですので、その時点で早急に対策本部というものは設置するべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

3月27日に、確かに本町におきましては臨時課長会を開催しております。県の対策本部設置に伴って、県の保健福祉課のほうからの各種情報の提供を受けております。この時点におきまして、本町においても対策本部を設置すべきではないかというご意見でございますけれども、この時点で我々として確かな情報を、設置してどうこうするということまでの情報が我々のところには入っておりません。

今回のこの新型コロナウイルスの感染につきましては、町に対しても保健所は非常に個人情報または人権上の配慮から、かなりの情報を我々にすぐには提供しておりません。そういう中で、私たちがこの時点で対策本部を設置する必要は、今の段階ではないと思いましたので、我々は本部としての立ち上げは今回は実際に島内におい

て発生したことを受けまして、保健所との連絡がかなり取れるようになりましたので、設置をしております。

なお、3月27日に私のほうは直接徳之島保健所長との間でやり取りをさせていただいております。その中で、情報がなかなかキャッチできませんと、したがってお互いの携帯番号を連絡して、ホットラインとして今後緊急のときにはこの電話番号でお互い連絡を取り合えるようにしていただきたいという申入れをしまして、それから保健所との間のやり取りがかなりスムーズにいったのかなと思います。

○2番（外山利章君）

対策本部を、もしその段階で設置をするのであれば、それ以前の段階でそれぞれの対応について各課が、それぞれの課に、これは保健福祉関係だけではないと思うんですね。経済関係についても、その後どういう影響が出てくるかということも3月時点では既にいろんな形で新聞報道等もされておりました。そういう形で、対策本部をする前にしっかりとその対応について、問題点について洗い出しができていたのか、またそれを情報を一元化する対応の組織体制ができていたか、それについてはいかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

当然、このコロナウイルスの感染症の患者が発生したときに、どういう影響が生じてくるのか、これは保健福祉課だけではなくて、全ての経済活動にこれは関わってまいりますので、この27日の我々が入手した段階から28、29日と関係課を招集した会議は庁舎内で行っております。

この事細かな件につきましては、先ほど申し上げましたが大体30以上の我々は会議や打合せ会を行っておりますので、そういう細々としたことは控えさせていただきますというふうに答弁させていただきました。

各関係課を招集した会議においては、27、28、29日とこの記録の中では我々は開催しております。

○2番（外山利章君）

30回、先ほど会議がなされたということで答弁がありましたので。

今度のコロナ禍というのは、本当に前例のない緊急事態で、その対応というのは全課が一致して協力体制を取って行うべきであったと思います。町長のほうからは、行われていたということで回答がありましたが、新型インフルエンザ等対応の行動計画には、小康期として第1波の対策の評価及び見直しというものも明記されております。まず、今、対策本部のほうは解散をいたしましたので、小康期といってもおかしくないと思いますが、その際にしっかりと第1波に対しての反省点というも

のを行うべきだと思いますが、この対策本部の本部長というのは総務課長でしょうか。町長ですか。では、その点について。

○町長（今井力夫君）

私のほうになります。

○2番（外山利章君）

分かりました。

では、質問を変えます。

総務課長、総務課長として全課の把握というものは行われておられると思います。第1波を受けた後、今度小康状態に入ってこの見直しというものについて行われる予定でありますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

対策本部自体は解散という形になっておりますが、町の対策会議というものはまだ存続しております。その中で、先日も第5回目を開催したところであります。

今後のこういう影響等を調査しておかないと、今後の体制の整備ができませんので、ぜひその点については議員が提案いただいたように、各課の対応について今後練っていきたいと思っております。

○2番（外山利章君）

検証、見直しについては要請をいたしておきます。

次に、2の情報発信についてであります。

先ほど、町長答弁でありました学校再開について、やはり不安を覚えられる方から申入れがあったということで、確かにそうなんです。今、情報過多、SNS等で非常に情報がいろいろ行き交いますので、正確な情報というものが一体どれであるか、それをしっかり見極めるのは情報リテラシーということで、自分自身で見極めなければいけないわけですがけれども、あまりにも情報があり過ぎて一体どれを信じていいのか分からない部分があります。

そういう意味でいうと、やはり行政の情報というものがまず一番信じておくべきものだとは思っておりますが、ただやはり情報として休業してもらえませんか、いただけませんか、休業要請であったり、例えば学校を休業いたしますという形で、情報だけを載せてもなかなか分からない部分があります。これは、四役会のほう、議会のほうで私も参加して教育長のほうに申入れをさせていただきました。ぜひ、丁寧に情報発信してくださいということで行いました。

町のホームページ、ほかの市町村のホームページよりその内容について非常に詳しく書かれている部分があって、SNS上で知名町の情報発信非常に分かりやすく

ていいという声も聞いております。ぜひ、これからもこのような形で丁寧に、役場内においては当たり前かもしれませんが、町民にとってはその過程というのが見えることがありません。ぜひ、そこに至る過程も踏まえてしっかりと情報を速やかにそして丁寧に発信することで、町民の理解というものは得られると思いますので、これについては今後そういう形を全課で取っていただきたいと思います。

次に、3番であります、コロナウイルス感染症に伴う新たな業務対応というものが必要になってきております。また、職員が感染した場合、出勤ができなくなることで業務継続が困難になることもあるわけであります。

そうすると、やはり人員の体制というものは再度しっかりと構築していかなければいけないわけですが、東京のあきる野市等では、このBCP計画、業務継続計画の中で業務の優先度をしっかりと決めて、まず優先度の高い順からしっかりと業務が継続できるように人員を集中させていくということを行っているようであります。

本町のBCPにおいても、そのような形は取られていたでしょうか。

○町長（今井力夫君）

今、議員がおっしゃっておりますBCPについてですけれども、我々といたしましては非常災害時の優先業務、これを3つ考えております。

ゆっくり申し上げます。

1つは、まず災害に対しての応急措置です。2つ目、復旧、復興作業についてどう取り組んでいくかと、それから3つ目は先ほど議員がおっしゃっております優先度の高いものはどういうものがあるかというものの場合分けをしております。

いずれにおいても、この迅速な災害対応、業務を開始しこのことによって町民の生命や身体の安全を守っていったり、町民生活の影響を最小限に抑えていくというようなことを考えております。おっしゃるとおりに、どこにどれだけの人員を配置できるのかということは、今現在試算した段階ではBCPの中には人数等は配置してあります。

○2番（外山利章君）

今回のコロナ禍というものの、BCPのほうに感染症についてはまだ入っていないということでしたよね、先ほどの答弁でそうお聞きしましたが、やはり計画がしっかり立てられていたとしても、やはりいろんな不測の事態が起きて計画どおりにいかないということはあることだと思います。それは致し方ない点ではないかと思っております。

今回も、先ほどありましたが船舶の検温に対して知名町の職員が交代で出るだとか、ああいうものはさすがに計画の中でも立てられていなかった部分としてあると

思いますので、そこは先ほどの計画の見直しと一緒にすけれども、BCPについても今、こういう状態が起きてきましたので、感染症についての対応も入れていただいて、BCPの見直しというものもぜひしていただきたいと思いますと思いますが、総務課長いかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

議員おっしゃるとおりのことでありまして、このBCPについてはできたばかりということで、これは必ず今後も改定していかなければ、その実態にそぐわない内容になってしまいますので、今後もふだんの見直しを進めてまいります。

○2番（外山利章君）

その点については、お願いいたします。

次、2番の経済についてであります。

先ほど、私、質問のほうで窓口の設置ということで聞き取り等を上げているわけです。6月10日、新型コロナウイルス感染症相談窓口が設置とありますが、6月10日では遅いんじゃないかというのが、私はそのように思っております。コロナウイルスの影響は、先ほど言いましたが3月末から出てきたわけです。経済であつたり、国の持続化給付金についてももっと早い段階から出ておりました。

それであるならば、もうそういう施策が出た段階で町民の声をしっかりと聞いていく、また今度の1次補正でも、ある意味次の質問にかかってくるわけですが、1次補正が出た段階でもまず町民は一体何が困っているのか、どの分野の人たちがどれだけ困っているのかということを知かなければ、施策というものは私はつくれないんじゃないのかなと思っております。

もちろん、農林課長とかは花の関係のヒアリング等を行っていただきました。それは私も承知しております。ただ、なかなかそこに声を上げられない方々というものもいっぱいいらっしゃると思うんですね。

いろんな形で、先ほどから国・県の施策があるということでお話がありますが、聞いた方々によると書類は商工会からいただいたと、いろんなものがあるのはよく分かっている、だけれども、自分がどれに当てはまるかやっぱり分からないと。それで、来てくれとお昼に説明会があつても、やはり行ける方というのは限られていると思うんですね。もういいかと、自分そこまでして別にと、書類を整えるのが大変だからということでやめる方いらっしゃると思います。

また、商工会のほうで伺ったときも、多分対象になる方はいっぱいいらっしゃるんですが、パソコンが使えなくてインターネットの申請なので難しいということで、諦めた方もいらっしゃるんじゃないかという商工会の方も心配していまし

た。

商工会においては、その点については自分たちのほうで携帯を持ってきていただいてやり方を教えて、こういう形で申請できますよということで丁寧に対応していただいたそうです。

それが、そういう実際本当に対象となる人たちというものの把握というものをしっかりと行わなければいけないと思いますが、町としてまず私はそれを行うべきだと思います。そういう形の努力というものを行われておりますか。特に、企画振興課長、今回いろんな形で事業を組まれておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今回の相談窓口ですけれども、6月10日に開設したというのは総合的な窓口ということで開設をさせていただいております。商工会のほうでは、3月6日からコロナ対策相談窓口ということで開設しておりまして、これは国の雇用調整助成金であったりそれから5月1日から施行されました持続化給付金であったり、そういうものの申請のお手伝いを商工会のほうでしていました。

町のほうでも、もっと早めに相談窓口を設けるべきじゃないかといういろんな意見もありましたが、いろんな国・県、そういう施策が出てくる中で、今回、町の施策も利用するかということで、総合的な窓口を設けたということになります。

それまでの窓口といたしましては、それぞれ各課で対応をしていましたし、企画振興課のほうでもセーフティーネット関係の資金関係の相談であったりとか、あと持続化給付金のやり方が分からないということであれば一緒に申請のお手伝いをしたりとか、そういう個別な手伝いをしてはきましたけれども、総合的に窓口ができたというのは6月10日ということになります。

○2番（外山利章君）

もうもう、窓口としては設置したということで、それが第2次補正もあるわけですので、そこに向けて町民の声というものをしっかりと聞き取って、状況把握というものをして、それに次の政策立案に生かしていただきたいと思います。

そうなるときに、一番大事なのは各関係機関です。商工会、農業関係だったらJAでありますし、また漁協のほうも被害があるような話も少し聞いておりますので、そこについてもしっかりと、あちらから来るのではなくて町全体の経済に関わることでありますので、経済担当の課、それ以外の課もですけれども、しっかりと町のほうから働きかけをして、こういう形の次の事業策定にぜひ意見を聞かせていただけないですかということをしていただきたいと思います。

それと、あと、先ほど言ったように、自分でなかなか申請ができなかったり、こういう形のものがあるのか分からないという方たちもいっぱいいらっしゃいます。ぜひ、そういう被害を受けている方々の洗い出し、しっかりとその人たち、把握するという必要ですので、その点は関係機関と一緒にさせていただきたいと思います。これは、要望で終わりたいと思います。

次の質問です。

臨時交付金、地方創生の臨時交付金です。これ、先ほどの福井議員からもありましたが、かなり使い勝手のいいというか、自治体の裁量で使うことのできる交付金であります。やはり国の危機感の表れなのかなと、今までなかなかこういう形で交付金というものが出てこなかったということを考えると、その危機感の表れかなと思うんですけども、先ほどから遅い、遅いとばかり言っておりますが、私これ全員協議会でも町長のほうにも申しましたが、この6月議会を待つことなく困っている方はいっぱいいるわけですから、もう3月から被害が出ているのであれば早い段階で議案を出してくださいと、それは臨時会を開いてもいいんじゃないですかということで提案をいたしました。

それが今になってしまったというのは、本当に町民の方々に申し訳ないなという部分が思っておりますが、なぜここまで遅かったのか、それについては町長いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

各市町村において、臨時議会等を設置してこの予算、交付金をどう使っていくかということの案を出しておりますけれども、我々といたしましても、具体的にどれだけのお金が実際に知名町に配分されてくるのかというのをしっかりとつかまえておきたいと、それ以外に町の持ち出しがどれぐらい必要なのかというのも、しっかりと試算した上で議会の皆様には提案していきたいと。

ただ、スタッフと話をしていくのは、定額給付金にしても我々としては周りに遅れることなく早い時期から取り組んでいこうと、しかもこれをただ役場窓口等において対応するのではなくて、必ず役場に来ることのできない方たち、コピーを持って来れない方たちもいるので、全て字に出向いて行ってやってやりましょうと、そこに来れなかった人もいるので、その後につきましては別途に窓口を設けておいて、定額給付金を支給していこうと。

我々といたしましては、まず先にこの定額給付金の支給というのを、10万円の支給を先に町民にしておきたいというのを最優先した結果が、今回臨時議会を招集しなかった理由はそこにもあります。

○ 2 番（外山利章君）

それは、少し違うんじゃないかと思うんですね。ほかの市町村にとっても、同じように臨時給付金のほうは給付しながらも、ほかの施策というものはしっかりと打ってきているわけです。これ、西伊豆町というところがありますが、そこだともうこの国の給付金を待つことなく、町独自で営業自粛要請の実施事業者への給付金という形で支払いを4月11日からです、給付対象が。ということは、それ以前からしっかりと計画は立てられているわけです、問題意識があるということです。

やはり、そういう問題意識がある中で対策を立てていけば、今度の国の給付金というものが4月1日まで遡って補正事業については対応するわけですから、先に事業が進んでいたとしてもそこに対応できるはずですよ。そういう形の制度になっていたわけです。それであるならば、早い段階で臨時会を開いて、しっかりと施策を打ち出すことができたと思っております。

こういう非常に使い勝手のいいものですから、ある意味自治体の企画力というところはかなり出てくる部分だと思っております。困っている町民がいることを待つのではなく、しっかりとこの対応というものを行っていただきたいと思いますし、ただこれ行政のほうだけに言うのではなくて、実は私たち議会のほうも反省すべきだと思います。要請という形で、議長からの要請もしくは口頭による要請ということで早急にしてくださいという具合で、私たちの議会からも要請はいたしました、本来であればしっかりと議員全員協議会を何回か開いて、こういう形で困っているの、町民が困っていることがあるので、そのことについては早急に対策を具体的にしてくださいという申入れをすべきだったと思っております。その点は、私たちの議員もしっかりと町民に対して反省すべき点だと思っております。

議員が言うことが行政を惑わせるではなくて、町民の代表である議員が行政に対してこういう提案をしていくことで、行政の施策というものが豊富化していくと思います。ぜひ、これからの2次補正もこれから対象にしておりますので、そこについては早い段階で、もう次の議会になったら9月ですから、それ以外に対応できない部分、待てない部分もいっぱいありますので、その部分についてはしっかりと臨時会を開くような形をして、施策の提案というものを各課それぞれが、自分の課で何ができるかを考えて出していただきたいと思います。

町長、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

2次補正につきまして、情報全て入手次第、我々各課のほうでは対応していきますので、皆さんにご協力をいただいて、臨時議会が開催できるようにする必要性が

生じたときには、お願いを申し上げていきたいと思っております。

○2番（外山利章君）

恐らく、全員そのことについては異論がないと思いますので、ぜひそういう形を取っていただきたいと思います。

それでは、農業分野であります。

先ほどからあります農業分野、花卉農家、特に畜産農家、非常に大打撃を受けております。その中でも、国の持続化給付金や町独自の先ほどからありました支援策というものも予定されており、経営維持の一定の補足というものは示されつつありますが、今後の先行きというものが不透明です。これから、次作の作付けに入るわけですが、一体何を、今までどおり作っていか分からないというのが農家の不安な気持ちであります。

そこで、特に大事なのが高収益作物次期作支援交付金というものが、国が臨時補正で1次からあるんですけれども、2次補正でさらに上乘せという形であります。特に、花卉においては1反当たり80万円と非常に高い金額で、補助が行われるような交付金が支給されるような形になっております。

ただ、この点についても、農協のほうに行きましたが、まだ少し内容が分からないという話がありました。ぜひ、行政としてこの事業についての内容というものを把握して、JAもしくは個人農家の方もいらっしゃいますので、その方々というものをしっかりと把握して、対象になる方々に説明もしくは事業導入についての資料作成の手助けというものをしっかり行うべきだと思いますが、農林課長いかがでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

国からの説明もありましたけれども、テレビ電話ということでなかなか聞き取りづらいところもあって、農協等のほうについても正確な情報はちょっと入っていないところがあるかと思います。しかしながら、電話等で何回も問合せをいたしておりまして、ほぼ状況は分かったような感じでございます。

JAからも、協力体制の要請がありましたし、また各個人農家へのサポートの体制構築について、今後農協さんと話をしていきたいというふうに思っています。

○2番（外山利章君）

その点については要請いたします。

次に、このコロナ禍の教訓で、国の支援だけを頼るのではなく、まず自己でしっかりと自分の農業経営を保つセーフティーネットという形で、一番いいのはやはり再三申し上げますが収入保険だと思います。ただ、収入保険、どうしても加入率が、

この間もこのコロナ禍を受けて若干やはり入る方が増えたそうではありますが、そのネックというものが、どうしても最初に入る際に加入金というものが少し、積立金とかその保険金のほうが少し高くて難しいというところがあります。

ほかの市町村においては、その保険金の助成を行っているところがあります。ぜひ、そういう形も作って収入保険制度についても加入促進に努めるべきだと思いますが、農林課長いかがでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

私どもの仕事は、農家の所得安定のために常に動いているわけですので、セーフティーネットのほうを、収入保険の加入促進についてはこれまで以上にまた力を尽くしてまいりたいと思っています。

○2番（外山利章君）

その点についても、要請をいたします。

続きまして、畜産であります。畜産、大打撃ということがありますが、販売価格の下落分については、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業、国の支援策による一定の保証はされております。畜産については、この部分はかなり前からいろんな形で支援がされているわけですが、しかし本町の畜産の抜本的な問題として、高齢化が進みつつあるのと、あと小規模農家が多いということがあります。

この高齢化が進んだ小規模農家が、もうやめてしまうと、さらに知名町の畜産の飼育頭数というものがかなり激減します。そこで、今後の飼育頭数維持のためにはまず省力化、高齢の方々でもそれほど負担がかからないような省力化をしたり、若い方であっても省力化ということは必要だと思います。労働力削減というものを図る必要があると思います。

国の第2次補正予算の農林水産関係に、経営継続補助金というものが今回組み込まれております。これは、省力化に向けた取組については補助金をこれ4分の3、かなり補助率としても高い補助率ですが、出そうという制度です。この中に、発情や個体観察の作業を助ける発情発見装置の導入というものが対象になっております。最近、ファームノートと商品名を出しますけれども、そういう形で町内で若い畜産農家の中でこの発情発見装置というものを導入して、管理というものを行っている若い生産者がいらっしゃいます。そこで伺ったところ、やはり発情の把握が非常に容易になったと、今までの負担がかなり減ったということで喜んでおられました。

ぜひ、この国の事業、こういう事業を協力して労働力削減に努めて、町内の頭数維持というものに努めていただきたいと思います。ぜひそういう農家というもの

も役場のほう、農林課のほうでしっかりと事業導入について一緒になって協力して、事業導入を進めていただきたいと思います。農林課長いかがでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

国から示されました経営継続補助金、非常に使い勝手がいい補助金でございます。我が畜産農家においては町単でこれまで事業をしていたわけですが、今日担当とも話したんですけれども、これに乗り換えていきたいというふうに思っております。

それから、そういう普及についても実際に農家を集めて実演等をして、こういうメリットがあるんだというものを、業者さんの協力もいただきながら示してやっていきたいというふうに思います。

また、高齢者にとってやはり使い勝手というか、そういうところが少し苦難に重く感じているところもありますので、その辺のサポートまで併せてできればというふうに思っております。

○2番（外山利章君）

もう時間も少なくなってきました。

最後の住民自治であります。住民自治、これまちづくりの理想の形だと思います。この形に知名町がいれば、本当に言うことがないのではないかと私は思っておりますが、そのための機運づくりというものがやはり必要で、先ほど町長からまちづくり町民会議のことがおっしゃられましたが、私会長をさせていただいておりますが、やはり毎回しっかりと出てきてくださる方とやはり休みがちな方、そういう形の分かれる部分があります。

まだ、そういう形で自分たちの意見を町政に反映するというのが、なかなか実感できないという形はあると思います。しかし、そういう場というものをしっかりとつくって機会をすれば、まちづくり、自分たちが自分たちのまちをつくっているという思いというものが非常に出てきて、行政に対しても協力する形というものが出てくると思います。

この点については、これからのリーダー育成であったり、また集落ごとの地域ビジョン、集落のこれからの先々をというものは、飲みながら話しをすることはあるんですけれども、なかなか真剣に、ここを10年後、20年後どうしていくかという集落のビジョンを語ることはなかなかありません。

ぜひ、行政が間にコーディネーターもしくはアドバイザーという形で入っていただいて、そういう形のこれからの新しい地域づくり、まちづくりに住民、行政が協力してこれから進んでいけるような形をつくっていただきたいと思います。

町長、最後にいかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

基本的に、この字の活性化をどうしていくかというのは非常に重要な問題と捉えております。議員が多分考えていらっしゃるの、これからの人口減少が進んでいったときに果たしてそれぞれの字だけでできていくのか、それは難しい面が出てくるんじゃないだろうかというあたりを危惧されているのかなと思います。

当然、町としてもこれからの人口減少が起きたときに、それぞれの字がタッグを組んで課題解決に向かっていくようなそういうシステムというのは、先進地域のことを学びながら進めていく必要があるかなと考えております。

○議長（平 秀徳君）

これで、外山利章君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後 3 時 20 分から再開します。

休 憩 午後 3 時 02 分

再 開 午後 3 時 20 分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西 文男君の発言を許可します。

○5 番（西 文男君）

議会を傍聴している皆さん、本当にありがとうございます。また、インターネット等々で議会中継をご覧になっている皆さん、今後も知名町議会、そして町政に注視をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議席番号 5 番、西 文男が質問を行います。

質問を行う前に、この新型コロナウイルス、本町のみならず日本、世界と、そして残念ながら命を落とした方々、そして日々努力をしている研究者、医療従事者、全ての方に感謝申し上げます。

そして、現在入院をされている方の一日も早い退院、そして健康回復を願っております。

それでは、大きく 4 つの質問を掲げていますので、壇上より質問したいと思います。

1、新型コロナウイルスによる町の影響、対策について。

今回の 6 月議会の質問の中で、たくさんの議員が質問をしておりますので、質問

の書を読み、また答弁につきましては、回答がなかった部分について再質問をさせていただきますと思います。

①今回の新型コロナウイルス感染の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上げが減少している町内の農業、漁業、商業、飲食業、また旅館やホテル、観光業、そして全ての個人事業者等、事業継続が困難になっている事業者に対する国・県等の給付、補助、税等の減免などの申請の手続について、町の相談窓口はどうなっているか。

②出張自粛に伴う、削減された貴重な財源の活用の方法は検討されているか。

③国の2次補正についてどのような事業展開を計画しているか。

④現在、特別給付金の申請状況はどうなっているか。

⑤今回の新型コロナウイルス感染拡大を教訓に、第2波、第3波が予想されているが、町の感染拡大防止対策のマニュアル化はできているか。また、町民への周知徹底はどのようにして行うのか。

大きな2番、知名小学校正門、通学路についてです。

①知名小学校の町道から学校正門までの道は、現在、児童・生徒が安全に登下校するには、非常に危険である。早急に整備はできないか。

②小米商店街から知名郵便局前の道路を通学している児童・生徒もいるが、道路状況は、道路の両側に側溝があるが、凹凸や隙間があり、登下校時には非常に危険であり、早急に正門と同時に整備はできないか。

大きな3番、行政改革について。

職員の採用試験の年齢について、40歳まで引上げ等は検討できないか。

大きな4番、介護施設等の停電時の大型発電機の必要性について。

台風常襲地帯である我が沖永良部は、毎年の自然災害で、台風、落雷等で停電になっている。介護施設は停電の対策として、独自で従業員が努力をしているが、入居者の安心・安全な施設として、最低限の電力を必要としているのが現状である。停電時に必要不可欠な大型発電機の所有のための補助はできないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、西 文男議員のご質問に回答してまいります。大きな設問の2につきましては、教育委員会所管事項ともなりますので、教育長のほうが答弁します。

それでは、大きな設問の①につきまして、町の相談窓口等はどうかというご質問にお答えしてまいります。

外山議員への答弁と重複してまいりますけれども、外出自粛等により町内の飲食

業や観光業におきましては、売上げの大きな減少など、非常に厳しい経営状況に置かれていると思っております。

私や関係課におきましては、飲食業組合の関係者の皆様、それから出荷団体等の皆様との会合を持つなど、経営環境の把握に努めてまいりました。各課においても問合せなどで国・県の支援策の利用等を促すなどの対応をこれまで取ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響が今後長期化し、国民生活及び経済への影響がさらに深刻化することに伴い、様々な支援策が講じられてまいりますが、支援策の種類や対象が非常に多岐にわたり、複雑になり、どのような支援が受けられるのか非常に分かりにくくなっていると思います。

そのために、町では、国・県の支援制度や町の事業継続支援などの相談先といたしましては、6月10日から本庁舎内裏側にあります旧売店におきまして相談窓口を設置しております。

電話の相談や申請の支援の対応をするために、各課においても支援員をそれぞれ配置しております。

また、今後、区長会におきまして、各種支援制度をまとめた冊子などを各世帯にも配布できるようにしてまいりたいと考えております。

大きな設問の1の②財源等の活用方法についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、自粛期間を問わず中止になっておりますその会合等におきます旅費につきましては、現時点で約500万円ほど見込んでおります。

この未執行予算につきましては、本町の昨今の厳しい財政状況を踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症の動静を注視しつつ、これからの自然災害にも備え、必要なときに適切に活用するための財源として保留しているのが現状でございます。

3番目、国の2次補正予算に対する町の考え方はどうなっているかということでございますけれども、今回の国の補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応、取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて家賃支援を含む事業継続や、雇用維持などへの対応を後押しするとともに、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化などへの対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2兆円を増額することになっております。

現在、具体的な内容や金額につきましてまだ提示されておきませんが、感染拡大防止、事業の継続化・活性化支援を中心とした施策を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、現在の給付金の申請状況等につきましてお答えします。

本町におきましては、主管事務を総務課に置きまして、会計年度任用職員を4名採用しております。その4名の方たちに本事業の事務等に從事していただいております。

マイナンバーカードを使用したオンライン申請の受付は5月2日から開始し、申請書の郵送も5月8日から順次行ってまいりました。

また、5月11日から役場庁舎内及びあしびの郷にも受付窓口を設置し、5月18日から各字公民館を巡回し、申請書の受付を開始しております。

現在の申請・給付状況ですけれども、給付対象の基準日となりますのが4月27日でございます。この時点におきます対象世帯数が3,024世帯です。対象者数が5,832人となっており、午前中に申し上げた数字と少し変わります、今回は6月15日現在の申請世帯数が今現在で2,946世帯でございます。97.3%が申請されております。給付総額の5億6,850万円ほどが現在給付されている状況でございます。

この中で、電子申請をされた方は65件ございます。

続きまして、第2波、第3波に対しての件につきまして、マニュアルはできているかというご質問です。

今回の島内での発生事例を受けて、町では、知名町新型インフルエンザ対策行動計画に基づいて、県内で感染者が発生した際に、知名町新型コロナウイルス対策本部幹事会を開催し、町内及び島内での感染者が発生した際には、知名町新型コロナウイルス対策本部を設置するとともに、感染症危機管理沖永良部現地対策協議会を立ち上げ、協議会委員及び医療専門家のご意見を伺いながら、各学校の休業もしくは学校再開等についての判断も行っていくつもりでございます。

対策協議会での協議内容を元に決定した事項につきましては、町内放送や町のホームページ、SNS等によって発信をし、町民への周知を行ってまいりました。

第2波が来た際にも、やはりこれまでの経験を生かして、迅速な対応により、町民に過度な不安を与えることがないように、情報提供に取り組んでまいりたいと思っております。

大きな設問2につきましては、教育長が答弁いたします。

3番の行政改革につきまして、職員採用の年齢を引き上げることはできないのかというご質問ですけれども、昨年までの有効求人倍率1.6倍の売手市場と呼ばれる雇用環境の影響か、近年の当町の職員採用試験の受験者数は年々減少しております。

町では多くの方に受験していただきたいために、採用試験の受験資格年齢を段階

的に引き上げてまいりました。令和２年４月１日付の採用の令和元年度の２次募集におきましては、一般事務を３５歳、建築技師等の技術職を４０歳として募集しております。

また、令和３年４月１日付の採用募集につきましては、さらに引上げを行い、一般事務を３８歳、建築技師等につきましては４５歳として募集をする予定であります。これは既に町広報の６月号に掲載をしております。

受験資格年齢につきまして、建築技師等の専門職については既に４５歳としておりますが、一般事務につきましても受験者数の状況を見ながら、今後引上げを検討していく必要があるかなと思っております。

以上で私の回答を終わります。

○議長（平 秀徳君）

町長、４番。

○町長（今井力夫君）

すみません、介護施設等の停電時の大型発電機等の件についてです。申し訳ございませんでした。

本町は毎年多くの台風が接近しております。停電などの被害を多く受ける地域であります。災害による大規模停電時も空調機等の停止による入居者の体調不良を防ぐという意味から、非常用の自家発電の設備は非常に重要なものと考えております。

このことから、今回国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業を活用いたしまして、非常用の自家発電機を整備できないか、国に先進的事業整備計画書を提出しているところでございます。

先進的事業整備計画の提出に当たりましては、町が指定します介護事業所に当該設備の保有状況を確認し、未整備でかつ要望のありました認知症対応型共同生活介護事業所１か所、小規模多機能型の居宅介護事業所２か所の計３事業所について、優先順位を付して国に要望しております。

なお、補助額につきましては定額補助で、１施設当たり７７３万円が上限となっております。

以上で回答を終わります。

○教育長（林 富義志君）

それでは、西 文男議員の大きな２番、知名小学校の正門、通学路について回答いたします。

正門のほうの道路は一応学校敷地と、それから郵便局の前の通路は町道というこ

とで、建設課といろいろ合同して現場を見てやっておりますので、私のほうから①と②についてお答えしたいと思います。

正門前の道路の件ですが、町道中央通り線の横断歩道から知名小学校へ下る箇所は、勾配が急な上に階段が不規則な形状になっている箇所があり、児童が登下校に利用する通学路としては危険とのご指摘ですが、現在考えられる方策としては階段を小段化し、低学年の児童でも歩行しやすくする方法、または階段部分に斜めにスロープを設置することが考えられます。

この場合、階段の途中に防火水槽が設置されており、防火水槽上に構造物を設置するということになりますので、関係機関と協議を行い、解決策を見いだしたいと考えているところです。

商店街から郵便局前の通学路の件ですが、令和2年3月の第1回定例会において、新山議員からの質問で答弁いたしました。ご指摘の町道小米集落内線の一部奄美製菓横から知名小学校の区間110メートルは、幅員の狭小や側溝の段差、隙間等があり、また郵便局への来客等の駐停車があり、児童の下校時には危険であると思われます。

3月定例議会後に関係者と協議を予定していましたが、まだ行っていないのが現実です。今後、関係機関と問題点を抽出して改善を図っていきたいと思っております。

以上です。

○5番（西 文男君）

それでは、再質問をしたいと思います。

コロナ議会と言っているほどコロナの質問ですので、前回質問していない件について質問したいと思います。

まず、国内全体、大体観光業界が27.1兆円を観光・旅行等で消費しているというデータがあります。まず日本人が海外に行く旅行が大体1.4兆円で5.3%。国内の日帰りが大体5兆円で18.6%、それから訪日外国人が4.1兆円で15%、国内旅行が16.6兆円で61.1%だそうです。

そこで、当然今県をまたぐ旅行等について自粛をしておりますので、企画振興課長、我がフローラルホテルで島人プラン（仮称）なり、島内優先宿泊優待券等々の循環型の経済再生に向けての計画はどのように考えていらっしゃいますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今回の企画振興課から出した3つの施策は、どちらかということと事業継続を支援しようということで、そこを優先に出しておりますが、今後は消費喚起も重要になっ

てくると思いますので、その消費喚起に軸足を置いた施策をしようと思っています。

今、おっしゃったように、フローラルホテル等の宿泊等の需要喚起につきましては、今県がディスカバー鹿児島というのをやっています。それと併せて奄振の2次補正というのがあります、この臨時交付金とは別に、0.8%町の負担につく有利な奄振の2次補正がありますので、それで島内の需要喚起も今後の方策として考えております。

○5番（西 文男君）

おっしゃるとおりディスカバー鹿児島キャンペーンは、でもこれ6月22日で終わるんですね。

この対策について、ここにいる町執行部の皆さん、そして我々議員、町民全てがみんなで力を合わせて乗り切っていけないと、なかなか乗り切れないです。ですから、みんなの声を拾うためには、僕はこの質問を出す前、6月10日の相談窓口の設置について要望を出したんですけれども、質問はその前に出してありました。もう設置をしていただいて、遅い、早いとは先ほど外山議員の話がありましたが、非常にすばらしいことを町も一生懸命やっておりますので、我々も一緒に知恵を出して、何が町民のためになって、何が町民福祉になるか。このコロナの対策については、全て町が一丸とならないと乗り切れないなというふうな思いがありますので、みんなで知恵を出していきたいなというふうに思っております。

それで、質問は、先ほど来ない質問のみにさせていただきたい。時間的にも非常に有効に使いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、相談窓口について設置の要望を出したのは、持続可能について相談窓口は今何件質問が来ていますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

町の6月10日に設置した相談窓口においては今のところ1件ですが、あと農林課があるみたいですけれども、商工会全体、商工会が相談窓口を設けていまして、4月1日から6月14日までの持続化給付金に関する相談は全部で30件ありました。そのうち対象となる事業者さんが28件で、申請をしているということです。

これは個人でインターネットを通じて申請いたしますので、それを超える個人の申請があると思いますが、その件数については今のところ把握はしておりません。

○5番（西 文男君）

その相談窓口設置の広報についてなんですけれども、すぐ我々は町のLINEで町の広報について入ってくるんですが、なかなかインターネットを利用していない町民の方とか携帯がスマホでない方等々いらっしゃいますので、ぜひ役場の前の看

板にグレナダと医療の皆さんにお礼のがあります。その間にスペースが開いておりますので、知名町は町民のために相談窓口を開いていますというふうな形で、広報についても一つ看板の設置を検討できないでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

貴重な提案ですので、できるところはすぐにできるような対応をしていきます。

○5番（西 文男君）

早急な対応をよろしくお願いします。

それから、町内の業者の皆さんが非常に努力をしておりますて、町民全体に配られた区長会のときの、26の商店がやっぱり努力をしているんですね。テイクアウトをすとか、休日はいつですよとか、商品や、ですからそういう形で努力していますので、ぜひみなで力を合わせてこれを乗り切っていきたいなという思いです。先ほども話しましたが。

それで、相談件数は分かりました。ぜひそういう形で広報についてももう一度よろしくお願いします。

それから、②の財源の活用については、500万円ということで基金ということ。ぜひそういう形で基金は自然災害、それから第2波、第3波と国も2次補正、3次補正と出して行って、ではまた2次、3次と同様に出せるか、非常に厳しい状況下だと思うんです。そこら辺は精査をしていただいて、基金のコロナ以外の自然災害等々もあると思いますので、今回の財源の補正予算の中でも大分基金を積み上げてみたいですから、ぜひそういう形で将来を見据えた形で、皆で一緒に知名町づくりをできればなというふうに思います。

③はもう先ほど回答をいただきましたので、いいです。

④について、実は二、三日前の新聞でも龍郷町が99%、残り20世帯という報道がありました。それで知名町は残り2.7%ですね。この方々は非常に自分で来られないとか、申請について難しい方だと思います。それをどのような形で対処する予定ですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

実を言いますと、申請書を送付したんですが、宛先不明で返ってきているものもございます。また申請書を送って到達しているんですけども、申請を行っていない方もおります。申請を行っていない方については、再送付をしております。

その宛先不明等については、午前中も申し上げましたが、区長さん、地域の方々、民生委員等いろんな形で情報を集めまして、ぜひ申請をできるような形で進めてまいりたいと、今行っているところでございます。

○5番（西 文男君）

総務課長おっしゃるとおり、もう普通に「あ、忘れてた」とかいう、できる方は済ませてあると思います。何らかの理由ですので、ぜひ大変申し訳ないんですけども足を運んでいただいて、区長さん、民生委員さんと一緒に行って、その手続の完了を早期に実現できるように要請をしたいと思います。

理由については、国庫補助金ですから、その申請期間内に申請ができなかった場合は返金をするわけですね。ぜひ町内の経済の循環に利用する意味も含めて、そういう形で役場職員も本当に大変ですけども、この時期ですので、みんなで乗り切っていけるように、ぜひ足を運んで直接交渉していただければというふうに要請をしておきます。

それから、⑤番の第3波、マニュアル化ができているということですが、今回の地方創生の交付金の実施の中で、医療がありましたよね、医療。マスク等々とあるんですけども、保健福祉課長、実際にこの計画を立てたマスクと防護服で、その指定されている病院は間に合うというふうにお考えでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

令和2年度の専決予算ということで、医療機関の不足分のマスク、防護服、フェースマスク、あとアルコール消毒等を要望させていただきましたが、実際作っているところが間に合わないということで、いまだに届いておりません。

そして、医療機関のほうも同じようなことで、もう2月、3月から足りないということで、どこももう全国的にやはり集中しておりまして足りない状況です。

この間の感染者が出たときにも、実際は防護服は徳洲会病院のほうでは使っていると思うんですけども、どのぐらいのふだんから在庫があって、どれぐらい消費しているかは、私どもはまだ調べておりませんが、これから先のことを考えますとぜひ必要になるものだと思いますので、急がして手配をするように進めていきたいと思っております。

○5番（西 文男君）

先ほど来出ているように、島内に感染水際対策をして、当然発生しないのが一番いいんですけども、万が一ということで、国のほうも19日には自粛の要請を解除するような一部報道もありますので、ですから、非常に離島については先ほど言ったように全て困っているんですね、ほかの人も。

その中で、4月27日の新聞の中で、医療体制の整備を急げということで、先ほど知名町がやった補助の中で、まだ必要なのが空気清浄機やフィルターつきパーティションが必要と書いてあるんですね。これは現場の声なんですよ。

ですから、ぜひ対策をするに当たっては、現場と柔軟なまた密接な意見交換をして、実際に話を聞いていただいて、ぜひこういう形で今掲げている以外にも不足だというふうにうたっておりますので、ぜひそういう形で検討することはいかがでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

2次補正も国のほうも準備ができておるようですので、私どものほうもまた要望調査を行いまして、そのあたりをしっかりと補っていけるようにしていきたいと思っております。

○5番（西 文男君）

町長、ぜひこの新型コロナウイルス、本当に我々町民全て、町行政執行部の皆さん、そして役場職員の皆さん、三役の給料カット、我々議員の給料カット、そして役場職員の一律3万円の給付等々で、皆で動いておりますので、ぜひ知名町を一つにして、このコロナウイルス対策で乗り切るような形で、一緒に力を合わせていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それから、大きな2番にいきます。

①、先ほど教育長の答弁に、階段を調整するのか、スロープを設置するかが考えられるが、正門から、校門向かったら防火水槽があります。これは大蔵議員、新山議員等々が質問を何回もしております。いまだに解決されておられません。その問題については、先ほど来ずっと両議員も話していると思います。

教育要覧、そして知名町教育・文化の町宣言の中にも、子は未来の知名町を支えると全員の共通認識だと思います。一刻も早い整備が望まれますが、学校教育課長、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

この旧正門から学校へ下りていく、今階段状になっております。それからその下に道路が設置されて、そこも勾配がきついという状況になっております。

また、先ほど教育長のほうから、方策としては階段をさらに小さくして上りやすいようにするか、あるいはスロープ状にして下りられるようにするかということがありました。いずれにしても、やはり勾配が急になるということ、それから防火水槽に当たってしまうと。防火水槽の上に構造物を造ってしまうということになります。

また、ここの整備に関しては、校門の門柱の件、それから道路にするにしても急勾配になると。それからスロープにしても急勾配になるといったいろんな問題がありますので、やはり地域の方、OBやPTA、あと地区の消防団といった皆さんで

総合的に検討して、今後進めていったほうがいいのではないかなと考えております。

○5番（西 文男君）

それでは、懸案事項である防火水槽、これ担当はどちら、総務課になりますか。

防火水槽、町道から正門に向かってすぐ防火水槽がありますが、これは総務課の担当でよろしいか。

教えてください。まず、古い消火栓がその門柱の正門を見て左側に1か所あります。それから防火水槽、階段を下りて行って正門を見て右側にもう一つ消火栓があります。それは3つとも現在火災等で緊急時には利用できる状況下でしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

各分団で水利点検をしているところですので、今使えるということであります。

○5番（西 文男君）

写真見せますけれども、この消火栓が一番これなんですよ、町道側にあるの。門扉の校門の左、瀬利覚側にあります。こちらは下のほうにあってまだ新しく、その防火水槽から階段を下りた右側にあるんですね。これは多分利用されていると思うんですけれども。

何が言いたいかというと、別に使える、使えないはいいんですけれども、先ほど来あったように、防火水槽があって、そのスロープ等々ができないということであれば、実は先日建設課の職員にお願いをして、スロープができないかちょっと仮の高さを調査したんですよ。

甲斐課長も専門ですから、大体高低差が大当さんの家のこの隣道までに2.4メートルくらいです。それから町道からその大当さんのところまでが、斜距離で20.5メートルくらいです。水平距離になるとちょっと短くなりますね、15メートルから18メートルくらいでしょうか。勾配でいうと12%くらいなんです。これが、スロープができないかということ、僕はできると思うんですよ。

ですから、施工について実際子供たちがあの現場を歩いて、小学校1年生がですよ、それが安全であるのかどうか。知名の方々に言ったらもう正門の門扉もいいと。消火栓が実際これが現在利用していないのであれば、撤去ができないかと。そこにステップを2メートルくらい持って行ってもまだ18.5メートルくらいありますので、斜距離で。水平で恐らく18.2メートルくらいですかね。勾配も13%弱なんです。アスファルト舗装道路が大体目安が15%限度ですから、そういう形で手すりをつけたら隣道を有効利用してできると思うんですが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

隣道というか隣の道路を。こちらはたしか境界等でありますので、里道がその辺

に走っていると思います。

防火水槽が使われていないとした場合……。

〔「いや、防火水槽じゃないです、その消火栓」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

12%から13%ということではできないかと。すぐできるかということではないんですけれども、やはりどのような形にするのか等、いろいろ検討はしないといけないと考えております。

○5番（西 文男君）

それから、町長がいつも掲げるまちづくりについては、まず町民が動かないといけないということで、実は今日も傍聴していらっしゃる皆吉先生等々の有志の方が、子供たちの安全のため、毎日この里道を手作業で点検をして、現在は安全に通学できるように砂をまいています。これはまた梅雨どきになったら当然勾配もきついのですから、その下のグレーチングに、ためますの側溝に詰まっているんですよ。

町長が掲げる町民づくりで子供たちを守る有志の方が非常に頑張っている中で、町が、もう何年か前に質問したけれども、まだ一切動いていないと。それでどうなのかと。ぜひ前向きに、できる工事だと思いますので、できる方向で問題点を皆で提供をしていただければいいと思うんですけれども、どうですか、学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

その整備に関して、また先ほども言いましたが、やはりPTA、それから地区の皆さん、OB等も含めて総合的に検討していただいて、そこにスロープを造りましょうということになれば、教育委員会のほうでも検討して前向きに進めたいと考えております。

○5番（西 文男君）

そういう形で地区の総意でございますので、また地区からいろいろ要請、要望等があったらぜひ前向きに検討していただいて、実行できるように強く要請しておきます。

それから、町道について建設課長、先ほど来言っているように、ご存じですよ、もう新山議員が質問したときから、現場打ちの側溝で側溝が欠けて開いています。それから側溝が落ちています。

それから、電柱については協議だと思うんですが、努力をして間にバタ角を入れて詰めている、これは非常に危険だと思いませんか。

○建設課長（平山盛文君）

私も現場を何度か、また母校でありますので、そこは気にして通ってみたんです

けれども、過去自分らが小さい頃も今の現道そのまま、ただ現場打ちの側溝というのが、当時は多分現場打ちの側溝で入れたと思うんですけども、ただ今蓋版自体、蓋とかが側溝によってかぶせたり中に入れたりというのが段差ができる一つの理由と、あと民地に接していて、私どもとしては合う側溝があれば即替えたいんですけども、現場打ちにやるとまたその部分が弱くなってしまうので、何らかの落ちない対策はまず早急に考えていきたいと思っています。

○5番（西 文男君）

建設課長、実はもうそういうお考えでありましたら、両側の現場打ちの側溝を測って、落ち蓋のように枠を造ったら、できないことはないと思うんですよ。それで金額的にもどうでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

幸いにうちには現場班がおられるので、その方たちにその隙間を、手作業になるんですけども一方につけて、開いた部分にまた現場打ちのコンクリート蓋を打てるような形で何らかの対策をしていきたいなと思っています。

○5番（西 文男君）

これはあくまでも応急処置という形の要請でございます。実際に美屋ストアから見て郵便局前のT字路になっています右側の右折のところも、誰も住んでいない空き家になっているんですけども、有志の方々が見通しがいいようにということで、地主に許可を得て伐採をして、通行するときに児童・生徒が見えるようにということで非常に努力しているんですよ。

その辺なぜそうしているかというと、やっぱり例えば見えなくて、木の枝が道路に出ていたらよけないといけないと。子供たちが通行しているとただでさえ、幅員は何メートルでしたっけ。

○建設課長（平山盛文君）

両側に側溝がありますので、側溝を含めて平均で約5メートルぐらいです。

○5番（西 文男君）

それから両側の側溝の耳を引いたら、お分かりだと思います。ぜひそういう形ですので、みんなで力を合わせて将来の子供たちに総務課長に予算要求をして、みんなで気持ちよく通学ができるように、児童・生徒の安全を守るためにやっていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

私どももできる範囲のことはやっていきたいと思っています。

○5番（西 文男君）

ぜひやっていただけるということで、強く要請をしておきます。

次から行政改革についてです。

3番、総務課長、年齢を来年度は38歳、私も見ました。それで専門について45歳、大体では4年以降どれぐらいで検討されていますか。引上げ年齢は。

○総務課長（瀬島徳幸君）

細かい引上げ年齢とか、それについては採用委員会とか、そういうところで協議を経る必要がありますが、当分の間としては40歳程度を見込んでおります。

○5番（西 文男君）

行政改革を知名町町長はうたっております。ですから、私も少し行政改革について近隣のちょっと調査をしてみましたら、与論町は例えば専門職で1級土木施工管理技士を募集して、1974年4月以降生まれですから45歳ぐらいですか。これは知名町と同じです。

それから例えば天城町でしたら土木経験者とか農業経験者、要は社会人枠も含めて、それから民間企業の社会人枠については、どのような考えかお示しいただけますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

私の個人的な考えではございますが、社会人として立派なスキルを持っている方がたくさんいると思います。町の業務としてそのようなスキルを生かせる場合にあって、そういう社会人経験枠、そういうのはぜひ必要だとは思っております。

これについても今後どういう形の職種が必要なのかどうか、また年齢構成もありますので、その点も十分検討した上で、できる社会人枠については進めていければとは考えております。

○5番（西 文男君）

建設課長、やはり1級建築士なり1級土木施工管理技士がいたら、道路等々の維持管理、それから設計等についても検討が早いと思うんですが、いかがでしょうか、専門職の採用について。

○建設課長（平山盛文君）

私たち建設課は土木事業者との付き合いは長いんですけれども、その1級施工管理技士がおるところは、建築にしろ、土木技士にしろ、それは写真の撮り方、現場の管理費、そういう報告には漏れがないので、物すごく期待はしておるところです。

○5番（西 文男君）

たまたま今専門職について話したんですが、町長、やはり沖永良部出身で優秀な方々がふるさと、町に帰りたいという思い等々がある方がいると思います。職員募

集について、社会人枠についての今後の町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

ふるさとを思って、やがてはふるさに貢献したいという崇高な気持ちを持っていらっしゃる出身者がいるということは、非常にありがたいことだなと思っております。

また、教育委員会においても将来的に町に戻ってきて活躍したい人たちに対する奨学金の緩和とか、特別奨学金制度というのでも我々は設けております。そういう意味からも、企業等での経験者、ノウハウを持った方たちが、町の職員としてまちづくりに大いに貢献しようという高い志のある方に対しては、採用枠をといいますが、年齢も引き上げる必要もあるかなと思っておりますけれども、ただこれにつきましては、我々といしましては人口減少が進んでいったときに、退職者の数を見ながら新規採用職員の数も当然決めていかなければいけないだろうし、もう一つは、町が持っている様々な業務がございますけれども、これが何を民間委託していくことができるのかという、そういうものも我々は考えた上で、町のそういう固定費、人件費を落とすことによって生じてくる予算というものを、どう町民の福祉政策に使っていくかという視点も持っていきたいと思っております。

ただ、議員がおっしゃるように、高い志を持ったスタッフというのが役場職員に増えていくというのは、この町の発展、活性化のためには非常に大切なことだと思っております。

採用人数等につきましては、今申し上げたように退職者、それからより小さな行政組織をつくっていくという視点も踏まえながら、総合的に勘案していく必要があるかなと思っています。

○5番（西 文男君）

ぜひそういう形で前向きに検討し、強く要請をしたいと思います。

それから、最後4番、保健福祉課長、先ほど町長の答弁の中に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等々、これは3事業所あるということですが、3事業所ともこれを申請して必要だということですが、補助を使って入れることが可能ですか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

町内の事業所全てに伺っておりまして、既に設置済みの事業所、また今回の事業により要望をいただいた3事業所につきまして、既に計画書、要望書ですが、県のほうに上げてあります。

6月中に内示があるということです。全て773万円の上限のうちでの事業とな

ります。

○5番（西 文男君）

実は、この介護施設の従業員が切なる思いを話していただきました。実は、スプリンクラーもあって、台風で独り暮らしで停電をしていて、施設で預かりたいんだけれども、そういう電気等がない関係で、地域貢献もできないという思いを話していきまして、そうしたら、ちょうど保健福祉課に相談に行ったら、6月等々でもしかしたらそういう補助の事業があるかもしれないということだったので、ぜひ前向きに進めていただきたいなと。

もう一件は、今度は水道も使えなくて、バケツに水をくんで、その入居者の介護施設で介護をしているというのが現実だそうです。聞きましたので、ぜひ補助がありますのでやっていただいて、介護福祉の面にも力を入れていただいて、みんなが幸せに住めるようにぜひやっていきたいと思いますので、ぜひこの事業は取り組んでいただいて、介護福祉に従業員にも頑張ってもらえるような形になると思いますので、以上要請をして私の質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで西 文男君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日17日は午前10時から会議を開きます。

ご起立ください。お疲れさまでございました。

散 会 午後 4時17分

令和 2 年 第 2 回知名町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 6 月 17 日

令和 2 年第 2 回知名町議会定例会議事日程
令和 2 年 6 月 1 7 日（水曜日）午前10時00分開議

1．議事日程（第 2 号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問

- ①宗村 勝君
- ②中野 賢一君
- ③根釜 昭一郎君
- ④名間 武忠君
- ⑤新山 直樹君

○散会の宣告

1．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	名 間 武 忠 君	1 3 番	平 秀 徳 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	今 井 力 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 山 裕一郎 君
副 町 長	赤 地 邦 男 君	税 務 課 長	柴 照 和 君
教 育 長	林 富義志 君	町 民 課 長	平 和 仁 君
総 務 課 長	瀬 島 徳 幸 君	保 健 福 祉 課 長	成 美 保 昭 君
総 務 課 参 事	藤 田 孝 一 君	水 道 課 長	池 上 末 亮 君
企画振興課長	元 栄 吉 治 君	子 育 て 支 援 課 長	池 沢 由美子 君
農 林 課 長	安 田 末 広 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 学 校 教 育 課 長	甲 斐 敬 造 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 村 隆一郎 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	高 風 勝一郎 君
建 設 課 長	平 山 盛 文 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 修 吉 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君		

△開 会 午前１０時０２分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 一般質問

○議長（平 秀徳君）

日程第１、一般質問を行います。

宗村 勝君の発言を許可します。

○６番（宗村 勝君）

皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様、本日も傍聴いただきありがとうございます。

議席番号６番、宗村 勝が一般質問をいたしますが、初めに、今回９名の議員の皆さんが昨日から本日にかけて一般質問をしています。新型コロナウイルス関連の質問を通告していないのは私一人でした。取り残されたような感じがしますので少しだけ述べさせていただき、通告に入りたいと思います。

４月１日に島内で、県内２例目だと思いますが感染者が発生して以来、町長はじめ町当局の感染拡大防止への対応はすごくよかったのではないかと思います。その後、島内で一名の発生もなく済みました。高い評価をしてもよいのではないかと私は感じております。特に、町長自ら行政無線のマイクを手に取り、町民に訴えたり、医療関係従事者への感謝の気持ちや励ましの気持ちを発していたことが非常に印象深く、よかったかなと思っております。

ですが、新型コロナウイルスの終息はまだまだ先のことだと予想されます。今月、６月１９日には都道府県をまたぐ人の移動の自粛も緩和されると聞いております。人が移動することにより感染のリスクが高まると思われます。ですが、テレワークとかリモートワークとかいう言葉が使われるようになりました。東京一極集中が薄まり、地方のチャンス到来との声も聞かれます。それを生かせるように工夫すべきかなと思っております。

最後に、コロナの２波、３波が来ないとも限らないので、これからも万全の態勢を取っていただき、町民・島民の安全・安心に尽くしていただきたいと願うところ

です。

また、せんだって、知名町消防団が、第72回日本消防協会定例表彰で、奄美群島内唯一優良消防団の受賞をされ、表彰旗を頂いたみたいです。本当に喜ばしいことだと思います。安全・安心のまちとしてはずみがつくものだと感じておるところです。

前置きが長かったですが、一般質問に入らせていただきます。

1、ゴミや空き缶等の不法投棄の防止対策について。

平成28年12月の一般質問でも提起してありますが、平成24年に施行されている知名町空き缶等ポイ捨て防止条例施行後も、一部の島民・町民による不法投棄が後を絶たないのが現状である。このままだと花の島沖永良部島がごみの島になりかねないと懸念されます。島民の意識改革を含めモラルの向上を図るべきだと思います。

2、町の職員採用を沖永良部高校新卒者の採用枠を設けては。

ここ数年、町の新規職員採用試験を実施されており、数名の新規職員が誕生しておりますが、若者の就職難と言われている現代社会であります。そこで、夢と希望にあふれている沖永良部高校卒業の新卒者を採用するための採用枠を設けてはどうか伺います。

3番、農道（瀬利覚～大山線）の改修工事の早期完成を。

農道瀬利覚大山線の改修工事に関して、過去の議会等で何度となく提起されておりますが、大型トレーラー等の通行が頻繁にあり大変危険な状態であります。改修計画の進捗状況を伺います。また、対象道路は大山自衛隊基地に通じる道路でもあります。基地周辺整備事業等の導入ができないか伺います。

4番、瀬利覚～大山線の線名変更について。

瀬利覚大山線は、黒貫字から大山に抜ける道路であり、線名の名称は適切でないと感じられます。例えば黒貫大山線等に線名変更はできないか伺います。

5番、宇田美川地区並びに宮田地区に早期畑灌施設の導入を。

さきの3月定例会において余多字区長及び竿津字区長や両地区の受益者代表者から陳情書が提出され、議会において採択されておりますが、早期に畑かん施設の導入が実現し、対象農家の所得向上に寄与すべきである。答弁を求めます。

6番、馬鈴薯掘り取り機の補助事業導入について。

バレイショ生産農家においては、掘り取り作業は大変重労働であります。近年、掘り取り機の両サイドに腰をかけて芋を拾い取る掘り取り機が普及しつつあります。補助事業を導入し、農家の身体的負担軽減を図るべきではないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

議場内の皆様、そしてインターネット中継をご覧の皆様、改めましておはようございます。

本日も議会参観等、大変ありがたく思っております。今後もまた本町の行政、議会活動にご理解いただければと思っております。

それでは、2日目、宗村議員のご質問に回答してまいります。

宗村議員におかれましては、以前から議会の中でこのような環境問題に非常に関心がおありのようで、このような質問等していただくことは、ある意味ではこのことを通して知名町民全体に環境問題を意識させるという大きな意図があるのではないかと、非常にありがたく思っております。今後ともまた、いろいろな面から議員には環境対策に向けてのご示唆をいただければと思っております。

それでは、1番目のゴミの不法投棄等についての回答をさせていただきます。

環境美化の促進及び保持を図るために、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって、空き缶等のポイ捨て及び空き缶の散乱を防止することなどを目的といたしまして平成23年12月16日に制定し、平成24年7月1日から施行しております。現在、郡内においても7市町がこのような条例を制定しております。

不法投棄の防止対策といたしましては、看板を設置したり、委託事業によるパトロールを行っておりますが、議員からご指摘のあるとおり、道路脇等への空き缶等のポイ捨ては依然として解消されておられません。景観上はもとより道路などの公共施設の維持管理上も大変支障を来しているのが現状でございます。

不法投棄は、捨てた人の特定が非常に難しく、現在まで指導・罰則の事例はございません。防止対策の強化といたしましては、今後も不法投棄についてのパトロールを多発地帯に絞って実施したり、不法投棄防止用の看板等の設置を進め、また、町のごみの現状を広報紙等に掲載するなどして、防災行政無線等によっても環境美化やごみ散乱防止等の啓発活動を行い、町民一人一人が厳しい目で監視することができ、この豊かな沖永良部の自然をいつまでも守り、ごみのない美しいまちにしていきたいと思っております。

続きまして、2番目の職員採用に向けてでございますけれども、採用試験は、職務遂行上必要な知識や能力を判断するために実施しております。内容は、高校卒業程度の筆記試験、そして小論文、面接となっております。受験資格は、年齢上限のほかに特に制限は設けておりません。沖永良部高等学校の新卒者も採用されておまして、高校新卒者も含めた若者の定着に一定の効果が得られていると思います。

そのため、採用枠を特別に設けるということは、現時点では想定しておりません。

町といたしましては、職員として一緒にまちづくりに取り組んでいただける意欲ある人材を常に募集してまいりたいと思っております。現在、在学中の高校生の皆さんも、積極的に採用試験に向けて臨んでいただければと考えております。

なお、採用枠を設けるに当たりましては、退職者数に関係なく定数による職員採用を行っていく必要があります。人口減少やそれに伴う職員定数の見直し、職員の年齢構成、一時的な職員数の増減によりますワークバランス等も考慮しながら、適正な採用枠、採用人数を定めていく必要があると思っております。現状分析と予測を行うなど行政改革の中でも、職員の定数管理と採用枠の設定に取り組んでまいりたいと考えております。

大きな3番目で道路問題につきまして。

ただいまご質問いただきました農道瀬利覚大山線につきましては、県営の中山間地域総合整備事業知名地区として、平成29年度から令和5年度までの7年間計画で事業が開始されました。平成29年度から平成30年度にかけましては、測量設計及び用地調査が完了しております。

買収対象筆数が35筆あります。平成30年度から用地交渉を進めておりますが、相続等の権利調査に大変時間を要しております。契約ははまだ6筆にとどまっております。今年度は引き続き相続調査を行い、また交渉等を行いながら、工事の早期着手に努めてまいりたいと思っております。

また、県営の中山間地域総合整備事業知名地区は補助率が95%と非常に高いため、現在、基地周辺整備事業の導入は考えておりません。

大きな4番目の線名の変更等につきましてお答えします。

先ほどの瀬利覚大山線につきましては、本事業、県営の中山間地域総合整備事業知名地区において、瀬利覚農道という名称で採択されております。完成した暁には町が譲渡を受けまして、農道台帳を整備した上で管理する予定であり、台帳整備と併せ、この路線名を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、早期の畑かん設備の導入につきましてですけれども、議員のご提案の両地区におきまして、ここは竿津地区としてまとめ、受益面積が12ヘクタールの畑灌施設導入事業を、令和6年度採択に向けて現在整備していく計画でございます。水資源や農家の意向確認等を本年度からは行っていく予定でございます。

バレイショの掘り取り機の事業の導入につきましてですけれども、バレイショの掘り取り作業は重労働であり、身体的負担軽減を図るため、これまで多くの農家で機械の導入が進められてきております。今現在、バレイショ関係で活用しておりま

す事業は、産地パワーアップ事業と農業創出緊急支援事業がございます。両事業において県に確認をしましたところ、事業対象として認められるという回答をいただいておりますので、今後、要望があった場合には対応を進めてまいりたいと考えております。

以上で、宗村議員のご質問への回答を終わります。

○6番（宗村 勝君）

ありがとうございます。

初めに、昨日の新聞で町長の顔が載っている「プラ製品使用削減宣言」という報道がありました。これは買物用ビニール袋などの使い捨てプラスチック製品の使用を最小限にとどめるよう呼びかけるということで、環境保全活動の一環だということです。今後は、プラスチックごみ削減やマイボトル運動などを町全体に広げていく方針だと書かれておりますが、非常に素晴らしいことだと思います。

町長に伺いますが、町長は、衛生管理組合の管理者もされております。ぜひ、知名町だけじゃなくて、島内全域にその声が届けられるように発信していただきたいと思いますが、まずそれをお伺いします。よろしくお願いします。

○町長（今井力夫君）

新聞等をご覧いただきましてありがとうございます。先ほど議員が紹介していただきました記事につきましては、まず、環境問題について、多くの方たちが関心を持っておりますけれども、それを実際の行動にどう移していくかというところから本町職員とともに十分熟慮した結果、こういう条例をもって、まずは役場職員からプラスチックごみ等の減量に取り組んでいくことが、町民全体に意識を啓発させる活動となっていくのではないかということで、このような取組をさせていただいたところでございます。

先ほどのご質問でありましたクリーンセンター等の問題も絡みますので、昨日も私の行政報告の中で行いましたけれども、本年度から両町合わせてごみの減量化、それからごみの資源化をどう取り組んでいくかということを検討していくということに話合いが進められておりますので、クリーンセンターの長寿命化と併せながら、このようなごみの減量、そして資源化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（宗村 勝君）

ぜひ島内一円に声が届くようお願い申し上げたいと思います。

初めに、この質問をした経緯は、先日というか1か月ぐらい前ですか、竿津字内の道路沿いでやぶになっているところなんです、まとめて空き缶等が投げ捨てら

れていました。あまりに悪質な行為だったので、竿津字の区長と同行して保健福祉課の担当に来ていただき、見に来ていただきました。担当も悪質過ぎると言っており、あきれておりました。その場所に限らず、もう島内全域にそういうのが多分あると思います。その後、そのごみはそのままにして帰ったところ、保健福祉課の担当者は自分でポリ袋を持ってそれを処理していました。それを見て、それはちょっと気の毒だなと感じたところなのですが、保健福祉課の担当にごみを拾ってくれと言ったつもりもないんですが、そうならないようにまずすべきだなと思っていたところです。本当にその担当は、声かけられたら全てのごみを拾わなければいけないという気持ちになるかもしれませんので、それじゃいけないなと思って、まず捨てないようにするのが一番大事なことじゃないかなと思っております。

その中でも特に悪質なのが、ビールや酒の容器を捨てる者がいるんですね。それは明らかに飲酒運転をしているんです。車で飲みながらビールの缶、酒の容器を飲み終わったら窓から放り投げていっているのが現状だと思います。わざわざおうちで飲んだのを道路沿いに捨てることはないと思いますので、そこらは本当に悪質です。飲酒運転です。それは警察の力も借りるべきことでもあるんじゃないかなと思っております。本当なら私が思うには、無理なことなんですけれども、島民全員の指紋を取って、不可能なことですよ、取って、本当の犯罪ならそれぐらい警察がするんですけれども、そういうポイ捨てをした者を摘発すると。そこらまでもいけないのかなと、できないのかなと思っているところであります。先ほど町長が条例の中でまだ罰則等はないと言いました。そういう条例をつくるなら罰則も含めて徹底してやるべきじゃないかなと思っております。

保健福祉課長、そのほかにそういう例もたくさんあると思います。ぜひ、保健福祉課だけにやってくれと言うわけじゃないですけども、そういう町民に啓発する手段ということを考えていらっしゃるんですか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

現在、知名町のポイ捨て防止条例の中では、まず指導、そして勧告、それでも収まらない場合に過料、これは2万円以下の過料ということになっておりますが、現在は実施というか事例はありません。また、町のこうした条例の中で、今言ったとおりですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中では、不法投棄を行った場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられると。不法投棄を行った者が法人の場合は3億円以下の罰金となっています。これについては該当はすると思いますので、しかし、さきに町長の答弁でもありましたとおり、不法投棄は現場を押さえるというか、なかなかその特定をするのがす

く難しく、今、他の市町村でも防犯カメラ等を設置したりしておりますが、やはり防犯カメラを設置しても、電気もないところもありますし、それ自体が盗難に遭うということも発生しておりますので、そのあたりは慎重に検討を進めて啓発等を行っていきたいと思っております。

○6番（宗村 勝君）

昨日、町長の行政報告の中で、フローラルパークの芝張りのボランティアをやったという報告がありました。町民がそういうボランティアの精神をたくさん持つことにより、それは解決に近づくんじゃないかなと思っております。というのは、沖泊海浜公園のごみ拾い等は毎年、今年はしなかったんですけれどもやっております。そういう字単位でも、字内のこういうごみ拾い、空き缶拾いをぜひやるような雰囲気にもっていければ、そういう投棄する人も、ああ、それはいけないとか、そういう気持ちになるんじゃないかなと思っております。ぜひそこらも含めて、区長会等にそこらのお願いもできないかなと思っているところであります。

前回も話したことがありますけれども、屋久島、種子島はごみがないですね、はっきり申し上げて。それと隣の与論島もですね。それはやっぱり住民の意識の問題だけだと思いますけれども、種子島のある議員さんから聞いたところ、以前はあったと。島民でそういう空き缶拾い、ごみ拾いを続けていくことによって解決したんじゃないかなということを話されておりました。与論町も含めて、与論は隣なんですけれども、本島と比べて本当にごみがないですね。そこらの違いは何かと思うところであります。ぜひ、島民・町民の意識を変えないことには、いつまでもごみが不法投棄されていくことに違いないと思っております。

私の考えるのは、不法投棄のごみ捨て投棄Gメンといいますか、そういう人もいいんじゃないかなと。そういう専門というか、そういう人を依頼して指導並びに解決に向けていける方向が取れたらいいんじゃないかなと思っております。一番町長にお願いしたいのは、さっきも申しました、コロナウイルスで行政も無線を使って放送して、確かにインパクトはありました。それを町長自ら不法投棄をやめましようと言っていていただくと聞くんじゃないかなと。それできますよね、よろしく。

○町長（今井力夫君）

私が防災無線を今回2回ほど、コロナウイルス対策について全町民で協力を依頼させていただきました。人命に即関わることでございましたので、このような緊急で、なおかつ人命に関わることにつきましては、私も防災無線等で町民に呼びかけていくのは当たり前ではないかと考えております。

今、議員がお話をされている町民のモラル、これをどう高めていくかというのは

本当に大切なことだと思っております。私は、21字の魅力を発揮する、第6次の総合計画のビジョンの中に21字の魅力を出していただきたいという話をしたのは、実はこういうところにも大いに係っているわけでございます。きれいな環境というのは、住んでいる人たちにとっては非常に住みやすい環境である。なおかつ、これが観光客に至っては、本当にこの沖永良部、知名町に来ると、何ときれいな道路なんだろう、何ときれいな地域なんだろうと、こういうところに住める人たちは本当に幸せだなという気持ちを持っていただけるんじゃないかなと思っております。私どもが小さいときには、毎週日曜日には子供たちは子供会で自分たちが遊んでいる道路、空き地等の清掃をしておりました。その当時は子供もたくさんおりましたので、毎週日曜日はそういう清掃活動がございました。今、少子化になりまして、なかなかそういう活動がされておられません。

例えば、学校教育の中で道德教育というのが非常に叫ばれておりますけれども、私が考える道德教育というのは、これはもろ学力そのものだと思っております。点数で表される学力だけではなく、こういうふうな地域をきれいにしていきたいとか、地域の環境を維持していきたいと、そういう物の考え方を持って、それを行動に移せることこそが、私はこれから要求されている学力の一番大きな部分じゃないかなと思っておりますので、議員がおっしゃられているようなことが、この議会を参観されている校長先生方も多々いらっしゃると思います。ぜひそれぞれの学校教育の中で、子供たちにもこういうものを真剣に考えていただくという機会にできればなと思っております。ぜひ、各字の区長様を中心に、自分たちの字を自分たちの力できれいにしていくんだと。いろいろ予算とかそういうものを考えるよりは、先に各字において自分たちの字は自分たちでしっかりと管理すると、そういうものが私は、第6次総合計画の本当の狙いはそこにございますので、ぜひ今の議員の発言が多く町の民に届いていけばなと思っております。

大変申し訳ございませんけれども、今すぐ私が防災無線ということはなかなか、人命に関わることについては行いたいと思っておりますけれども、私自ら率先して今議員がおっしゃっていただいたようなことには取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（宗村 勝君）

町長の言葉から、やりますということを期待していたんですけれども、残念に思っております。今すぐじゃなくても将来的にもそういう声が届けられるようにぜひお願いしたいと思っております。

先ほど、町長が子供たちへのとありましたけれども、教育長、子供たちに、もう

本当に将来を見据えて、啓発ポスターのコンテストとか、そういうのをぜひお願いして、子供のときからごみを捨てちゃいけないと、そういうことを植え付けるようにぜひお願いします。一言よろしくお願いします。そういうのはやるということ。

○教育長（林 富義志君）

今、町長の中からモラルという話がありましたけれども、実は先月の校長研修会で私も非常にこのモラルの問題を、今の子供たち、非常にモラル的なのが欠けているのではないかとということで校長指導として行いましたけれども、というのは、コロナ問題で言えば、学校現場で医療従事者に子供たちがいじめをするとか、親もそうなんですけれども、親も含めて最近、子供たちのモラルが、人間としての最低限のモラルが欠けてきているのではないかと。ですから国としても、昨年、道徳を小学校に入れて、今年から中学校にも道徳を課目として入れましたけれども、ということで、やはり小さい頃から、まさしくこのごみ投棄も環境に対してのモラルの問題だと思いますので、学校現場、校長会等を通じて、教頭会等の研修を通じて、このモラルの教育をもう少し学校でしっかりしていこうということで指導しているところです。

○6番（宗村 勝君）

保健福祉課長にもう一度お尋ねします。空き缶等の販売元はほとんどが自動販売機だと思います。自動販売機の設置届が必要なのか。それと、それに付随するごみ箱を設置する義務とか、そういう決まりとかあるのかお伺いします。

○保健福祉課長（成美保昭君）

このポイ捨て条例の中で、自動販売機の設置については届出が必要となっております。そして、ごみ箱についても同じく届出が必要となっております。しかし、ここ数年、届出がほとんど出ていない状態で、それに対して指導していかないといけない立場であるんですけれども、今の情勢でいきますと、ごみ箱をあえて設置しないとか、業者のほうで、あると全てそこに入れられてしまうということで撤去する流れになっておりまして、そのあたりの含めて改正が必要ではないのかなという考えを持っております。

○6番（宗村 勝君）

いろいろ難しいところがあるみたいですね。ぜひ、自動販売機に関しては、コインの投入口にでもシール、ポイ捨てはやめましょうとか、そういうのを貼ることは財源的に不可能でしょうか。大したことはないと思いますけれども、もしできるならやっていただきたい。全自動販売機にそれをやることによって、効果があるかどうかやってみないと分かりませんが、ぜひ検討できるかどうかお伺いしたいと思いま

す。よろしくお願いします。

○保健福祉課長（成美保昭君）

これは自動販売機の設置事業所とも協議が必要となりますので、勝手に貼るわけにはいきませんので、そのあたりも含めて検討して、できる範囲ですぐやっていきたいと思っております。

○6番（宗村 勝君）

ぜひ長い目で見て、そういう不法投棄がないように、先ほどから出ているモラルの向上をしていかないといけないなと思っているところであります。1番はこれで終わりたいと思います。

2番の職員採用に関してですが、沖高卒者の採用枠は今のところ設定していないと答弁がありましたが、大学の入試とかも推薦入学というのがあります。それも含めて学校は優秀でないと推薦できないんですね。人間的にも。そこらをぜひ鑑みて、一人でも二人でも僅かな枠でも、ぜひ取れないかというところですが、町長に再質問しても答弁は同じだと思いますけれども、よろしいですか。

○町長（今井力夫君）

沖高枠ということは、若者が島に定住していくという視点の上からは、非常に大きな効果がある一つの策ではないかなというのは考えております。ただ、ここで我々が気にしているのは、例えば定数問題を考えていたときに、じゃ、来年の採用枠は1人しかおりませんとか、2人しかないというときに、沖高枠をそこに設定してしまった場合には、1人の採用はもう一般の皆さんはございませんよと、沖高生の中から入れますよということに極端な場合はなってしまうので、そういうことを考えたときに、やはり沖高枠として1人必ず沖高生徒を採用していくという場合に、採用枠数が非常に減ったときに、少ないとき、特に1人とか2人というときには、一般の社会人の皆さん、大学とか一般企業に勤務して高い技術能力を持った人たちが来たときに、その人たちが採用されなくなってしまうという危険性もあるのかなというあたりから、今現在のところは沖高枠というのは非常に難しいなというふうに考えております。

ただ、来年度、知名町のほうでは、枠として消防署員を来年は知名町は1人採用しなければいけませんので、高等学校長のほうには高校生の受験をぜひ勧めていただきたいというような申入れは沖高のほうにはさせていただいております。なかなか枠を設けるというところは、全体の採用人数がどう動いていくかというあたりを勘案していかなければいけませんので、今のところ沖高枠というのは非常に難しいかなと思っております。

○ 6 番（宗村 勝君）

それは臨機応変に、将来に向けてそれも取り組んでいただきたいと思います。ぜひお願いします。

それでは、次、農道の改修工事について、耕地課長にお尋ねします。

ご存じのとおり、そこには農産物の集出荷業者があるために、本当に大型トレーラーが通るんですね。その車が通行したときは、もうほかの車は通れません。もう鉢合わせしたときに離合とか多分できないと思います。鉢合わせしたときはもう大変なことです。そこにそういう業者があるのがいいかどうか分かりませんが、ありますから困っております。本人たちに聞きますと、すぐにでもやるような雰囲気だったんだけどということだったんですけれども、初めに下のほうといいですか、入り口のほうから先にして、業者さんには迂回路を利用していただき、やるということ聞いた記憶があります。その上の業者さんまでも用地交渉は済まされていないということですか。

○ 耕地課長（窪田政英君）

ご指摘の農道につきましては、途中のほうに農産物の集出荷場がございまして、取りあえず農家の皆さんの収穫時期の都合を考えて、まずその下のほうの路線、おっしゃるようにハチマキ線との交差点においては90度の角度を確保できておりませんので、大型トレーラーは一旦西のほうへ逃げて、それから県道に下りるというように今されています。集荷農家の離合についても非常に不便を来しているというふうになっておりまして、今ありました拡幅工事もありますので、周辺の用地の買収が必要になってきます。そのうち買収の対象の筆数が35筆ございまして、上の山田のほうまで通り抜けの路線全てにおいて買収をする必要がありますけれども、現在、その相続の未登記の問題が横たわっておりまして、現在、契約できているのが6筆、本年度中にこの残りの筆については買収をしていくという計画をしております。もし不可能な場合は、一度手前のほうで、一旦離合の際には手前で待って交差するというような形も最悪の場合は検討しなければいけないというふうに考えております。

○ 6 番（宗村 勝君）

その業者さんまでも、あと何年かは記憶してないんですけれども、初めにその集出荷業者さんまで、大体いつ頃までにできそうですか。拡幅工事だけでも。舗装は別の問題としましてもぜひ伺います。

○ 耕地課長（窪田政英君）

この農道につきましては、山田までの1, 355メートルの改修を予定しており

まして、先ほど申し上げましたように、農家さんのいろんな事情もございますので、先に下のほうから着手しようと。ただし買収については、路線全体が買収の見通しが立ってからでないと工事については着手できないと。ですので、今、買収の状況、相続未登記という非常に相続人の調査も含めて難航しているようではございますけれども、今年度中にはそれを何とか片づけると工事に着手できる。そうしますと令和3年度から工事の着工になるのかなというふうに考えております。

○6番（宗村 勝君）

ぜひ、その用地交渉をまず初めにしないといけないんですけれども、それをぜひ早めに取り組んでいただき、事故のない通行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

さっきの中で、町長の答弁の中で、中山間整備事業で九十何%の補助事業ということで、基地周辺整備事業は考えていないということでありましたので、それは基地周辺整備事業をしても早まることはできないでしょうね。よろしくお願いします。

○耕地課長（窪田政英君）

その事業の導入、その事業のいかんによってその工事が早くなるというよりは、あくまでも用地の買収の手続が済まないことにはなかなか事業は進まないのではないかと考えております。

なお、参考までに、基地周辺整備事業の農道・道路についての補助率が80.75%ということで、中山間のほうが有利であるというふうに考えております。

○6番（宗村 勝君）

ぜひ早めに取り組んでいただきたいと思います。

4番の同じ路線の線名変更についてですが、それは工事完了後にできるということとをさっき答弁いただきましたので、それはぜひ、字の皆さんとお話いただき、瀬利覚農道というのはちょっと当てはまらないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。もともとはこの道路は町道だったと思うんですよ。皆さんご存じだと思いますけれども、町道から農道に格下げしてその事業をするということだと思えますけれども、それから何年もたっていますから、ぜひやるべきことは早めに取り組んでいただきたい。課長が耕地課長のときにぜひお願いします。

次に、5番、宇田美川地区並びに宮田地区に早期畑灌施設の導入ということですが、現在の農業は本当に水をかけないとできない農業だと言われております。特にサトウキビ、バレイショも水をかけないと育たないという声が聞かされております。先ほどの答弁ですと令和6年とお聞きしました。それ以上早まることはない

ですか。要するに地区からの要望がありまして。

○耕地課長（窪田政英君）

この県の事業を導入するにおいては、いろいろ法手続を経る必要がございます。現在の予定では令和２年度に水源調査。なお、現在、竿津字の交差点の駅伝の中継所の付近に井戸がございます。これは平成３年度に経済化事業で試掘している井戸がございます。これも含めた揚水試験及び周辺の水源調査。それと１２ヘクタールの受益面積がございますけれども、その受益者の意向確認、意向調査というのを、本年度、年末あたりから着手していく予定にしています。令和３年度、来年度が推進準備委員会の設置、４年度に計画書の作成、５年度に県本庁のヒアリングや施工同意及び申請書の徴収というふうな段取りで今進めていっております。

○６番（宗村 勝君）

受益者から、私が元気なうちにぜひ水が欲しいと言われております。さっき耕地課長は水源の確保と申しましたけれども、国営関係の配管が近くを幾つも通っております。それは利用できないのでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

国営の水については、もう既に当初から受益地というのが確定しておりますので、新たな受益地を追加するというのは非常に厳しいのではないかというふうに考えております。

○６番（宗村 勝君）

それは水量の不足ということなんですか。やっぱり農家のことを考えて、ぜひ、近くまでそういう施設があるんですから、それを利用してやることによって、近くの地下ダムも余多字内にはほとんどあります。その余多、竿津周辺に利用しないで、地下水を利用するというのはちょっと腑に落ちないところもあるように感じますので、ぜひ、その国営・県営のパイプラインを利用できるような取組ができないのか、ぜひもう一度検討していただきたいなと思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次にいきます。

６番、馬鈴薯掘り取り機の補助事業導入についてであります。

農林課長、その掘り取り機、ご存じですか。

○農林課長（安田末広君）

担当は見に行きましたけれども、私はちょっと同行しておりません。河田さんから話は伺いました。

○６番（宗村 勝君）

使っている方が、これはいいと。価格も本当に安いんです。トラクターも大型のトラクターは必要ないんです。二十四、五馬力、そこらのトラクターで十分牽引能力があるということです、まともに買って約100万円。農機具屋さんから買って100万円しないそうですけれども、それを補助事業の導入をすることで、数多くの農家の皆さんに配分できて、農家の負担軽減ができるんじゃないかと思っております。実は隣のまちは数年前から導入しているんですね。そのことを字のこういう説明会みたいなときに、字の住民からそれはできないかと農林課の職員に聞いたところ、アタッチメントできないと、そういう返事がありました。それは間違っております。随分前に知名町は掘り取り機等を補助事業で導入しております。ぜひその補助事業をして数多くの農家の皆さんに、ハーベスタはもちろんいいんですけれども、使っている皆さんはハーベスタよりいいというお答えをしていますので、ぜひ使用農家に確認して、どういうものかと聞いていただいて、できれば早い時期に。農家も雇用は大変です。雇用はもういないと言われている中で、もう高齢化しております。バレイショのカゴ一つ持つのにも大変なんですね。それはその機械から直接車に移動できるということです、腰とかに負担が少ないと言われているので、ぜひ一、二年のうちに補助事業を導入していただき、農家の皆さんのために寄与していただけないかなと思っております。

以上でございます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平 秀徳君）

これで、宗村 勝君の一般質問を終わります。

インターネット配信画像保存のため、しばらくお待ちください。

次に、中野賢一君の一般質問を許可します。

○8番（中野賢一君）

傍聴席の皆さん、そしてユーチューブをご覧の皆さん、常日頃から議会に対する理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。今後ともまた、よろしくお願いいたします。

私事で大変恐縮でございますが、一身上の都合により、来る8月末の議会選挙には立候補いたしません。任期満了9月13日をもって引退いたします。これまで4年間、多大なご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

6月議会が私の質問最後となります。よろしくお願いいたします。

次の2点について伺います。

その前に新型コロナウイルスにつきましてちょっと述べさせていただきます。

今回のコロナウイルスは、2019年12月に中国湖北省武漢市で確認されて以

降、中国を中心に感染が国際的に広がっております。令和2年6月15日時点での世界の感染者数は793万989人、死亡者が43万3,783人、回復者が378万6,462人、日本国内では感染者が1万7,429人、死亡者が925人、回復者が1万5,643人となっております。

ニューヨークでは3月22日に、ロンドンでは3月23日にロックダウンが実施され、必要不可欠な場合以外の外出が禁止され、日本では4月7日、7都府県、その他の道府県では4月16日に緊急事態宣言が出され、不要不急の外出は避けるよう頻繁に呼びかけられておりました。

鹿児島県では4月24日、新型コロナウイルス感染対策に伴う県内企業への休業の要請を、休業要請の対象は接待を伴う飲食店やカラオケボックス、パチンコ店、学習塾など98業種にまたがっております。期間は4月25日から5月6日までの12日間。協力金として30万円、5月中の支給を目指すとして県知事は申し立てましたが、日本には359万社が存在し、そのうち358万社が中小企業となっております。

そこで、政府が中小企業サポートとして行っているのが持続化給付金で、中小法人は200万円、個人事業者は100万円の支給を受けることができます。ただし、全ての中小企業や個人事業者がこの支援を受けられるわけではありません。一定の基準をクリアしなければなりません。別の支援として雇用調整助成金もありますが、これも一定の基準をクリアしなければなりません。令和2年5月14日に39府県の緊急事態宣言が解除され、5月25日には残りの都府県が解除されました。そのことを踏まえて、次の2点について質問いたします。

大きな1番、新型コロナウイルス（感染拡大防止）等による町内の影響について。

①新型コロナウイルス感染者拡大防止で、地方自治体が施設や店舗等の休業要請に支払う協力金、緊急経済対策に盛り込まれた「地方創生臨時交付金」について。

②知名町内の休業要請などに応じた企業への協力金はどのようになっているか。

③新型コロナウイルス感染者拡大防止による失業・休業者などの緊急雇用等については。

大きな2番、町政全般について。

①街路樹や各家庭の樹木の伐採した後の樹木等処理は生木のため重量があり、料金が高く、町民の皆さんは処理に困っている状況にあります。与論町では行政が平成22年度資源循環化整備事業で敷料製造機器を整備し、町民の皆さんの樹木等を無料で受け入れ、また、畜産農家においては敷料がなく垂れ流しのふん尿の上で飼育を余儀なくされていて、子牛の下痢・肺炎などの死亡事故を招く結果となってい

たため、町内にある未利用資源の有効活用を図りながら畜産農家・他町民の皆さんに貢献しております。知名町でも機器を整備して樹木等の伐採無料受入れ等はできないか伺います。

②与論町、和泊町では、海岸付近にごみステーションを設置して、ポイ捨て等、行政が良好な維持管理に努めておりますが、知名町も屋子母海岸、沖泊海岸、ウジジ浜等にごみステーションを設置することはできないか。

③庁舎建設関連（進捗率・基礎工事・工事発注方法・現庁舎）等について伺います。

④下水道、農業集落排水事業（接続率・加入金）等について伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまの中野賢一議員のご質問に回答してまいります。

まず、コロナ感染等につきます対応等について、昨日から町の取組をいろいろ申し上げてまいりましたが、幾つかまた重なる点がありますけれども、町の取組についてご説明をさせていただきます。

県が4月24日から5月6日までの間、確かに県内の99業種に対しまして休業要請を行っております。協力した事業所等に対しましては法人が20万円、個人で10万円を支給するなどの鹿児島県の新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金制度が創設されております。現在、6月30日までが申請を受け付ける期間となっております。申請方法につきましては、県窓口への郵送方式となっており、実際、町内幾つかの事業所が申請を行っているか、情報がつかめずまだ確認はできておりません。

ただ、フローラル館のサウナにつきましては休業要請の対象になっておりますので、申請を進めております。

次に、地方創生臨時交付金についての点でございますけれども、これまで各議員からの一般質問等での答弁と重なりますが、その点をご理解いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響は大変大きく、全国的に行われた県をまたいでの移動自粛等によります宿泊キャンセルや、飲食店利用の自粛による予約キャンセル、または各種会議等相次ぐ中止等を受けまして、本町の宿泊・観光業、飲食業、花卉農家などにおいては大きな影響を受けております。町の単独事業も計画しておりまして、例えば花卉経営の持続化支援事業といたしましては1,200万円、商業者等の事業継続支援事業といたしましては2,100万円、飲食店等の応援プレ

ミアム付商品券の事業３，２４２万円等のものを計画し、また観光事業の持続化支援金支援事業といたしましては８００万円をそれぞれ計画しております。総額にいたしまして８，６２７万７，０００円を考えております。このうち国からの交付金は７，１２７万７，０００円でございます。それ以外につきましては町単独で拠出して計画を立てております。そのことにつきましては、今議会におきまして一般会計補正予算第３号に地方創生臨時交付金事業として計上させていただいております。

続きまして、設問の②でございますけれども、鹿児島県において、新型コロナウイルス感染拡大防止をするために、事業者の方々に休業や営業時間短縮の協力の要請を行い、それに応じた事業者に対しましては協力金が支給されます。要請した内容としましては、鹿児島県全域におきまして令和２年４月２５日から５月６日までの期間でございます、休業の要請を８種類の施設、営業時間の短縮を食事提供施設に要請をしております。本町におきましても、休業協力金を申請している事業者といたしましては、おきえらぶフローラルホテルのサウナ部門１件を承知しているところでございます。また、今回提出しております補正予算成立後には、さきの答弁で申し上げた町独自の３つの支援策を講じていく予定でございます。

３番目の設問に参ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により失業や休業した方の緊急雇用につきましては、特別定額給付金の事務等について募集をした結果、４名の方たちを今現在雇用しております。

なお、特別定額給付金の給付事務がある程度めどがついている現在でございますので、４名のうち２名は特別定額給付金の整理事務、ほかの２名は６月１０日に役場に開設しております相談窓口の会計年度任用職員として継続雇用をする予定でございます。

また、失業者につきましては、知名町で失業認定を受けられている方は現在２０名おります。この中で今回の新型コロナウイルス感染症等の影響をもって失業の理由としている方は、今のところ確認されておられません。

続きまして、町政全般につきまして、敷料等の件についてお答え申し上げます。

与論町において、街路樹や各家庭から出てきます庭木の処理をしたものを畜産農家が敷料として活用しているという情報は把握しております。現在、本町の畜産農家が使用しております敷料は、主にバガスともみ殻等でございます。両資材とも安定的に供給され、農家の申込みには十分応じられており、畜産の敷料の面から考えると、今のところその必要性は感じられていないところでございます。

続きまして、②のご質問ですけれども、ごみステーションの設置等につきまして

お答えします。

さきの宗村議員のご質問も確かに環境美化関係のもので、非常に町民のモラル、そして町民自身の手で積極的に、そしてまた自主的に町内の環境美化に取り組んでいくことは非常に大切ではないかという啓発のご質問もございました。この中野議員のご質問も同様に、知名町のこのすばらしい自然環境をどう守っていくかというあたりからのご質問だと思います。

現在、知名町における海岸等におきましては、地域住民の方々の協力を得ましてボランティアによる清掃作業を行っていただくことで、ある程度の景観は保たれているところでございます。ところが、国内外から海流によって運ばれてくる漂着ごみ等により、その一部が損なわれていることが課題として挙げられております。ごみステーションの設置等につきましては、近隣の市町村の事例等を参考に、海岸を訪れた方たちが自主的に漂着ごみを収集し、1か所に集められるような方策等も考えてまいりたいと思っております。また、併せて一般ごみの混入を防ぐ方法や、ごみの分別区分等を検討し、沖泊海岸や屋子母海岸においては、これは国立公園内となりますので、環境省との協議を重ねていく必要があると思っておりますので、近々環境省の職員ともこの件については検討を進めてまいりたいと考えております。

庁舎建設等につきましてはのご質問ですけれども、庁舎建設の進捗状況につきましては、事業費ベースで予算の執行が今のところないため示すことはできませんが、知名町新庁舎基本計画は予定どおり令和元年12月にまちづくり町民会議の皆様から答申をいただいておりますので、その答申を尊重しながら進めてまいりたいと思っております。

基本設計はプロポーザル方式で実施するに当たり、地質調査や測量等などの必須条件がまだ不足しておりまして、実施までには日数を要したため、基本設計は契約を8月までには行いたいと思っております。実施設計は本年の12月まで、そして本体の工事は令和3年6月とスケジュールの変更をさせていただいております。新庁舎建設財源の一つであります市町村役場機能緊急保全事業債の活用に当たりましては、今現在支障はないと思っております。

また、基礎工事につきましては、地質調査の結果、新庁舎建設予定地の支持層が18メートルから大体25メートルにあり、くいを使用するかどうか、基本設計業者と今後協議をして進めていきたいと考えております。

工事の発注方法につきましては、知名町の新庁舎基本計画に記載しておりますが、設計施工は分離方式で行っていくつもりでございます。

なお、現庁舎の跡地利用につきましても、まちづくり町民会議でも2回ほど協議

を行っておりましたが、具体的な活用方法についての提案までには至っておりません。今後の検討課題として残っております。

私といたしましても、現庁舎はまちの商工業、またまちの全体の活性化に向けて非常に重要な案件だと考えておりますので、現庁舎跡地の効果的な活用を進めていく必要があると認識しております。

続きまして、下水道の配備等につきましてですけれども、農業集落排水事業の接続率は、令和2年4月1日現在、接続可能人口2,567人に対し、接続人口は田皆地区が448人で接続率は76%になります。下平川地区は692人で接続率が53%でございます。それから住吉地区は254人の方で接続率が今現在38%となっております。昨年度は、新たに田皆地区の5戸、それから下平川地区におきましては9戸、住吉地区におきましては5戸の加入戸数で、約190万円の加入負担金を納めていただいております。

下水道の接続加入金等につきましてお答えします。

公共下水道の接続率につきましては、令和2年4月1日現在、接続可能人口が2,304人に対しまして接続人口は1,758人でございます。接続率といたしましては76.3%となっております。また、昨年度は新たに22戸の加入戸数で、接続料といたしまして220万円の負担金を納めていただいております。

加入の戸数の内訳を申し上げますと、個人宅で13戸、店舗、それから貸家等が4戸、それから貸家（アパート）といたしましては5戸で22戸となっております。その他、知名のC団地のB棟6戸と、給食センターやにぎわい回廊のトイレなど、こういうところに接続をしております。

以上で、ご質問に対する回答とさせていただきます。

○8番（中野賢一君）

ありがとうございます。

では、順を追ってまた質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大きい1番の①ですけれども、これは、鹿児島県は19市と20町、4村ありますよね。43市町村ということで。知名町は7,100万円ちょっとということになっておりますね、町長。

○町長（今井力夫君）

交付金ですか。

○8番（中野賢一君）

交付金。

○町長（今井力夫君）

はい。

○8番（中野賢一君）

全体では知名町の持ち出しも合わせて8, 627万円ということで、これは新型コロナウイルス感染症地方臨時交付金というのがありますけれども、市町村分が70億7, 460万2, 000円になっておりますけれども、これはやっぱり人口割で7, 100万円になっているんですか。それともコロナが、知名町といいますか沖永良部に発生してないという関係で7, 100万円という数字になっておりますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

県からの配分の段階においては、まず人口割ということで配分をしたということを伺っております。

○8番（中野賢一君）

新聞等を見ますと、やっぱり人口割と、それとまたコロナの発生状況とか、そういうのを加味しながら決めるということになっておりましたけれども、知名町は発生してないから人口割で来たんですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

発生した、発生してないではなく、単に人口割ということで伺っておりますので、その要件は該当しなかったと思います。

○8番（中野賢一君）

分かりました。コロナに関しては先日からいろいろ質問がありますので、簡単に進めていきたいと思います。

知名町の休業要請などに応じた企業への協力金はどうになっているかということで、昨日、商業者等事業と飲食店等応援プレミアム券と、それから観光業継続支援金というふうになっておりますけれども、町として非常にいいあれだと思うんですけれども、ただ私が心配しているのは、ほかの市町村を見ますと、独り親世帯とか、それから島外に出ている学生なんかにもいろいろ支援しているんですよ。知名町はできないんですか。

○町長（今井力夫君）

今ご指摘の件につきまして、私どもといたしましては2次の取組の中にそういうものを考えております。特に、例えば子育て支援の中で沖永良部高等学校の入学のときに5万円の入学準備金等に充てていただくためのものを支給しておりますが、島外に勉強するために出て行っている子供たちをどう支援していくかということ

考えたときに、今回はこのコロナウイルス等につきまして、家からの仕送り等も非常に難しいところもあったり、また感染防止の意味から休み中にも帰って来れない子供たちもいるかと思しますので、そういう子供たちの支援という意味から、我々といたしましては第2次の取組の中では、こういう島外にいる高校生、大学生等への支援というのも考えていくつもりであります。

○8番（中野賢一君）

ぜひ、コロナでやはり子供たち、学生が非常に今、困っている状況です。退学とかそういうことに追い込まれている学生もいらっしゃるんですよ。ぜひ早急にその子供たちの支援をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、独り親世帯は、知名町は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

すみません、今、手元にその資料を持ち合わせていませんので、後で回答したいと思います。

○8番（中野賢一君）

私がやっぱり心配しているのは子供たちですね。子供たちも非常に今から大事な、今ちょうど勉強、学生たちは非常に大事な時期なんですよ。それが途中でやめるようなことがあったり、そういうことは非常に避けたいと思しますので、3つの支援をされておりますけれども、ぜひこういうことにも支援をしていただければいいなと要望して、これは終わります。

次に、新型コロナウイルス感染者拡大防止による失業・休業者などについてということで、先ほど町長が、4名募集されて4名採用されたわけですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

募集枠は設けておりませんでした、応募が来たのが4名であったので、その4名全員を採用しております。

○8番（中野賢一君）

先ほど町長も総務課長も答弁されておりますけれども、できるだけ多くの方を雇用していただきたいと思いますと思っておりますけれども、4名の募集で4名ということで全員されております。これ期間は、最初の当時は4月1日から6月30日までだったんですけれども、今回また9月30日まで延長されたんですか、その後はどうなったんですか。9月30日まで採用予定ですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

先ほど町長のほうでも答弁させていただきましたが、定額給付金、この後整理もあります。4名のうち2人はその整理に当たっていただくということで、今後も雇

用継続をいたします。また、あと2人については、相談窓口を6月10日から開設してございます。それが一定の期間、ある程度時間が要ると思いますので、当分の間は雇用を継続するという予定でございます。

○8番（中野賢一君）

もうコロナで非常に敏感になっております。ぜひ応募者がおれば、できるだけ長い期間雇用されるよう要望して、コロナに対しては昨日からされておりますので、これで終わりたいと思います。

次に、町政全般についてということで、与論町は、ゆんぬ敷料化ラブセンターという形でされているんですけれども、これで見ますとその補助事業が、4,776万4,500円のうち3分の2が県の助成になっておるんです。その機械とかそんなに大きいものではなくて、樹木を処理するだけの能力しかないそうです。例えば空き家対策とか、そういうのには使えないみたいなんです。ただ問題は、町長、副町長に見せましたけれども、非常にこの製品がいいんですよ。農家の皆さんに非常にあれされているんですよ。樹木自体の受入れはただで受け入れて、そしてこの肥料はトン当たり2,000円で販売しているらしいけれども、実際は経営としては1人常駐ですから赤字じゃないかということなんですけれども、これはやはり農家の皆さんのために非常に役立っているということです。知名町でも樹木があちこちあって、切っては畑の外に投げたりもしているんですよ。だから捨て賃が非常に高いものですから、できたらその樹木だけでも何か対処できるような方法はないですか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

伐採の後の生木は確かに重量がかかりまして、今の時点でクリーンセンターにはそのままでは持込みができません。枯らしてから50センチほどに切った状態での搬入なら可能となっております。ということです。

○8番（中野賢一君）

与論のは全部持ってきて置くだけらしい。これ全部。切ったりしてないんですよ。全部このように受け入れて、そして機械がこれちゃんなんです。機械自体が。だけどその樹木自体は、肥料にももちろんなんですけれども、捨て場がなくて困っているんですよ。これ持っていくとすると、今もどんどん伐採あちこちしているみたいですけれども、この捨て賃が1トン当たり9,000円ぐらいするんですよ。だから一般の住宅とかそういうところで伐採したのは畑のそばに捨てたりしているんですよ。だからぜひ何とか、これ公費としてはそんなに大した金額にはならないんですけれどもね。何とか、今、もちろん空き家対策も非常に樹木で困っています。先

ほどそこに樹木のあれをしたら、ここで、知名町でやっているのとは全然違うんですよ。知名町でやっているのはこういう形。これはある会社がやっているんですけども。だからそれも、もちろん敷料の問題もあるんですけども、この樹木自体が捨場がなくて困っているものですから、あちこち、今、写真撮ってきたんですけども、畑とか道路端に捨てているんですよ。環境の問題等話されていますけれども、やはりそういうのもぜひ町民の、これはもちろん一人ぐらゐの赤字は出ると思うんですけども、樹木を何とか受け入れてやっていけないかと思っているんですけども、どうですか。

○農林課長（安田末広君）

先ほどは敷料の面からお答えしましたがけれども、資源の循環、環境面から考えましても好ましい施設ではないかというふうには思っていますけれども、ただ、運営面で与論町の場合を見た場合には1, 000万円程度かかる中で、売上げは100万円程度だというような資料をもらっておりますので、そういった運営関係で改善が見込めるものであれば、また取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○8番（中野賢一君）

これが道路端に、畑のそばに捨ててあるんですよ。これ、あちこちへ。ガードレールもこのようになっております。ガードレール自体も、もう腐って。木で押さえられて。これは沖泊へ行く途中です。だから非常に、今、空き家対策とかいろんな問題が出てきておりますけれども、何とか、例えば金額補助をして今の民間にさせるような方法はないんですか。

○町長（今井力夫君）

先ほど環境をどう整備していくかというあたりのところで、クリーンセンターの長寿命化をどう図っていくかというのは、今後、両町にとって非常に大きな課題となっております。あのクリーンセンターを造るために24億円ほど投入しておりますので、そういうものを考えていったときに、あのクリーンセンターの長寿命化をどう図っていくかという意味では、前回もお話ししましたがけれども、燃やすものをとにかく減らしていくのが一番いい方法だと。減らすことによって私たちといたしましては化石燃料を使わなくて燃せると。そうすると燃料代をそこで節約することができる。なおかつ、私が考えております低炭素化社会づくりというものにもつながっていくというふうな、物を我々が燃やさないというようなことを考えていかなければいけないと。そういう意味では、今、議員がおっしゃっているような、例えばこういうよく出てくるごみ等を、これを乾燥させて、じゃ、運んでいってクリー

ンセンターで燃やすのか、それともこういう敷料とかにするかと、いわゆる資源化にこれはなると思います。

私、今考えておりますのは、まだ構想の段階ですけれども、こういうふうな各一般ごみとして出てきたものを、例えばこのような形で粉碎したものと、それから各家庭で出てきます生ごみ、この生ごみが一番炉の長寿命化を妨げておりますので、この生ごみとこういうもの、そしてまた下水処理場あたりで出てきます最終処分物質、これを今、本町においては開発組合のほうにお金を払って引き取っていただいておりますけれども、こういうふうなものを全て処理できる菌を、今、模索しているところでございます。前回、皆さんの中からも出てきましたYM菌というものがあります。これは100度以上の高熱で発酵作用が起こりますので、畑などから出てきました雑草の種子を焼き殺すという意味で非常に効果的なものでございます。ただ、これに係る費用というのはかなりかかります。

それから、最近入手したものでは、愛媛県が開発した菌がございすけれども、これは非常に、愛媛県が特許料を取らないということで、今、伊佐市がこの菌を使った肥料の作製にかかっております。こういうものもちょっと、今後、担当課の職員と一緒に見学をしながら、今、議員がおっしゃっているような、このようなごみ類をどう私たちが資源化していくのかというような視点から考えていかなければいけないかなと思っておりますので、今現在、これをすぐに我々がつくりますということではなくて、今後、ごみの減量化と資源化という意味で、どういうすばらしい菌を使ったらいいのかというものを総合的な判断したら、こういう事業に着手してまいりたいと考えております。

○8番（中野賢一君）

今すぐにはできないと思っておりますけれども、与論町ではこのようにされているということをちょっと理解していただければ、また今後の知名町の何かにプラスになるんじゃないかと思えます。

次に、ごみステーションについてなんですけれども、これは和泊町で備えているごみステーションです。私が知っているのはワンジョ、それから内喜名、フーチャに行く途中ですね、3か所にこのようにきれいにして、そしたらそれ、写真でも周囲見たら海きれいなんですよ、非常に。町長が話されたように、やっぱり意識改革というのはこういうのから出てくると思うんですよ。これを置くことによって皆さんがごみステーションにごみを持っていくと、ポイ捨てはしないと、そういう意識改革のためにもこれは必要かと思うんですけれども、町長どうですか。

○町長（今井力夫君）

ごみステーションについて、1回、担当課に。じゃ、和泊の状況を。

○保健福祉課長（成美保昭君）

ごみステーションについては、今、議員のご質問のとおり、屋子母海岸、沖泊海岸、ウジジ浜等にごみステーションをといるところですが、収集車のルートが沖泊海岸とウジジ浜は充分外れておりまして、そこへの迂回をするとなるとまた時間もかかりますし、そういう面では今のところは難しいと思っております。

○8番（中野賢一君）

これは、和泊町は、与論町にしても、町が1日と15日に収集に行くらしいんですよ。ごみ収集車が回るわけじゃないんですよ。これに入れてもらえば町のほうでごみ取って収集車に区分けして。ごみステーションに何でもかんでも捨てとけば、そのままごみ収集車は取れませんよ。これは町のほうで1日と15日、区分けして、そして収集車に持たすという方法を取っているらしいんですよ。できないですか。

○町長（今井力夫君）

お答えします。

和泊町からのこれは一つの情報でございますけれども、ごみステーションの設置は5か所にしたということだそうです。今現在3か所にしかありません。あとの2か所は、これは国立公園に勝手にごみステーションを設置したということによりまして、環境省から指導を受けたということで撤去せざるを得ないと。今ここにございます沖泊等につきましても、これ国立公園内になりますので、そうなりますと我々としては簡単にここに設置することはできないということになりますので、近々環境省の職員が本町に来ますので、その段階で我々としては相談をしていこうと今考えているところでございます。

○8番（中野賢一君）

町民からの要望なんですけれども、例えばウジジ浜ですね、あそこなんかは自分も見に行ったんですよ。周囲はきれいなんですね。どこにごみが捨てられたか。草むら、トイレとかその周辺にですよ。だからそういうのをちゃんとしとかん関係でそこに全部捨てるんじゃないかと。沖泊海岸もこうですよ。ポイ捨てですよ。見てもやっぱり環境上よくないですよ、これ。人がそこは観光に来るわけですから。だから、ごみステーションを置くことによって意識改革して、そこに使ったのは捨てていくと。ポイ捨てしませんよ、ポイ捨て。だからそのポイ捨てをなくするためには、ごみステーション設置。必ず、公園ならその近くでいいんですよ。どうですか。

○町長（今井力夫君）

先ほど申し上げましたけれども、これが国立公園内にあるために簡単に設置することはできませんよということを私はお話ししたのであって、ただ、先ほどの沖泊公園におきましては、田皆の子供会が環境省のグリーンワーカー事業をもちまして、定期的に漂着ごみ等を1か所に集めております。それがかなりのごみの量になりますので、そこにおいてはこのような多分ごみステーションを設置したとき、その中に入り切れるような状態ではないものですから、田皆字内にあります建設業の皆さんがボランティアで、その漂着ごみが1か所に集められているものに対しましては、トラックを持ってきて焼却場まで運んでいただいているというボランティア活動もしていただいております。ですから、このようなステーションを置けるか、置けないかというのは、先ほど申し上げましたように、今度、環境省の職員が参りますので、そこと協議をした上でないといけないということを申し上げております。

○8番（中野賢一君）

国立公園ということで置けないということなんですけれども、ちょっと、こういう置けないからと、こういう状況では非常に大変じゃないかと思うんですけれども、町長。

○企画振興課長（元栄吉治君）

海岸ごみのごみステーションですけれども、今、和泊町と与論町が設置しているのは漂着ごみ用のごみステーションでございます。基本的に、確認はしましたが、一般ごみは入れないということで設置していますので、今、中野議員がおっしゃっているのは、ポイ捨てとか一般ごみのこともおっしゃっていると思うんですけれども、和泊町さんに確認しますと、一般のごみの混入はあります。ただ、基本的に漂着ごみ用のごみステーションで設置しているということです。与論町さんは一般ごみの混入はないというような報告を受けております。

○8番（中野賢一君）

いろんな問題があると思うんですけれども、やっぱり漂着ごみもですけれども、そこに観光に来て、そこにこのようにポイ捨てする、これは和泊町のものなんですけれども、こういうふうに全部区分けして持っていくらしいんですけれども、例えばその付近に公園を外れた入り口とか、そういうところにでも設置すれば、持ち帰らんというか、そこに置いていかといかんという、そういう発想はないですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

先ほどの宗村さんの一般質問にありましたように、基本的にごみは持ち帰るという形。モラルの問題だと思いますので、もちろんごみステーションがあれば一番いいとは思いますが、そこに置くことによって、沖泊の自動販売機もごみ箱があっ

たことによって本当に空き缶が満杯になって、ボランティアでそういう意識のある方が自主的に回収しているということもありますので、基本的には、今、保健福祉課長もありましたように回収の問題もあります。漂着ごみにつきましては、町長から答弁があったように、ボランティアが回収して収集しやすいという方法をしたいと思っていますので、また海岸漂着ごみと一般ごみと分けて議論をしないとなかなか難しいところがあると思いますので、そこは検討していきたいと思います。

○ 8 番（中野賢一君）

和泊町のこれを見ると、これ漂着ごみだけじゃないんですよ。全部分けちゃってなっているんですよ。だから3か所でもそうです。きれいですよ。だから、私、海周囲、全部見たんですよ。もうごみひとつないぐらいきれいに、写真も撮ってあるんですけども、こういう状況ですよ。見てください、海。だから、隣の町ができて知名町ができないということは、ちょっと不思議だと思うのですが。何か公園だからできないと、駄目だと、そういう発想ではいつまでたっても何もできないと思うんですけども。町長。

○町長（今井力夫君）

隣ができて私どもがしないということは全然申し上げてございません。まずきちんとそこにそういうものが置けるのかどうなのかの確認を取らないことには前に進めませんよと。と同時に、例えばウジジ浜には、ウジジきれい団という3姉妹がおりまして、自分たちでごみ拾いをして、そしてまたお小遣いを使って焼却場に持って行っている姿がテレビ放映をされたのではないかなと思います。あれを受けて非常に多くの方たちが、環境美化に対する物の考え方というのが啓発されているのもあると思っております。

ですから、当然我々といたしましても、海岸というのは町の大きな財産の一つと捉えておりますので、そういうふうなごみステーションにつきましては、設置できるものに関しましては当然設置していかなければいけないし、ただ、先ほど保健課長が申し上げているのは、基本にごみ箱があれば、そこにごみを置いて行ってしまうよと。本来、今の観光地の中では、ごみは必ず持ち帰りましょうというのが日本全国基本的に動いているところでございますので、そういうところいろいろ複雑なものもかみ合わせながら取り組んでいく必要があるかなと思っておりますので、全くごみステーションを設置しないというようなことではございませんので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○ 8 番（中野賢一君）

ぜひ何とか前向きに考えて。町民からやっぱり苦情が来ているんですよ。ごみス

テーションがない関係で草むらのあちこちにごみ捨てると。もちろん自分で持ち帰りしないといけないんですけれども、やっぱり先ほどから、宗村議員の話にもありましたけれども、モラルの問題でもあるんですけれども、やっぱり意識改革のために私は設置したらどうかということでございまして、設置できなければほかにも設置方法を考えていただければありがたいなと思います。じゃ、ごみステーションについては終わりたいと思います。

次に、庁舎建築についてですけれども、先ほど町長が話されたように予定は順調にいとっていると考えております。ただ問題は、この地質調査が、ユニオン技術株式会社から出ておりますね、地質調査が。5か所されています。ただ、町長さっき話されたように、18メートルから大体25メートルまで伸縮といったら、N値がちょっと低いんですよ。N値が30以上あれば何とかべた基礎とか基礎できると思うんですけれども、この状況を見ますとN値がほとんど弱いんですよ。だから30以下とか。60以上になると、今、町長話されたように25メートルとか18メートルとかなっていくんですよ。

ただ、問題は、この調査はこの周辺だけされているんですよ。前、町長、給食センターで、私、給食センターの話も質問したことあるんですけれども、基礎に大分金かかるんですよ。だからこれ、町長は前、いい判断されたんじゃないかと思っておりますけれども、どうしてもやっぱりこっちの位置でないと、例えばあしびの周辺、どっかしたいとか、そういうお考えはないですか。

○町長（今井力夫君）

建設予定地につきましては、まちづくり町民会議の皆さんのご意見もいただき、そして我々としてもその場所がいいのではないかとというふうに考えて今の場所。したら地質調査をしてみましょうということで、そうすると地質弱い部分があるということで、土壌改良だけでは難しいところがあると。そうなってくると幾分かくい打たなければいけない部分が生じるかもしれない。そういうものがこれからの基本設計の中で、多分業者さんのほうからいろいろなアイデアが出されてくるのではないかなと思っております。今現在のところ我々としては、候補地の中で建設のほうを進めていくという予定にしております。

○8番（中野賢一君）

給食センターでも私質問しました。建設地の予定を幾つかする前にボーリングをして、そこの調査も終わって、ああ、ここがいいとか。極端な話、今の検討委員会の皆さん素人なんです。ただ場所的だけ選んでいるんですよ。場所を。だからそういう調査を前もってして、例えばあしびの郷を何か所かやってみて、こっちが

地盤的にはいいですよ。それでもここに、多分あつちは埋立てじゃないですかね。大分埋立てしたんじゃないですか。建設課長。

○建設課長（平山盛文君）

当時の図面等を参考にして、地形図とか見たんですけれども、当時のデータというか、それはなかったものですから……

○8番（中野賢一君）

すみません、ちょっとマスク外して話して。

○建設課長（平山盛文君）

隣のあしびの郷の地質調査データがあったので、それを一応参考にして、その地形はおおよそこれぐらいだろうということで実際掘ったんですけれども、以下の結果になったわけです。

○8番（中野賢一君）

擁壁の高さとか見れば、ああ、こっちは盛土だなと、埋立てしてあるなというのは大体分かるんですよ。ただ問題は、あまりにも、25メートルもくいが入ることになっているんですけれども、それに関して余分な金がかかりはしないかと、その心配を私はしているんですよ。余分な金がかからないかどうかです。今、全部で12億円前後ぐらい予定されておりますけれども、その心配をして私はそれを言っている。ですから、普通、建設地を決めるときは、最初にやることはボーリングしないといけないんですよ。ボーリングして、ある程度して、この地質はこうですよと、そういう計画を立ててから検討委員会に諮るとか、そういうことをしないで、ただ場所だけ決めて検討委員会に、その素人の皆さんが分からないんですよ、その地質調査関係は。だから、やはりその前にその検討委員会の皆さんに、こっちはこれぐらいのボーリング工事、くいが要りますよと、基礎にこれだけの金がかかりますよと、それをデータを基にして、私、前、教育長にもそれ言ったと思うんですけれども。前教育長に。

だから、やっぱり土地を決める場合は、まず第一やらないといけないのは地質調査なんですよ。地質調査もしないで場所を検討委員会に検討させて、それで、じゃ、そこにしましょうと。お金幾らかかってもいいんですか。私は、その支持くいをするお金では、ほかに周囲にいい土地が買えると思うんですよ、それぐらい。だから、そのために地質調査を初めにやるべきなんですよ。検討委員会でただ場所だけを示して、はい、ここにしましょう、こっちのほうがいいですよと、そういうようなやり方していたら、いつも後戻りしますよ。給食センターでもそれになったんじゃないですか。私、そのときも言いましたよ。建設地を決める場合、やはりそれから始

めないといけないですよ。どれぐらいかかるか分かりませんが、そういう形になっていたらもう仕方ないと思いますけれども、ぜひ、やはり今後、場所を決めるときは地質調査をまず第一ですよ。それから始めて、そこが実際建てられるか、建てられんか、そういうのを検討委員会に示さないで、検討委員会をやってくださいよと、検討してくださいよ、どこがいいですかと。検討委員会は知らないですよ。場所、ああ、こっちがいいなと、そういうことしかただ考えてないですよ。

だからぜひ、今後、庁舎も終わると思うんですけども、公共建物をする場合には、場所を決めるのであれば、必ず最初にやることは地質調査です。これをしてから場所を決めてください。そうしないとまた余分な金がかかるんですよ。これは町民の税金なんですよ。皆さんが寄附で出したお金じゃないんですよ。だから少しでも安くつくような方法を考えていかないと。

○議長（平 秀徳君）

中野さん、時間となりましたので締めてください。

○8番（中野賢一君）

では、次に発注方法をですね……

○議長（平 秀徳君）

中野君、もう時間切れですので。後ほどまた執行部の当局に答弁を求めてください。もう締めてください。

○8番（中野賢一君）

じゃ、もう一つ、この工事の発注方法をですね……もう終わりね。

○議長（平 秀徳君）

もう終わりです。

○8番（中野賢一君）

ちょっと、もうちょいなんですけどね。ぜひ、ちょっと1点だけ、この発注方法を、これはぜひ、今、1か所の業者にさせるんじゃないくて、やはり二、三業者、行政育成の関係からやはり二、三業者。箱物、真四角だけ、長方形造ってしまったら、これ1業者しかできません。アイデアを出して、H型にするとか、コの字型にするとか、そういういろんな、中庭を造るとか、そういう方法がありますので、今から設計始められると思いますので、アイデアを出して、ぜひそういうあれを進めていただければいいなと思うんですよ。ただ箱が、和泊町がああいう形でつくった、知名町はというのじゃなくて、ぜひお願いいたします。

終わります。すみません。

○議長（平 秀徳君）

締めてくださいね。

○ 8 番（中野賢一君）

どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（平 秀徳君）

これで、中野賢一君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後 1 時から再開します。

休 憩 午後 0 時 0 1 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの中野議員の質問について、保留していた件について、子育て支援課長の発言を許可します。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

先ほど中野議員の一般質問の中でご質問のありました、独り親世帯の世帯数について回答いたします。

平成 2 年 6 月 1 日現在の子育て世帯数は 4 6 0 件うち独り親世帯は 8 1 件となっております。

以上です。

令和 2 年です、訂正いたします。

○議長（平 秀徳君）

次に、根釜昭一郎君の発言を許可します。

○ 3 番（根釜昭一郎君）

町民の皆様こんにちは。

日頃より議会活動にご理解を賜りありがとうございます。

それでは、議席番号 3 番、根釜昭一郎が一般質問をいたします。

1、新型コロナウイルスによる影響と対策について。

新型コロナウイルスの流行により世代間を問わず、また様々な業種に影響が出ています。本町においても、コロナウイルス関連で取り組むべき課題が山積していると思います。その中で、本町の現状と今後の取組について質問します。

①本町においても、3 月から本格的に新型コロナウイルス感染症対策に向けて取り組んできていますが、経済的影響はどの程度であったと試算しているのか。

②島内病院・クリニック・老人ホーム・介護施設の通院患者・入院患者・入所者が感染した場合の町としての具体的な対応策は検討しているのか。

③新型コロナウイルス感染症問題を考える上で、今後は本町（本島）独自でも基準策定するべきであると考えているが、町としての考えはどうか。

2番、学校教育現場における新型コロナウイルスによる影響と対策について。

本町での休業（休校）期間は、全国的に見ると短期間ではありますが、関係者にとって影響は大きいと思われます。今後の学校行事予定も混沌としている状況だと推測されますが、現段階での方向性について質問します。

①夏季休業期間の変更は予定しているのか。

②運動会・体育大会の開催はどうなるのか。

③学習発表会・文化祭の開催はどうなるのか。

④修学旅行はどうなるのか。

⑤中体連中止の決定がなされたが、代替大会の予定はどうなっているか。

（本町生徒に関連する競技ごとに答弁いただきたい）

⑥高体連中止の決定がなされたが、町として代替大会等への要望は提出しているのか。

⑦現状では、県より休校措置がなされた場合の措置が学校ごとで一貫性がありません。人の移動により感染の拡大が顕著になっている中で、生徒に移動を求めている現状是正を県に強く要請していただきたいと考えるがどうか。

⑧児童・生徒・教員で発生しているロス問題への対策は現段階で検討しているのか。

⑨成人式の開催はどのような形で計画しているのか。

3番、防災対策について。

例年、台風時には多くの町民が避難所を利用しています。しかしながら、今年は新型コロナウイルス感染予防対策も講じなければなりません。それを踏まえて質問します。

①近年の避難所利用人数の推移はどうなっているのか。

②今年の対策・指導・周知の予定はどう計画しているのか。

以上、壇上より一般質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまの根釜昭一郎議員のご質問に回答させていただきます。

大きな設問の2につきましては、教育委員会所管事項となりますので、教育長が答弁いたします。

それでは、まず、1 番目の新型コロナウイルスに関する幾つかのご質問ですけれども、まず1 番目、経済的な影響をどう把握しているのか、どの程度なのかということでございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大によって4 月から5 月にかけて本町の経済においても大きな影響が発生しております。特に、観光業におきましては、不要不急の外出や渡航の自粛や各種イベント等の中止によりまして、前年度に比べると大幅な経済的な損失が生じております。

例えば、フローラルホテルにおきましては、2 月から7 月の間で宿泊のキャンセルが3, 285 人、金額に換算いたしまして、2, 250 万円ほどの損失になっております。また、会議・宴会等のキャンセルが2, 905 名ほどおりまして、これで1, 555 万円ほどの損失になります。合わせてフローラルホテル関連で3, 300 万円ほどの売上の減少が生じております。

午前中や昨日も申し上げましたけれども、農業分野におきましても、花卉生産農家におきましては消費の落ち込み等によりまして、およそ1, 000 万円ほどの損失が出ているのではないかと考えております。畜産におきましても、平均価格の13 万円前後の下落がございましたので、これにおいても、各農家におきましては、大きなダメージになっていると考えております。また、水産業、魚の消費等におきましても、先ほども申し上げましたような宴会等もキャンセル等がございますので、これによって大きな落ち込みが生じているのが現状でございます。

続きまして、病院等、または各施設等でのコロナ関連の感染者が発生した場合の対応等につきましてですけれども、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、その利用者等につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定められた手順によって対応してまいります。

まず、届出を受けました県が当該の利用者等が利用する社会福祉施設等の認可権者等に連絡をし、連絡を受けました認可権者等が、当該福祉施設等と情報を共有しながら利用停止などの措置や臨時休業等を判断することになっております。

町といたしましては、県及び当該施設と連絡を密に取り合い、地域住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報の提供をするとともに、家族などに対しても同様に情報を提供してまいりたいと考えております。

③、本島におきます独自の基準を策定しているかということにつきましてですけれども、経済活動のための数値基準につきましては、鹿児島県としては直近の1 週間の新規の感染者が2 名以上、感染経路不明者が1 名以上、PCR 検査陽性率3. 5 %以上と県は定めております。

知名町独自の基準につきましては、基準の策定するほどの人口にはないことや、

何よりも外海離島の沖永良部ではありますが、飛行機や船の交通網も整備され、毎日の流通や人の移動がございまして、県内・県外の往来があるものが事実となっております。そのような中で、基準を独自に設けるとした場合、さらに強化した基準を設定せざるを得なくなります。県や国よりも厳しいものになっていくことが想定されております。

新型コロナウイルスへの医療の提供の部分でも、沖永良部徳洲会病院や医師会の負担がさらに増えることになるのは避けたいところでございます。経済対策も重要なことは十分承知しておりますが、現在、この感染症に対する特効薬やワクチンもまだ開発されておられません。そのような中では、まず命を守る体制が今は何よりも大切なことではないかということで、標準的な予防策を呼びかけているのが現状でございます。

大きな2番は、先ほど申し上げました教育委員会所管事項となりますので、省かせていただきます。

それでは、3番目の件につきまして私のほうから防災対策について話をさせていただきます。

避難所の利用人数がどう推移しているのかという、一番目のご質問ですけれども、台風接近時には各字の区長が事前に公民館を開放し、住民がいつでも自主避難できるように対応しております。

避難所利用者数につきましては、近年大型台風が接近する回数が少なくはなってきましたしておりますが、平成30年の9月28日から29日にかけて接近いたしました24号では、29日午後7時の時点で11の字公民館で127名の住民が避難しております。それ以外の年では、大体20名から60名ぐらいの範囲内で公民館への避難住民が記録されております。

また、今後の対策等につきましてはでございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、避難所の管理、運営も大変難しくなってきました。鹿児島県におきましては6月に避難所管理運営マニュアルモデルや、新型コロナウイルス感染症対策指針を策定し市町村に通知をいたしております。本町におきましても、県が策定しました避難所運営マニュアルモデルを参考に避難所運営を行って行くつもりでございます。

住民への周知につきましては、広報誌やホームページ、区長会を通じて手洗い、咳エチケット等の基本的な対策を徹底してまいりたいと思っております。避難所における具体的な対策や物資資材や、発熱者の対応などにつきましては、関係部署、関係機関との連携を図りながら情報を共有しながら対応を練ってまいりたいと考え

ております。

以上で、私のほうの回答を終わります。

○教育長（林 富義志君）

それでは、根釜昭一郎議員の大きな2番、各イベント等の現段階での方向性について、①から⑨までお答えしたいと思います。

①の夏季休業期間の変更の件ですが、昨日、福井源乃介議員の一般質問での時数確保問題についてお答えしたとおり、臨時休業終了後、教育委員会が行った授業時数の調査によりますと、臨時休業により各学校で30から40時間の欠時数が出ました。年間予備数から欠時数を差し引いてマイナスになっている学校はありませんでした。このまま年度が終了すれば、施行規則に定められた教科等の時数を確保できます。また、各学校においては、授業時数を確保するために、学校行事の精選を図るなどして、様々な取組を行っているところであります。ただし、このような工夫を行っても、今後、台風などによる休業等が生じれば、年間時数が足りなくなる学校、学年が出てくとも考えられます。よって、今後は、5、6校時の活用や長期休業期間の短縮等も視野に入れながら、各学校長で判断して進めるよう通知いたしました。15日に臨時校長会を開催して、協議した結果、どの学校も夏休みは短縮しないということになったようです。

②の運動会、体育大会の件ですが、今年度の郡内の小学校の運動会は9月27日、日曜日になっています。中学校の体育大会は9月13日の日曜日を予定しているところであり、現在のところ、全小中学校で、当初の計画どおりの日程での実施を考えているところであります。ただし、今後の県内や島内の感染状況を踏まえ、必要に応じて延期や中止も考えられます。また、実施の際は、児童・生徒が密集する運動や児童・生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い運動は実施を見合わせる。競技種目を短縮して半日間開催で行うなどして、開閉会式での児童・生徒の整列、児童・生徒による応援、保護者、来賓等の参観、昼食を取る場所等についても、一度に大人が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、児童・生徒だけでなく、保護者についても手洗いや咳エチケットを呼びかけるなどして基本的な感染症対策を徹底していきたいと思っております。

③の学習発表会・文化祭の件ですが、まず、今年度の学習発表会・文化祭の開催日を、各学校の予定をお知らせします。

知名小学校が11月20日、住吉小学校が11月14日。これは地域合同と一緒になっています。田皆小学校が11月2日、上城小学校が11月14日、下平川小学校が2月21日、知名中学校が10月30日、田皆中学校が10月23日。

これも、運動会、体育大会と同様に、現在のところ、当初の予定どおりに実施を考えているところです、ただし、今後の県内や島内の感染状況等を踏まえ、必要に応じて延期や中止となる可能性も考えられます。

また、実施に向けては、練習は小グループやパートごとで行い、全体で集まって練習する機会はリハーサルのみとすることや、会場となる体育館やホールの換気の徹底、参加者のマスク着用、児童・生徒の待機場所や保護者の参観席の間隔を広く取るなど、保護者、来賓等の来校人数制限を行うなどの感染予防対策を徹底する必要がありますと考えております。

④の修学旅行の件です。修学旅行は、本年度5月に実施予定であったんですが、既に小中学校とも、延期を決定しております。

知名小学校と下平川小学校の合同修学旅行は、10月20日から、10月23日の延期に決定しました。

住吉小、田皆小、上城小の合同修学旅行は10月19日から10月22日に延期となっております。

知名中学校の修学旅行は令和3年、年明けの1月に延期というように決まっていますが具体的な日程は決まっておりません。

田皆中学校も令和3年1月に延期ということに決まっておりますが、1月の細かい日程は、まだ検討中です。

訪問先は当初の予定どおり、小学校が沖縄県、中学校が長崎、福岡、熊本となっております。現在、各学校が旅行会社と日程内容の検討を行っている段階です。ただし、今後の感染拡大や第2波の危険性を鑑み、訪問先や内容が変更になったり、再度、延期となったりする可能性も考えられます。修学旅行は児童・生徒にとって、学校生活で特に楽しみにしている行事の一つでもありますので、その教育的意義も大きく、児童・生徒の心情に配慮すると、中止ではなく延期扱いとして年度内の実施を検討したいと考えております。

⑤の中体連中止の件ですが、令和2年度大島地区中学総合体育大会については、5月25日付の大島地区中体連第9号において中止との通知が来ました。これを受けて沖中体連臨時理事会が開催され、地区中体連中止に対する救済措置として、代替試合等の実施ができないか検討している段階です。しかし、6月16日現在の状況では、生徒が島外に移動し、宿泊を伴う大会に参加したり、島外から他校の生徒を招聘し、島内での大会を実施することは感染リスクが高く、生徒の健康、安全を保障できないため、両町教育委員会は島外での試合、大会の参加を容認しないというふうに決めたところです。しかし、両町において6月19日以降に再度、島外の

他校との試合、大会については、再度協議をしたいと考えております。

次に、本町生徒の種目別の競技についての説明ですが、男女のバレー部は、知名中、田皆中、和泊中の３校で、島内での代替大会を実施予定しております。与論中を招聘できないか検討しております。

男子軟式野球部は知名中、田皆中、田皆中は城ヶ丘中との合同ですが、和泊中の３チームで党内での代替大会を検討しております。これも、与論中を招聘できないか検討しております。

女子ソフトテニス部。知名中、田皆中、和泊中の３校で島内での代替試合を検討しております。

男子のサッカー部。知名中、和泊中の２校で、党内の代替試合を検討中ですが、与論中と徳之島の３中学校も招聘できないか、検討しております。

男女のバスケットボール。島内に知名中のみですので、徳之島町の亀津に１チームありますが、この１チームを招聘できないか検討しております。

それと、生徒、保護者からのアンケートについてですが、生徒、保護者の要望については、各部活動の顧問、校長が把握しておりますので、各中学校長より教育委員会のほうに報告をいただいております。代替試合を希望している状況については、把握できていると思いますので、改めてアンケートの実施の予定はありません。

⑥の高体連の中止の件ですけれども、沖永良部高等学校は県立高等学校であるため、本町教育委員会の所管ではありませんので、県教育委員会の所管となります。町としての代替大会の要望は提出しておりませんが、沖永良部高校に問い合わせたところ、沖永良部高等学校では、島内唯一の県立高校のため、地区総体、県総体に参加するためには宿泊を伴う島外への移動が必要となります。部活動の宿泊を伴う島外への移動ができない県立学校の現在の状況を考えると、他校との代替試合の実施は難しいとの判断でした。

その代わり多くの部活動、島内のＯＢや各競技団体を招聘しての交流会を実施中であるとのこと。例えば、弓道部は、両町の愛好家を招いての土曜射会、サッカー部はＯＢを招いてのお別れ試合の実施など、それぞれの部活動の実情に合わせて開催されているとのことでありました。

⑦の県よりの休校措置に対する件ですが、島外の高等学校が臨時休業の際、生徒に帰省する措置を取った件についてお答えいたします。

臨時休業の実施とその方法については、国が示した新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施についてのガイドラインに基づき、県立学校は設置者である県教育委員会教育長、市立高校については当該市町村教育委員会、私立高校につ

いては設置する学校法人の判断で行われるものです。設置者の判断としては、臨時休業中に宿舍等の生徒をとどめることにより、帰省させるほうが感染リスクが低く、生徒の健康・安全を保障できるとの判断であったものと考えられます。

このような対応により、移動費や宿泊費等が家計の大きな負担になった現状については、町として現状是正を要請していきたいと考えます。

なお、国は新型コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変した高校生等に対し、公立高等学校に在籍する高校生等については、高等学校等就学支援事業補助金、それから、私立高等学校等に在籍する高校生については、私立高等学校等経常費助成費補助金を活用した授業料減免設置等の必要な支援を行うようガイドラインで通知しているところです。

⑧の児童・生徒、教員のロス問題ですが、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業や新しい生活様式によって、人と人との直接的な関わりが難しくなったり、これまで当たり前のようにできていたことができなくなったりすることで、様々な悩みやストレスを抱える児童・生徒や教員が今後増えてくることも考えられます。

小中学校においては、管理職、保健主任、養護教諭等が中心となって児童・生徒、教員それぞれの相談窓口が設置されているところです。

また、スクールカウンセラーによる定期的な支援を今年度から全ての小中学校で実施し、児童・生徒、教員の心のケアに努めるようにしております。

さらに、各学校においては「24時間子どもSOSダイヤル」や「かごしま教育ホットライン24」などの24時間電話相談窓口を児童・生徒、保護者、教員に周知し、必要に応じて利用できるように働きかけを行っております。

⑨成人式の件ですが、成人式については、毎年1月2日の午後から文化ホールのあしびの郷・ちなで開催しております。現時点ではホール内での感染対策として、人と人との間隔を1座席空ける方式にすると250名ぐらい入場できますので、例年どおりの式典内容で計画しております。今後、コロナウイルスの状況を見ながら、早い段階での実行委員会の皆さんと協議をして進めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（根釜昭一郎君）

まず、再質問をする前に、この新型コロナウイルスの感染者が本町で、現在に至るまで発生していない件に関しまして、医療従事者の奮闘はもとより、行政サイドの的確な注意喚起、そして、何より、町民一人一人の不断の絶えることのない感染症対策への取組のたまものであったであろうと、私、個人的には考えております。

そして、改めて皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

また、これに付随する 3 月から 5 月までの効果といいますか、成果として例年ですと、インフルエンザが島内では正月後、また、3 月、4 月、ゴールデンウィークの移動時期に関して発生するんですけれども、正月以降に関しましては、インフルエンザの発生はありましたが、私の記憶する限りでは十数年来、3 月から 5 月までのインフルエンザを完全に防げたことはなかったと記憶しております。その中で、保健所のほうには確認していないんですけれども、インフルエンザの第 2 波をほぼ完全に抑え込めたという点におきましては、このコロナウイルス対策、感染症予防対策が非常に有効であったと認識をしておりますので、これまでの取組に対して、医療機関はもとより、行政機関、そして、町民のほうも自信を持っていただきたいと思います。

しかしながら、この新型コロナウイルスというのは、ウイルスでございます。ワクチンは年内、年明けにもという話もありますけれども、抗ウイルス薬が開発されるまで、大変厳しいことではありますけれども、ウイルスを防ぐのは不可能だと認識して間違いないものと思われま。行政サイドとしては、ぜひ、あらゆるケースを想定して、緊急時には、迅速かつ適正な指示を行えるよう準備していただきたいと思います。それを踏まえて再質問のほうに入っていきます。

先ほど、1 番の①、経済的影響はどの程度であったかということなんですけれども、町長のほうから、幾つかご説明があったんですけれども、企画振興課長、商工会、飲食業関係での影響は、どの程度あったと試算されてますでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

個別の試算というか、総額は出しておりませんが、昨日も報告したように、商工会のほうに持続化給付金関係で相談に来られたのが 30 件。そのうち 28 件が申請しているということでございます。これは、売上げが 50 % 以上低下していないと申請できない事業ですので、申請した事業者さんは 50 % 以上は減少しているものと思われま。

それから、ケイビング、ダイビングにつきましては、ほぼ県外からのお客様でございますので、確認したところ、連休中はほぼゼロということで、その分も大幅な減少となっております。

それと、商工会のほうには融資の相談が 15 件、県の休業協力金なんですけれども、それが 23 件、それから継続支援金 2 件の相談があったということです、それを踏まえますと、大きな影響があったのではないかと推測いたします。

○3 番（根釜昭一郎君）

先ほど、町長の説明の中で5,000万円弱ぐらいの影響ということなんですけれども、飲食業、観光産業のほうは数値的な試算はされていないでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

数値的な試算はしておりません。

○3番（根釜昭一郎君）

数値的な試算はされていないということなんですけれども、現状、先ほど町長の答弁にあった金額で言うと、5,000万円前後の金額になろうかと思うんですけれども、今年度において飲食業、観光産業合わせると、また、七、八千万円、もしくは、今後も想定されたら1億円を超える規模になっていこうかと思うんですけれども、その件に関しまして、本町の自主財源と申しますか、税収のほうはどれぐらい影響を受けると計算されていますでしょうか、税務課長。

○税務課長（榮 照和君）

まず、コロナ関係のことが起こりまして、まず、徴収率からなんですけれども、令和元年度分の税徴収が、5月31日で出納閉鎖をした時点では、住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人町民税、現年度は全て徴収率アップであります。前年度を上回っております。

今回、これから、全税目の猶予、国民健康保険税の減免等が発生します。国民健康保険税は7月に納付書を発送しますので、それから影響があった方々が申請に来ます。また、猶予も始まります。

税収のほうも、元年度の所得ですので、それが課せられますので、そんなに全体的な税率は変わりませんが、今後、猶予とか、払えなくなる方が発生する可能性はあります。

○3番（根釜昭一郎君）

新型コロナウイルス関連による1次補正が入った場合は企画振興課のほうからいただきましたけれども、各影響を受けた関連業種に、影響を最小限にするために2次補正以降の交付金では適切な、本当に負荷を負ってるところに適切な予算措置をお願いしたいと思います。

②番、国の方針にのっとって対応していくということであつたんですけれども、実際にグループホームなりが入所者が何らかの形で感染した場合のシミュレーション自体は、その施設で行うものであろうと思いますけれども、その場合の行政サイドとしての対応のシミュレーションのほうは行っていますでしょうか。保健福祉課長。

○保健福祉課長（成美保昭君）

町が管轄する社会福祉、介護福祉事務所等が町内にも存在しますが、もし、入所者、通所者、または、従業員なりで感染が確認された場合には、答弁のほうにもありました国・県の基準によって進めることになるんですけども、当然、町といたしましても保険センターを主にしました感染症チームを立ち上げて全面的なバックアップを取れるような形を取っていきたいと思っております。

詳しいシミュレーションについては行っておりません。

○ 3 番（根釜昭一郎君）

実際に島内で医療機関、各施設でもそうなんですけれども、そこで、ここには入所者等の表現をしていますけれども、発生した場合には、ほぼ間違いなく医療崩壊状態に陥ると思います。病院でしたら、病院の診療がストップすると本島全体が立ち行かなくなるおそれが出てくると思います。また、その施設にしても、従業員、入所者、入院患者等においても、入居施設から出すわけにもいかない、搬送できる状態なのかどうなのか、様々なケースが想定されますので、今発生していない、実際には起きていない。島内で発生したのは軽症者のみなので、重症者が発生した場合、いろんな施設でクラスターが発生した場合、そういうのを、実際に発生する前にしっかりと検討をしておいていただきたいと思います。

また、医療従事者においては、この新型コロナウイルスはもとよりなんですけれども、通常の場合でも、冬場でしたらインフルエンザであったり、皮膚疾患等の疥癬等、感染症に関しては常日頃から非常に神経をとがらせています。その中で、即命に関わるかもしれないという、この新型コロナウイルスが今回発生したことによって、精神的なストレスというのは、負荷というのは多大なるものがあつたであろうと想像されます。そうしていく中で、国のほうでストレスチェックの助成を行っております。これは、新型コロナウイルスに対してのものだけではなく、通常から行われているものなんですけれども、ぜひ、通常行われていない施設に関しましても、町が何らかの形でお声かけをして、通常の場合でもストレスチェックの場合 1 従業員につき 5 0 0 円であつたりとか、その事業所当たりに 2 万 1、5 0 0 円とかいう助成金が出るんですけども、町のほうも医療従事者に対しまして、国が行っている助成とは別にストレスを緩和する意味でも、そういう心のケアのほうもしていただけたらと思います。

次、3 番目の本町独自のというのは、基準が逆に厳しくなるので考えていないということなんですけれども、小さい島であるがゆえに、感染症対策としては非常に強固な予防対策が取れている状態と考えますが、町または本島独自で対策を練るとした場合には、先ほど町長、厳しくなると思われるという表現をされたんですけども

ども、自分は軽減していいのではないかという認識なんです、再度お答えをお願いいたします。

○町長（今井力夫君）

基準をどうするかというような質問等からですけれども、これは、沖永良部の場合、知名町だけで物事を考えて判断していくということは、なかなか理にかなっていない。これは両町共同して、共同戦線で張っていかないといけない部分。今回4月1日の陽性患者が発生したときから、両町、常に連絡を取り合いながら、そういう中で現地対策本部というのを立ち上げ、その中で特に医療関係者の皆さんと、それから消防関係、自衛隊関係の皆さんのご意見も非常に拝聴しながら、我々としては対策を練ってきておりますので、第2波、第3波に関しても、これは町だけではなくて、やはり、この現地の対策本部を再度立ち上げ、そして、その中で対策を取っていかねばいけないかなとは思っております。

そういう中で、例えば、今お話がありましたけれども、重症患者が発生したときはどうなるかと、この点につきましては、既に我々は徳之島保健所長と確認を取っておりますので、重症患者が発生した場合には、島外搬送を即に行うというふうな対策を取っております。

例えば、これがある施設の中で陽性患者が発生した場合に、当然国においてもある程度のその施設の閉鎖というのはしますけれども、家庭に施設の皆さんが戻ると家庭の負担がかなり大きくなるというあたりから、2週間前後で消毒等を完成させ、そして、施設の再開も行っていく方向で国のほうは進めなさいと、我々には指示も出しておりますので、したがって、重症患者が発生の場合は島外搬送、そして、軽症者の場合はどうするかと。これについては、県知事とのほうの話し合いの中で、町独自で避難場所を設置できますかということに対しまして、私のほうといたしましては、もし、本町において軽症者を徳洲会病院においては部屋が限られておりますので、そういった場合においては、どうしても人数が増えてきた場合には、ホテル等の上層階を使っていくというようなことは考えておりますよと、そのことにつきましては、今後、県、保健所等との相談をしながら進めていきたいというふうに考えて知事との話し合いも、そこまではしてあります。

○3番（根釜昭一郎君）

大きな設問の1を総括してなんですけれども、両町で話し合いをする上で、クラスターが発生した場合の件を、今後どのように対応していくかというのを明らかに、話し合いの中でしっかりと定めていってほしいと思います。

2番にいきます。

今回、この質問を上げたのは、新型コロナウイルスによる影響で、児童・生徒はもとより、保護者のほうも今後どうなるのであらうと、非常に不安に思っているところが大きくあります。夏季休業期間にしても中学3年生。高校は別ですけども、オープンキャンパス等を行かれる子供たちもいますので、その日程であつたりですとか、その辺のこともありますので、お尋ねをしました。各種行事に関しましても、先ほど教育長からもありましたように、子供たちにとっては、修学旅行等に関しては小学校の修学旅行、中学校の修学旅行というのは、それぞれ各学校時代に一度しかない行事なので、非常に成人した後も思い出に残るものであらうと思いますので、ぜひ、状況が急変した場合には、もうやむを得ないところもあると思いますけれども、あらゆる対策を講じて実施の方向で進めていただきたいと思います。

その中で、5番目の中体連の大会が中止になって、現状、基本的には島内大会という旨の答弁だったんですけれども、これは秋季大会を来年度の日程、秋季大会、どこまでこのような状況を想定しているのでしょうか。教育長。

今回、夏の大会といいますか、通常でしたら、今頃行われている大会は、代替大会としてほぼ島内大会、中体連のほうは予定をしておると。島外に行くのは、まだ感染のおそれ云々というお話だったんですけれども、現状では、県内でもさほど発生している状況ではなく、ウイルス感染のレベルから言うと、非常に安定した状態。その中で、島外へ出るのはという、先ほど答弁だったんですけれども、そうなってくると、今後、予定されている秋季大会、春季大会、どのような状況になったら、この島内大会以外の大会は開催されるのでしょうか、お答えください。

○教育長（林 富義志君）

中体連が、県の大会を目指して島内大会、地区大会、県大会ということで、秋に向かっていくんですが、その地区での大会が早々と中止になったので、今回、3年生の皆さんが大変だと。だから、思い出に残る大会にするために代替の各種目とも代替で考えようということで、中体連の事務局としては、4中学校の校長先生方が集まって、これをどうしようかということで、この地区大会までのやり方をしっかり決めようということ。ですけれども、さっき、説明したように地区大会中止になって、代替大会も、基本的には中体連組織としてはやらない。ただ、学校長の判断でやっていいということで、例えば、与論に要請したり、徳之島に要請したり。これが6月19日以降、県外の移動の自粛が解除になれば、少しスポーツにしても文化活動にしても和らぐと思いますので、その辺は、段階的な国の方針、県の方針を見ながら進めていきたいと思いますので、秋口になれば、はっきりした指針が出ると思いますので、通常の大会、そういうことができるのではないかなと思っており

ます。

○3番（根釜昭一郎君）

教育現場における質問の中で、4番のほうで、修学旅行はされるという旨の予定してる旨の答弁をさせていただいたので、ぜひ、秋季大会以降は実施するという認識でよろしいでしょうか。

現状と同じで、何ら問題がない状態の場合に限りの答弁をお願いいたします。

○教育長（林 富義志君）

各イベントの説明のとおり、現状では全てやっていくという計画どおり行くということです。

○3番（根釜昭一郎君）

6番目に高体連中止云々を載せているんですけれども、高体連ではないんですけれども高野連のほうでは各都道府県大会を実施しようと、世間的には、野球だけ特別なのかと、高校野球だけ特別なのかという声もありますけれども、関係している皆さんは高校野球が特別なわけではなく、高校野球から連盟であったり、生徒、保護者、いろいろな対策を取って、安全に実施できるという姿勢を見せるんだという強い思いで高野連のほうはやっておりますので、今後の大会においても保護者は見たいのもあるんですけれども、見るよりも子供たちにスポーツを思う存分やってほしいという気持ちのほうが強いので、関係者、スタッフ、足りなければ保護者の方で、それを拒否する人はいけませんので、保護者は見るよりも先に子供たちにさせてあげたいという気持ちが強いので、ぜひ、その方向で進んでいただきたいと思います。

8番の、このロスの問題と書いているんですけれども、質問書を提出の段階では、休業期間のほうがどの程度で収まるのか、また、再度、休みの期間が長くなって、学業的な遅れであったりとか、子供たちの大会が実施される、実施されない。全部、中止しなってくるのか、そういった場合の先ほど教育長からありました、スクールカウンセラーの話もあったんですけれども、もし、そういう児童・生徒が通常でしたら、それまで傾向が見受けられなかった生徒に、そのような傾向が見受けられる際には、ぜひ、このスクールカウンセラーを増員してでも対応していただきたいと思います。

9番の成人式ですけれども、例年どおりで1座席程度空けるような形で開催予定ということでしたけれども、載せるのを忘れてしまったんですけれども、入学式、卒業式も、多分、今年と同様の状況になるのかなと推測されるんですけれども、島の皆さんにとっては、お父さん、お母さんもですけれども、おじいちゃん、おばあ

ちゃんも、保育所時代からお子さんを見ているわけで、入学式、卒業式のシーズンというのは、比較的暑くもなく寒くもなくという時期なので、ぜひ、おじいちゃん、おばあちゃん、親せきの方まで行くと、ちょっと人数があれですが、体育館、校舎内でできなくてもいいと思います。広い、体育館や施設内が狭いのであれば、校庭は広いですから、ぜひ、校庭で参加者を制限するのではなくて、そういった形で開催していただければと思いますが、教育長どうでしょう。

○教育長（林 富義志君）

今年度の卒業式と入学式を体験して、こんな寂しいものはなかったです。来年の4月には、こういうことがないように願いたいものです。そのために、やはり、ワクチンが恐らく年明けに開発されるということもありますので、ワクチンが開発されて通常どおりの、これまで行ってきた入学式、卒業式が、じいちゃん、ばあちゃんも、全部家族も含めてやっていけたらなと思います。

ただ、一つ感じたのは、これは既に入学式、卒業式の問題を校長会とか、いろんな協議した中で、各学校によって人数が違うし、それぞれ7校ありますけれども、学校によって小規模校で通常どおりでいいじゃないかということもあって、いろんな意見というか、これは学校単位で任すべきだとかありましたけれども、ただ、やはり、国・県から指示というか3密を避けるためには、学校の規模どうのこうのではなくて、一律で対応していく、日本国民で全体で対応していくべきだという前提があるので、保護者の思いと、それぞれ、我々教育委員会の方針と非常に食い違って、大変な思いをしましたがけれども、先ほど言ったように、ワクチンが開発されて来年は通常どおりの入学式、卒業式ができるように私としても期待しております。

○3番（根釜昭一郎君）

3番の防災対策については、同僚議員の新山議員に託して、私の一般質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、根釜昭一郎君の一般質問を終わります。

インターネット配信画像保存のため、しばらくお待ちください。

次に、名間武忠君の発言を許可します。

○12番（名間武忠君）

皆さん、こんにちは。議席番号12番、名間武忠が次の3点についてお尋ねいたします。

1、新型コロナウイルス関連について。

（1）鹿児島県内の市町村は、自治体独自の支援策を決め給付等を行っている。

本町においても早期に具体的な支援策を決定、実施をできないか。

次の点についてお尋ねします。

①飲食、観光、宿泊事業者を対象に一律の給付金や商店業を含めたプレミアム付商品券の発行について。

②定額クーポン券の配布について。

③畜産、花卉等の農水産業者の減収に対する支援について。

（２）おきえらぶフローラル株式会社は、ホテル・フローラル館のキャンセルや利用減少、サウナの休業等厳しい経営状況となっている。

次の点についてお尋ねします。

①持続化給付金、雇用調整助成金の対象の可否について。

②金融公庫から借入予定としている６，０００万円の貸付条件と充当事業について。

③令和２年度の使用料の減免を予定されているが、期間についてどのような考えなのか。

④ホテル、フローラル館、サウナ施設を町民が利用する際に料金の助成はできないか。

（３）財政・事業関連について。

①本町財政の歳入総額の約５０％を占める交付税について、交付税の原資である法人税や所得税の減少が予想される。今後の交付税の見通しについて。

②今後、新庁舎建設の事業実施や水道水硬度低減化事業導入等への影響について。

③防災無線で公募した臨時的雇用職員の応募状況について。

④今回の支援策について、財政調整基金を充当する積極的な支援はできないか。

２、養護老人ホーム「長寿園」の支援について。

昨年、民間に移管された養護老人ホーム「長寿園」の新築建替えが、令和２年度から３年度にかけて計画されている。町として、懸案であった今回の建替事業について、民間移管や高齢者福祉を考慮し、建設資金を含めた財政支援についてお尋ねします。

３、道路の安全対策等について。

県道・知名沖永良部空港線の下記地点の安全対策等についてお尋ねします。

①沖永良部高校を過ぎた町境付近の地下ダム関連の迂回路は、短距離区間のカーブと見通しも悪く危険を感じる。安全対策と本路線の今後の整備計画について。

②平成１７年頃整備された瀬利覚の「ジッキョヌホー」に架かる両側歩道の防護柵は、経年劣化による腐食破損が著しい。早期の補修はできないか。

以上、壇上から終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまの名間武忠議員のご質問に回答させていただきます。

まず、一番目は新型コロナウイルス関連についての設問でございます。

まず、プレミアム商品券等につきましては、昨日からいろいろと申し上げてきているとおりでございますが、重複しますけれどもご説明させていただきます。

関連する１と２の質問についてですので、まとめて回答させていただきます。

先にもご質問をいただきました各議員への答弁のとおりとなりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策に関わる支援策は国・県から多くの支援策が提示されておりますが、インターネットを活用した電子申請のみであったり、また対象事業所が限定されております。そこで町独自の支援策といたしましては、国・県の支援策の基準を満たさない事業所で、新型コロナウイルスの影響を大きく受けていると思われる飲食業及び観光産業への事業所を中心とした支援策を考えております。

支援策の概要といたしましては、商業者等事業継続支援金事業、飲食店等プレミアム付商品券事業、観光産業継続支援事業の３つを、今考えております。

商業者等の事業継続支援金事業につきましては、新型コロナウイルスの影響によって今年の４月、５月、６月のいずれかの月の売上げが前年の同月に比べて２０％以上減少した飲食店等に対しましては２０万円の支援金を支給する予定でございます。さらに、県外からのお客様の割合が高い観光アクティビティー関連の事業所につきましては１０万円を上乗せしていく計画であります。

飲食店等のプレミアム付商品券事業につきましては、新型コロナウイルスによる消費の低迷により大きな打撃を受けております飲食店等を中心に宿泊業や観光業、タクシー・代行業とした業種にも使うことができるように町内における消費の喚起・下支えをすることを目的といたしまして、町民を対象に商品券を発行します。この商品券は１万円を５，０００円で販売するもので、プレミアム率といたしましては１００％になります。販売単位は商品券１枚当たり１，０００円の商品券になりまして１０枚つづりを１セットとしております。

観光事業の継続支援事業につきましては、利用者の多くが県外を含む島外の方々であり、来島自粛要請解除後におきましても需要はなかなか回復せずに経営困難な状況が続くのではないかと考えられております。町内観光アクティビティー関連事業者及び町内の宿泊事業者に対しまして、予約のキャンセルの数に応じて１事業者当たり４０万円を限度に協力金を給付する予定です。具体的には、非常事態宣言の発令された４月７日から６月１８日までの間において、町内の観光アクティビティ

一業者においては、島外からの予約キャンセルの数に、各事業者が設定しておりますツアープログラムなどの最安値の価格の2分の1を乗じた額を支給する予定です。町内の宿泊業事業者におきましては、宿泊予約に係る料金と5,000円を比較して安い価格にキャンセル数を乗じた額を支給する予定であります。ただし、どちらの事業者におきましても支給額の上限は40万円と定めております。

これら3つの支援策で対応をしていくつもりでございます。

続きまして、畜産、花卉等の農水産業の減収に対する対応策について申し上げます。

畜産、花卉につきましては、外山議員の一般質問の答弁とも、また重なりますので割愛をさせていただきますが、ほかの農水産業の減収に対する支援についてでありますけれども、水産につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食業の休業によって、魚の値段の低迷による減収分を地方創生の臨時交付金を活用して、給付制度等を提案しております。

また、ほかの作物につきましても新型コロナウイルス感染症の影響を受け、価格が低迷が生じた場合には、今後の農林水産関係の予算編成に波及されると思いますので、今後の政府や農林水産省の動きを注視しながら対応を考えてまいりたいと思っております。

続きまして、フローラルホテルの経営等につくご質問に回答いたします。

まず、持続化給付金ですけれども、経済産業省が策定した制度でありまして、主な要件といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年12月までのいずれかの1月の売上げが前年度の同月と比べて50%以上減少している事業者で、今後も事業を継続する意思がある業者を対象に中小企業等に200万円、個人事業者には100万円を給付する制度がございます。

フローラルホテルにおきましては、令和2年4月の対前年度の売上げが約74%減少して50%以上の減少ということになりますので、売上げの減少額は前年度4月が約2,430万円、今年度が630万円となりまして、約1,800万円相当の減額となっております。中小の法人等に該当すること、以上3点により200万円の給付金が支給されるものと思います。6月4日インターネット申請を終え、国からの回答を待っておりますが、先般これについては給付が完了しております。

雇用調整助成金につきましてはですけれども、以前からある雇用安定事業のうちの一つでありまして、今回のコロナ対策で手続を簡略化して実施されております。内容といたしましては、経済上の利用により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

が労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、労働者が従業員等に支払った休業手当等の一部が助成される制度となります。

フローラルホテルにおきましても、対象者は39名に対して4月1日から30日までの期間におきまして、一時的に休業を行った職員の休業累計日数が36日となります。国から給付が想定される助成金の額は概算しておよそ51万円ほどになるのではないかと試算しております。申請を発送いたしまして国からの回答待ちという状況でございます。

それから、別途、下記の県の休業協力金の申込み済みについてですが、鹿児島県が策定しております新型コロナウイルス感染症対策休業協力金は4月25日から5月6日の間に指定する対象施設が休業した場合に、中小企業社に20万円が支給されます。対象施設といたしましては、サウナがこれに該当いたしますので、中小企業が20万円となっていることと、以上、これらの2点を勘案するとフローラル館の大浴場のサウナにおきましても、県の協力金の20万円をもらうことができるのではないかとということで5月27日に申請を終えております。

続きまして、金融公庫からの借入れにつきましてですが、5月27日に知名町商工会におきまして、フローラルホテル職員や町担当者と一緒に日本政策金融公庫の職員と現在のホテルの経営状況について、説明、面談をいたしまして、そのときには6,000万円の融資を申し込んでおります。しかしながら、先日、6月5日に通知が参りまして、3,000万円の融資ということが決定通知が参りましたので、手続を行っているところでございます。

返済期限といたしましては11年でございます、そのうちの初年度、1年は据え置かれますので、残り10年でこれらの3,000万円の返済をしていかなければいけません。このときの利率は、最初の3年が0.46%です。以降は、1.36%になります。毎月の返済額はおよそ金利を含めると約30万円になるのではないかと見込んでおります。最初の3年間の利子につきましては、国の特別利子補給制度を併用することによりまして、無利子になるのではと思っております。

今後、どういうホテルの改修等を考えているかということですが、現在、空調設備やエレベーターの取替え工事とか、または客室にあります海側のサッシなど、それから、屋上からの戸井の取替え工事等をしなければいけませんので、このようなところに活用してまいりたいと思っておりましたが、運転資金を含めると3,000万円ではとてもではないけれども不足を生じるのが試算されておりますので、今後、町内外の金融機関への借入れを考えているところでございます。

3番目の令和2年度の使用料の減免等につきましてでございますけれども、これ

も、前回議員の皆様にもお答えしてありますけれども、新型コロナウイルスの影響により2月以降の宿泊及び宴会のキャンセルは5月31日現在で3,300万円となっております。売上げが大幅な減少となり、現金が確保できない状況になっております。

一方で、人件費や光熱費などの固定費は売上げに関係なく支出されていくために、フローラルホテルが作成した資金繰り表によりますと、手持ち資金が枯渇するということが予想されております。倒産するときには現金がなくなるときになりますが、フローラルホテルは知名町を象徴する施設でございます。また、40名近くの雇用を生み出しているところでございますので、町内の複数の事業所と取引がまたありますので、このホテルが倒産した場合には知名町に与える経済的な損害は非常に大きなものが考えられます。したがってフローラルホテルを存続させるためには、5月に開催した決算役員会におきまして、今後の建物の使用料をなしとすることについての予算は可決されております。しかし、今議会で協議する補正予算では当初2,400万円から1,200万円を減額した1,200万円としております。それは、国の第二次補正予算におきまして、家賃支援給付金というのがございますので、大幅に減収となった中小企業や個人事業者に対してテナント賃料を半年分、最大で600万円の支給の予定がございます。

今後は、国のこの支援策も勘案しながら使用料を決定していく必要があるかなと考えております。フローラルホテルにおきましても、建築以来25か年が経過しておりまして、ホテルの長寿命化のためには施設の修繕費もかなり必要となってきております。原則としましては、大家であります町はホテルから建物使用料をいただき、それを原資としながら施設の修繕費用として支出する流れとなってきております。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により業績の回復がはっきりと見込めないのが今の現状でございます。次年度以降の建物使用料につきましても、毎月開催している月次経営会議等におきまして、フローラルホテルの損益状況を定点観測をしながら、再度検討していく必要があると考えております。

仮に、令和2年に、ホテルの損益がV字回復するようなことがあれば、建物使用料につきましても、従前どおりの徴収をしていく必要があると考えております。

④につきましては、新型コロナウイルスの影響により、大きな売上げの減少となった業種の代表として宿泊業がでございます。その宿泊業の売上げを回復させるためには、町独自の支援策として宿泊業等の指定業種に使用できるプレミアム付商品券事業の実施を予定しております。本事業では、1万円のプレミアム付商品券を

5, 000円で購入できるように考えております。

また、県におきましても6月20日頃からの2か月間ディスカバー鹿児島キャンペーンの実施が予定されております。こちらは、県民を対象にした宿泊料金を最大1人1万円のクーポン券を発券すると、宿泊業の消費喚起を促すために計画されております。キャンペーンでは、計画では4万人の県民を対象にしておりますが、県内の旅行に限って使える1人最大1万円の宿泊券を発行いたしますが、家族などでの申込みも可能になっておりまして、6月20日からの宿泊で2万人、それから7月20日以降の第2弾でさらに2万人に、このクーポン券を支給する予定となっております。

ホテルといたしましても、ディスカバー鹿児島キャンペーンの企画やディユース日帰りプランや長期滞在プランなどの独自の宿泊プランを作成いたしまして、飲料部門におきましても、うな井等の定期的なフェアやカフェを活用したスイーツフェア、法要プランなどを積極的にPRし、町民の皆様にご利用いただきたいと考えております。

以上のことを実施することで、町民の皆様の負担軽減にもつながるので別途料金の助成等は今のところは考えておりません。また、様々な施策を活用することでフローラルホテルの利用が増えれば収益の改善にもつながるのではないかと考えております。

続きまして、財政面につきましてのご質問に回答いたします。

税収減少に伴う交付税への影響が全国的に懸念されておりますが、交付税の今後の見通しにつきましては、現時点6月9日ですけれども、国及び県から交付税への直接的な影響及び方針などは特に示されております。これは、県の総務部の市町村課税政係等に確認をしたところでございます。

本件につきましては、本町のみならず全国的な問題でございますので、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

補足といたしまして、地方債においては、地方税の徴収猶予に伴い生ずる一時的な減収に対応するための猶予特例債というのが創設され、猶予特例債及び減収補填債につきましては、資金調達力の低い一般市町村分に対し、利率の低い公的資金が優先的に充当されることになっております。

なお、交付税措置によりまして、減収補填債は元利償還金の75%相当額を後年度の普通交付税の基準財政需要額算入として、猶予特例債につきましては、現時点では措置なしとなっております。

また、公営企業におきましては、特別減収対策企業債を発行することができると

して、利子につきましては、特別交付税措置がされることとなっております。償還利子の2分の1相当額につきましては、一般会計から繰り出し、その8割は特別交付税措置がされるというふうになっておりますので、前例といたしましては、熊本地震に同様の対応がされております。

2番目につきまして、まず、硬度低減化事業導入につきましてですが、まずは安定した水資源の確保のために、本年度、新しい水源の削井工事を行い、水道事業変更認可申請書を作成し認可を受ける必要があります。認可が終わりましたら、水資源の施設整備を行う計画でございます。現在のところ、事業計画への影響は少ないものと考えております。

今後も、本町における硬度低減化事業実施に向けては、引き続き関係機関へ補助率のかさ上げの要望活動を粘り強く行っていくつもりでございます。

また、新庁舎建設等につきましては、庁舎建設基金と市町村役場機能緊急保全事業債を活用するために資金といたしましては、建設に大きな影響が生じないようにしております。

建設以外での附帯工事につきましては、少し影響が出るかもしれませんが、そのことにつきましては、今後の事業内容等の精査を行っていく必要があると考えております。

また、後年度の財政負担につきましては、庁舎建設基金等を活用することによりまして、市町村役場機能緊急保全事業債の償還額への影響は少ないものと試算しております。

続きまして防災無線等で採用いたしました臨時職員、前回もお話申し上げてありますけれども、4月30日から5月7日まで防災無線を使いまして臨時職員の公募をいたしております。5月7日からは4名の方を雇用し、特別定額給付金に関わる事務等を行っております。

今後は、先ほど申し上げましたけれども、それらの整理と、相談窓口開設に活用していく予定でございます。

3番目の、今後の財政調整基金等に関するものですが、財政調整基金の令和元年度末の残高は13億905万円程度となっておりますので、令和2年度の当初予算におきまして、各事業に必要な財源不足を補うために2億5,000万円の繰入金の計上を行っております。

また、島内で新型コロナウイルス感染者が出たことで、入手困難なマスクを町民にいち早く配布するために、4月10日付で令和2年度の一般会計補正予算の1号におきまして専決処分を行いまして、1,023万9,000円の繰入を行ってお

ります。今後の経済状況の影響では、町税等の自主財源の減少も想定されておりますので、ほかの災害が生じる予期せぬ支出等もありますので、本年度は新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金や各支援策を積極的に活用して経営の継続支援等を行ってまいりたいと考えております。

それから、養護老人ホーム長寿園の支援等につきましてでございますけれども、養護老人ホーム長寿園につきましては、平成31年4月1日に町から社会福祉法人ともお会に経営を移管しております。業務を継続して運営していただいているのが現在でございます。今現在の建物は、築50年が経過しておりますので、入所者の安全を守る上で早急な建て替えが必要となっております。町といたしましても、移管の際に交わっております協定書にのっとり、建設費に対して財政の支援を行っていく意向でございます。

続きまして道路関係でございますけれども、議員ご指摘の町境に位置します仮廻し道路におきましては、地下ダム止水壁工事のため、本年1月から島民、町民の皆様には通行時にご不便をかけております。沖永良部農業水利事業所へ確認をいたしましたところ、県道の法定速度、これが時速40キロとなっております。道路構造令に基づき設計され、道路管理者との協議により形状が決定されております。また、警察との協議の上、仮廻し道路直前と手前100メートル地点2か所には、「県道切替中につき徐行をお願いします」の看板を設置し、注意を促すとともに、夜間走行の安全を確保するためには路側に反射板や発行施設を取り付けて視認性を確保している状況でございます。

止水壁の工事は、令和3年2月には完成予定でございます。本年11月から12月には仮廻し道路も従来の県道へ戻す計画となっております。

安全基準を満たしているとはいえ、見通しが悪く、危険なカーブでございます。スピードを伴うと大変危険を感じていると思いますので、引き続き安全確保に努めるとともに、遅延なく工事を進め、早期に復旧してもらえるように事務所のほうには要望してまいりたいと思っております。

あと一つ、ジッキョヌホーの防護柵等につきまして、議員ご指摘の県道知名・沖永良部空港線の瀬利覚ジッキョヌホーの上部歩道部分の防護柵、これが43メートルございますが、全体的にさびによる腐食が進んでおり、格子の一部が取れている現状でございます。県沖永良部事務所の建設課に報告、確認したところ、現地の把握、確認はしていますが、その他にも同様な腐食が見られますので、一体的に整備をするということでございます。また、財源の確保ができれば早急に整備をしたいというふうな回答をいただいております。

以上で、私の回答を終わります。

○ 1 2 番（名間武忠君）

大変具体的に細かい説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、時間もございませんので、確認と質問を幾つかさせていただきたいと思います。

まず、1の給付金についてですけれども、一律給付金についてはないと、その代わり臨時交付金を使った支援を行うと。現在55か所についてということでありますが、これは既に決定がなされているのかどうか、この55の数値ですね。それと、国、県、町それぞれ支援があるわけなんですけれども、先ほど、50%以上については国の支援対象にもなるというようなことありましたが、28件は50%を超えるということでありましたので、これが国の支援を受けて、さらに町の支援も受けられるのか、重複支援が可能かどうかをお聞きいたします。

それから、プレミアム付商品券については、1,500枚ということでありましたが、これは、先ほどでは数字が違ったということの説明がありましたけれども、実際は幾らなのか、これに併せて説明をお願いいたします。

それと、プレミアムは2分の1という、大変高額な助成になろうと思うわけなんです。支援になろうと思いますので、どのような購入をしていただくのか。あるいは町民に買っていただくのか、そこら付近について具体的なものが、今決まっておるのかどうか、完結な説明でいいと思いますのでお願いいたします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

まず、重複の受給は可能かということですので、国は原則オーケーとしています。町といたしましても、国の持続化給付金もらった上で、町の支援策をもらうことはオーケーということにしております。

プレミアムの件ですけれども、臨時交付金を使う財源が1,500万円で、あとの1,500万円は、購入者に買っていただきます。5,000円を出していただければ1万円のプレミアム券を買えますので、半分は臨時交付金で出します。半分は購入者ご本人が買っていただくという制度設計にしております。

販売の方法ですけれども、基本的に役場に相談窓口を設けますので、その相談窓口で購入していただくという形にしたいと思っております。1セット10枚つづり1万円ですけれども、1人2セットまでという形にしたいと考えております。

以上です。

○ 1 2 番（名間武忠君）

できる限り、重複についても可能だということですので、町民のほうに説明方し

て、多くの町民がこれの恩恵を受けるようにしていただきたいと。

それから、プレミアムにつきましては、1万の3,000セット。これを2セットまでだということでありますと、3,000世帯ですので、購入ができる人とできない人があるので、できる限り幅広く町民に行き渡るような方法をしていただく。早い者勝ちなのか、そこら付近は今後なるかもしれませんが、できる限り多くの皆さんに知っていただきたいという思いであります。

それから、クーポン券についてはありませんでしたが、②の、これについては県や国、ほかの町村でも結構やっていますので、等しく町民に行き渡ると思うわけなんです。それについて予定されているのか、あるいは2次補正で検討するのか。あるいは1次補正で出したんですけれども、予算の都合上できなかったのか、その1点。

○企画振興課長（元栄吉治君）

プレミアム付商品券を販売するに当たって、まず、最初に考えたのは、事業者の支援なのか、それとも消費喚起なのかという視点で考えました。まずは、事業者の支援ということで、最初、定額のクーポンという計画もありましたけれども、その場合5,000円にしてしまうと、5,000円分の経済効果しか出ないということで、購入者に半分は事業者を応援するという気持ちも含めまして、5,000円を上乗せしていただければ2倍の経済効果になるということもあります。

それから、定額クーポンだと使われない可能性ありますので、自分が5,000円を出して商品券を買えば必ず消費されるということも含めまして、今回は定額ではなく100%のプレミアム付商品券という形で販売させていただくということにいたしました。

○12番（名間武忠君）

いい制度だと思いますけれども、そのような考えですと、無理かなという感じはするんですけれども、もう一度検討していただきたいなと思っております。

③の畜産と花卉については、花卉について、それから、海人支援補助金というようなことで、それぞれ今回の臨時交付金で対応がなされておりますが、子牛の価格取引の下落、価格低迷については今回なされておりますが、これについても、ぜひ2次補正等で検討していただきたいと思います。

それでは（2）のおきえらぶフローラル株式会社の件について。

まず①持続化給付金、雇用調整助成金については、持続化給付金については、既に200万円が入っていることですので、大変いいことだと思っております。ただ、雇用調整助成金については、39名の36日分、それぞれサウナも含めてあ

るということですが、サウナはもちろん会社のものですけれども、その３９名の３６日分については、返ってきたときは当然、従業員に戻るということの理解でよろしいですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

雇用調整助成金につきましては、事業主が従業員に休業等を行った場合に、労働基準法における平均賃金の６０％以上を従業員に支払った場合に事業主に出る助成金でございます。なので、フローラルホテルは、先に従業員に給料として渡しています。後で、その分事業主に国ほうから入るという仕組みでございますので、従業員にまだ渡ってないということではなくて、先払いということで給料として渡しているということでございます。

○１２番（名間武忠君）

親心だと思います。ぜひ、厳しい経営状況だとは思いますが、従業員あつてのフローラルホテル・館だと思いますので、今後もそれ続けていただきたいと思います。

②ですけれども、６，０００万円の予定が３，０００万円になったということで、金利付きだと、最初金利要らないというような思いをしておったわけなんですけれども、先ほどのようには１０年の金利があるんだよというようなこと、０．４から１．３６と上がってくるんですけれども、ただ、これについては別途で補填があるだろうというようなことですので、これについては、まだそれを当てにして厳しい、そういう行政、あるいはフローラル株式会社の支援をしていただきたいと、役立てていただきたいなと思っております。

それから、③の２年度の使用料の減免については、ホテルの役員会においては１年間１，４００万円、町の予算では６か月１，２００万円。これは予算の作り方としては一緒でないといけないと思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

おっしゃるように一緒になければいけないとは思うんですけれども、ホテルの決算の報告と町の補正予算を組むときの時期がずれたということで、こういう差になっておりますが、先ほど町長から答弁があったように、今後とも経営が厳しいようであれば、１，２００万円、全部で２，４００万円の減免になるかと思えます。ただ、国が２次補正で家賃保証という制度を設けましたので、全くゼロにしてしまうと、その家賃保証の制度が受けられないということになりますから、経営状態を見ながら、あとの１，２００万円はいただくか、減免にするかというのは考えていきたいと思えます。

○ 1 2 番（名間武忠君）

④のフローラル館の利用ですけれども、ホテル・フローラル館というのは、知名町のものだというような考えを町民が等しく持つことによって利用度も増すと思います。そのようなことから、ぜひ今回いい機会だと思います。こんなにフローラルホテルが厳しいんだよと。町民にもひとつ声援をしていただきたいと。使っていただきたいというようなことをするためには、やっぱり何らかのメリットがないと駄目だと思うわけなんです。それは、割安な料金をするとか、そういうようなことは、先ほどは考えていないということでしたけれども、商売の一つだと思うんです。これは営利企業ですので、商売とは、やっぱり幾らか出して入れるんだというような基本的なものがあると思いますので、これもぜひ考えていただきたい。ここは、町民の健康、あるいは癒やしの施設だというようなこと等から考えましたら、多くの町民の皆さんに使っていただきたいなという思いですので、再度考えていただきたいなと思っています。

それと、職員も見ますと、報奨金を削減しておるわけなんです。職員自体が自ら。そこら付近についても、配慮すべきじゃないかと思います。

それから3番の財政・事業関連についていきますが、交付税については影響は特になしという総務課長の答弁でしたので、これはほっとしています。全国的なコロナ対策をしなければいけないというようなこと等から町としては、現在の交付税は29億、歳入交付金は59億ですので、半分ですので、これが減ってしまうと財政事情、大変苦慮するわけなので、これが減らないということですので、ほっとしてるところであります。

2番の庁舎建設あるいは水道硬度低減化については、若干の影響があるんじゃないかという。あるいは庁舎については、庁舎基金があるわけですので、これを十分に活用したら大きな影響はないんじゃないかというような答弁ですので、これも併せてほっとするところだと思っています。

3番の防災無線で公募した臨時職員は、先ほどの中野議員の質問でもありましたが、公募で4名を採用。また、2名、2名に分けてそれぞれの部署でやっているということです。ぜひ、長期的な使用をしていただければと思います。ただ、いろいろ限度があると思いますので、これについても、できる限り新たな臨時職員の在り方等も含めてぜひ検討していただきたいなと思います。

④の財政調整基金です。これは、今回の地方創生臨時交付金の事業は7項目で、8,627万7,000円。交付金が7,827万7,000円。プレミアム付商品券が1,500万円、個人負担入るので、町の一般財源は一銭も出していないこ

とになるわけなんです。このような大きな苦難のこういう財政状況、国は大変な金額、赤字国債の借金をしてやるわけですので、町も一般財源を出して、このような事業を町民のためにするんだと、あるいはコロナの感染拡大防止をするんだというようなこと等も含めて、あるいは先ほどから出ております消費の喚起を促すんだというようなこと等から考えると、私は一般財源を使う必要だと思うわけなんです。積立金を取り崩すことになると思いますけれども、先ほど、現在5月末で13億900万円あるわけなんですけれども、これをずっと置いて、じゃ、いつ何に使うんだということになろうかと思うわけなんです。ぜひ、これは使って、先ほど今回の課から要望出したら1億4,000万円の要望が出て、8,600万円相当の事業を行ったわけなんですけれども、その漏れた分については、ぜひ、この2次補正が来るかもしれない。じゃ、これで間に合わない分については、財政調整基金の取崩しを図ってでもやるんだということが必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

議員おっしゃるとおりでございます。国の第2次補正。その第2弾の中で今各課から、また要望を取りまとめているところでございます。その中で、どうしても消費喚起とか、事業の持続化、どうしても必要な事業が出てくるかと思えます。それを、臨時交付金で足りない場合には議員おっしゃるように、財政調整基金の出動も考えなくてははいけません。そういうことで、大事なところで、こういう基金を使うことは疑義はございません。

以上です。

○12番（名間武忠君）

ぜひしていただきたいです。先ほどの13億円から先ほどありました当初予算見ますと2億6,500万円は既に予算が組まれているわけですので、それを引いても10億円余りは出てくるわけなんです。それらを、今必要な事業に今使っていただきたいと思えますので、これから、いろいろなことが出てくると思えますので、ぜひ、使っていただきたいなと思っております。

先ほど、前の一般質問の議員がいましたが、和泊町と知名町は、今回の感染予防対策については、全て一緒にやったわけなんです。そして同じような島内は、島は一つだということでやったんだけど、和泊町の支援は12日に公表になって13日に新聞に載ったわけなんです。いろいろな項目がずらっと並んで、町長の写真と並んでおりましたが、その中でも知名町にやってないのが、宿泊の家賃や、電気ガス、水道料、光熱費の助成とか、飲食店で使える5,000円の食事券、ある

いは先ほど申しあげましたクーポン券、あるいは和泊町の宿泊施設で宿泊するときの7割補助の支援とか、そのようなもろもろがあつて、こういうのって知名町はいつ来るのかなという思いをされたと思うわけなんです、町民にとって。これが、今回、昨日から今日、このように出てきましたので、あさってに載るわけでしょうけれども、多分、町民の皆さんは遅れたので、さらに吟味されて、いろんな支援事業が出るだろうと思っておるわけなんです。それぞれの捉え方だろうと思いますけれども、私はまだまだしていただきたいと。支援が多く必要だろうという思いがしますので、ぜひ、2次補正にはやっていただきたい。支援をするには、これが大事だと思うんです。幅広い支援、国だけじゃなくて、手厚い支援。そして、迅速な実施がなければならないと思うわけなんです。これらの3つは、これから始まる2次補正に含めて、ぜひ、考えに入れていただきたいなと思います。

それと、あと一つ、今年の令和元年の予備費が1億6,000万円ぐらい残っておるわけなんです。これについては、令和2年度に繰越金で入ってくるわけですので、これらを使って、町民に等しく、国は30万円をやめて10万円を全国民にということになりましたので、願わくば5,800人の全町民に、他の町村でしている5,000円から1万円程度の一律給付金をやってはどうだろうか。町長いかがでしょうか。一律給付金について。

○町長（今井力夫君）

定額給付金として10万円、既に国の予算を投入して、今現在してあります。そして、その上では町で1万円から5,000円等のまた定額給付金をすべきではないかというようなご提案でございますけれども、私どもといたしまして、今先ほどのプレミアム付商品券も始め、なるべく町民のために役に立つようなお金の使い方というのをしていきたいと思っております。午前中の中場でも申しあげましたけれども、島外で生活しております高校生、大学生等への十分な手当てというのをやっていく必要があるかなと思っておりますので、今現在においては、まずそういうところの手当てを十分にした上で進めてまいりたいと思っておりますので、一律1万円等の支給等につきましては、これは今後、我々は検討していく課題と捉えております。

○12番（名間武忠君）

この問題は、市町村独自の政策ということで、最初からずっと話が進んでいきますので、それぞれの市町村で事情が違うわけですので、それは問題ないと思うわけです。知名町は知名町らしさが必要だと思いますので。ただ、他の市町村がされて、知名町がないのはどうしてかなという、いち町民に戻ると、私どもが10万円もら

って、大変な喜びようだったわけなんです。他の皆さんもそうでしょう。ですから、知名町としては、町民のためにこのぐらい消費喚起も含めてやるんだよということは、町長が検討するということです。実施に向けた検討を、ぜひお願いしたいなと思います。

それから、2の養護老人ホームについてですけれども、先ほど町長は財政支援はあるということでしたけれども、副町長が中心になっておるようですので、これ、もし金額等、話し合われて決まっておりましたら、支障がなかったらお願いします。

○副町長（赤地邦男君）

県の補助金が、もう既に決定されております。1億8,750万円というのが確定しております。私ももしそうしたら、協定書の中で財政支援はしますよということで、町長と理事長の間で協定書を交わしてございます。そうしますと、もともと長寿園というのは町の施設でございましたので、老朽化、そのまま町として持つてしまっても、どちらにしても維持費がたくさんかかるというふうにして予測してるわけでございます。そうしたら知名町として、町としては県の1億8,750万円を下回る金額で、今調整をいたしているところでございます。それも、県の金額よりは下回ることを、まずもって報告をさせていただきたいと思います。

○12番（名間武忠君）

県が、1億8,750万円というような数字を、今おっしゃいましたが、下回るというのは、どのくらいの下回りか、分からんわけなんです。例えば、これが1,000万円でも下回り、1億でも下回り、そこら付近は、ちょっと、現在、公表しづらかったら構いませんが、ただ、今までの大変7億とか、8億とか、そういうような数字が出ておるんですけれども、これを下回るかもしれませんけれども、大変な数値なんです。ぜひ、これについては町が出せる妥当な線というのがあろうかと思います。ぜひ、これは町長考えていただきたい。今までの町長は大変な金額を出しておったわけですね。それと維持管理費にしても、これを一般財源、どれぐらいかかるかということを見ますと、平成30年では、一般財源が9,400万円余り、31年度は移管されたんですけれども、1億3,000万円相当の一般財源が経常費として使われておったわけなんです。運営費と事務費として。だから、そのようなことがあるので、そこら付近をぜひ考慮して、今後の話し合いをしていただきたい。当然、町がやらなければ、足りない、先ほど言った、一般財源を出すことになっておったわけなんですけれども、それもありがたいことと言いますが、こういう民間が管理することになりましたので、その辺についてもよろしく願いしたいと思います。

それから、道路交通安全ですけども、確かに、あの地区は私は、なぜ申し上げますかという、1回通ったんですけども、危ない、終わりかなという感じがしたわけなんです。あそこは、先ほど課長が言われた40キロなんです。先ほどありましたように、40キロであのカーブを切るといのは大変厳しいのかなと。あれが大型車になればなおさらなんです。私は、普通40キロ前後だったと思いますけれども、来たら、目の前に大型が来て、わあということの危険と、もう恐怖になったわけです。これは、果たしてこのまましたら一瞬の間に、人の命も失いかねない。ぜひ、これを何とかしてほしいなという思いで出したわけなんですけれども、先ほどありましたように、道路交通法の問題、道路構造令も然りなんですけれども、これは問題なりを警察ともちゃんと話をしてあるということで、確かに問題はないんです。ただ、先ほどありましたように徐行という表現が出ました。徐行は交通道路法でスピードがないらしいです。10キロが徐行なのか、30キロが徐行なのか、40キロが徐行なのか。ただ提議としては、徐行とは車が直ちに停止することができる速度で進むことを徐行ということだと。40キロじゃ、とてもじゃないが直ちに止めることにならないと思います。じゃ、これが徐行は幾らかということは分かりませんが、ただ、直ちに止まるような速度で走ることが徐行だということですので、これは、沖永良部島民が、皆等しく、ぜひ、あの場所については徐行をお願いしますと書いてありますので、していただきたい。

それには、徐行を標識してお願いしますじゃ罰金はないと思うわけなんです。道路交通法の中で、道路標識ができて、ここは徐行しなきゃならないという、道路の徐行標識が出て、これに違反したときには当然罰金になるでしょうから、そこら付近あるので、ただ、来年のまた切替えが終わって、ちゃんとした道路になるまでに交通事故のないように、大変大事な個人の命が、人間の命がなくなないようにぜひお願いをしたいなと思っております。

私ごとですけども、時間があると早口になりましたけれども、お許しをいただきたいなと思っております。

今回が、一般質問の、私も最後になろうと思っております。町長、副町長、教育長、そして課長の皆さん、これからの知名町がすばらしいまちになるように、皆様のますますのご努力を、そして、このまちが魅力ある知名町として子々孫々に伝えることができればと願っております。

今日は本当にありがとうございました。これで終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで、名間武忠君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後 3 時 20 分から再開します。

休 憩 午後 3 時 04 分

再 開 午後 3 時 20 分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新山直樹君の発言を許可します。

○1 番（新山直樹君）

議場におられる皆様、こんにちは。本日も傍聴していただき、ありがとうございます。

3 時後、休憩の眠たい時間ですが、もう少し皆さん頑張ってください。

それでは、議席番号 1 番、新山直樹が次の 4 点について質問いたします。

大きな 1 番、公営住宅の整備について。

公営住宅は、住宅に困窮する世帯に対し、良質な住宅供給と良好な住環境の提供を目指して整備が進められ、将来にわたって安全で快適な住まいを確保していくことが求められています。

本町においては、昭和 50 年代の公営住宅が多く、経年劣化が進んでいるところも見受けられます。今年度を初年度とする第 6 次知名町総合振興計画の町営住宅整備の知名町公営住宅長寿命化計画はどうなっているのか。

大きな 2 番、マリnpark の再整備について。

以前もマリnpark 公園内の再整備の件で質問いたしました。当時の答弁では、「木製アスレチック遊具は、木材、金具の腐食により危険と判断し撤去しております。現在、沖永良部事務所建設課、県漁港漁場課へ遊具を含めた新たな整備事業が図れないか検討依頼を行っている状況です」とありましたが、現在はどうなっているのか。

大きな 3 番、新型コロナウイルス感染防止対策について。

台風や地震などの災害が起きた場合、各字公民館が避難所として利用されると思います。避難所でのコロナ感染防止として 3 密の対策はされているのか。

大きな 4 番です。学校施設周辺整備について。

知名小学校体育館横の石垣が膨らんでおり、雨水が浸透し、地盤が緩み崩れるおそれがあると思われます。地権者と相談し、早めの対応、対策が必要ではないか。

以上で、1 回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、ただいまの新山議員のご質問に回答してまいります。

まず、公営住宅の整備につきます設問でございますけれども、平成23年度に策定いたしました知名町公営住宅等長寿命化計画の残り期間、令和2年から令和3年の間のものを見直すとともに、新たに8年間を追加いたしまして、計画期間を令和2年から令和11年の10年間としております。

作成に当たりましては、第6次の知名町総合振興計画の基本理念「いつまでも暮らし続けたい環境の維持・整備」に基づいて、また全国的にも少子高齢化が進んでおりますが、知名町も同様に将来人口推計でも減少に歯止めがかからない現状にあります。このような中で公営住宅220戸を管理しておりますが、老朽化が著しい住宅や1戸当たりの面積が狭小、駐車場の不備など、入居者にとって不便を来しております団地等もございます。このため、暮らしを楽しむ住宅地の創造とゆとりと豊かさを感じる住宅づくりが求められております。

知名C団地等の建て替え工事を今現在行っておりますが、今後は、耐用年限の経過状況や新耐震基準の建設時期、ライフサイクルコスト縮減効果等を踏まえ、用途の廃止、建て替え、個別改善、維持管理に分けて、公営住宅の長寿命化を図りながら、整備方針を決定いたしました。

2番目のマリnparkの再整備等につきましてでございますが、平成30年12月議会において、新山議員から一般質問がございました。同じ内容の答弁を申し上げているところでございますが、その後、昨年度に鹿児島県に対しまして、県の施設でありますマリnpark白浜公園の維持管理内容を見直す旨の協議書を提出しているところではあります。現時点において、いまだ県からの回答が届いておりません。今後、マリnparkを町民の憩いの場として再整備し、活用していく上におきまして、県との協議は必ず必要となりますので、再度、本協議書への回答の依頼を県にいたしまして、その後、有効な補助事業等を活用いたしまして、再整備を進めるよう検討してまいりたいと考えております。

3番目のコロナ防止対策につきましてですけれども、避難所におけます新型コロナウイルス感染拡大防止は、全国の避難所の喫緊の課題でもございます。ご指摘の避難所でのコロナ感染防止につきましては、避難者の3密を防ぐ対策といたしまして、指定避難所以外の施設の設定、確保に努めなければなりません。避難所のレイアウトの検討やマスク、消毒液、ペーパータオル等の物資の準備や発熱、せき等の症状が出た者への対応など、従来の避難所運営に加えて、避難をされる住民の手洗い、マスク着用、咳エチケットなどの基本的な感染予防対策の周知も行わなければ

いけないと考えております。避難所におけます感染防止には、マスク、消毒、ハンドソープやパーティション、段ボールベッド等の物資、資材等の確保も必要となつてまいりますので、国が行います新型コロナウイルス支援の動向を注視しながら、今後、進めてまいりたいと考えております。

小学校の石垣等につきましては、ご指摘の箇所は、現在、知名小学校建設時から石垣が膨らんでおりまして、現在までに至って特段の変状は観察されておりませんが、当局といたしましても危険箇所であることを認知しております。ただし、石垣の膨らみを改修する場合だと、石垣自体が民有地であるために、地権者の多数の相続人との用地交渉や用地売買などが必要なため、対応に苦慮することが想定されております。

町といたしましても、何かしらの対応が必要と感じているため、安全面の確保といたしましては、落石の防護柵の設置や町有地側に安定勾配での練石積みの施工等ができないかを検討しております。危険性がないように処置していく考えでおります。

以上で回答を終わります。

○1 番（新山直樹君）

それでは、再質問させていただきます。

公営住宅の整備についてなんですけれども、私、去年もこの時期に同じような質問を出しております。去年出したときはちょっとスケジュールが遅れておったということで、質問出したところなんですけど、昨年度の間に計画を立てているということで、2年から11年の10年間というふうな策定をしております。その中でいろいろ耐用年数とか、そういうのも計算しながらこれからその事業を進めていくと思うんですが、個別計画についてなんですけれども、今、11ですかね、個別であるとしたら。違いますか。団地の数。幾つでしたか。すみません。8あると思います。これが多分順序よく整備されるような計画がされると思っておりますが、今年度からの計画的なことは今、どうなっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○建設課長（平山盛文君）

その個別計画以外の説明の中で、一応、方針として、先ほど町長が答弁いたしました。まず、用途廃止については、経過年数を経過して、かつ修繕のライフサイクルコストが合わないのは、もう用途廃止を見込んで、その住宅が、奄振住宅が6戸あります。奄振関係の住宅が6戸。それから若者定住住宅に関しては、長寿命化計画の中では維持管理ということで、現状のあれを維持補修して維持管理するということです。

それから、現在、今ある知名C団地の建て替え事業を行っていますけれども、今年度中から来年度にかけて、令和2年、令和3年にかけて残りのC棟とD棟、2棟建てる計画しています。

それから新耐震基準、昭和57年以降の建物は、一応原則としては個別改善をするということで、それ以前の田水団地の50戸と下のほうに20戸ありますけれども、その70戸に関しては、一応建て替えを予定しています。

それから今、議員がおっしゃった個別改善は、昭和57年以降の建物、すみません、先ほど8つといいましたけれども7団地です。7団地については、今年度一応単費なんですけれども、先月改修設計委託を行いまして、それで今度、その町が設計事務所に指示を出したのが、一応、補助で受けられる箇所も補助でない箇所も取りあえず県の審査を受けてみないと、どの部分が補助対象になるのか分からないので、それを全体的に設計挙げて、それからまた補助対象内、対象外、それとまたこの部分はどうしても町がやりたいといったとき、町の財政とも相談して、その部分は町独自でやる分と3つに分けて一応積算をしようかなということで、あと財政との相談ですけれども、それで請求書を挙げてもらって、それを今年度、下平川第二団地のほうを、下平川第二団地は県道から下のほうの3階建ての建物です。その部分を今回設計委託で発注しております。

それから個別改善の計画としましては、一応、令和3年度から工事は行いたいと思っています。初めに行うのが、下平川第二団地と白浜の山手側の住宅、9世帯の分です。それが2団地と、それ以降は令和4年、5年、6年にかけて残りの田皆第二団地、それから新住吉団地、それから新下平川団地、それから新上城、新田皆、低層の2階建ての住宅です。以上5団地を令和4年度以降、4年、5年、6年、3年間をかけて一応計画しております。その後ですけれども、フローラルハイツ、新知名A団地、それから今現在C団地を建て替えていますけれども、フローラルハイツ、新知名A団地に関しては、まだ個別改善の改修の対象となる年限が経過しておりませんので、これに関しては現状の維持管理ということで、この2団地に関しては維持管理で計画しております。

それから残りの5年間ですけれども、令和7年から令和11年の5年間に関しては、前記の5年の間に次期計画というか、見直しも含めて、それからあと田水、先ほど申し上げましたが、建て替えの予定の田水団地、田水団地の総合的な計画を立てて、整備をしていこうかなと思っています。

以上です。

○1番（新山直樹君）

今年、まだ設計に入っているということなんですけれども、その事業、補助金が使えるか使えないか、それを精査するという意味でやってはいると思いますが、以前も団地に入っている人たちにはアンケートを取っていると思いますが、そのアンケートの中で、やはり皆さんよく言われるのがお風呂場であったり、台所であったり、トイレ、そういう改修とかもいろいろ入ってきていると思うんですけれども、実際、設計の中で行政側から設計のほうにやっぱりこことここと全部やりますよと、例えば古い団地でありますと配管とか、そういうのも全て年数がたっているとさびてくるのもあるんですけれども、そういうのも一応設計会社のほうにもお願いはされているんでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

先々週、設計事務所の方が気象の関係、設備の関係、設備が電気、給排水含めて、それと社長も来られて4名の方と内容について打合せをしました。その中で外部に関しては、主に屋上の防水、それから階段部分の手すり、今現在手すりが設置されていけませんので、バリアフリーも兼ねて手すりの設置。それから、あと今、外部の駐車場及びプロパン庫関係の塗装とかドアノブの交換とか、一応こういう細かいところを打合せしております。

それから、内部に関しましては、まず室内のフローリングの撤去後設置、今現在、廊下とか台所部分はフローリングになっていきますけれども、その部分の設置、それとバリアフリーを兼ねて和室の高さと合わすと。それからベランダの塗膜塗装、防水、それからあと現場を見たんですけれども、天井に結構劣化のあれで雨漏りが多少見えたんで、それも兼ねて天井の張り替えもせざるを得ないだろうということなのでそれを見ています。それから照明に関しては、台所、浴室、トイレ、玄関周りの照明等含めてLEDに交換を一応指示してあります。それから今ご指摘の三点給湯なんですけれども、まず今、浴室回りはバランス釜が設置してあって、それに対してユニットバスが設置可能かどうか、それを一応検討してもらって、ユニットバスが設置可能だったらユニットバスの方向で整備をしていくと。台所に関しては、流し台の取替え、かなり入退居の都度、一応見てはいるんですけれども、なかなか替えていない現状なんで、それを替えていきたいなと思っています。ただそれがどの程度替えられるかというのはまだちょっと今のところはっきりしていません。

それから最後にトイレ関連しても一応便器の取替えを先日の打合せでは指示をしています。下平川と3階建ての建物はほぼ横排水なんで、壁側から排水が出ているんで、それに伴って配管類も一応交換の予定とします。

以上です。

○ 1 番（新山直樹君）

室内の中の設備等はまだ替えるというあれなんですけれども、もう本当に古い団地になりますとやっぱりひび割れとか、そういうがすごくて、雨漏りしたり、まず一番大事なのは、まず最初にやるのは屋上防水であったり、外壁であったり、そういうのがすごく大事になってくるとは思いますが、23年度の資料では1戸当たりの修繕費が260万円か280万円となっていたんですけれども、今現在400万円ぐらいというふうになっておりますが、その差額の分は工事をする工種が増えたからという感覚なのか、それとも資材高騰が少しあって、1戸当たりが400万円というふうな金額になったのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

○建設課長（平山盛文君）

平成23年度の長寿命化計画では、その計画の中で一部白浜団地の南側の棟が個別改善を行われたんですけれども、その当時の改修内容としては、まず屋上防水、外壁の塗装、それから手すりがアルミだったので、手すりをRCに変えたのと、それと各玄関ドアとメーターボックスのドアの取替えをやったんで、事業費が1,800万円程度でした。それで12戸ですから、1戸当たり100万円ぐらいか、100万円じゃないな。12戸やったんですけれども、ただ、内部のほう、全然改修を行われなかったんで、今回、内部のほうも浴槽、トイレ、それから台所、それから畳の部屋が今3LDKの部屋は畳が3部屋あるんですけれども、その1部屋もしくは2部屋をフローリングの床に変える一応今のところ計画しています。生活様式が変わってきたので、畳の部屋がそこまで必要じゃないんじゃないかという判断なのと、畳の部屋を1部屋に残して、残り2部屋をフローリングの床にして、バリアフリーにして、収納部分も引き戸じゃなくて、クローゼット方式で変えていこうかなという計画をしています。ただし、それに対して、国・県の補助がつくかというのと、一旦設計を上げて、それを県にいて、ヒアリングを受けて、それで補助対象内、補助対象外という判断を仰いで、それに伴って町がどの範囲でできるかという判断を今年度中に下して、来年度の当初予算で要望したいかなと思っています。

○ 1 番（新山直樹君）

その改修工事に関しての費用は社会資本整備事業、あれが使えるんですよ。そういうのも使えるんですが、個別改善、来年から始まって、7つの団地が改修工事されるんですけれども、中をみんな改修して、多分、家賃が上がるんじゃないかなという気がするんですけれども、改修工事した場合に、家賃の上がる率とか、そういうのはどういうふうな計算でされるんでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

まずはじめに、家賃の計算方法をご説明したいと思います。

町営住宅の入居資格がまず所得から扶養の家族等を引いて、それでの収入を12で割った金額、割った数字の上限が入居資格あるのが15万8,000円以下でないと町営住宅には入居が認められません。それで家賃の算定の方法なんですけれども、まず、15万8,000円以下が基本額が例えば5万1,200円とあります。それから15万8,000円を限界に収入分位、4、3、2、1ランクとあって、それで家賃は各ランクによって家賃が決定されるわけなんですけれども、例えば基礎額があって、今基礎額が5万1,200円としたら、それに対して建物の面積65平米を分母として、それに対して分子が65平米を上回っていれば1.何倍。65平米を下回っていた場合は0.幾らになってくるという計算で、それを掛けていくのと、それと建物の経過年数、1年ごとに率がありまして、その率が掛ける年数で率を掛けていって、それを1からマイナスしていきます、全部。それを掛けて、それから市町村立地係数、これは鹿児島市を1.3として、離島の関係はほとんどの市町村が0.7で設定しています。それから最後がちょっと重要なんですけれども、利便性係数、これも掛けるんですけれども、これの中身的には、基本的には町内で建っている住宅の位置、位置によって例えば役場近辺の知名の住宅に対してはうちとしては今1を使っています。それから例えば下平川とか田皆とか、ちょっと離れたところになると距離に応じて係数を落として率を低く抑えています。それと今設備係数、それが今言った風呂があるかないかとか、エレベーターがあるかないか。それから駐輪場、駐車場があるかどうかとか、それからトイレが水洗かどうかとか、そういう設備係数を掛けて、今の立地係数と設備係数を掛けたのが利便性係数になって、以上、基礎額に規模係数、経過年数、立地係数、それから利便性係数を掛けたのが家賃となります。だから収入ランクに応じた基礎額がありまして、それに今言った4つの係数を掛けていって、家賃の算定をします。それが当然毎年10月1日付の収入申告というのがありますから、それで毎年入居者に申告をいただいて、それで家賃を算定して次年度の家賃に反映させております。

以上です。

すみません、先ほどの質問の中ですけれども、家賃が上がるかどうかということなんですけれども、ちょっと私のほうも住宅の担当者と話をしたんですけれども、今現在、設備係数とかが今回変わるんで、設備係数の見直しを今のところ考えています。だから家賃は若干上がるかもしれません。

○1番（新山直樹君）

先ほどの説明を聞いておけば4つの係数があつて、設備係数も新しく設備をする
とその分係数が上がるので、本来ならば家賃は上がるという認識なんですけれども、
例えばこの個別改善の場合、一つの団地を10戸だったら10戸、12戸だったら
12戸改修するんですけれども、今、住んでいる人たちが移動しないとできないわ
けですよ。その人たちは一回どこかに移さないといけないですよ。そういう引
越越し費用とか、そういうのももろもろ考えたときには、結局、入居者がそれを出
すものなのか、行政でそれは負担するのか、そこら辺の話合いはどういうふうな計
画をされていますか。

○建設課長（平山盛文君）

町の住宅条例の中で、建て替え入居とかの場合、移転費用を例えば現在住んで
いる住宅から退去して別の住宅に入って、また改修が終わったりした場合、退去した
住宅からまた再入居みたいな感じ。そういう方たちには一応、町から助成というか、
かかった費用をお支払いするという形で退去するときも、また再入居するときも町
のほうで負担しています。

○1番（新山直樹君）

町のほうで負担してくれるということはすごいありがたいことなんですけど、今ま
で、例えばで言いますが、下平川団地、今度改修に入ると言うんですけれども、今
まで古い中我慢してきた人たちもいると思います。要望してもなかなか団地の修繕
してくれないという声を聞いたこともあるんですが、個別改善の事業をした後は、
なるべくだったらすぐというか、そういう感じでは家賃を上げてほしくないなとい
う気もするんですよ。やっぱり。新しくなって上がらないといけないのは分かる
んですけれども、それまで一応我慢してきたというのもあると思うんです。下平川
の3階建ての団地は特に2階からの雨漏りというのがひどかったかなという気がし
ます。そういうあれもあつて、天井板もやっぱり破れてきているし、外を直さない
と内装工事入れないと、そういう状況も続いておりましたので、あっちの団地だ
けじゃなくて、ほかの団地もそういうふうになると思いますけれども、工事が終わ
った後の家賃がすぐ上がるとか、そういうところは町独自でちょっとの間、1年、
2年は据置きしてほしいという気持ちもありますが、そこら辺はどうでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

家賃が急激に上昇するのは、私どもとしてもちょっと避けたいんで、もし仮に家
賃が急激に上がるようでしたら傾斜家賃、段階的に年数の設定は町のほうでさせ
てもらうんですけれども、3年なら3年、5年なら5年、段階的に差額分を、例えば
3年だったら3分の1で割って、その金額を基本家賃に3分の1ずつを加えていっ

て、4年後には元に戻すとか、それから逆に5年、ちょっとあまり金額が大きかったら5年後とか、傾斜家賃の方法は考えていこうかなと思っています。

○1番（新山直樹君）

できればそういう形で負担が少ないようにしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、個別改善については以上なんですけど、建て替えについてなんですけど、建て替えは今、C団地が入っております。先ほどの計画の中では、令和7年から田水団地が建て替えというふうになってはおりますが、その建て替えの際の建物自体がRC造なのか、木造なのか、そういうところはどういうふうな考えを持っておりますか。

○建設課長（平山盛文君）

町としては、基本的には現在の住宅保有個数220戸を長寿命化の中では10年後には人口減少等々も見込まれるので、数を目標170戸ぐらいに落とす計画をしています。それで現在、住宅の申込み状況なんですけれども、60歳以上の方の申込みがかなり多くて、それとあと家族、世帯を持っている入居の申込みのほうはかなり少ないので、最近、入居申込みされた方がどうしても1階がいいという要望がすごく多いんです。だからなるべく低層の住宅、2階程度で、上のほうには家族世帯、1階のほうには高齢者の方等を配置するような計画で、したがって台風とかも勘案して、やっぱり木造というのは今のところは計画しておりませんけれども、低層のRCで一応考えております。

以上です。

○1番（新山直樹君）

団地の数が減ると思います。和泊町では最近町営住宅が木造で造られているというのもし聞きました。コンクリートだと何年かたったら確かに爆裂が起きたり、ひび割れがあったりは聞くんなんですけど、最近の木造住宅も意外と飛ばない家が多いと思います。知名町の7割はほとんど木造の家だと思っておりますので、もし何かそういう団地でやるのであれば木造もいいのかなという気もします。やっぱり木造のほうがいっぱいアフターとか、そういうのを考えたときに結構経費が安く抑えられるんじゃないかなという気もいたします。特に設備屋さんが言う言葉ありまして、団地は床下がなくて、配管にもし何かあったときに修理ができない。木造だったら床下に潜れるところがあると、特に平屋だったら。その見本が内城にあります町営住宅だったというのを聞いたので、もしまた何かそういうチャンスがあれば木造でも計画してもいいかなと思いますし、鹿児島県産の材木を使えば補助金か何かか

出るというのは聞いたんですけれども、そこら辺はどういうふうなあれでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

議員おっしゃるとおり、木造はＲＣに比べて安価、あと設備の関係では修繕維持補修がしやすいと。ＲＣはそれなりにいいところも結構あるんで、どちらとも言い難いんですけれども、地震、台風とかには強いと。木造に関して、県の助成事業とかが手元に資料がないのでちょっとあれなんですけれども、そういうのも加味しながら今後、令和７年に向けて全体的な計画を再度考えていきたいと思っています。

○１番（新山直樹君）

ぜひ、検討していただきたいと思います。たまには知名町もああいう住宅があるんだとか、そういうふうになんかちょっとうわさされてもいいのかなと思いますし、できれば平屋のほうがいいのかなとやっぱり思いますし、何かあったときには、もしＲＣでやっても平屋がいいのかなと思うし、やっぱりどうしてもあつちはスマイルがあって、中学校があって、社協もあります。そういう条件を見たときに子育て世代も多いし、高齢者もいるのかなとか、そういうふうな考えも出ると思うので、そうならばやっぱり２階建ても魅力はあると思いますが、やっぱり維持管理をするのであれば平屋のほうがいいのかなと思います。そこら辺はまた検討してください。

それから、用途廃止の団地の件なんですけれども、用途廃止で何件でしたか、あったのは。

○建設課長（平山盛文君）

先ほどの用途廃止は２団地、田皆団地と自動車学校団地の２団地です。戸数が６戸です。

○１番（新山直樹君）

２団地と聞いたんですけれども、知名のＲｉｎプランさんの横のあつちは、町の団地と僕は聞いていたんですけれども、あれは違いましたか。

○建設課長（平山盛文君）

先ほど言った奄振住宅、奄振住宅に瀬利覚団地と知名Ａ団地がありまして、知名Ａ団地に関しては今現在、入居者がおられません。また、瀬利覚団地に関しては２戸のうち１世帯にまだ入居者がおられる。今後は、現在の入居者が退去されたら一応用途廃止の方向で持っていきたいと思っています。

○１番（新山直樹君）

知名の団地も奄振のあれで建ったということだったので、今は住んでいないんですよね。あそこの例えば活用方法とか、そういうのは何か考えておりますか。

○建設課長（平山盛文君）

昨年、宗村議員からの問合せにもありましたけれども、建物を生かしてそのまま売却をしたかどうかという提案をいただいたんですけれども、私どもとしましては、先日、住宅内の整理をしたんですけれども、そのときにかなりドアが取れたり、中の間仕切りの壁がなかったりとか、それから一応南側のほうはトタンでドアをもう固定してやっている関係、それをまた仮に維持補修となると、ちょっとかなり費用的な面もかかるし、台風のことを考えると屋根の補修とかもせざるを得ないんで、できるだけ早いうちに建物のほうは取り壊したいという考えを持っています。

以上です。

○1番（新山直樹君）

用途廃止にして、あの建物は例えば民間とか、あそこに移管してもあの建物は使えないと思うので、例えばあの建物を先に解体して、土地を整地して売却とか、そういうふうなあれはできないんでしょうか。もしやるのであれば、土地を探している人とか結構いると思うんですけれども、あそこは条件的にはすごくいいと思います。だからあその例えば建物を全部解体して、あの面積あれば家が2軒立つぐらいの結構いい面積があると思うので、そういう考えはあるんでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

建物を撤去して、ちょっとあそこは住宅が2段になっていまして、上のほうの建物が結構高いところにあるんで、それを平均的な高さに持ってきたとして、立地的には道路に面していますので、かなり利便性はいいかなと思うんですけれども、ただ出入口に関してどうしても勾配がついてしまうかなということで、1段地にしてしまえばかなり利用価値は上がるのかなと考えています。そのため、今後、建設課としても、その土地をどうするか、財産管理のほうとも相談して、それを売却するか、解体して、整地して、売却するか。それから当然町民にそういう町有地を欲しい方がおられれば、それは競売にでもかけて、土地の処分を行いたいと思っています。

○1番（新山直樹君）

そうであれば、その整地をして、きれいにやった後は売却するなり、そういうふうにしてやれば次の事業とかにも、売却した分が修繕費とかに充てられると思うので、ぜひ、それは検討してみてください。できれば早いほうがいいと思います。何かちょっと台風が来たら本当にあのトタン、前飛んだんですよね、あそこね。全部。一応、仮にしか多分補修していないと思うので、できれば早めの早めでやっていったほうが空き家対策とか総務課もいろいろ言われたら大変だと思いますので、ぜひそこら辺は早くして行ってほしいと思います。

それから、維持管理はどのような計画で進んでいっているのでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

この長寿命化の中では、維持管理というのは、雨漏りとか住宅内に居住の方の苦情といいますか、欠陥があった場合のときの修理ということで、通常、中で生活して、自分の責任において壊した分に関しては当然個人負担ですけれども、自分の手でない、例えば老朽化してちょっと壊れたとか、そういうのに関しては維持管理のほうで賄っていこうかなと思っています。

○1番（新山直樹君）

維持管理、結構難しい問題だと思いますが、よく言われるのが住んでいる人からクレームがいったとか、そういうので後からの対応になっているところもやっぱりあると思うので、やはりそこら辺は安全な住宅を提供しながら、先に先にやっていけば、それは維持管理のやり方にしては住宅の安全が確保できるのかなと思うし、あれが壊れた、これがおかしいと言っていつとき何もしなかったらだんだんひどくなってくると思うので、前へ前をいってやっていってほしいなと思っています。

以上で1番のほうは終わりたいと思います。

マリンプークの再整備についてです。

先ほども答弁でありました回答は来ていないということなんですけれども、自分は、あそこはもう2回ほど出したのかなという気がいたしまして、今回で3回目かなという気がします。

30年7月にあそこにあった遊具が撤去されて、それから手つかずのままでやっておりますが、県のほうも返事を出さないということは、あそこは町が管理するからやらないでいいという考えなのか、ちゃんとした計画書がなかったのか、そこら辺はどういうあれでまだ答えが来ていないのでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

回答につきましては、どういう意図で回答が来ていないかというのは確認しておりませんが、今後、マリンプークを整備するに当たっては、県との協議が必ず必要となりますので、電話でも問合せをしているところです。また文書でも問合せをして、県からの回答をいただきたいと思います。その上で、再整備をするのであれば、今までは木製のアスレチックとか、子供向けの公園というような形であったんですけれども、フローラルパークも整備をしていることもありますし、昨年、令和元年度の利用状況を見ますと、申請があった分で22件の申請がありましたけれども、15件はバーベキューとか、そういう歓迎会とかそういうもので活用されております。そういう活用状況を見ながら一番いい整備ができればと考えておりま

す。

○1 番（新山直樹君）

先ほど課長からもありました、前課長のほうも質問したらそういうふうな回答をしていましたので、先週の金曜日と土曜日、私、通ってみました。やっぱりバーベキューする人たちが多かったです。ああやってみんなが集まる、集う場所があればちゃんとしたほうがいいと思いますし、やっぱりあそこにはそういうみんなが集う、もう一個東屋じゃないんですけれども、もうちょいリニューアルしたああいうのを造れば、またみんなが集まるのかなという気もいたしますし、一つよく言われるのが、休憩所があって、土俵の間があるんですけれども、広場が。あそこにもうちょっと芝生を敷いてくれないかという保護者からの要望もありました。フローラルパーク整備されて、子育ての皆さんにはすごいいい環境だったと思いますし、今回はサッカー、バスケットができて、学生はすごい喜んでいいるのもあるんですが、行くと高校生、中学生が先に行ってしまう。小学校の5、6年生であったり、その子なんかは逆に使えなくなってしまって、今度。多目的に行きたかったけれども、やっぱり行けなかった。そしたらマリンパークのほうに行って、ボール蹴ったり、そういうふうな状況があったというのは聞いております。もし、またその整備を再検討するのであれば、マリンパークのあその休憩所と土俵の間、あそのほうも芝生を植えて、そういう整備をしてくれないかなという要望がありましたので、検討していただきたいと思います。

あとそれから公園内の維持管理についてなんですけれども、確かに今2名の方がすごい下のほうとかはきれいにされているんですが、モクマオウの木が五、六本、7本ですかね、結構大きいのがあるんですよ。見た人なんかがあれば倒れたら怖いという話がありましたので、ぜひ、ああいうのも土木業者さんでもいいですし、ああいう剪定をする業者がおりましたら、あその木を倒木というか、途中でもいいので、ちょっと短くしてあげてもいいと思うし、あとよく言われるのが、パークの上、道路がありますよね、知名のお墓から下がっていくところ。これ、前も僕言ったと思うんですけれども、のり面の草木、あれも伐採はできないかというのを聞かれたんですけれども、そこら辺の管轄は県になるものか、それとも町が伐採になるのか、ちょっと教えてください。

○企画振興課長（元栄吉治君）

まず木の伐採ですけれども、2年ほど前にちょっと危ないような木は業者さんを入れて伐採をしております。その後、今、新山議員が言われたように、またちょっと支障があるような大きな木があれば確認をして、対応したいと思っております。

また、芝生等再整備につきましては、公園を整備する上で、またそこは検討していきたいと思います。それからのり面につきましては、たしか県の道路敷ということですので、多分、伐採等は町の維持管理の中ではやっていないと思われます。

○1 番（新山直樹君）

ぜひ、それまたお願いしたいと思いますし、あと一個いい忘れました。以前、宗村議員があのでせせらぎ、どうにかならないかという話があったんですけども、その後、どういうふうなあれがありましたか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

せせらぎにつきましても、清掃をやったりはするんですけども、やはり水の流れがないということで、掃除をした後、また一週間たつと藻が生えたりとかいたしますので、根本的にうまく水の流れができるようなことができれば、ある程度は解決するかと思いますが、見る限り、なかなか水量がないということで、そこら辺はまたちょっといろんなアイデアがあれば方策を練っていききたいと思います。

○1 番（新山直樹君）

ぜひ、あそこも調査してみてください。もしかしたら知名のアダンゴウから来る途中のパイプが割れているかもしれないし、それで下に漏っている可能性もありますので、もしあれだったら調査してみてください。

それでは大きい3番にいきます。

3密を防ぐためのいろいろ計画があったと思うんですが、消毒液であったり、マスク、そういうのも各字公民館に設置はすると思うんですが、設置するタイミングとかはどういうタイミングであれば公民館に設置されるのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

各字公民館は避難所に指定されているわけで、マスクと消毒液については、さきの区長会のほうで配布をしてございます。

○1 番（新山直樹君）

区長会のほうで配ってはいるとのことなんですが、避難所になるとそれぞれさつき答弁でもあったと思いますし、パーティションであったり、段ボールが必要になると思います。そのためには避難所に来たときのレイアウトが必要だと思いますが、そういうレイアウトとかは保健福祉課のほうで一応アドバイスをするのか、それとも総務課のほうでこういうのをするのか、どういうふうになっているのか教えてください。

○保健福祉課長（成美保昭君）

6月8日に国のほうからもガイドラインが示されております。新型コロナウイルス

ス感染症対策に配慮した避難所開設運営訓練ガイドラインというものですけれども、その中で、図もレイアウトも示されておりまして、この3密を防ぐパーティションも含めまして、そこでまた準備するものが結構ありまして、その辺とか、あとは心のケアとか、それ以外のものも関係しておりますので、各地区、各公民館のレイアウト、また広さに合わせた形で随時やっぱり検討して対応していく必要があるかと思います。

○1番（新山直樹君）

検討はしてください。知名の生活館とかは比べるとちょっと大きいので、そういう段ボールベッド、パーティションが多く入れられたりするし、ほかの字によってはまた違う大きさなのであるんですけれども、そういう例えば避難所にそういう患者が出ました。そのときにこういう対応とか、そういうもののガイドライン、マニュアルというのも町独自のものがあるのか、それとも上から下りてきたのをそのまま使うのか、そこら辺はどうなるんでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

6月8日に出た、まだ出てすぐということもありまして、これから本町に合うような形のガイドラインをつくって、何かあった場合にはすぐ対処ができるような形にもっていきたいと思っております。

○1番（新山直樹君）

6月8日に出ているみたいなので、早めにやってもらいたいと思います。また台風が来る時期になっていますので、またそういうときには避難所が3密になったときの対応というのは常につくっておかないといけないと思いますので、あれしていただきますけれども、防災の観点からいうと、今、段ボールベッドであったり、パーティションはないと思いますけれども、ちなみに、どういうのが防災関係では備蓄が今現在あるのか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

昨年度、奄振の事業で布マットとビニールの携帯用マット、膨らますやつ、それを整備してございます。今後、臨時交付金の第2弾を使って先ほど議員がおっしゃったようなパーティションとか、段ボールベッド、その辺の資機材を共有することもできますので、そういう資機材を備品、備蓄として検討していきたいと思っております。

○1番（新山直樹君）

ぜひ、国の2次補正のほうもとおりましたので、またこういうのを備えておけばいいのかなと思います。

それでは4番に移ります。

知名小学校の体育館の横なんですけれども、体育館、校舎建設のときから膨らんでいたというのは認識しております。特段の変状がないという答弁がありました。現場に行ってみました。この前、土木業者さんもちょうと連れて行って確認しました。石積みの間が5ミリずつモルタルのほう为空いているんですよね。ということは、あっちから膨らんで、石を押しているから隙間がずっとできてきていると思うので、やっぱり本当にこれは早めの対応が必要かなと思っておりますが、これ、町有地側から体育館側から多分安定勾配で石を積むというふうな答弁だったと思うんですけれども、これはできるんでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

先ほどの町長の答弁で石積み箇所自体が民有地であるということと、あと一番理想なのは所有者の方に施工してもらうのが一番いいんですが、実際は相続人の方も相当数いらっしゃるということで、なかなか現実的ではないと。また、買収するにしても相続人の方が多くて、登記までは行けないということで、それらの理由で町側に、学校敷地のほうにまだ余裕がありますので、その石積み自体もほぼ直立といいますか、一分勾配程度の傾斜で立ち上がっておりますので、その勾配に合わせて町有地側に控えて積みば、天板全てまで積む必要はないとは考えております。ある程度安定する、大丈夫だと思われるところまで積みば、背後からの土圧には対応できるのではないかなと考えております。

○1番（新山直樹君）

学校側から石を積むということなんですけれども、石を積むのはいいんですが、多分あれ、上にも木が生えていますよね。あの木はもう取ったほうがいいと思います。あれ木の根っこが大きくなってくると、くさびと一緒にだんだん弱いところに逃げてくるので、その石積みをするなり、施工方法するにはそこら辺の対応までして、施工に当たってほしいと思います。

時間も来たので終わります。

○議長（平 秀徳君）

これで新山直樹君の一般質問を終わります。

以上で通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

今回の一般質問は、多くの議員が新型コロナウイルス感染対策等について質問に臨まれました。一日も早い日常へと戻れるよう、基本的な感染症予防に努めながら地域経済を町民全体で支えていくことが大事と思われます。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受け止め、適

切なる対処をお願いいたします。

昨日の４名、本日の５名、計９名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日１８日は、午前１０時から会議を開きます。

散 会 午後 ４時２２分

令和 2 年 第 2 回 知名町 議会 定例会

第 3 日

令和 2 年 6 月 18 日

令和 2 年第 2 回知名町議会定例会議事日程
令和 2 年 6 月 1 8 日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第 3 号）

○開議の宣告

- | | | | | | | |
|------|---|-----|-----|-----|-----|--|
| ○日程第 | 1 | 承認第 | 1 号 | 専決第 | 1 号 | 専決処分事項の承認を求めること
について
知名町税条例等の一部を改正する
条例について |
| ○日程第 | 2 | 承認第 | 2 号 | 専決第 | 2 号 | 専決処分事項の承認を求めること
について
知名町国民健康保険税条例の一部
を改正する条例について |
| ○日程第 | 3 | 承認第 | 3 号 | 専決第 | 3 号 | 専決処分事項の承認を求めること
について
知名町介護保険条例の一部を改正
する条例について |
| ○日程第 | 4 | 承認第 | 4 号 | 専決第 | 4 号 | 専決処分事項の承認を求めること
について
令和元年度知名町一般会計補正予
算（第 5 号） |
| ○日程第 | 5 | 承認第 | 5 号 | 専決第 | 5 号 | 専決処分事項の承認を求めること
について
令和元年度知名町国民健康保険特
別会計補正予算（第 4 号） |
| ○日程第 | 6 | 承認第 | 6 号 | 専決第 | 6 号 | 専決処分事項の承認を求めること
について
令和元年度知名町介護保険特別会
計補正予算（第 4 号） |
| ○日程第 | 7 | 承認第 | 7 号 | 専決第 | 7 号 | 専決処分事項の承認を求めること
について
令和元年度知名町後期高齢者医療 |

			特別会計補正予算（第２号）
○日程第 8	承認第 8 号	専決第 8 号	専決処分事項の承認を求めることについて 令和元年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第１号）
○日程第 9	承認第 9 号	専決第 9 号	専決処分事項の承認を求めることについて 令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
○日程第 10	承認第 10 号	専決第 10 号	専決処分事項の承認を求めることについて 令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
○日程第 11	承認第 11 号	専決第 11 号	専決処分事項の承認を求めることについて 令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）
○日程第 12	承認第 12 号	専決第 12 号	専決処分事項の承認を求めることについて 令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第３号）
○日程第 13	議案第 37 号	知名町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
○日程第 14	議案第 38 号	知名町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
○日程第 15	議案第 39 号	知名町下水道条例の一部を改正する条例について	
○日程第 16	議案第 40 号	訴えの提起について	
○日程第 17	議案第 41 号	知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
○日程第 18	議案第 55 号	田皆放課後児童クラブの指定管理者の指定について	
○日程第 19	議案第 42 号	知名町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正	

- する条例について
- 日程第 2 0 議案第 4 3 号 知名町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 2 1 議案第 4 4 号 知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 2 2 議案第 4 5 号 知名辺地総合整備計画の変更について
 - 日程第 2 3 議案第 4 6 号 知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 日程第 2 4 議案第 4 7 号 町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について
 - 日程第 2 5 議案第 4 8 号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 2 6 議案第 4 9 号 知名町国民健康保険税減免条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 2 7 承認第 1 3 号 専決第 1 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和 2 年度知名町一般会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 2 8 承認第 1 4 号 専決第 1 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和 2 年度知名町一般会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 2 9 議案第 5 0 号 令和 2 年度知名町一般会計補正予算（第 3 号）
 - 日程第 3 0 議案第 5 1 号 令和 2 年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 3 1 議案第 5 2 号 物品売買契約の締結について（上城分団消防車）
 - 日程第 3 2 議案第 5 3 号 物品売買契約の締結について（塵芥収集車）
 - 日程第 3 3 議案第 5 4 号 沖永良部与論地区広域事務組合から和泊町の脱退の予告の撤回の同意を求めることについて
 - 日程第 3 4 同意第 1 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（田尻博樹）
 - 同意第 2 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（東 正亮）

- 同意第 3 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（田畑則仁）
- 同意第 4 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（前田博徳）
- 同意第 5 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（永吉雄子）
- 同意第 6 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（川畑伸之）
- 同意第 7 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（西 登美勝）
- 同意第 8 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（池沢清良）
- 同意第 9 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（市來真吾）
- 同意第 10 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（榮 米子）
- 同意第 11 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（森 由美子）
- 同意第 12 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（川内清弘）
- 同意第 13 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（先間秀明）
- 同意第 14 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（神田三十志）
- 同意第 15 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（幸山利忠）
- 同意第 16 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（沖 道人）
- 同意第 17 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める
ことについて（芦村利広）

- 日程第 35 陳情第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳
情について
- 陳情第 3 号 大津勘集落内に教職員住宅等の建設要望書につい

て

請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の
1 復元をはかるため、2021 年度政府予算に係
る意見書採択の請願について

陳情第 2 号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求め
る陳情書

○日程第 36 発委第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の
1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に
係る意見書

○日程第 37 決定第 3 号 閉会中の継続審査の件について

○日程第 38 決定第 4 号 閉会中の継続調査の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○日程第 1 から日程第 38 まで議事日程に同じ

○追加日程第 1 議案第 56 号 工事請負契約の締結について（知名正名海岸線
改良工事 1 工区）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	名 間 武 忠 君	1 3 番	平 秀 徳 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	今 井 力 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 山 裕一郎 君
副 町 長	赤 地 邦 男 君	税 務 課 長	柴 照 和 君
教 育 長	林 富義志 君	町 民 課 長	平 和 仁 君
総 務 課 長	瀬 島 徳 幸 君	保 健 福 祉 課 長	成 美 保 昭 君
総 務 課 参 事	藤 田 孝 一 君	水 道 課 長	池 上 末 亮 君
企画振興課長	元 栄 吉 治 君	子 育 て 支 援 課 長	池 沢 由美子 君
農 林 課 長	安 田 末 広 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 学 校 教 育 課 長	甲 斐 敬 造 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 村 隆一郎 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	高 風 勝一郎 君
建 設 課 長	平 山 盛 文 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 修 吉 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君		

△開 会 午前１０時００分

○議長（平 秀徳君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 承認第１号 知名町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第１、承認第１号、専決処分事項の承認を求めることについて（知名町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご提案申し上げました承認第１号は、知名町税条例等の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、令和２年、法律第２号、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和２年３月３１日にそれぞれ公布されたことに伴い、知名町税条例の一部を改正し、令和２年４月１日から施行する必要性が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分しましたので、同条第３項の規定により、報告し、承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本件に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

知名町税条例の一部改正、第１条、１ページから。

2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

進みます。6 ページ。

7 ページ。

8 ページ。

9 ページ。

10 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（知名町税条例等の一部を改正する条例について）は承認することに決定しました。

△日程第2 承認第2号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本件についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第2号は、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る限度額を現行の61万円から63万円に引き上げ、介護納付金課税額に係る限度額を現行の16万円から17万円に引き上げ、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるという内容でございます。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本件に対する総括的質疑を行います。

○10番（福井源乃介君）

国保財政が厳しいのはよく分かりますが、前回も言ったと思います。非常に移住定住の若干足かせになっている部分、町の税金が高いという声をよく聞いていますので、住所を移したくても移せない、島に帰れないというようなことであります。今回も大幅な値上げ、これまでは1万円ずつこう上がってきたものが2万円上がったり3万円上がったりという状況なんです、今後も財政上こういう措置が続くんでしょうか。

○税務課長（榮 照和君）

今回の改正は、限度額を医療分が2万円、介護分が1万円、合計3万円の増額をしまして、最高額が99万円ということになります。

一番みんなが健康であって、病院へ行かないようにすれば、なかなか保険税も上がっていかないんですけども、どうしても医療給付分に対して、県のほうで知名町はこれだけ算定しなさいと、鹿児島県全体でなっていますので、指示がありまして、それに沿って額を決定いたしました。今回の限度額じゃないんですけども、これは国の方針ですので、税率の決定は鹿児島県との打合わせによるものです。保険税は今後なかなか下がることは見込めないと思います。しかし、上げない方法があります。上げない方法は徴収率を上げることです。徴収率が上がれば、やはりそれだけ増えますので、知名町の課税に対する分も下がってきますので、やはり徴収率が低いと、それを補うだけ払える人に払わさなきゃいけないので、やはり負担が大き

く生じます。だから今後、これを下げるといのは厳しいです。しかし、これ以上上げないためには、徴収率をいかに頑張るか。要するに、職員がどれだけ使命感を持つか。自覚を持つかです。

以上です。

○ 10 番（福井源乃介君）

徴収率を上げるのは誰ですかと聞こうと思ったんですが、先に答えていただきました。

やはり、分かります。広域になって、また国の方針いろいろあるのは分かりますが、やはり抑えられるところは抑えていかないと、非常に、もう島に帰りたいけれども住所を移せないとかいう声もやっぱり聞くんですよ、実際問題。人口減少の中で、やはり応分の負担はもちろんしなければならないんですが、毎年毎年3万円も4万円も上がっていくという状況ではやはり考えていただいて、収納率を上げると、町税の滞納分を回収するというやっぱり努力をする必要があるのかなと思いますので、ぜひ努力していただくように要請をして終わります。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は承認することに決定しました。

△日程第3 承認第3号 知名町介護保険条例の一部を改正する条例 について

○議長（平 秀徳君）

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（知名町介護保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第3号は、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日公布されたことに伴い、知名町介護保険条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本件に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（知名町介護保険条例の一部を改正する条例について）は承認することに決定しました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第4 承認第4号 令和元年度知名町一般会計補正予算（第5号）

○議長（平 秀徳君）

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第4号は、令和元年度知名町一般会計補正予算（第5号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,693万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億6,166万4,000円と定めました。

主な補正内容は、歳入については交付決定により特別交付税を増額計上、財政調整基金繰入金を減額計上し、令和元年度財政調整基金繰入金の総額を5,000万円としました。

その他、町税、地方譲与税、各種交付金等の確定をはじめ、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債等の決定に伴う増減を計上してあります。

また、歳出につきましては、令和元年度決算見込み並びに財政調整基金の繰入金の計上により、予備費を増額計上し、各種事務事業費の確定に伴う増減を行いました。

地方債は、事業費の決定により限度額の調整を行っています。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本件に対する総括的質疑を行います。

第1表。

○7番（大藏哲治君）

保健福祉課長に伺います。

知名町社会福祉協議会の運営の状況について伺いますけれども、まず最初に、今度就任されました、いわゆる社協の局長から文書をいただいておりますので、それを読み上げてから質問に入りたいと思います。

4月に、知名町社会福祉協議会に着任する際、赤字経営ということについて、どこがどう赤字なのか、事業形態についても分からずにいましたが、6月決算を迎え、事業所ごとの収支を確認したところ、ほとんどの事業が赤字でありました。原因を探るにはまだまだ時間を要するかと思いますが、しばらくは町の補助を受けながら、社会福祉協議会の経営を行っていくことになると思います。

町の財政も厳しい中、無理も言えませんが、社協では今後も子育て支援、地域福祉にも力を入れていきながら、特に赤字額の大きい通所介護事業について、経営再建に向けた取組を行うつもりであります。

そのためには、職員の確保、養成が課題です。特に看護師、介護福祉士等の資格職については、募集をかけてもなかなか集まらないのが現状であります。そうだから何もできないというのではなく、利用者を増やすための努力、増やすための活動、継続的な利用につながる社協でしかできない取組の在り方を職員と一緒に検討し、行動につなげ、魅力ある社協をつくり上げることで、職員、利用者が自然に集まってくる環境づくりをしていくつもりであります。

今年度、社会福祉協議会では、ホームページの作成や広報紙の活動によって情報発信も行っていきます。先ほども言いましたが、子育て支援事業や、本来の社協の業務である地域福祉にも力を注いでいきます。

しばらくは、社会福祉協議会が赤字経営から脱却していけるように、議会の皆様と行政のお力をお借りしながら考えていきたいと、よろしくお願いします。

これは追伸でありますけれども、まず手始めに、社会福祉協議会の会員は500円会員が2,229世帯、1,000円会員が19世帯と少ない現状であり

ます。議員の皆様や行政の皆様が1,000円会員になっていただくことで、ほんの少しでも収益が上がると思いますのでよろしくお願いいたします。

ということで、先日、議員の皆様に賛同いただきまして、会費を全員1,000円にするということで決めました。職員の皆様も心ある皆様は1,000円会員になることをよろしくお願いいたします。

そこで、文書の中にもありましたけれども、特に通所介護事業が元年度マイナスの約350万円、繰越しが890万円ほどありましたけれども、残が530万円ほどになっております。あと2年したら、この状態が続いたらゼロになります。

それから、訪問介護事業が100万円弱の赤字で、繰越しが96万円でありましたけれども、マイナスになって18万円ほどになっております。

通所介護事業は、他施設との競合で年々利用者が減っている状況でありますけれども、局長の話では頑張らなければいけないということであります。

また、訪問介護事業は、もともと採算の合わない事業のようで、かつては徳洲会病院、そしてさくら園もやっておりましたけれども、その部門から撤退しております。そのような状況で、赤字だからやめるといような社協はそういう施設ではありませんので、赤字でもしていかなければいけない事業であります。その辺を鑑みて、どのような考えにおるのか、考えをお聞かせください。お願いします。

○保健福祉課長（成美保昭君）

ただいまの質問ですけれども、社会福祉協議会は、もうやはりこれは町と一緒にやっていく協議会でございます。私が4月に来てからも何度か協議を重ねております。事務局長が替わりまして、会長が替わりまして、今すごくやる気いっばいで、前回も事務局長の後を継がせたいという人事もいたして、新しい方を連れてみんなに紹介して回っていただきました。この流れを変える元気のパワーをぜひ応援していきたいと思っております。

先ほど質問があった通所訪問に関してですけれども、この事業につきましては、介護の特別会計のほうで見ている事業でございますので、また詳しいことについては、後ほど特別会計のほうで個別で承認をいただく専決がございますので、そちらのほうでまた詳しくご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○7番（大藏哲治君）

町長の行政報告の中でもありましたけれども、6月4日に社協の皆さんと意見交換会を持たれております。局長も就任まだ4、5、3月でございますので、やる気を失わないうちにバックアップの体制を整えて、社協の体制をよく改善されて

いくようによろしくお願ひしますということで終わります。

○議長（平 秀徳君）

第1表、歳入歳出補正予算、歳入、1ページから3ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

歳出、4ページから6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

3表、地方債補正、7ページ、8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、12ページから。

13ページ。

14ページ。

15ページ。

16ページ。

進めます。17ページ。

18ページ。

進めます。19、20ページ。

進めます。21、22ページ。

23、24ページ。

進めます。25、26ページ。

進めます。

次に歳出、27、28ページ。

29、30ページ。

31ページから32ページ。

33ページ。

34ページ。

進めます。35、36ページ。

37、38ページ。

39、40ページ。

41、42ページ。

43、44 ページ。
45、46 ページ。
47、48 ページ。
進めます。49、50 ページ。
51、52 ページ。
53、54 ページ。
55、56 ページ。
57、58 ページ。
59、60 ページ。
61、62 ページ。
63、64 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。
これから承認第4号を採決します。
お諮りします。
本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。
したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度知名町一般会計補正予算（第5号））は承認することに決定しました。
議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第5 承認第5号 令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（平 秀徳君）

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度

知名町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第５号は、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ３，２７６万８，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億７，９４９万４，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳入については、県支出金、繰入金及び諸収入の増減を行いました。

歳出については、予備費以外は全て減額としております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正。

○７番（大藏哲治君）

税務課長かな、保健福祉課長かな、どちらでもよろしいんですけども、繰入金を６，０００万円減してから予備費が増になっておりますけれども、本来であれば全額繰入れの減に充ててもいいと思うんですけども、予備費に充てた理由は何でありますか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

繰入金是一般会計に関わってまいりますので、今回の場合は、そのあたりも勘案しながら、予備費のほうに回させていただきました。

○７番（大藏哲治君）

いや、分かるんですけども、繰入れの額を減にしたほうが一般の金が潤うので、一般会計を潤したほうがいいんじゃないかと思って説明しているんですけども、それを予備費に充てているから、予備費は将来的に何か使うあれがあるから予備費に充てていると思うんですけども、その辺の理由は何ですかということを伺っているんです。

○保健福祉課長（成美保昭君）

繰入金のマイナスについては、当然一般会計のほうにお返ししております。

そして、予備費に持っていったのは療養給付費、医療費の関係が当初の見込みよりも下がったことにより浮いたというか、余ったお金のほうを予備費のほうに持っていったという形であります。次年度への繰越金ということになります。

○7番（大藏哲治君）

予備費は、将来的には来年の繰越しみたいになると思うんですけれども、総務課長、このような会計処理をなされておりますけれども、総務課長としてはどう思いますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

国民健康保険の財政状況も大変厳しい中にありますので、次年度、いろんな形でまた足りなくなるかもしれません、医療費関係が。そういう中で会計、個人として予備費を繰り越すと。そういったところで財源を確保しておいていただきたい。急な繰り出しというのは一般会計も厳しいところがありますので、そのような措置を取ったということです。

○議長（平 秀徳君）

進めます。歳入、1 ページ。

歳出、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書により質疑を行います。

歳入、5 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

歳出、6 ページから7 ページまで。

○3番（根釜昭一郎君）

出産育児一時金のほうが840万円の予定に対してほぼ半分減という状況なんですけれども、840万円というのは何名程度を想定した金額でしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

今、1件当たり42万円ですので、20名の予算の中で31年、令和元年度の決算としましては、今回出産が42万円の5件で210万円の計算となっております。

○3番（根釜昭一郎君）

もう一点確認したいんですけれども、生まれてくる子供がどんどん減っているのがもう一目で分かるような状態ですけれども、この数年の推移を教えてください。近5年ぐらい。

○保健福祉課係長（前原元紀君）

すみません、直近の２年だけ今手元にございます。ただし、これは国保会計から支出するものです、国保に限ってです。

平成２９年、平成３０年度ともに１２名、１２件の実績となっております。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第５号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第５号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第４号））は承認することに決定しました。

△日程第６ 承認第６号 令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（平 秀徳君）

日程第６、承認第６号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第４号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第６号は、令和元年度知名町介護保険特別会

計補正予算（第４号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ３，１２５万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億２，６５０万２，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては、国庫支出金を増額し、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額計上しております。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び予備費等をそれぞれ減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の補正予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

歳出２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、５ページから６ページまで。

７ページ。

歳出、８ページ。

９ページ。

１０ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第６号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第 6 号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））は承認することに決定しました。

△日程第 7 承認第 7 号 令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 2 号）

○議長（平 秀徳君）

日程第 7、承認第 7 号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第 7 号は、令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ 2 5 1 万 6, 0 0 0 円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7, 9 4 2 万 8, 0 0 0 円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては後期高齢者医療保険料を減額計上し、使用料及び手数料、繰越金、諸収入を増額計上しました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上し、諸支出金、予備費を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、1 ページ、歳出、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））は承認することに決定しました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第8 承認第8号 令和元年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）

○議長（平 秀徳君）

日程第8、承認第8号専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号））議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第8号は、令和元年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ70万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,034万1,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入につきましては、寄附金、繰越金、貸付金元金収入を増額計上し、奨学基金繰入金を減額計上しております。

歳出につきましては、基金積立金を増額計上し、奨学資金貸付金を減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正。

○9番（今井吉男君）

歳入のほうで、説明書を見ますと、寄附金で7名の方から寄附があり34万円増額計上とありますが、これは広報ちな5月号に、去る3月に退職された7名が5万円ずつしているんですよね。 $5 \times 7 = 35$ 、1万円足りないんじゃないですか。35万円になるんじゃないですか。どうですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

補正前の額で1万円を当初から計上しておりますので、合計で35万円ということで、補正額としては34万円ということで、それぞれ7名の方から5万円ずつで35万円ということになっております。

○9番（今井吉男君）

いや、そういうのをちょっと入れておけばいいんだけど、1万円がどこかいったのかなと思って、1人4万円しか払わなかった人がいるのかなと思ったんです。はい、分かりました。

○5番（西 文男君）

新型コロナウイルス等々で、例えば奨学資金を知名町から融資をいただいて働いた方で離職もしくは休業等々の収入減で猶予、免除等の相談はありましたでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

現在までのところ、相談等は来ておりません。

○5番（西 文男君）

もし相談があった場合には、税務課長の昨日の答弁もありましたが、猶予等々の対応についてはするということで理解してよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

そのような相談がございましたら、いろいろ検討いたして対処したいと考えております。

○議長（平 秀徳君）

ほかに、歳入歳出で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号））は承認することに決定しました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第9 承認第9号 令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（平 秀徳君）

日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第9号は、令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ738万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,307万8,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては、下水道事業加入金及び滞納繰越金を増額計上し、下水道事業費国庫補助金及び一般会計繰入金を減額計上しております。

歳出につきましては、一般管理費、環境センター維持管理費、防災・安全社会資本整備交付金事業費、元金をそれぞれ減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

6ページ。

歳出、7ページ。

8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第9号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））は承認することに決定しました。

議長の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第 10 承認第 10 号 令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（平 秀徳君）

日程第 10、承認第 10 号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第 10 号は、令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 4 6 3 万 3, 0 0 0 円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8, 9 3 4 万 3, 0 0 0 円と定めてあります。

主な補正内容は、歳入につきましては、滞納繰越金督促手数料、農業集落排水事業補助金を増額し、農業集落排水事業加入金、農業集落排水事業使用料、一般会計繰入金、消費税還付金、機能強化事業費債を減額計上しております。

歳出につきましては、農業集落排水総務費、浄化センター維持管理費、田皆地区と住吉地区のものです、環境センター維持管理費、下平川地区のものでございます、公債費の元金、利子を減額いたしまして、予備費を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、1 ページ。

歳出、2 ページ。

第 2 表、地方債補正、3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、6 ページ。

7 ページ。

歳出、8 ページ。

9 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで、事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第10号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

△日程第11 承認第11号 令和元年度知名町合併処理浄化槽事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（平 秀徳君）

日程第11、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第11号は、令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ616万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,126万3,000円と定めております。

主な補正内容につきましては、歳入については、使用料、滞納繰越金、督促手数料、雑入を増額し、加入金、総務費国庫補助金、衛生費県補助金、一般会計繰入金、浄化槽整備事業費債を減額計上しております。

歳出につきましては、市町村設置型浄化槽整備事業費、浄化槽維持管理費、利子を減額し、予備費を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

○10番（福井源乃介君）

合併処理浄化槽事業については、ある程度対象が決まっているというようなことで、事業を早期に終わらせるべきじゃないかという声が委員会の中でもあるんですが、その辺についてはどう考えていますか。

○耕地課長（窪田政英君）

上城地区、それから田皆、住吉、下平川、知名地区においても、低地のお宅については合併処理浄化槽ということで事業を進めておりますが、ちなみに昨年度、設置した基数については、昨年7基、それから帰属認定ということで、適正に維持管理をされてきた合併処理浄化槽、個人で設置した浄化槽の知名町への帰属を4基ということで、現在、接続率が92.44%でございます、戸数でいきますと、あと15基ほどになっております。本年度も、今閲覧中で3基設置する予定ですので、議員がおっしゃるように、もちろんそれぞれの受益者、皆さんのご都合もあるんでしょうけれども、できるだけ強く推進して、早期に完了できればと思っております。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

本当に地区外の皆さん、それから個人で入れている皆さんもいる中で、もうあと12件、やっぱりいつまでも、もちろん予算の関係もあるけれども、ある程度もう

分かっているわけですので、意向調査をして、きちんとやっぱり会計を終わらせたほうが、また次の事業にも集中できるし、対応できるんじゃないかなと思っておりますので、その辺の意向調査等も含めて対応してもらいたいと思っていますが、どうでしょう。

○耕地課長（窪田政英君）

おっしゃるのはごもっともでございます。もうゴールが見えておりますので、ただ、汚水処理については、浄化槽のみでなく、農業集落排水事業における接続率というのも耕地課としては課題としておりまして、今年度、今年1月から3月にかけて住吉地区を、大津勘から正名までを全戸訪問いたしまして、そういった接続に対するネックがどういうところを皆さんが困難としているのかというところを確認してございます。

ただ、残念ながら不在者のところは確認できておりませんが、聞き取りができたところでは、やはり宅内配管の工事費が今ちょっと高齢者の世帯などはネックになっているようですので、そのあたりが何か打つ手がないのか、そういったことは検討して、浄化槽のみならず、集排の接続率についても、今後下平川についてもそういった意向確認をして、対策を講じていければと思っています。

以上です。

○10番（福井源乃介君）

ごもっともです。ですが、もう12件、先が見えているわけですので、終わらせて、下水、農集排に集中するという形もありなのかなと思いますので、鋭意努力を要請しております。ありがとうございます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

6ページ。

歳出、7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第１１号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第１１号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第２号））は承認することに決定しました。

△日程第１２ 承認第１２号 令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第３号）

○議長（平 秀徳君）

日程第１２、承認第１２号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第３号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第１２号は、令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第３号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億１，３９８万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４，５４１万９，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては、分担金、繰越金を減額計上いたしました。

歳出につきましては、換地清算費を減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正。

○7番（大藏哲治君）

清算業務について伺います。

今年度の当初予算のときに、清算業務については附帯意見書を出してありますけれども、今年度の換地清算業務において議会に報告するような協議内容はないですか。あったら説明をお願いいたします。

○耕地課長（窪田政英君）

令和2年度の予算の執行に当たっては、さきの当初予算の審議の中で附帯決議いただいておりますので、その時期が参りましたら議会のほうに報告をしてまいりたいと思います。

○議長（平 秀徳君）

歳入、1ページ、歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

○7番（大藏哲治君）

歳入歳出両方に関わる事項でありますので質問いたします。

歳入のほうにおいては、換地清算費の中で第四知名東部地区6、500万円で、歳出のほうでも第四知名東部地区6、500万円云々と書いてありますけれども、次の知名西部地区のところは800万円上がっておりますけれども、歳出のほうでは出ておりませんが、それはどういう理由ですか。

○耕地課長（窪田政英君）

この第四知名東部地区及び知名西部・矢護仁屋地区については、令和元年度に清算事務を推進して、皆さんから清算金の徴収をする予定で予算を計上させていただきましたが、既にご案内のように、第四知名東部につきましては、まだ徴収金の事務を終えておりません。止めております。知名西部につきましても見込みで計上したものの実績が上がらなかったということで、その予算と実績との差額を減額補正という形を取っております。

以上です。

○7番（大藏哲治君）

もう一回同じこと聞くんですけども、第四知名東部地区6、500万円云々は、

支出のほうでも項目を書いて減額にされております。そして知名西部のほうは、歳入のほうでは事業のことはよく分かりますけれども、８００万円歳入を減にしておりますけれども、歳出のほうでは説明がなされていないんですけれども、どこかの項目に入っていると思うんですけども。

○耕地課長（窪田政英君）

第四知名東部につきましては、歳入歳出とも実績がないので減額、知名西部・矢護仁屋地区については支出する予定にしておりますので、これにつきましては、支出については清算金を減歩された方への支払いをしているということで落としていないということです。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第１２号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第１２号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第３号））は承認することに決定しました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第１３ 議案第３７号 知名町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第13、議案第37号、知名町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第37号は、知名町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するため、附則の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○7番（大藏哲治君）

この条例は、国または県においても同じような条例ができているのか伺います。

○保健福祉課長（成美保昭君）

もともとございました傷病手当金という項目の中に、今回の新型コロナウイルスの感染症の関連で、この部分が追加されたということになります。

この後に行われます後期高齢者の議案についても同じような内容となっております。

また、社会保険も同じような制度がございます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ。

2 ページの附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１４ 議案第３８号 知名町後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第１４、議案第３８号、知名町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第３８号は、知名町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

今回の改正は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について示されたが、申請の受付は市町村で行うため、条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第 15 議案第 39 号 知名町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第 15、議案第 39 号、知名町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第 39 号は、知名町下水道条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本町の下水道使用料督促手数料につきまして、消費税の税率引上げに伴い、値上がりした通信費及び消耗品費等に対応するために所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

○2 番（外山利章君）

質問いたします。

消費税の税率引上げは昨年 10 月でありましたが、この時期にこの税率の引上げということで、通信費、消耗品費の引上げを上げる理由はどういう理由でしょうか。

○建設課主事（辻 香織君）

お答えします。

町の督促手数料の関係は 3 月議会で上げる話になっていて、町税とか保険料関係の督促手数料は 3 月議会で上げられていたんですけども、そのときに、下水道使用料の督促手数料が忘れられていたようでして、それで、今この時期になって上げているという流れです。

○2 番（外山利章君）

正直に答えていただいて、はい、分かりました。その点は、手続としてはやはり 3 月にはしっかりと上げていくべきだと思いますので、今後気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 16 議案第 40 号 訴えの提起について

○議長（平 秀徳君）

日程第 16、議案第 40 号、訴えの提起についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 40 号は、訴えの提起についての案件でございます。

今回提案の理由といたしまして、知名町が所有し、長年利用している不動産のうち、知名町名義への所有権移転登記が行われていないままになっている民有地が存在する状況であり、本件不動産はそのうちの 1 つであります。この未登記の状況を是正するためには、建設課におきまして適宜登記名義人、またはその相続人に対し協力を求めているのですが、本件不動産の場合、登記記録上の所有者につき、戸籍や住民票上で人物を特定することができず、所有者等の協力のもとに登記手続を行うことが困難な案件であります。そのため、民事訴訟手続を利用し、未登記の状況を是正する必要があります。よって、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する質疑を行います。

1. 訴訟の相手方の氏名、2. 訴訟の趣旨、3. 不動産の表示。

○9 番（今井吉男君）

ちょっと総括でお伺いします。

訴えをいたしますと、裁判費用や弁護士費用がかかりますけれども、こういう場合は、これは町が負担すると思いますけれども、幾らぐらいかかるんですか。

○建設課長（平山盛文君）

今回、見積りをいただいております、総額で 27 万 8,500 円の費用がかかると見込まれております。

以上です。

○ 9 番（今井吉男君）

これは大正 14 年というふうに書かれております。なぜ今頃になって、もっと早くに登記人が生存しているときにできなかったものか、いかがですか。

○建設課長（平山盛文君）

私も知名町が管理している土地の未登記部分、それを財産管理のほうで見直していきまして、その辺の整理に時間がかかって、今回この提訴を上げた次第です。

○ 9 番（今井吉男君）

ほかにも何件かまだかなりあると思いますけれども、これ将来は公会計に移行しますと、こういう問題がもういっぱい出てくるといふ、ですから、もう今できるところは早めに、その名義人が現在生きている間にしないと、こういうふうに複雑になってきますので、ぜひ分かっている分は早めに町に登記するという方向でしていただくよう要請をして終わります。

○ 5 番（西 文男君）

総括で確認します。

この土地について、今この地図を見ますと駐車場になっていますが、知名町が 20 年以上にわたり、学校敷地として、地目をまた確認しますと学校用地になっております。以前は住宅宅地であったのか、そして、その中の事業で学校用地として売買をしてあって所有権の移転をしていなかったのか、その辺についてお答え下さい、分かる範囲で結構です。

○建設課長（平山盛文君）

今回の議案、提出されているように、もう長年、知名町の敷地内に土地が所在するということで、あと民家だったかという確認はちょっと今のところ不明で、ただ、知名小学校が創設したしか 120 年を過ぎていきますので、いつの時点で購入したかどうかというのは不明であります。

○ 5 番（西 文男君）

登記簿謄本で確認すればどういう形か分かると思うんですけども、何が言いたいかという、もし例えば売買等々であれば、先ほど話もありましたが、何らかの文書等々を残すというふうな形で今後やっていけば、また職員の皆さんの事務的な手続の時間等々も節約になると思います。

以前は、フローラルホテルの敷地の件も同じようにありました。先ほど来あるように、裁判するとまた費用もかかり、皆さんの事務負担も増えていくと思います。そこら辺をもしも何件か分かっているのであれば、もう分かっているやつを一括で、そしたら弁護士費用でありますとか、所有権移転の手続等々も金額的には少し落ち

てくるんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

ご指摘のとおり、年数がたてばたつほど相続人の関係が増えてきたりとか、不明者というか、そういう形の搜索というかが不明になってくるんで、また、それを今後うちの財産管理のほうでも記録を取って、そしてできるだけ処理の早いほうというか、一括で上げれるように努力していきたいと思っています。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

1 ページの位置図。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第17 議案第41号 知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第17、議案第41号、知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第４１号は、知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

知名町放課後児童クラブに、新たに田皆放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１８ 議案第５５号 田皆放課後児童クラブの指定管理者の 指定について

○議長（平 秀徳君）

日程第１８、議案第５５号、田皆放課後児童クラブの指定管理者の指定について

を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第55号は、田皆放課後児童クラブの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、知名町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、令和2年8月1日から令和7年3月31日までの当該施設の指定管理者として、社会福祉法人幸福福祉会を選定しております。

今回の指定に際し、知名町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○2番（外山利章君）

質問いたします。

この田皆放課後児童クラブ、今後受入れ人数及び職員数というのは大体どれぐらいを予定していますか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

現在のところ、しらゆり保育園のほうで4月から委託という形で、田皆放課後児童クラブに入所予定の子供たちを受け入れております。現在10名の子供たちが通所しているところでございます。

職員数は、現在2名以上の者を配置するということになっております。

○2番（外山利章君）

それと、8月1日から指定管理ということになっておりますが、町の指定管理の条例によりますと、原状回復の維持が指定管理者については規定されているようであります。8月1日までに工事のほうは終了いたしますか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

工期のほうが、着工が4月24日となっております、完了予定が7月22日となっております。

○2番（外山利章君）

工事のほうをしっかりと済ませていただいて、安全に子供たちの受入れができるようにしていただきたいと思います。

また、本町ほかの地域におきましても、児童クラブの要望というものは非常に多いものがありますので、子育て支援課といたしましては、そのような地域においても、その要望等もしっかりと把握していただいて、新しい児童クラブ、もしくは放課後の子供たちが安全に学べる場というものが確保できる、安全を確保できる場というものを整備していただくことを要望し、質問を終わります。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に参考資料、指定管理者選考委員会における候補者の選定結果、概要についての質疑を行います。

1 ページ、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第 55 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 19 議案第 42 号 知名町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第19、議案第42号、知名町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第42号は、知名町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和2年4月1日から施行されたことに伴う、本町条例の所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条から。

2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

7 ページ。

8 ページ。

9 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これでページごとの質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２０ 議案第４３号 知名町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第２０、議案第４３号、知名町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第４３号は、知名町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和２年４月１日から施行されたことに伴う本町条例の所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これからページごとによる質疑を行います。

１ページ。

○７番（大藏哲治君）

ちょっと教えていただきたい。

家庭的保育事業とはどのようなものか、また知名町にそれに該当する施設があるのか説明をお願いします。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

家庭的保育事業というのは、地域型保育給付事業の中に含まれる家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、それから事業所内保育事業、小規模保育事業の中の一つであります。ゼロ歳から２歳までの子供たちを対象として、家庭的な雰囲気の下で、少人数、定員は５人以下なんですけれども、を対象にきめ細やかな保育を行うというものです。

この地域型保育事業は、この家庭的保育事業も含めまして、現在のところ本町での該当団体事業はございません。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。

２ページ。

３ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これでページごとの質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第４３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後１時から再開します。

休 憩 午前１１時５６分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 1 議案第 4 4 号 知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第 2 1、議案第 4 4 号 知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

議場の皆様、こんにちは。では、午後の部もよろしくお願いします。

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 4 4 号は、知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本議案は、フローラルパーク内の施設名称について、ゲートボール場を土コート、グラウンドゴルフ場を芝コートに変更し、ゲートボール及びグラウンドゴルフの利用料金に回数券と月額利用券を設定することで利用者の負担を軽減するために所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○7 番（大藏哲治君）

フローラルパークは再整備がなされ、利用者に大変喜ばれているところでありますが、グラウンドゴルフ場南側、海岸側に雑木が繁茂して大変見苦しい状態にありますけれども、伐採等をして整備をすることはできませんか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

伐採につきましては、毎年、建設業界のボランティア作業がありますので、今年はそのボランティア作業で見苦しい場所を確認して伐採する予定でございます。

○ 7 番（大藏哲治君）

大変、今の答弁を聞いてうれしい気持ちでいっぱいです。早速、今日帰って、みんなに報告しますので、よろしくお願いします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

一部訂正いたします。県の所有地のところはできませんので。今、もし、県のという意味でしているのであれば、申し訳ございませんが訂正いたします。横のほうの。

○ 7 番（大藏哲治君）

ぬか喜びでありました。県のとは承知しておりますので、ぜひ県のほうに要請して、今現在、海のほうから風が吹いてなくて、大変下がっているものですから、サウナ状態にあるんです。もし大会になった場合、熱中症が出た場合、県の皆様は責任が取れるのかどうか、ぜひ伺って、強く要請してください。お願いします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

県と協議をしたいと思います。

○ 5 番（西 文男君）

非常にすばらしい健康増進ということで、それから回数券、月額の利用料金等も設定していただき、非常に知名町国民健康保険税の、健康を増進し、減額になる要素の一因だとは思っておりますが、さらに月額料金について、夫婦の場合の割引、これは1人月額1,500円になっていますが、夫婦で健康増進をしたいというふうな形でたくさん話がありますが、例えば夫婦の場合は2,000円とか、そういう形の前向きな健康増進等々に含める検討はいかがでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

グラウンドゴルフ場の使用料につきましては、半日100円、1日200円という形で料金を徴収しておりましたけれども、実際、グラウンドゴルフをしている人と、その料金の額が合わないということで、これではいけないということで月額1,500円という設定にしました。これも、分かりやすいように、こういう名札をつけて、今月払った人は赤とか、来月は黄色とか分けて、料金をちゃんと払っているという形ですれば、払わない人が出ないんじゃないかということでやっております。

今のご質問、夫婦で安くできないかということですが、1,500円も、大分安くしたつもりでございます。なので、健康増進、今おっしゃることは分かりますけれども、一人一人の健康ですので、できれば1,500円でこのままいきたいと思いますが、また皆さんのご意見を聞きながら、改定するところは改定してい

きたいと思います。

○5番（西 文男君）

やはり人生100年時代、夫婦で健康であれば、介護等々を含めても非常に支え合っていていいことじゃないかなと。知名町は、町長が掲げる、子供から高齢者、全町民に住みよい知名町を目指しております。ぜひ前向きに、もう来月からやるというふうな気持ちでお答えいただけないでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今回の議案第44号で出しています条例の改正が通れば、7月1日からすぐ施行するという形で、グラウンドゴルフ協会とも調整しております。

先ほどの料金の件ですけれども、近隣の市町村を見ると結構値段が高い状況でございます。大和村とかいろいろ調べたんですけれども、1日500円とか、あと、隣の町のタラソは1か月6,000円とか、そういう値段設定をしている中で、今回グラウンドゴルフは1か月1,500円、これはもう毎日使っても1,500円という設定にしていますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（西 文男君）

非常に知名町の目玉として近隣市町村より安いということですので、それをアピールしながら、なおかつ夫婦でもというふうなことで、強く要請して終わります。

○6番（宗村 勝君）

フローラルパークに照明施設をする計画とかはございませんか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

現在のところ、テニスコートには照明施設がありますけれども、一応、時間が8時半から5時までという形になっていまして、照明の電気代が結構かかるものですから、テニスのほうは今ありますけれども、現在のところ、グラウンドゴルフ場とか、土のコートとかに照明をする計画はございません。

○6番（宗村 勝君）

それは町民の要望でして、公園に照明がないところはないと言われたもので、私、あるのかないのか確認していないんですけれども、それは時間帯にしても、電気は例えば夜8時まで消えるように、制御しようと思ったらできますから、そこらを含めて、そこらの住民の皆さんが涼みに来ることもあるかもしれません。そういうことを踏まえて、そんなに明るくは要らないと思いますけれども、涼んで子供たちを遊ばせて、ある程度の照明があつたらいいかという要望でしたので、そこらを含めてもう一度お答えいただきたいと思います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今、私が答弁したのは、例えばグラウンドゴルフをするときに、夜もしたいので、明るいという意味で捉えたんですが、そうではなくて、街灯という意味での照明ということでしょうか。

〔「そうそう」と呼ぶ者あり〕

○企画振興課長（元栄吉治君）

そうであれば、またちょっと確認をしたいと思います。

○6番（宗村 勝君）

さっき申し上げたとおり、ただ涼みに来て、光がないということで、防犯上あまりよくないですし、ご家族そろって夕涼みに来るとか、そういうことです。グラウンドゴルフで照明ということではなくて、公園で照明がないところはないそうですので、その人の言う話ではですよ、そういうことで要請しておきます。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的な質疑を終わり、次に、改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第２２ 議案第４５号 知名辺地総合整備計画の変更について

○議長（平 秀徳君）

日程第２２、議案第４５号、知名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第４５号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件でございます。

本議案は、知名辺地に関わる総合整備計画書第３項、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋梁、農林漁業経営近代化施設の事業費の増及び体育施設、消防施設の追加に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条８項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

１ ページ。

２ ページ。

３ ページ。

○５番（西 文男君）

３ページの高齢者福祉増進施設についてですが、１，２００万円ほど計上されておりますが、具体的にどのような形で、どう増改築をする予定ですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今回の辺地計画の変更なんですけれども、（６）の高齢者福祉増進施設につきましては、前のページの（４）の体育施設が入った関係上、変更はありませんが、番号が繰り下がった関係上、（６）で高齢者福祉増進施設というふうに項目で載っているだけでありまして、実際の変更はありません。

３ページの高齢者福祉増進施設を見ていただきますと、額が、括弧書きがありま

せんので、増減もないということで、単にここに載っているのは番号の繰下げで載せたというだけのことでございます。

○5番（西 文男君）

分かりました。質問は、1, 200万円の予算について、多分老朽化しているの
で、補強とかそういう形の改築を予定しているのかどうかという確認ですが。

○企画振興課長（元栄吉治君）

事業自体は終わっておりまして、福祉センターの天井の爆裂の工事だそうです。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○11番（奥山直武君）

ちょっと聞きたいんですけども、3ページの下から2番目の中山間地域総合整備事業、これ、昨日の建設新聞にも令和2年度に発注する事業が載っておりましたが、どことどこなんですか。農道舗装は住吉と分かるんですけども、ため池は。

○議長（平 秀徳君）

何ページ。

〔「違う、違う、まだや」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これからです。総括で。

○11番（奥山直武君）

総括でいきます。

今の件なんですけれども、参考資料の3ページ、中山間地域総合整備事業、これ昨日の建設新聞にも載っておりましたが、農道舗装は住吉と分かりましたけれども、ため池ともう1か所、畑かん事業が載っていると思いますけれどもね、2, 000万円以下の、それはどことどこなんですか、場所は。

○耕地課長（窪田政英君）

すみません、農道については町内で全二十数路線ありまして、ため池は奥ため池、大山から上城に下りていくため池の改修、それからあとは排水路も、いかんせん町内11集落をまたいだ何路線かあるんですけども、具体的にちょっと今……、後で回答したいと思います。すみません。

○11番（奥山直武君）

排水路、ため池の補修は、水土里サークルの農地保全対策事業ではできないんですか。

○耕地課長（窪田政英君）

この中山間地域総合整備事業については補助率も非常によろしいということで、町内11字をまたがった農道、排水路、畑かん、ため池、これを全て網羅して、ただ、事業申請にはある程度の事業量の確保が必要なので、奥ため池は中山間に入れたという経緯もございまして、今おっしゃる水土里サークル活動では、若干趣旨が違うんです。農村地域の水路であったり、農道という規模の小さいものについては、地域で下ろしてよろしいかと思うんですが、町全体にまたがった大がかりな排水路またはこの中山間で整備する農道、こういったものについては、またこの事業でしたほうが非常によろしいかということです。

○11番（奥山直武君）

分かりました。

○議長（平 秀徳君）

進めます。参考年次計画表、1ページ。

2ページ。

3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第46号 知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（平 秀徳君）

日程第23、議案第46号 知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第46号は、知名町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての案件であります。

本議案は、知名町過疎地域自立促進市町村計画における4生活環境の整備に、（4）火葬場事業を追加したことにより、計画全体に及ぼす影響が大きいため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

○9番（今井吉男君）

火葬場整備事業が追加されたようでありますが、現在、竿津方面から火葬場へ曲がる左カーブ、そこがマイクロバス等の送迎で大変危険ですので、その事業に合わせてでもできれば早急にカーブ補正をしていただけないか。カーブの土山、ちょっと土があるんですけども、そこを削れば、カーブが緩やかになると思いますが、いかがですか。

○耕地課長（窪田政英君）

農道という声が聞こえましたので立ちましたが、火葬場のすぐ下の交差点、4差路のことですか。

〔「4差路」と呼ぶ者あり〕

○耕地課長（窪田政英君）

そこは、和泊町の古里の地になろうかと思えます、後で確認はしますけれども。

○9番（今井吉男君）

火葬場は共同ですから、広域でやっておりますので、和泊町の土地であれば、和泊町のほうにも要請して、お互いが、向こうは和泊町から来るから、カーブはあまり使わないと思うんですけども、知名町は竿津から左カーブですから、ぜひ和泊町とも協議して、早急に、事故が起きないように。曲がれないんですよ。曲がっても、向こうから対向車が来たら危険ですので、早急にカーブ補正をしていただくよ

う要請して終わります。

○議長（平 秀徳君）

ほかに、総括で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

過疎地域自立促進市町村計画、1 ページ。

2 ページ。

3 ページ。

○5 番（西 文男君）

3 ページの教育振興の下平川小学校の大規模改修工事について、増築が56平米ですか、追加になっていますが、具体的に何の目的で何のための増築でしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

下平川小学校体育館の大規模改修に合わせて、今回、現在の倉庫がかなり老朽化して、西側のほう、舞台下のほうに倉庫があるんですが、非常に使いづらい、それから老朽化も激しいということで、新たに倉庫を増築するということになっております。

○5 番（西 文男君）

非常に大事なことだと思います。事業は一緒にするときに、倉庫は、またテントでありますとか、屋外で利用するのに、長寿命化に対しては、やっぱり倉庫がないと塩害等々で町の財産も目減りするというのが非常に早いと思いますので、非常にいいことだと思います。ぜひ、需要があるときは、そういう形でやっていただければと思います。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

進みます。4 ページ。

次に、参考資料、1 ページ。

○2 番（外山利章君）

基盤整備についてお伺いしますが、令和2年度の予算で見ますと、基盤整備事業、ほとんどの事業が事業費減となっております。この理由を教えてください。

○耕地課長（窪田政英君）

令和2年度の事業費の減につきましては、今、詳しい資料は持ち合わせておりま

せんが、畑かんの余多1期、2期、また、今、5地区で事業をしておりますが、その地区について、今年度、来年度、事業が終わるという地区がございまして、その減が主な理由だと思われます。

○2番（外山利章君）

余多地区とかはあれですけれども、知名南西部地区、今まだ事業が入ったばかりで、入っているところも半分以上に減額という形になっているわけですが、それはいかがでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

知名南西部地区につきましては、今年度、今、説明会を開催して、調査・設計のほうをしておりますけれども、実際に事業の予算が必要なものは工事の着工後になります。今、その事前の調査または設計の委託ぐらいで済んでおります。令和2年度については……、これは後で、おおむねではちょっと答えるだけの額ではありませんので、確認した上でまた回答します。

いずれにせよ知名南西部地区については、もう既に走り出して、工事着工に向けた準備が今年度されていくというのは申し添えておきます。

以上です。

○2番（外山利章君）

地権者の方々の協力を得て、今、基盤整備事業を進めようとしているところでありますので、できるだけその事業が速やかに進むように、予算としてはしっかりとつけていただきたいところでありますので、また後ほど教えていただければと思います。

以上です。

○耕地課長（窪田政英君）

すみません、今のご指摘の予算の減について、事業の進捗に特に支障を来すというものではないというふうにご理解いただければと思います。

○議長（平 秀徳君）

進めます。2ページ。

3ページ。

4ページ。

進めます。5ページ。

6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２４ 議案第４７号 町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第２４、議案第４７号、町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第４７号は、町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例についての案件であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症対策のための財源を確保するため、町長、副町長、教育長の給料月額を減額することに関し所要の改正をするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わります。

次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで、ページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第48号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第25、議案第48号、議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第48号は、議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症対策のための財源を確保するため、議会議員の議員報酬を減額することに関し所要の改正をするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第49号 知名町国民健康保険税減免条例の一部 を改正する条例について

○議長（平 秀徳君）

日程第26、議案第49号、知名町国民健康保険税減免条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第49号は、知名町国民健康保険税減免条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法第77条の規定に基づき、市町村は国民健康保険税の減免を行うことができるとされており、新

型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度の収入が下がった被保険者に対して、国民健康保険税の減免等を行う保険者においては財政支援を行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象となる保険税の減免について、規則を制定するために必要な条例の整備を行うものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27 承認第13号 令和2年度知名町一般会計補正予算 (第1号)

○議長（平 秀徳君）

日程第27、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和

2年度知名町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第13号、令和2年度知名町一般会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,023万9,000円追加し、歳入歳出予算総額を59億4,573万9,000円と決めました。

補正の内容は、旧知名保育所園庭の整備に係る費用並びに新型コロナウイルス感染症対策費を新規に計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平 秀徳君）

これから本件に対する総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正。

○2番（外山利章君）

本日も、またこれから後も、数多くの専決処分について議題が出されておりますが、本町の専決処分に関わる基準というものがもしあるのであれば、教えていただけますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

地方自治法の専決処分の規定を運用しているわけですが、急を要する、これが大前提でございます。

今回の場合はマスクの入手が主の目的であったわけですが、すまいるのグラウンドが狭いということで、どうにか雨の時期を迎えるまでに旧知名保育所の園庭をきれいに整備して、そこで園児たちが遊べる環境をつくりたいという企画課のほうでのそういう案がありまして、それならばということで、議会に事前にいろいろ説明をして了解を取っていただければよかったんですが、今回、このコロナのマスク入手の時期と合わせてそういうことを行うということで専決を組んだ次第でございます。

ただ、具体的な基準というか、確たる基準は持っておりませんが、今後また議会と相談しながら、そういうことは決めていければと思っております。

○2番（外山利章君）

2つともそれぞれ必要なことであるということは十分理解しております。マスク

については、特に新型コロナの感染を防ぐということで、どうしても急を要するというので、これは専決処分の内容に当たると思いますが、保育園の園庭というのは確かに狭いのも開園当時からよく分かっていることで、もし使用するのであれば、事業計画の中にしっかりと組み込んで予算を計上していただければよかったのではないかなと思います。

地方自治法の１７９条では、専決処分は、やはり緊急を要する、議会を招集することができないというふうに規定されておりますので、ぜひその点は守っていただきたいというところと、また、議会においては、１８０条のほうで、軽微なものであるとか、議会が認めるものについては専決処分の対象とするという項目がありますので、また議会は、議長の下にまたその点についてはしっかりと私たちが話し合い、協議するべきではないかと思います。今後、そういう意味でも、専決処分の扱いについては、ぜひ慎重にしていきたいと思います。

以上、要請で終わります。

○議長（平 秀徳君）

歳入、１ページ。

歳出、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第１３号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定しました。

△日程第 2 8 承認第 1 4 号 令和 2 年度知名町一般会計補正予算
(第 2 号)

○議長（平 秀徳君）

日程第 2 8、承認第 1 4 号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度知名町一般会計補正予算（第 2 号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました承認第 1 4 号、令和 2 年度知名町一般会計補正予算（第 2 号）の説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ 6 億 7 8 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の予算総額を 6 5 億 5, 3 5 6 万 8, 0 0 0 円と定めております。

主な補正の内容は、庁舎建設予定地の測量委託料を新規に計上しております。また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けまして、町民 1 人当たり 1 0 万円を給付するため、特別定額給付金事業を新規に計上しております。併せて子育て世帯への臨時特別給付金事業を新規計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本件に対する総括的質疑を行います。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、1 ページ。

歳出、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから承認第 14 号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定しました。

△日程第 29 議案第 50 号 令和 2 年度知名町一般会計補正予算 (第 3 号)

○議長（平 秀徳君）

日程第 29、議案第 50 号、令和 2 年度知名町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 50 号は、令和 2 年度知名町一般会計補正予算（第 3 号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,047 万 6,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 66 億 9,404 万 4,000 円と定めております。

主な補正の内容は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ新設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルスの感染予防対策並びに商業者、観光業者、農業者等の事業継続支援を行うための各支援事業をそれぞれ新規に計上しております。その他、事業量の変更等に伴い増減を行いました。

地方債は、水産物輸送鮮度向上対策事業費債並びに沖永良部空港利便性向上事業

費債を追加しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入、1ページ。

○10番（福井源乃介君）

地方創生臨時交付金、非常に使いやすい交付金でありまして、コロナ関係であれば、市町村の状況に応じて使える、ひものついていない交付金なんですけど、第2弾に向けて、例えば新型コロナウイルス感染が始まりまして、2月下旬から外出自粛要請、いわゆるステイホームという形で自粛が行われました。

そうすると、サトウキビ農家にとっては、株出し管理であるとか、春植えであるとか、そういう適期管理ができなかった、また植付けができなかった、管理が遅れたというようなことで、ハーベスタ料金をトン当たり500円、この臨時交付金で支援をするという町もあるんですね。

ですから、今回は緊急性を要するということで花卉農家への支援策になりましたけれども、そういう幅広い支援の仕方もあるということで、ぜひ第2弾には検討して、やはり公平性という立場から、花卉農家、非常に収益性の高い作物、サトウキビに関しては零細農家、非常に四苦八苦しているという状況も加味しながら、実際にそういうことが使われるという形が隣の島でできていますので、情報を集めながら、ぜひ花卉農家だけではなくて、畜産だけではなくて、サトウキビ農家にもぜひ手厚くじゃないですけども、200トンの農家に対しても10万円程度になりますので、そういったことも考えていただきたい。

それから、プレミアム付商品券についても全町民には行き渡らないわけです。ですから、全世帯に5,000円なり、あるいは1万円なり、現金もしくは和泊町民に商品券、もう既に郵便発送を終わっています。ですから、そういう公平性というか、全町民に対する支援というのは、やっぱり第2弾で考えていただければと思うところでありますが。

○農林課長（安田末広君）

確かに幅広くできればいいんですけども、今回の事業の枕言葉には、やはり「コロナにより強く影響を受けた農家の皆さん」というふうにありましたので、そこら辺までちょっと考えが及ばなかったところはありますけれども、まず第1、第

2を考えれば、そこであったであろうというふうに思います。第2弾のまた施策等がありましたら、そこら辺をまた広く深く考えさせていただきたいと思います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

プレミアム付商品券につきましては、今回は全世帯対象ということではなく、1枚の商品券を5,000円出せば1人2セットまでという形で制度設計をしています。これは迅速に、一番困っているところを対象に使えるような商品券にしていますので、まず、一番困っているところに使っていただいて、第2弾として、今おっしゃったような消費喚起ができればと思っております。

○10番（福井源乃介君）

第1弾はもう既に、すぐ可決をして、一日でも早く支援金を届けるという方向でいいと思います。ただ、第2弾、1億四、五千万入ってくればいいんだろうけれども、やはり大胆に、そして公平にというところも考えて、我々、第2弾が出てきても、臨時議会においてどうのこうの言ってもできませんので、やっぱりそういうメニューの段階から頭の片隅にちょっと置いていただければと思います。

○議長（平 秀徳君）

進めます。歳出、3ページ、4ページ。

第2表、地方債補正、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、8ページから。

9ページ。

10ページ。

歳出、11ページ。

12、13ページ。

○2番（外山利章君）

総務費、13ページ、ふるさとまちづくり基金費であります。説明を見ますと、過年度返納金が41万6,000円とあります。これについての説明を。

○企画振興課長（元栄吉治君）

ふるさとまちづくり基金費の返納金でございますけれども、これは、ふるさと納税をした方が、ワンストップ納税というシステムがありますが、知名町が、その対象者の市町村に対して、この方はふるさと納税をしましたのでワンストップしてくださいという形でその市町村にデータを送るんですが、そのデータの一部が送れて

いなくて、結果、十数名の方が要するに控除できなかったということで、この41万6,000円納税した分をお返しするという形になりました。

これが判明したのが3月の27日か28日ぐらいに判明いたしまして、全部で166件の対象市町村がありました。すぐ、その日とその翌日に電話と文書でおわびと、ワンストップのことができないかということで追加でお願いしたところ、できなかった市町村が、ちょっと今数字がないんですけれども、数十件あったということで、合計41万6,000円の返納ということになりました。

以上です。

○2番（外山利章君）

ふるさと納税、知名町に納税していただくということで、そのお返しというか、そういう形で税の控除ができる部分が、これは行政の事務上の不備で受けられず、その分についての支払いをしたということでよろしいですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

そのとおりでございます。ワンストップ対象自治体、今回、できていなかったのが166自治体で215名の方がいらっしゃったんですけれども、その後、電話・文書でお願いしたところ、15自治体、22名の方が、ワンストップができないということで、41万6,000円はお返しするという形になります。

これはまた、各個人にもおわびの文書と、それから一人一人にお電話を差し上げて状況を説明しているところでございます。で、快く了承を得ているところで、また来年もしますという大変ありがたい回答もいただいているところですので、来年は、このようなミスがないようにしていきたいと思っております。

ミスの原因といたしましては、電算が朝の8時半から、たしか5時15分ぐらいまでの処理にしないとデータが全部完了しないようなシステムになっていたみたいで、税務課のパソコンでしかできなくて、企画振興課の職員が夕方に行ってやったところ、もう時間が来てしまっただけで残りのデータが送れなかったという報告を受けております。

○2番（外山利章君）

せっかく知名町にふるさと納税という形でしていただいて、また自主財源確保のためにふるさと納税を今から伸ばしていこうという形で取り組んでいるところを、残念だなと言わざるを得ない部分ではありますが、また、ほかの市町村でも同様の事例があったと新聞報道等で知っております。ぜひ、今後このようなことがないように、しっかりと対策を取っていただきたいと思います。

最後、その対策について、企画振興課長、回答いただけますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

対策につきましても、データ送付のミスということで、必ずデータが完了したか、再度そのシステム会社、委託先である会社にも確認をして、今後はこういうミスがないようにしていきたいと思っております。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○3番（根釜昭一郎君）

13ページ、企画費の中に、沖永良部空港ビル整備負担金785万4,000円とあるんですけれども、一応、隣町との共同事業になろうかと思うんですけれども、その負担割といいますか、隣町の金額等教えていただければと思います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

これは沖永良部空港の待合所の改修でございます。今、到着のロビーといいますか、手荷物を受け取るところが非常に手狭ということで、そこの拡張と、今の待合所の席が三十五、六席しかありませんので、ATR72の満席の70席と同等の席まで増やすということで改修を計画しております。

総事業費が5,629万5,000円ございまして、そのうち、当初は県の2分の1以内の負担でしたが、結果的には県から内示が来たのが37%ということで内示が来ております。残りの分につきましては、空港ビル会社が山田さんですね、2,000万円を持って、その残りの負担がありますけれども、その残りの負担分を両町で折半ということで、知名町が785万4,000円、和泊町も同額の785万4,000円という形で折半ということで計上しております。

○議長（平 秀徳君）

よろしいですか。

進めます。14、15ページ。

○11番（奥山直武君）

民生費で、子育て支援課長にちょっとお聞きしたいんですけれども、今、発達障害児の方々が徳洲会病院でリハビリを行っておりますが、今、5月からお休みになっておりますけれども、それはコロナの関係ですか。その事情は分かりませんか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

徳洲会病院で発達支援の支援を受けている子たちが、5月からお休みになっているということですか。

〔「5月から施設が」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（池沢由美子君）

子育て支援課のほうに、そのような情報はまだいただいていないので、今後確認をしてまいりたいと思います。

○ 11 番（奥山直武君）

確認して、また日頃できるように要請して、終わります。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

16、17 ページ。

○ 11 番（奥山直武君）

衛生費なんですけれども、今、ごみ収集車が越山のセンターのほうに、車庫として4台、和泊町2台、知名町2台、駐車しております。その点について、作業者が知名町では新城、住吉、2名おります。距離が遠くなっております。その方々のために、今回、通勤手当を補正として上げてほしかったんですけれども、今後どのような方向で対策していくのか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

塵芥収集車につきましては、6月1日から、これまで自分の経費の中で駐車場を確保して車の出入りをしていただいておりますが、6月1日からクリーンセンターのほうで場所を確保いたしまして、屋根つきの駐車場というか、そちらのほうに入れさせていただくことになりました。収集員のほうは、当然、自宅の近くから、今まではすぐ近かったと思うんですけれども、そちらのほうまで車で行って収集して、最終的にはまたそちらに置いてということになりますので、当然、通勤にかかる費用は発生すると思いますが、1人の方につきましては、倉庫を借りる家賃等も払っております、かなりの金額になっておりました。そのあたりの費用もなくなるということと、あと、倉庫の手入れとか修繕とか、そのあたりの費用も考えたところ、今のところ通勤手当のほうは考えておりません。

○ 11 番（奥山直武君）

通勤手当をつけてもらったほうがいいと思います。というのは、知名町はごみステーション、広範囲にありますよね。それを収集者の給料から油差し引けば、残りが自分の手取りになるでしょう。それに加えて、自分の車のガソリン、それを引いたら、本当、手取りがかなりなります。その点を鑑みて、なるべく委託料を上げて、上げたら、町内一周するときの軽油代も下がるとは思いますけれども、その点どうですか。将来的じゃなくて、今年度はどうしようもないけれども、9月の補正予算で

上げてもらえば、どうですか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

これは、6月1日から駐車場所が変わったということで新しく出てきた事項になりますので、今年度中ということは難しいと思いますが、来年度に向けて検討して、また考えていきたいと思っております。

○11番（奥山直武君）

お願いします。

○議長（平 秀徳君）

進めます。

○9番（今井吉男君）

17ページの5款。

えっ、何ページ。

○議長（平 秀徳君）

14、15。

進めていいかな、進めますよ。

では、16、17で。

○9番（今井吉男君）

17ページの5款農林水産業の4目の森林環境譲与税基金費が33万1,000円増額計上されておりまして、説明を見ますと、税制改正による譲与税の増額ということでありますが、これは消費税が10%に引き上げられたのでこの金額が増えたのでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

これは森林環境譲与税といいまして、県民税のほうから徴収されていると思えますけれども、その市町村への譲与割合が増えたのでこういうふうに増額いたしました。

○9番（今井吉男君）

これは毎年この金額が入ってくるわけですか。

○農林課長（安田末広君）

ほぼその額が毎年入ってくることになると思います。

○9番（今井吉男君）

分かりました。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○ 2 番（外山利章君）

一般質問で少し聞けなかったので。17 ページの花弁の経営持続支援補助金についてお伺いしますが、これは具体的にタイムスケジュールはどのようになっていますか。支払いが大体どれくらいで農家に行き渡るのかというところを具体的にお教えいただけますか。

○農林課長（安田末広君）

今回可決いただいて、来週あたりに各出荷団体との協議を持ちたいと思っております。様式等もほぼ出来上がっておりますので、7 月の上中旬には配布までいくかなというふうに思っております。

○ 2 番（外山利章君）

農家のほう、非常に3月、4月、悪くて、商工会でも伺ったことがあるんですけども、非常に苦しかったと。町としてこういうことが計画されていますよと言ったら、非常に喜んでおりました。できるだけ早い段階で支払いができるような形にさせていただいて、次の経営につなげるよう、農林課としてぜひ尽力していただきたいと思います。

以上です。

○ 3 番（根釜昭一郎君）

すみません、16 ページなんですけれども、9 目畜産振興費で、全国和牛能力共進会の推進事業の補助金が出ているんですけれども、現在の状況として、今年度、全国の共進会を開催される予定でしょうか。

○農林課長（安田末広君）

全国和牛共進会ですけれども、再来年の開催予定になっていますので、多分その頃は大丈夫じゃないかなと思っています。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

進めます。18、19 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

進めます。20、21 ページ。

○ 1 番（新山直樹君）

消防費、消防団員の免許証取得の補助金があるんですが、これは何名ほどですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

大体1人当たり7万5,000円程度考えておりまして、4名を一応予算立てし

たところでございます。

○1番（新山直樹君）

今年度が4名、来年度、再来年度とも今度の当初予算で計上するということでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

次年度以降については、当初予算の中で、また各分団の意向を聞きながら、その人数等で計上していきたいと思っております。

○議長（平 秀徳君）

進めます。22、23ページ。

○7番（大藏哲治君）

学校給食センター所長に伺います。学校の休校中における給食センターの影響はあったのかどうか、お答えください。

○学校給食センター所長（井上修吉君）

学校につきましては、3月に1回休校がありまして、そのときに給食センター、給食の資材等につきましては、納品してもらっている業者に対してキャンセル等をして協力していただきました。そのときの3月時点で、国からの補助の新しい施策がありまして、学校臨時休業対策補助金というものが設けられまして、その補助対象となるものにつきましては、給食用のパンと牛乳の製造について、できなかったものについて違約金を支払うことができるということで、補助として19万8,000円、10分の3ということで申請を今回してあります。

○7番（大藏哲治君）

あと2点伺いますけれども、その休業中における食品のロスとか、そういうのはなかったのか。それと、報道でJAから何がしかの農産物の提供があると伺っていますけれども、その辺はどうなっているのか。

○学校給食センター所長（井上修吉君）

学校給食で提供している食材のロスについては、今申しました牛乳とパンについては国の補助でやったんですけれども、あと、物資、食材については、島内業者の納品している業者のほうにキャンセル等をお願いしますということで、食品ロスはなかったとしております。

農産物の件につきましては、昨日かおとといの議会のほうで申し上げましたけれども、和牛につきましては、9月から12月に県のほうから希望調査というのがありましたので、3回ほど「希望する」ということで、今、申請をしているところでございます。あと、果物についてもありましたので、これも9月から12月までと

いうことで、3回、「希望」ということで申し込んであります。

○7番（大藏哲治君）

いいです。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○5番（西 文男君）

教育費の中の学校施設設備費で1, 100万円ぐらい組まれているんですが、説明書を見ますと、田皆中学校の理科室等と書いてありますが、これは具体的に場所を教えていただけますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

中学校費の5目の学校整備費の委託料につきましては、田皆中の理科室と技術室の床の貼り替えと天井のクロスの貼り替えについて、起債の対象になるということで、ちゃんと設計を上げて、また今後予算を計上して進めていきたいということで、今回、委託料を計上してあります。

○5番（西 文男君）

これは、やぐにゃホールと校舎をつなぐところの天井も含まれているということですか。ごめんなさい、田皆中学校校舎に入って向かって左側に、やぐにゃホールがありますが、その継ぎ手のところから、雨が降るたびにやって、これはもう終わっているということですか。で、設計料を27万円、今上げたということですか。その辺の前後について確認です。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

今回は理科室と技術室ということで、やぐにゃホールのところについては入ってはおりません。

○5番（西 文男君）

だから、工事が、やぐにゃホールとのつなぎの雨漏りについては対処済みということで理解してよろしいですか。その27万については、おっしゃるとおり理科室と技術室の改修の設計料ということで理解してよろしいですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

やぐにゃホールの雨漏りの解消の件については、ちょっと確認したいと思います。

○9番（今井吉男君）

23ページの、7目トレーニングジム管理事業費の中の業務委託料が163万2,000円計上されておりますが、この163万2,000円の算出の根拠、入札でそうなったのか、もしくは随意契約であれば、この金額はどういうふうに計算

してなったのか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

トレーニングジムの業務委託料についてです。

当初は町民体育館の２階のほうにトレーニング用具を置いてジムをしておりまして。その後、NPOの沖永良部スポーツクラブのE L O V Eが発足しまして、そのNPOのほうに、今後その管理をしていっていただくというところで進めております。

国・県のほうも、総合型の地域スポーツクラブというのを推進していくようにという中で、なかなか知名町がそのあたり進められなかったところだったんですが、そのNPOが発足したというところで、彼らのほうにジム等の運営をお願いしたいというところで、随意契約というか、彼らのほうに委託したという形です。

ただ、当初、町のほうも、昨年度から、そのトレーニングジムを管理していただく人件費を組んでおりました。その方から、このNPOに移るというところで、その人件費を今度この委託費に回したというふうな経緯でございます。

○９番（今井吉男君）

例えば利用者が何名おって、指導者が何名で、１日当たりの日当、また時給が幾らでということで計算の根拠が示されないと、ただ投げ、向こうにばっと……、利用者が１人でも２人でもこの金額なのか、指導者の数にもよりますけれども、週に何回とか、そういう規定があるんですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

内容等、確認をいたしまして、後ほど回答したいと思います。

○９番（今井吉男君）

これ無料じゃないですよ、利用料金を取るんですか。取るのであれば、その計算、ある程度の算出根拠を示さないと、ただ丸投げして、どうぞこれだけでやってくださいというのは、計算方法も示さないといけないと思いますので、根拠を。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

むしろ、スポーツジムの器具等を活用される皆さんについては、会費を頂くというふうな内容でございますが、そのあたりのちょっと今資料を持っておりませんので、また後ほど報告したいと思います。

○教育委員会事務局次長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

先ほどの西議員のご質問で、やぐにゃホール前のつなぎ目の補修についてですが、この箇所は既に対処済みでございます。しかし、やはりまだ少し雨漏りがあるということで、今後も継続して原因を調べていって対処したいと思います。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

○3番（根釜昭一郎君）

すみません、ちょっと過ぎてしまっていたんですけども、18ページの商工費の4目滞在型観光促進事業費というのは、もう少し具体的にどういった事業になるのか、どこかに委託するのか、その辺のご説明をお願いします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

滞在型観光促進事業ということで補正を上げておりますけれども、これは奄振交付金の予算を使ってする事業でございます。この新型コロナウイルス感染症の影響で観光産業が大きな打撃を受けているということで、観光産業は、感染の終息後を見据えて開放的でクリーンなイメージを打ち出していく必要があると、そういうことで、島の自然を生かして屋外での開放的なプログラムの造成等、それに伴う観光事業の人材育成を進める事業でございます。知名町、和泊町一緒にやる事業でございます。

事業費は550万円なんですけれども、その550万円に対して0.8はコロナの交付金が後で入りますので、実質的な負担は100万円ぐらいになるということでございます。

○3番（根釜昭一郎君）

この事業をするに当たって、どこがするとか、どこの事業所がするとかいうのはないでしょうか。個人。

○企画振興課長（元栄吉治君）

沖永良部島観光協会と一緒にやるということで、DVDの作成であったり、あとオープンエアという形で屋外でのダイニングのイベントですね、有名なシェフを呼んでのイベントであったりとか、そういうことを計画しております。

○10番（福井源乃介君）

ちょっと戻りますけれども、下平川小学校の体育館、説明書では、改修工事に係る設計積算の修正とありますが、これは町側の責任、それとも設計側の責任ですか。ちょっと初めてこういうのが出てきたので。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

今回上げてあります委託料なんですけど、体育館の工事に入る各単価が、昨年の予定から今年のほうにずれてしまいましたので、単価の改定も令和元年度の対応のままにするわけにいきませんので、令和2年度の単価のほうに変えないといけないと。あと、その他いろんな歩掛かり関係の関連も出てきますので、そちらのほうの改定

に伴う委託料ということで今回上げてあります。

○１０番（福井源乃介君）

町側なの、業者なの。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

単価改定ですね、令和元年度で改修工事を実施する予定が１年ずれてしまいましたので、単価を同じように令和２年度の単価に合わせないといけませんので、そういった作業が出てきますので、今回計上してあります。

○１０番（福井源乃介君）

いや、１２年議員をやっていますけれども、初めて出てきたものですから、あり得るのかな。これ、じゃ、今から設計、それから工事入札、スケジュールはどうなっていますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

工事の発注時期につきましては、７月中、なるべく早い段階で発注できればと、今、計画しております。

設計のほうは既に終わっております。工事の実施が１年延びております。

○１０番（福井源乃介君）

じゃ、参考までに、設計も去年終わっていて、単価の改正をするということですか。で、設計と監理はどこがやるんですか、そして、請負金額は幾らですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

すみません、ちょっと確認してお答えいたします。

○議長（平 秀徳君）

よろしいですか。２３ページまで、いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第５０号を採決します。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（高風勝一郎君）

申し訳ございません。先ほどのトレーニングジム管理のところの業務委託料をご説明いたします。

当初、町民体育館のトレーニングジムのほうで1人雇用するというので、今回、任用職員の報償費、それから期末手当、費用弁償等を含めてトータル163万2,000円という金額を組んでおりました。

で、今回の補正予算の22ページの9款5項3目の社会体育施設管理費のほうで報償費、それぞれ減額しております。これが163万2,000円、その1人分の人件費について、この7のトレーニングジム管理事業費のほうに移行したというところであります。

内訳としましては、その1人分の人件費としまして、トレーニングジムのトレーナー、専門的な者も含めまして日当たり6,800円掛ける1か月20日掛ける12か月という計算式で163万2,000円という金額を出しております。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

よろしいですね。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

その前に、耕地課長のほうから、先ほどの外山議員からの質問に答弁がございませう。

○耕地課長（窪田政英君）

3点ほど。奥山議員から尋ねられました中山間地域総合整備事業における畑かんの地域について、申し上げた上城に下りていく奥ため池の下のほうに広がっている上城団地、そこのパイプラインの工事も含むということで、畑かんというふうな表現になっております。パイプライン2,800メートルほど、面積5.4ヘクタールほどの畑かんを奥ため池の改修工事の中に含むということです。

それと、外山議員のご質問にありました予算の減については、事業量の確定による減でございまして、ご心配されている知名南西部については、申し上げたとおり、予定どおり事業は進捗しておりまして、実際の工事の着工は来年度からということになっております。

それともう一つ、大きな訂正をしないといけないのが、福井議員のほうから合併処理浄化槽の設置基数の残、申し訳ございません、私も回答して部屋を出た後に気づいたんですが、この１８５戸のうち１７０戸の浄化槽を設置しているというのは、ちょっと捉え違いでございまして、これは１８５戸に浄化槽を設置して、１７０戸の皆さんには接続をいただいているんですが、１５戸についてはまだ接続をしていない状況にあるという数値です。これについては、もちろん公的予算を使って設置しているわけですので、設置者に速やかに接続するような指導・勧告を、今、耕地課のほうでしているところでございます。したがって、現在、浄化槽の地区外における浄化槽対象戸数というのがそれぞれの地区にありまして、トータルで１９６戸のご家庭には浄化槽を設置するべく、低地であるということで、これについては、今からまだ事業としては市町村設置型のこの事業を継続していく必要があるということで、ちょっと表の解釈、数字の解釈で、もうあと１２基すぐに終われば集配に行けという話でしたけれども、大変誤解を招くような答弁をしてしまいました。おわびと訂正したいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

休憩。しばらく休憩します。

休 憩 午後 ２時３７分

再 開 午後 ２時３８分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第３０ 議案第５１号 令和２年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（平 秀徳君）

日程第30、議案第51号 令和2年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第51号は、令和2年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ199万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億8,152万6,000円と定めております。

主な補正の内容といたしましては、歳入につきましては県支出金を増額計上しております。歳出につきましては保健事業費を増額計上しました。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後３時１０分から再開します。

休 憩 午後 ２時４２分

再 開 午後 ３時１０分

○議長（平 秀徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第３１ 議案第５２号 物品売買契約の締結について（上城分団消防車）

○議長（平 秀徳君）

日程第３１、議案第５２号、物品売買契約の締結について（上城分団消防車）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を説明申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第５２号は、物品売買契約の締結についての案件であります。

本契約は、平成元年度に導入されました上城分団に配備されております水槽付消防ポンプ自動車の老朽化が著しく、予防消防活動に支障を来す状況にあるため、今後の同地区の予防消防活動の充実を図ることを目的に、新たに水槽付消防ポンプ自動車を購入するための契約であります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

○２番（外山利章君）

上城分団、非常に車が古くて管理にも苦勞しているようでありますので、新しい自動車が入るのはすごく喜ばしいことですが、これは導入の時期はいつぐらいでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

工期は1月末を予定しております。

○2番（外山利章君）

お正月には出初め式があるので、できれば新しい車で字の方々にも見ていただきたいと思いますが、これは厳しいということでしょうか。それはもう仕方がない部分ですので、できるだけ早く。車が故障した場合、非常にその予防消防に支障を来しますので、早期の導入をしていただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどの補正予算のほうで、免許の助成がありました。今、免許制度がかなり複雑になってきて、新しい団員が入った場合に、免許がどうしても取りにくく、持っていなくて乗れないということが出てくるんですけれども、そうなった場合は、免許の助成をするか、逆に化学消防車のような形で、車体を小さくして乗れるようにするかという形になると思いますけれども、知名町の消防団としてはどちらの方向でいきたいと考えていらっしゃいますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

準中型免許というのが7.5トン未満の車しか乗れないということで、タンク車あたりになると、もう重量が8トンぐらいになるということで、本町の助成制度では、準中型ではなくて中型免許を取ってくださいと、そういう形で助成をしよう。それであればタンク車等も全員が乗れることになりますので、そういう形で今後とも進めていきます。

○2番（外山利章君）

家屋火災なら化学消防車でもいいんですけれども、どうしても知名町の場合は原野火災等もありますので、サトウキビ畑とか、なかなか化学消火というのは難しい部分があると思いますので、免許の助成を進めて、予防消防のほうにまた努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第５２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

△日程第３２ 議案第５３号 物品売買契約の締結について（塵芥収集車）

○議長（平 秀徳君）

日程第３２、議案第５３号、物品売買契約の締結について（塵芥収集車）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第５３号は、物品売買契約の締結について（塵芥収集車）の案件でございます。

平成２１年１１月に購入した塵芥収集車の老朽化が著しく、ごみ収集業務に支障を来す状況にあるため、新たに塵芥収集車を購入する契約であります。

指名競争入札を執行し、売買金額が９６２万５，０００円で、株式会社ホンダブリモ大島知名店が落札し、物品売買契約を締結しており、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

○ 6 番（宗村 勝君）

総務課長にお尋ねします、まずは。公用車は中古を買ったことはないんですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

水道課のダンプとか、あと軽トラックとか、買える部分については中古車で対応しております。

○ 6 番（宗村 勝君）

さっきの消防自動車に関しても同じなんですけれども、都会は、公有財産で、こういう消防自動車に関しても、塵芥収集車に関しても、10年落ちで手放さなければいけないという条件があるもので、程度のいいのがたくさんあるんです。100万円もしないで結構出ているんですよ。それは、もちろん目で見ないと判断できないと思うんですけれども、960万円、その額で換算すると、何十万円で手に入る中古車があるんですよ、10年落ちで。そういうのを考えることはないのかなとお伺いしたわけなんです。

○保健福祉課長（成美保昭君）

今回の塵芥収集車についても、11年、平成21年11月に購入したものですので、沖永良部での11年と都会での10年は、やはり環境による差が激しく、例えば向こうでの10年落ちの車がもし買えたとして、これがあと何年乗れるか。特にこの塵芥収集車については修繕料がかなりかさみまして、部品一つ一つが、ほとんどが手づくりというか、なかなか特注のものが多くて、かなり修繕費に苦労しております、そういったことも考え合わせますと、年間の修繕のコストとか、いろいろ考えたところ、また特注的なものもありますので、新規の購入ということになりました。

○ 6 番（宗村 勝君）

町の財政が余裕あるものなら、もちろん新車で結構ですけれども、そこらも考えて、10年というのは部品がないということは絶対ないんですよ。そら、もちろん、職員が1人、役所の公有財産ですから、それは見に行っても合うぐらいの価格なんです。こういう計画があるんですから、最近はどうなてもインターネットを見ていますから、そういう物品が出た場合、見る価値はあると思いますけれどもね。旅費を出しても十分割に合います。そこらもぜひ無駄のないようにできたらと思っていますところ。

私個人では、必要なものならすぐ買いますけど。役所のことで、役所に負担がかからないために今申し上げていますから、そこら、今後もそういう検討も必要ではないかなという要請をして、終わりたいと思います。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第５３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

△日程第３３ 議案第５４号 沖永良部与論地区広域事務組合から和泊町の脱退の予告の撤回の同意を求めることについて

○議長（平 秀徳君）

日程第３３、議案第５４号、沖永良部与論地区広域事務組合から和泊町の脱退の予告の撤回の同意を求めることについてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

提案理由を申し上げます。

ただいまご提案いたしました議案第５４号は、沖永良部与論地区広域事務組合から和泊町の脱退の予告の撤回の同意を求めることについての案件であります。

沖永良部与論地区広域事務組合からの和泊町の脱退の予告の撤回につきましては、地方自治法第２８６条の２第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第34	同意第 1号	知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（田尻博樹）
	同意第 2号	知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（東 正亮）
	同意第 3号	知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（田畑則仁）
	同意第 4号	知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（前田博徳）
	同意第 5号	知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（永吉雄子）
	同意第 6号	知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（川畑伸之）
	同意第 7号	知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（西 登美勝）

- 同意第 8 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（池沢清良）
- 同意第 9 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（市來真吾）
- 同意第 10 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（榮 米子）
- 同意第 11 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（森 由美子）
- 同意第 12 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（川内清弘）
- 同意第 13 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（先間秀明）
- 同意第 14 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（神田三十志）
- 同意第 15 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（幸山利忠）
- 同意第 16 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（沖 道人）
- 同意第 17 号 知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて（芦村利広）

○議長（平 秀徳君）

日程第 34、同意第 1 号から同意第 17 号、知名町農業委員会委員の任命につき同意を求める件、以上 17 件を一括議題とします。

この 17 件について、提出者の説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました同意第 1 号から同意第 17 号までは、全て知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについての案件でありますので、一括提案とさせていただきます。

農業委員の選出方法につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、従来の公選制から議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変わったところ

であります。

同意第1号から同意第17号は、現農業委員の任期満了に伴い、7月20日から3年間、新たに17名の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから同意第1号から同意第17号、知名町農業委員会委員の任命に付き同意を求める件を採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中野賢一君及び今井吉男君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（平 秀徳君）

念のため申し上げます。本投票用紙には同意第1号から第17号まで記載があります。記載漏れがないようご注意ください。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（平 秀徳君）

異状なしと認めます。

入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（平 秀徳君）

ただいまから投票を行います。

議席番号１番の議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（平 秀徳君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

先ほど立会人に指名した中野賢一君及び今井吉男君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（平 秀徳君）

投票の結果を、同意第１号から順に報告します。

同意第１号、投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ゼロ票。

賛成１１票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成多数です。

したがって、同意第１号は同意されました。

同意第２号、投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ゼロ票。

賛成１１票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成多数です。

したがって、同意第２号は同意されました。

同意第３号、投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ゼロ票。

賛成１１票、反対ゼロ票。

したがって、同意第３号は同意されました。

同意第４号、投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ゼロ票。

賛成１１票、反対ゼロ票。

したがって、同意第４号は同意されました。

同意第５号、投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 5 号は同意されました。

同意第 6 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 6 号は同意されました。

同意第 7 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 7 号は同意されました。

同意第 8 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 8 号は同意されました。

同意第 9 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 9 号は同意されました。

同意第 10 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 10 号は同意されました。

同意第 11 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 11 号は同意されました。

同意第 12 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 12 号は同意されました。

同意第 13 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 10 票、反対 1 票。

以上のとおり賛成多数です。

したがって、同意第 13 号は同意されました。

同意第 14 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 14 号は同意されました。

同意第 15 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 15 号は同意されました。

同意第 16 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。
賛成 11 票、反対ゼロ票。

したがって、同意第 16 号は同意されました。

同意第 17 号、投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。
賛成 10 票、反対 1 票。

賛成多数です。

したがって、同意第 17 号は同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△追加日程第 1 議案第 56 号 工事請負契約の締結について（知名 正名海岸線改良工事 1 工区）

○議長（平 秀徳君）

追加日程第 1、議案第 56 号、工事請負契約の締結について（知名正名海岸線改良工事 1 工区）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第 56 号は、工事請負契約の締結について（令和 2 年度知名正名海岸線改良工事 1 工区）の案件であります。

今回の令和 2 年度知名正名海岸線改良工事 1 工区は、6 月 16 日に株式会社元栄建設、株式会社久保建設、株式会社前建、株式会社宗岡組、有限会社神園組、株式会社甲斐組、6 社で入札を執行し、工事請負金額 5,830 万円で株式会社宗岡組が落札し、工事請負仮契約を結んでおります。

工事の概要としましては、道路改良、橋梁解体、ボックスカルバート設置などを計画しております。詳細につきましてはお手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平 秀徳君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○10 番（福井源乃介君）

本体工事、大津勘橋の改良ということですが、これは迂回路を設けますか。

○建設課長（平山盛文君）

用地購入の際、橋梁部分だったので、迂回の道路がないということで、今回も完全に通行止めになってしまうんですけれども、そのために、本議案が可決されたら、表示看板、予告看板等を多数、分かりやすいように表示をして、迂回路はないんですけれども、手前の道で迂回してもらうような方法で工事を執行したいなと思います。

○１０番（福井源乃介君）

徳時側の道路工事をしていますよね。その関係で、非常に不便だということで迂回路をとという声があります。ですから、液肥センターの先の十字路から字内あるいはビーチロックに回すのと、大津勘側は橋の手前の十字路から上下に回すという形をきちんとやっていただきたい。お互いに、工事現場も気を遣い、我々運転手も気を遣いながら片側通行をしておりましたので、通行止めにするのであれば、ぜひ、きちんと上下への対応をしていただきたいと思います。

○建設課長（平山盛文君）

迂回路の件に関しましては、できるだけ広い道を迂回してもらうように、また、舗装道路をなるべく迂回してもらうように。それと、上からも下からも行ける方法で考えていきたいと思っています。

○５番（西 文男君）

施工方法についてお尋ねします。

アーチ型のカルバートになっておりますが、Ⅰ型、Ⅱ型とあります。荷重の違いだと思うんですが、何トンまで、Ⅰ型が何トン、Ⅱ型が何トンでしょうか。

○建設課長（平山盛文君）

ちょっと手元に資料がないので。一応、Ⅰ型、Ⅱ型というのは、ボックスカルバートの長さ、例えば１つのボックスカルバートが２メートルと、あと１メートルと、あと１，３５０とがありますけれども。積載荷重に関しては、当然車両の通行積載荷重とか、それも計算してボックスカルバートに計算しております。

○５番（西 文男君）

説明書きに書いてあるんです、課長。Ⅱ型については鉄筋量を増加させたものということを書いてありますが、多分長さは違うと思うんですよ。ただ、なぜ質問したかといいますと、以前質問したときに、ボックスカルバートで施工するという返事がありまして、２５トン荷重を考えているということの返答がありましたので、確認の意味でⅠ型、Ⅱ型、Ⅱ型が鉄筋量が多いということは荷重がかかるところに当然施工するというふうに考えられますので、後で結構ですので、荷重の表示まで

要請して終わります。

○議長（平 秀徳君）

要請ですね。

○建設課長（平山盛文君）

また後で調べて、ご報告したいと思います。

○議長（平 秀徳君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから議案第５６号を採決します。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、工事請負契約の締結について（知名正名海岸線改良工事１工区）については可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらく休憩します。

休 憩 午後 ３時５４分

再 開 午後 ３時５９分

○議長（平 秀徳君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第３５ 陳情第１号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について

陳情第３号 大津勘集落内に教職員住宅等の建設要望書について

請願第１号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制

度2分の1復元をはかるため、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について

陳情第2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採
択を求める陳情書

○議長（平 秀徳君）

日程第35、陳情及び請願を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○7番（大藏哲治君）

令和2年6月18日。

知名町議会議長、平 秀徳殿。

総務文教常任委員会委員長、大藏哲治。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

陳情第1号、令和2年1月23日、件名、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について。審査の結果、採択。

陳情第3号、令和2年2月9日、大津勘集落内に教職員住宅等の建設要望書について。審査の結果、採択。

請願第1号、令和2年5月25日、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について。審査の結果、採択。

陳情第2号、平成30年8月27日、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。審査の結果、継続審査。

以上です。

○議長（平 秀徳君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

これから陳情第 1 号、陳情第 3 号、請願第 1 号を採決します。

この陳情、請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情、請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第 1 号、陳情第 3 号、請願第 1 号は採択することに決定しました。

△日程第 3 6 発委第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書

○議長（平 秀徳君）

日程第 3 6、発委第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書を議題とします。

意見書は配付してありますので、朗読を省略します。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

△日程第 37 決定第 3 号 閉会中の継続審査の件について

○議長（平 秀徳君）

日程第 37、閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の件について、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第 38 決定第 4 号 閉会中の継続調査の件について

○議長（平 秀徳君）

日程第 38、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平 秀徳君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

お疲れさまでございました。

閉 会 午後 4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 平 秀徳

知名町議会議員 宗村 勝

知名町議会議員 大藏 哲治